両院協議会の研究

星　正彦

両院協議会の研究

目　次

緒言・・・

３－４－４　両院協議会への案件の付託手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
３－４－５　議題宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
３－４－６　趣旨の説明の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
３－４－７　各院の議決の趣旨の説明の順序・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
３－４－８　協議案とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
３－４－９　協議案の採決の順序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
３－４－10　成案とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
３－５　まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８

第４章　両院協議会の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
４－１　両院協議会の請求、両院協議会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
４－２　両院協議会の議事の対象となる案件、両院協議会の名称の決定・・・・・・７１
４－３　協議委員の選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
４－４　協議委員の辞任、補欠選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２
４－４－１　協議委員の辞任、補欠選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２
４－４－２　みなし辞任制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
４－５　各院の協議委員議長・副議長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
４－５－１　各院の協議委員議長・副議長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
４－５－２　協議委員議長及び副議長互選会・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
４－６　初会の日時の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
４－７　両院協議会の開催場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８
４－８　両議院の協議委員議長及び副議長打合会・・・・・・・・・・・・・・・・８９
４－９　両院協議会の議長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０
４－10　両院協議会の定足数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
４－11　協議委員以外の出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３
４－11－１　各院の議長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３
４－11－２　国務大臣等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９４
４－11－３　両院の議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５
４－11－４　政府職員、民間人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５
４－12　傍聴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７

４－13　両院協議会の議事進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
４－13－１　両院協議会の議長の選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８
４－13－２　議題宣告は行わない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８
４－13－３　議決の趣旨の説明を聴取する・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８
４－13－４　協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
４－13－５　小委員会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
４－13－６　議事の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
４－13－６－１　「両議院の議決が異つた事項」・・・・・・・・・・・・・・１０１
４－13－６－２　「当然影響をうける事項」・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
４－13－７　協議案の議決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
４－13－８　協議案以外の議事の議決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
４－13－９　協議から協議案の議決までの実際の議事の流れの例・・・・・・・１０６
４－14　会議録の作成・公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０９
４－15　懲罰事犯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１０
４－16　事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
４－17　両院協議会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２

第５章　両院協議会の存続期間・消滅時期・・・・・・・・・・・・・・・・１１４
５－１　両院協議会の散会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４
５－２　両院協議会の存続期間・消滅時期・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
５－２－１　両院協議会の散会と消滅時期との関係・・・・・・・・・・・・・１１６
５－２－１－１　成案を得た場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
５－２－１－２　成案を得るに至らなかった場合・・・・・・・・・・・・・・１１７
５－２－２　会期と両院協議会の消滅との関係・・・・・・・・・・・・・・・１１９
５－２－３　その他両院協議会の消滅との関係で問題となる場合・・・・・・・１１９
５－２－４　数個の案件について一括した両院協議会の場合・・・・・・・・・１２０

第６章　両院協議会終了後の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
６－１　成案を得るに至らなかった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
６－２　成案を得た場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３

第７章　それぞれの両院協議会の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８
７－１　法律案についての両院協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８
７－１－１　両院協議会と再議決との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８
７－１－１－１　法律案について、両院協議会において成案を得られなかったとき、あるいは成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２８
７－１－１－２　法律案について、両院協議会において成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、あるいは（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院が再議決権を行使し得るとする説を採った場合、その再議決の対象は、当初の衆議院の議決か両院協議会の成案か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３３
７－１－１－３　法律案について、両院協議会において協議中に、衆議院は再議決権を行使し得るか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３５
７－１－１－４　はじめに衆議院が憲法59条2項により再議決権を行使し、否決されたときに、同条3項によって両院協議会を求めることはできるか・・・１３８
７－１－２　みなし否決と両院協議会の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
７－１－２－１　両院協議会の成案を衆議院が可決し参議院に送付したにもかかわらず、参議院が議決しないとき、憲法59条4項の期間の起算日はいつか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
７－１－３　参議院先議の法律案に関する問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０
７－１－３－１　参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求（③）を拒否した上で、再議決できるか・・・・・・・・・・・・・・１４１
７－１－３－２　参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求（③）を拒否した上で、自ら両院協議会を求める（④）ことができるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３
７－１－３－３　参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求（③）を拒否した上で、自ら両院協議会を求めることもできる（④）し、再議決もできるとした場合に、その先後関係はどうなるか・・・・・１４４

７－１－３－４　参議院先議の法律案について、衆議院が請求した両院協議会（④）において成案を得られなかったとき、あるいは成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４５
７－１－３－５　参議院先議の法律案について、衆議院が請求した両院協議会（④）において成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、あるいは（成案について後議の院である）成案が得られても参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るとする説を採った場合、その再議決の対象は、当初の衆議院の議決か両院協議会の成案か・・・・・・・・１４６
７－１－３－６　参議院先議の法律案について、参議院が請求した両院協議会（③）において成案を得られなかったとき、あるいは成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても（成案について先議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７
７－１－３－７　参議院先議の法律案について、参議院が請求した両院協議会（③）において成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、あるいは（成案について先議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るとする説を採った場合、その再議決の対象は何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８

７－２　予算についての両院協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
７－２－１　予算について、両院協議会において成案を得られても両院の意見が一致しないとき、国会の議決となる「衆議院の議決」とは、当初の衆議院の議決か両院協議会の成案か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
７－２－２　自然成立と両院協議会の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
７－２－２－１　憲法60条2項後段の「参議院が……30日以内に、議決しないとき」の期間の到来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
７－２－２－２　成案を衆議院で議決し参議院に送付したが、参議院がこれを議決しない間（ｄ～ｅ）に「参議院が……30日以内に、議決しないとき」

の期間が到来した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
７－２－２－３　両院協議会において協議中（ｂ～ｃ）に「参議院が……30日以内に、議決しないとき」の期間が到来した場合・・・・・・・・・・・・・・・１５５
７－２－２－４　上記以外の間（ａ～ｂ、ｃ～ｄ）に「参議院が……30日以内に議決しないとき」の期間が到来した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・１５９

７－３　条約についての両院協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５９
７－３－１　参議院先議の条約にも憲法60条2項の規定が準用されるか・・・・１５９
７－３－２　両院協議会の役割と国会の条約修正権の関係・・・・・・・・・・・１６１

７－４　内閣総理大臣の指名についての両院協議会・・・・・・・・・・・・・・１６３
７－４－１　両院協議会において両院の指名した者以外の第三者を議題に供し得るか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６３
７－４－２　両院協議会の成案を先議する参議院が議決を行わない場合・・・・・１６５
７－４－３　両院協議会において協議中に「10日以内に、参議院が、指名の議決をしないとき」の期間が到来した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６

７－５　憲法改正原案についての両院協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７
７－５－１　憲法改正原案と会期との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６９
７－５－１－１　議案の存続要件との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６９
７－５－１－２　先例との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６９
７－５－２　憲法改正原案の後会への継続の可能性・・・・・・・・・・・・・・・１７２
７－５－２－１　衆議院的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
７－５－２－２　参議院的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
７－５－３　両院協議会で協議中に会期終了となった場合、両院協議会は消滅するか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６
７－５－４　憲法改正原案に係る両院協議会の成案を憲法審査会に付託することはできるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７７
７－５－５　憲法改正原案に係る両院協議会の成案は後会に継続するか・・・・・１７９

７－６　その他の議案についての両院協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８１
７－６－１　後議の議院から回付を受けた先議の議院がこれに同意しない場合の両院協議会の請求（⑭）の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８２

第８章　終章――両院協議会の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８５
８－１　横断的・網羅的検討の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８５
８－２　両院協議会改革の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８６
８－３　両院協議会改革の提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８７
８－４　結語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９５

巻末資料

1　日本国憲法

2　国会法

3　両院規則

4　両院協議会規程

5　両院先例

（題字　：　星　徳光）

［参考文献］

（会議録、新聞記事等を除く）

・青木修二・河上恵子「議案と提出要件」『議会政治研究』第45号（1998）45頁

・浅井清『国会概説』有斐閣（1948）

・浅野一郎「両院協議会」『ジュリスト』第941号（1989）94頁

・浅野一郎「両院の意思の調整をめぐる諸問題」『関東学園大学法学紀要』第1号（1991）3頁

・浅野一郎「両院の意思の調整をめぐる諸問題」浅野一郎編著『現代の議会政』信山社（2000）55頁

・浅野一郎、河野久『新・国会事典〔第3版〕』有斐閣（2014）

・浅野善治「日本国憲法における両院制」『比較憲法学研究』No.18・19（2007）136頁

・有倉遼吉、小林耕輔編『基本法コンメンタール／憲法〔第3版〕』日本評論社（1986）

・伊藤和子「「ねじれ国会」における国会審議の諸相」『北大法学論集』第61巻第5号（2011）129頁

・稲田正次『憲法提要』有斐閣（1954）

・今井威『議院内閣制の研究』大学教育社（1980）

・上田章、浅野一郎『憲法』ぎょうせい（1993）

・鵜飼信成「国会法」『国家学会雑誌』第61巻第4号（1947）

・大池眞『國會早わかり』時事通信社（1946）

・大石眞編『議会法』有斐閣（2001）

・大石眞『憲法講義Ⅰ〔第2版〕』有斐閣（2009）

・大木操『激動の衆議院秘話』第一法規（1980）

・大島稔彦「衆議院の優越と国会の手続」『書斎の窓』579号（2008）

・大島稔彦『立法学』第一法規株式会社（2013）

・大西祥世「憲法87条と国会の予備費承諾議決」『立命館法学』2015年4号（362号）（2015）22頁

・大西祥世『参議院と議院内閣制』信山社（2017）

・大森政輔、鎌田薫編『立法学講義』商事法務（2006）

・大山礼子「国会の機能と手続をめぐる問題」大石眞編『国会を考える』三省堂（2017）

282 頁
・岡崎加奈子「国会法の変遷と委員会制度の展開（二）」『法学志林』第 102 巻第 2 号（2005）82 頁
・奥野健一「改正された国会法」『ジュリスト』第 78 号（1955）
・梶田秀「法律案の再議決」『議会政治研究』第 44 号（1997）53 頁
・粕谷友介「両議院関係」『Law School』第 37 号（1981）57 頁
・粕谷友介『憲法の解釈と憲法変動』有斐閣（1988）
・加藤一彦『議会政治の憲法学』日本評論社（2009）
・加藤一彦「両院協議会の憲法的地位論」『現代法学』第 20 号　東京経済大学（2011）77 頁
・加藤一彦『憲法（第 2 版）』法律文化社（2014）
・川﨑政司「日本の第二院のシステムと立法を中心とした議会政治の特徴等」岡田信弘編『二院制の比較研究』日本評論社（2014）221 頁
・神田広樹「戦後主要政党の変遷と国会内勢力の推移」『レファレンス』平成 26 年 6 月号　国立国会図書館調査及び立法考査局（2014）41 頁
・議会政治研究会「両院協議会－国会の事例」『議会政治研究』第 13 号（1990）1 頁
・木下智史、只野雅人『新・コンメンタール　憲法』日本評論社（2015）
・清宮四郎「国会の決算審査権」『法学』東北大学　14 巻 3 号（1951）3 頁
・清宮四郎『憲法要論』法文社（1952）
・清宮四郎『憲法事典』青林書院新社（1962）
・清宮四郎『憲法 I 〔第 3 版〕』有斐閣（1979）
・工藤重義『議院法提要』東京博文館（1904）
・黒田覚『国会法』有斐閣（1958）
・憲法制度研究会編『ポイント解説Q＆A憲法改正手続法』ぎょうせい（2008）
・小池拓自「消費税を巡る議論」『調査と情報』国立国会図書館　第 609 号（2008）
・河野義克「両院協議会の実際と政治」『議会政治研究』第 13 号（1990）13 頁
・小島和夫『予算が成立するまで』ぎょうせい（1990）　a
・小島和夫「両院の予算異議決と憲法上の問題」『議会政治研究』第 13 号（1990）40 頁　b
・小島和夫「法律のできるまで 53　両院協議会を経ての法律の成立（1）」『国会月報』

38巻506号（1991）74頁
・小島和夫「政治改革関連法をめぐる若干の憲法論」『中央学院大学法学論叢』第8巻第2号（1994）1頁
・小嶋和司『憲法概説』良書普及会（1987）
・国会法規研究会「国会にかんする法規」「第2章　国会の活動（35）」『時の法令』1613号　雅粒社（2000）72頁　a
・国会法規研究会「国会にかんする法規」「第2章　国会の活動（36）」『時の法令』1617号　雅粒社（2000）75頁　b
・国会法規研究会「国会にかんする法規」「第2章　国会の活動（37）」『時の法令』1619号　雅粒社（2000）68頁　c
・国会法規研究会「国会にかんする法規」「第2章　国会の活動（38）」『時の法令』1625号　雅粒社（2000）85頁　d
・国会法規研究会「国会にかんする法規」「第2章　国会の活動（39）」『時の法令』1627号　雅粒社（2000）81頁　e
・小林孝輔、芹沢斉編『基本法コンメンタール／憲法〔第5版〕』日本評論社（2006）
・小松幸喜、菅野亨、橋本和吉、牛丸禎之「委員会の表決と議決」『議会政治研究』第51号（1999）36頁
・小村武『〔5訂版〕予算と財政法』新日本法規（2016）
・今野彧男「両院協議会の性格」『ジュリスト』第842号（1985）150頁
・今野彧男「国会審議における一事不再議の問題点」『ジュリスト』第953号（1990）64頁
・今野彧男「両院協議会の性格・再論」『ジュリスト』第1045号（1994）57頁
・今野彧男「両院協議会」『法学教室』第217号（1998）2頁
・今野彧男『国会運営の法理』信山社（2010）
・今野彧男「議案の審議過程における原案保持の原則」『RESEARCH BUREAU 論究』第12号　衆議院調査局（2015）59頁
・佐々木勝美「「ねじれ国会」と両院協議会」『議会政治研究』第85号（2008）1頁
・佐々木勝美「衆議院と参議院の議決不一致」『RESEARCH　BUREAU　論究』第6号　衆議院調査局（2009）248頁
・笹嶋正「決算是認せず、予備費不承諾」『会計と監査』90年2月号　全国会計職員協会

（1990）23 頁
・佐藤功『ポケット註釈全書　憲法（下）〔新版〕』有斐閣（1984）
・佐藤幸治『憲法〔第 3 版〕』青林書院（1995）
・佐藤忠雄『会議録事務提要』教育出版（1968）
・佐藤達夫文書「財政関係想定問答」『憲法に関する想定問答　大蔵省』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）（不詳）
・佐藤吉弘『注解参議院規則（新版）』参友会（1994）
・参議院『参議院五十年のあゆみ』（1997）
・参議院議事部議事課『議院規則を中心とした参議院と衆議院との相違点』（1995）
・参議院記録部編『会議録関係提要』（1991）
・参議院事務局『参議院規則改正経過概要』（1996）
・参議院事務局『国会法改正経過概要』（2001）
・参議院法制局第 1 部第 1 課『国会法の改正について』1955）（内部資料）
・鳴谷潤「予備費制度の運用と国会審議」日本財政法学会編『財政法の基本課題』勁草書房（2005）
・宍戸常寿『憲法解釈論の応用と展開（第 2 版）』日本評論社（2014）
・渋谷秀樹『憲法』有斐閣（2007）
・衆議院・参議院編集『議会制度百年史　議会制度編』（1990）
・衆議院事務局『枢密院会議筆記・議院法』（1977）
・昭和 54 年 3 月衆議院事務局編『逐条国会法　第 5 巻』信山社（2010）
・白井誠「憲法政治の循環性をめぐって」曽我部真裕、赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開　上巻』信山社（2012）678 頁
・白井誠『国会法』信山社（2013）
・白井誠『政党政治を考える』信山社（2019）
・杉原泰雄『憲法Ⅱ』有斐閣（1989）
・杉原泰雄編『新版　体系憲法事典』青林書院（2008）
・鈴木隆夫「内閣総理大臣の指名手続について」『法律時報』第 20 巻 9 号（1948）34 頁
・鈴木隆夫『国会運営の理論』聯合出版社（1953）
・鈴木隆夫「自粛国会はどう運営されるか」『時の法令』雅粒社　第 162 号（1955）3 頁
・鈴木隆夫『国会法の理念と運用』信山社（2012）

・世木義之「参院審議中の法律案に衆院の『みなし否決』の再考」『議会政治研究』第 81 号（2007）50 頁
・芹沢斉、市川正人、阪口正二郎編『新基本法コンメンタール／憲法』日本評論社（2011）
・田岡良一「国会の条約修正権」『ジュリスト』第 199 号（1960）15 頁
・高見勝利『現代日本の議会制と憲法』岩波書店（2008） a
・高見勝利「「ねじれ国会」と憲法」『ジュリスト』1367 号（2008）76 頁 b
・高見勝利『政治の混迷と憲法』岩波書店（2012）
・田上穣治『（改訂新版）憲法原論』春秋社（1958）
・田上穣治編『体系 憲法事典』青林書院新社（1968）
・田上穣治『日本国憲法原論』青林書院新社（1980）
・田口弼一『委員會制度の研究』岩波書店（1939）
・竹中治堅「2010 年参院選挙後の政治過程」『選挙研究』27 巻 2 号（2011）47 頁
・竹中治堅・参議院総務委員会調査室『議会用語事典』学陽書房（2009）
・只野雅人「相違と決定」浦田一郎・只野雅人『議会の役割と憲法原理』信山社（2008）
・橘幸信「『一事不再議の原則』考」千葉大学法学論集第 14 巻第 2 号（1999）138 頁
・橘幸信「参議院は「第二院」か」岡田信弘編著『二院制の比較研究』日本評論社（2014）207 頁
・田中正巳「条約承認権論考 2」『自治研究』第 39 巻第 10 号（1963）125 頁
・田中嘉彦「帝国議会の貴族院」『レファレンス』平成 22 年 11 月号 国立国会図書館調査及び立法考査局（2010）47 頁
・田村公伸「参議院と内閣」曽我部真裕、赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開 上巻』信山社（2012）462 頁
・辻村みよ子『憲法（第 4 版）』日本評論社（2012）
・土橋友四郎『国会・内閣と憲法上の諸問題』学芸書房（1960）
・土屋政三『委員会制度』教育出版（1969）
・寺光忠『国会の運営』刑務協会（1947）
・内藤一成「参議院議長河井弥八日記 後編」『中央公論』2013 年 8 月号（2013）168 頁
・中内康夫「条約の国会承認に関する制度・運用と国会における議論」参議院事務局企画調整室『立法と調査』330 号（2012）13 頁

・成田憲彦「政治改革法案の成立過程」中村睦男、前田英昭編『立法過程の研究』信山社（1997）
・成田憲彦「日本の統治構造の諸問題」『読売クオータリー』2008 冬号　読売新聞社（2008）90 頁
・南部義典『Q＆A解説・憲法改正国民投票法』現代人文社（2007）
・西垣淳子「今回のねじれ国会の経験が残した憲法上の課題」『IIPS Policy Paper 340J』財団法人世界平和研究所（2009）11 頁
・野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利『憲法Ⅱ』有斐閣（1992）
・野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利『憲法Ⅱ（第 5 版）』有斐閣（2012）
・長谷川喜博「内閣総理大臣の指名手続」『ジュリスト』第 156 号（1958）19 頁
・原度『議会法概論　改訂版』政文堂（1999）
・原田一明『議会制度』信山社（1997）
・原田一明「衆議院の再議決と憲法 59 条」『議会政治研究』第 86 号（2008）1 頁
・原田一明「「ねじれ国会」と両院関係」『横浜国際経済法学』第 17 巻第 3 号（2009）159 頁
・林修三「国会の意思決定手続」清宮四郎・佐藤功編『憲法講座　3』有斐閣（1964）
・林修三『憲法の話』第一法規出版（1973）
・林田亀太郎『議院法講義』日本法律学校（1892）
・林田亀太郎『議院法』東京法律専門学校（1898）
・樋口陽一『憲法Ⅰ』青林書院（1998）
・樋口陽一、佐藤幸治、中村睦男、浦部法穂『注釈　日本国憲法　下巻』青林書院（1988）
・樋口陽一、佐藤幸治、中村睦男、浦部法穂『憲法Ⅲ』青林書院（1998）
・平野貞夫『衆議院事務局』白秋社（2020）
・平成 21 年 12 月衆議院事務局編『逐条国会法　第 8 巻』信山社（2010）
・法学協会『註解日本国憲法　下巻』有斐閣（1954）
・星正彦「予算の成立時期に関わる諸問題」『経済のプリズム』第 172 号　参議院事務局企画調整室（2018）5 頁
・星正彦「憲法改正原案の審議と会期との関係に関する一考察」『憲法研究』第 12 号　信山社（2023）189 頁
・前田英昭「議会学事典 67　両院協議会」『国会月報』36 巻 490 号（1989）80 頁

・前田英昭「帝国議会における両院協議会」『政治学論集』第 33 号　駒澤大学（1991）95 頁
・前田英昭「政治改革法の立法過程とその課題」『ジュリスト』第 1045 号（1994）23 頁
・松澤浩一「国会法の改正過程と問題点」『日本法学』日本大学法学部　第 34 巻第 4 号（1968）140 頁
・松澤浩一『議会法』ぎょうせい（1987）
・松本智和「平成 19 年 7 月の参議院議員通常選挙から平成 25 年 7 月の参議院議員通常選挙までの「ねじれ国会」と政権交代における運営上の課題について（執務面）の報告書」参議院企画調整室（2022）
・水木惣太郎『憲法講義　下』有信堂（1956）
・水木惣太郎『議会制度論』有信堂（1963）
・峯山昭範『参議院』啓文社（1986）
・美濃部達吉『新憲法逐条解説』日本評論社（1947）
・美濃部達吉（宮澤俊義補訂）『日本国憲法原論』有斐閣（1952）
・宮崎伸光「両院関係と両院協議会」『自治総研』第 15 巻第 8 号　地方自治総合研究所（1989）2 頁
・宮澤俊義『新憲法と国会』国立書院（1948）
・宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂　日本国憲法』日本評論社（1978）
・宮本剛志「両院協議会の再検討」『法学研究論集』第 37 号　亜細亜大学大学院法学研究科（2013）51 頁
・向大野新治『衆議院』東信堂（2002）
・森田重郎『増補・参議院』ぎょうせい（1984）
・森本昭夫「衆議院流と参議院流」『立法と調査』311 号　参議院事務局企画調整室（2010）109 頁
・森本昭夫「両院協議会改革の難航」『立法と調査』374 号　参議院事務局企画調整室（2016）174 頁
・森本昭夫「会期制度の内実」『立法と調査』第 393 号　参議院事務局企画調整室（2017）
・森本昭夫『逐条解説　国会法・議院規則〔国会法編〕』弘文堂（2019）　a
・森本昭夫『逐条解説　国会法・議院規則〔参議院規則編〕』弘文堂（2019）　b
・森本昭夫『国会法概説』弘文堂（2021）

・横山寛「帝国議会における両院協議会制度の導入過程について」『法学政治学論究』第104号　慶應義塾大学大学院法学研究科（2015）155頁

緒言

両院協議会は、国会の議決を必要とする案件について、衆議院の議決と参議院の議決が異なった場合に、両院が協議して意見の一致を図るために設けられている。

新憲法発足当初の昭和 20 年代は、衆議院と参議院とで政党の構成が異なっていたこともあり、両院の議決が異なることが多く、その調整弁として両院協議会が頻繁に開催された。当時は、実際に両院協議会で成案がまとめられたことも多く、両院協議会が実質的に機能していたと言える。第 2 回国会（昭和 23 年）から第 16 回国会（昭和 28 年）までの間に、両院協議会は 17 回開催され、そのほとんどの案件において成案を得ている。

しかしながら、55 年体制が確立し、両院を跨いで政党が構成されるようになり、かつ、党議拘束が強まってからは、両院の議決が異なるという事態も生じなくなり、両院協議会は開かれなくなった。昭和 28 年の次に開かれた両院協議会は平成元年であり、その間 36 年間も開催されなかった。

平成になって以降、度々“ねじれ”現象（参議院において、野党が多数を占める状態）が生じるようになり、再び両院の議決が異なるという事態が生じることとなった。しかしながら、現在のように、党議拘束が強く、かつ、政党が両院を跨がり構成されている政治状況においては、かつてのように、両院協議会で実質的に意見を調整し、成案を得ようという機運は生まれるべくもなくなっている。与党としてはこれ以上の調整や審議を行うつもりはないが、“法規上の定めがあるのでやむを得ず”両院協議会を開かざるを得ないという事態が常態化し、両院協議会は開催されるものの、何ら実質的な協議が行われることもなく、また、成案を得ることもなく終えるばかりとなり、両院協議会の儀式化・形骸化が進み、与党が多数を占める衆議院の議決が国会の議決となることが通例化した。平成以後の両院協議会で成案を得たのは、第 128 回国会（平成 6 年）の公職選挙法の一部を改正する法律案外 3 件両院協議会（以下、「政治改革 4 法案両院協議会」という。）の 1 件のみであり、他のすべての両院協議会では、いずれも実質的な協議はなされず、成案も得られていない。

このような状況に対しては、野党、特に、結果として自らの院の議決がまったく反映されないこととなる、“ねじれ”で野党が多数を占める参議院の側から批判があがり、両院協議会の改革・活性化が主張されるようになった。

しかし、平成 25 年の参議院通常選挙により“ねじれ”が解消されて以降は、野党側か

らも、また、院（ハウス）としての参議院側からも、そのような声は聞かれなくなり、両院協議会の改革問題についての議論は再び下火となってしまっている。

このような両院協議会改革の議論、あるいは、両院協議会に関する法的・手続的諸問題についての議論は、両院協議会が開かれる（おそれの生じた）ときにはクローズアップされるものの、その可能性がなくなると、忘れ去られてしまうということが繰り返されており、進展が見られていないというのも事実である。

また、運営担当者として実務に携わった経験から、両院協議会の運営及び法的問題点については、いまだ議論が尽くされていない部分、あるいは未解明の部分が多いことに気付かされるところである。

そこで、“ねじれ”が解消し、一旦議論が落ち着いているこの時期に、改めて、両院協議会に関する諸問題について整理・検討し、その上で、改革の方向性に道筋を付けておくことには意義があるものと考える。

第１章　両院協議会の定義と分類

１－１　両院協議会の定義

両院協議会とは、国会の議決を必要とする案件について、衆議院の議決と参議院の議決が異なった場合に、両院が協議して意見の一致を図るために設けられる協議機関である。

通常、衆議院と参議院は、各々独自の判断で活動し、意思決定を行っている（「両院独立活動の原則」）。特定分野についてこの点を明文で定める規定もある（国会法 82 条）が、これは二院制から生ずる当然の原則であるとされている。しかし、両院のそれぞれが独立して行った審議の結果を国会の意思とするためには、議決の一致をみなければならず、議決が一致しなかった場合には、両院間の協議が必要である。この両院間の協議のために設けられた機関が両院協議会であり、「両院独立活動の原則」の例外をなすものである[1]。ただし、両院協議会には、国会としての最終決定を行う権限は付与されていない。両院協議会で得られた成案は、改めて両院でそれぞれ議決されなければならず、その意思決定については各院の独自の判断に委ねられているため、最終的には各院の独立活動は保持されていると言える。

また、両院協議会においては、衆議院と参議院の両院から同数の協議委員が選出され、両院の議決について、互譲の精神のもと、どちらかに偏ることなく協議がなされることから、衆議院の優越はなく、両院平等の理念に基づいているものといえる。

憲法では、「両院協議会」なる名称は用いられていないが、「両議院の協議会」を開く場合があることを規定しており（憲法 59 条 3 項・60 条 2 項・61 条・67 条 2 項）、これを受けた国会法が両院協議会の制度を設け、さらに細目的事項については両院の議決により定められた両院協議会規程によって定められている。なお、両院協議会が開かれるのは憲法に定められた場合に限られるものではなく、国会法によって定められている場合もある。

各院に設置されている常任委員会、特別委員会は、予備的審査機関であるため、案件を本会議で議決する前に設けられるのに対し、両院協議会は、両院で案件の議決があった後

---

[1] 美濃部［1952］246 頁、清宮［1952］177 頁。両院独立活動の原則の例外として、現在は、この両院協議会と合同審査会があるが、両院協議会は機関としての位置付けが可能であるのに対し、合同審査会は議院の委員会・憲法審査会の開会の態様であり審査の一段階に過ぎない点が異なっている（森本［2021］56 頁）。なお、かつては、両院法規委員会（国会法旧 99 条）があったが、昭和 30 年の国会法改正で廃止された。また、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（国会法附則 6 項）は、既に役目を終えている。

に設置される。また、両院協議会は、必要がある度に、一院が他院に対しこれを開くことを求め、他院がこれに応ずることによって、その都度臨時的に設置されるものであって、常設の機関ではない。

１－２　両院協議会の分類

両院協議会には、憲法で定められた両院協議会と、国会法で定められた両院協議会がある。また、そのような事態が生じたときには必ず両院協議会を開かなければならない場合（必要的両院協議会）と請求権を持つ院が両院協議会を求めなくてもよい場合（任意的両院協議会）がある。

憲法上の両院協議会には必要的両院協議会の場合と任意的両院協議会の場合があるが、国会法上の両院協議会はすべて任意的両院協議会である。

１－２－１　必要的両院協議会（憲法上の両院協議会）

憲法は、予算の議決（60 条 2 項）、条約締結の承認（61 条）及び内閣総理大臣の指名（67 条 2 項）については、結果として衆議院の議決 1 回限りで国会の議決とすることができるとしており、衆議院に強い優越性を認めている。衆議院に優越的地位を与えるということは、両院の議決が異なることにより国政の運営上重大な支障を及ぼすおそれの強い事項について、早期にその支障を回避しようとする意味を持つものであるが、一方で、その優越の程度が強ければ強い程、参議院の存在理由を没却する可能性が高まることとなり、二院制の存立を揺るがしかねない。

そこで、憲法は、これらの場合には、衆議院の優越性を適用する前に、できるだけ両院の意見を一致させるために、必ず両院協議会を開くこととし（必要的両院協議会）、調整が図られることを期待している[2]。

１－２－２　任意的両院協議会

その他の両院協議会は、請求権を持つ院が両院協議会を請求できる。請求権を持つ院が両院協議会を求めなくてもよいという意味で任意的両院協議会と言われるが、求められた側の院は、国会法 84 条 2 項ただし書の場合を除き、拒むことはできない（同法 88 条）。

---

[2] 宮澤［1978］463 頁。両院協議会の存在は、衆議院「の優越をむしろ弱める機能を期待されるものである」（国会法規研究会［2000］e:87 頁）。

１－２－２－１　憲法上の両院協議会

衆議院先議の法律案の議決については、衆議院がその議決を国会の議決とするためには３分の２以上の多数による再議決が必要とされる（憲法59条２項）[3]。再議決に３分の２以上の多数が必要だということは、言葉を換えて言えば、３分の１を１人でも超える数の議員が反対すれば、再議決を阻止することができるということであり、少数政党の発言を極めて強力ならしめることを意味している。また、それだけ参議院に強い拒否権が与えられているとも言える[4]。

かつ、衆議院の議決をもって国会の議決とするためには、衆議院が再議決という改めての意思表示をしなければならないという点において、これを要しない予算の議決、条約締結の承認及び内閣総理大臣の指名に比べ、衆議院の優越性の程度ははるかに弱いと言える。

すなわち、法律案の場合には、どうしても両院の意思を合致させなければならないという必要性は低いと評価されており、したがって、両院協議会という場での両院の調整の必要性も弱いと解される。

そこで、衆議院先議の法律案については、参議院の議決が衆議院の議決と異なっても、両院協議会は衆議院が希望する場合にのみ開かれることとしている（同条３項）。

１－２－２－２　国会法上の両院協議会

両院の意見を一致させるためという憲法上の理念の下、衆議院の優越が働かない事項についても、国会法で両院協議会を開くことが肯定されている。ただし、このような事項は両院の意見を一致させる必要性が相対的に低いことから、どのような場合に両院協議会を開くことを認めるかは、この必要性を考慮した上での立法政策の問題ということになる。そして、この必要性の度合の判断においては、両院協議会を開いたとして意見が一致する可能性があるか否かも考慮される[5]。

このような国会法上定められた両院協議会としては、参議院先議の法律案（国会法 84

---

[3] なお、参議院先議の法律案についても同項の適用があるかについては７－１－３－１参照。
[4] 宮澤［1978］458～459頁。「参議院で過半数の議席をとっていれば、衆議院で３分の１をちょっと超えるだけで、法律の成立を阻止することができます。このシステムは、参議院に内閣の不信任権を与えていないことなどから、むしろ参議院に優越権を与えるという矛盾した結果をもたらすことになります。」（西修「中高生のための国民の憲法講座　第67講」産経新聞平成26年10月11日付）
[5] １－３－２（２）参照。

条)、憲法改正原案（同法 86 条の 2)、先議後議の関係にあるその他の議案（同法 87 条）がある。

１－３　両院協議会を請求し得る場合

憲法、国会法で定められた両院協議会の開会を請求し得る場合について、議案審議の流れとの関連で整理すると、以下のように分類できる（図 1 参照)。両院協議会を請求し得る場合を概観した上、ポイントとなる部分について解説を付すこととする。

１－３－１　両院協議会を請求し得る場合の分類

憲法、国会法で定められた両院協議会の開会を請求し得る場合を列挙すると、下記のとおりとなる。以下、本稿において両院協議会に付す丸付き数字は、本節の丸付き数字を示すこととする。

（1）衆議院先議の法律案（憲法 59 条 3 項）

①　衆議院において、参議院の回付案に同意しなかったとき

（衆議院が可決又は修正議決した法律案を参議院が修正議決して、衆議院に回付し、これに衆議院が同意しなかったとき）

→衆議院が両院協議会を求めることができる（任意的両院協議会）（国会法 84 条 1 項)

②　参議院において、衆議院の送付案を否決したとき

（衆議院が可決又は修正議決した法律案を参議院が否決したとき。憲法 59 条 4 項に基づき、衆議院が参議院が否決したものとみなした場合も含む)

→衆議院が両院協議会を求めることができる（任意的両院協議会）（国会法 84 条 1 項)

（2）参議院先議の法律案（国会法 84 条）

③　参議院において、衆議院の回付案に同意しなかったとき

（参議院の可決又は修正議決した法律案を衆議院が修正議決して、参議院に回付し、これに参議院が同意しなかったとき）

→参議院が両院協議会を求めることができる（任意的両院協議会）（国会法 84 条 2

項）

④　参議院が両院協議会③を求めなかったとき

→衆議院が両院協議会を求めることができる（任意的両院協議会）（国会法 84 条 1 項）

・　衆議院において、参議院の送付案を否決したとき

→両院とも両院協議会を求めることはできない

（3）予算（憲法 60 条 2 項）及び衆議院先議の条約（憲法 61 条）

⑤　衆議院において、参議院の回付案に同意しなかったとき

→衆議院が両院協議会を求めなければならない（必要的両院協議会）（国会法 85 条 1 項）

⑥　参議院において、衆議院の送付案を否決した（承認しなかった）とき

→衆議院が両院協議会を求めなければならない（必要的両院協議会）（国会法 85 条 1 項）

（4）参議院先議の条約（憲法 61 条）

⑦　参議院において、衆議院の回付案に同意しなかったとき

→参議院が両院協議会を求めなければならない（必要的両院協議会）（国会法 85 条 2 項）

⑧　衆議院において、参議院の送付案を承認しなかったとき

→参議院が両院協議会を求めなければならない（必要的両院協議会）（国会法 85 条 2 項）

（5）内閣総理大臣の指名（憲法 67 条 2 項）

⑨　両議院の議決が一致しないとき

→参議院が両院協議会を求めなければならない（必要的両院協議会）（国会法 86 条 2 項）

（6）憲法改正原案（国会法 86 条の 2）

⑩　甲議院において、乙議院の回付案に同意しなかったとき

→甲議院が両院協議会を求めることができる（任意的両院協議会）（国会法 86 条の 2 第 1 項）

⑪　甲議院が両院協議会⑩を求めなかったとき

→乙議院が両院協議会を求めることができる（任意的両院協議会）（国会法 86 条の 2 第 2 項）

⑫　乙議院において、甲議院の送付案を否決したとき

→甲議院が両院協議会を求めることができる（任意的両院協議会）（国会法 86 条の 2 第 1 項）

（7）その他の議案（承認案件、予備費等）（国会法 87 条）

⑬　乙議院において、甲議院の議決に同意しなかったとき

→甲議院が両院協議会を求めることができる（任意的両院協議会）（国会法 87 条 2 項）

⑭　甲議院において、乙議院の回付案に同意しなかったとき

→甲議院が両院協議会を求めることができる（任意的両院協議会）（国会法に規定はない[6]）

（8）その他の案件

・　両院の議決が一致しないとき

→両院とも両院協議会を求めることはできない

1－3－2　各場合についての解説

上記の各場合について、解説を付す。

（1）衆議院先議の法律案

法律案については、衆議院先議の法律案、参議院先議の法律案のいずれにおいても、法律案の成立に一応積極的な意思を示した院に両院協議会の請求権を認めている。

---

[6] 7－6－1参照。

①及び②は、衆議院先議の法律案について両院の議決が異なった場合、すなわち憲法59条3項が想定する場合の両院協議会であり、いずれも衆議院が求めることができる（任意的両院協議会）（国会法84条1項）。

憲法59条3項の規定は、憲法制定過程において、貴族院の修正によって加えられた。当初、帝国議会に提出された政府案（帝国憲法改正案）においては、予算の議決（及び予算の条項が準用される条約締結の承認）と内閣総理大臣の指名について、両院協議会を規定していたのみであった[7]。同条3項を付け加えることによって、衆議院が同条2項による再議決の手続を採る前に、両院協議会を開催することによって両院の意思の食い違いを調整する可能性が設けられたわけである[8]（7－1－1－1参照）。

②に関し、帝国議会時代は、両院協議会を開き得る案件は、回付の議案に限られており（旧議院法55条1項。2参照）、貴族院で否決した場合には両院協議会は開かれないとされていた。その理由は、両院の権限が平等であり、かつ貴族院の議決を重視したためであると考えられていた[9]。一方、現行憲法では、衆議院の優越権として再議決を認めたが、いわば「抜かざる村正の名刀」[10]であるべきこの再議決権が濫用されることで二院制の趣

---

[7] 森田［1984］79頁参照。

[8] 樋口、佐藤、中村、浦部［1988］974頁、原田［2009］177頁。修正案提出者下條康麿君発言「兩院協議會の活用に依つて、法律案の圓滑なる成立を見たいと云ふ、斯う云ふ趣旨の修正案であります」（第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員小委員会議事速記録第1号（昭和21年10月2日）3頁）。このように、法律案についての両院協議会は、貴族院の要望によって加えられたものであった（「貴族院が第二院としての地位に甘んじることにたいする反発が存在していたと考えられる。また、国会法草案が衆議院主導で作成されたことへの反発や、帝国議会期からの議院改革にたいする貴族院の保守的な姿勢の影響も無視できない要因であろう」岡崎［2005］82頁）。しかしながら、皮肉なことに、参議院が否決した場合の両院協議会（②）について、参議院側から「衆議院で可決された、片や参議院で否決されたということを、ここで本当にそういうようなことを議論して詰めていくというのは、本来この両院協議会の仕事としてできるかどうか」（第128回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外3件両院協議会会議録第2号（平成6年1月27日）11頁　下條進一郎君（参議院側協議委員）発言）、「憲法第59条第1項が「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。」と明確に定めております。つまり、一院で否決された法律案は、予算、条約等と違いまして、廃案とするというのが、本来二院制を採用している憲法の基本的な原則であるということであります。この憲法上の原則に基づいて、参議院で否決された小選挙区並立制法案など本件4法律案は、その否決の趣旨が、まさに国民の審判が下され、国民によって拒否せられたものとして重く受けとめて、この憲法上の立場から廃案とするというのが、これが憲法原則であるというように考えるわけであります。したがって、このことを要求しております我が党が、両院協議会の設置にも反対をしてきたゆえんはそこにあるわけであります。」（同13頁　橋本敦君（参議院側協議委員）発言）との批判がなされている。

[9] 前田［1994］25頁

[10] 大木［1980］457頁

旨が害されないよう、できるだけ両院の妥協を図るべく、②の場合にも両院協議会開催の道が開かれた。

基本的に①、②で性質上の差異はないが、②の場合、議決が異なることとなった時点において法律案は参議院が所持していることから、衆議院が両院協議会を求める前に、参議院から衆議院に議案を返付する手続が必要となる（国会法 83 条の 2 第 1 項）ことが、手続上の相違点である（後述３－１、３－２の原案保持主義による。）。

（１－ア）衆議院における再議決

憲法 59 条 2 項は「衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上の多数で再び可決したときは、法律となる。」と定めている。

この法律案の再議決は、内閣総理大臣の指名、予算の議決、条約の承認と並んで憲法上衆議院の優越が認められているものであり、いずれも衆参両院の意思が一致しない場合に一定の手続を経た後、衆議院の意思を国会の意思と定めるものである。ただし、内閣総理大臣の指名、予算の議決、条約の承認の 3 つは、衆参両院の意思が一致しない場合、最後には衆議院の意思が国会の意思となって衆議院の優越の度合が非常に大きいのに対し、法律案の再議決は、特別に加重された要件が付されており、現実的にはこれを満たすことは相当困難であって[11]衆議院の優越の度合が小さいことが特徴といえる[12]。

参議院が否決し返付してきた場合には、直ちに「衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした」こととなるが、参議院が修正議決し回付してきた場合には、衆議院がこの回付案に不同意の議決をしたことにより、「衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした」こととなる（衆先 332）。

参議院が衆議院と異なった議決をした場合、衆議院は、同条 2 項の再議決権を行使するか、同条 3 項の両院協議会を請求するかを選択し、院議によって決定することとなる[13]。

---

11 こうした「高いハードルの設定は、両院協議会での審議に重きを置いていることの表れであるとみることもでき」るとするものもある（只野［2008］92 頁）。

12 同旨、梶田［1997］53 頁、浅野善治［2007］136 頁、竹中［2011］47 頁

13 第 162 回国会（平成 17 年）において、小泉純一郎内閣総理大臣は、参議院が郵政民営化関連 6 法案を否決したことは内閣不信任に当たるとして衆議院を解散したが、これに対しては「参議院で否決され返付されてきた法案について、憲法 59 条の上記諸規定に基づく衆議院の主体的なアクションを見極めもせず、内閣が、即座に、いわゆるみなし解散に打って出ることは、拙速との譏りを免れないであろう。解散のあった 8 月 8 日、河野洋平衆議院議長が、細田博之

どちらを選択してもよいが[14]、両院協議会を開くことを求めるの動議が提出されたときには、直ちにこれを採決する（衆先 294）こととされている[15]。なお、両院協議会を開くことを求めず、かつ再議決の発議もなされなかったために、法律案が不成立となった例もある（衆先 472）。

官房長官に対して、「（衆参で）議決が異なった場合、両院協議会で調整することや、衆院で3分の2以上（の賛成）を求めて再チャレンジする道がある」と伝え、その上で、「政府があれだけ執念を燃やした法案を、2つの方法が残されているのに、その努力をせずにすぐ解散というのはどういうことでしょう」（『朝日新聞』2005年8月9日）と述べたことは、憲法59条に照らして正鵠を射たものといえる。」（高見［2008］a:197頁）との批判がある（なお、宍戸［2014］243頁参照）。

[14] どちらを選択してもよいとするのが通説（宮澤［1978］456頁、佐藤功［1984］762頁、第21回国会衆議院議院運営委員会議録第8号（昭和30年1月21日）6～7頁　衆議院事務総長大池眞君答弁、第163回国会参議院郵政民営化に関する特別委員会会議録第3号（平成17年10月13日20頁　内閣法制局長官阪田雅裕君答弁）であるが、「新憲法は国会を国の唯一の立法機関として国会の議決を以て直ちに法律となることを建前として、更に国会以外にそれを補正したり又はそれを拒否する手段を認めていないので、より善き法律を作る意味から云つても、国民の意思を少しでも多く反映せしむる見地から云つても、衆議院が直ちに再議の権を行使するよりも、両院協議会を求めることが妥当であるように思われる。」とするものもある（鈴木［2012］45頁。同旨、大西［2017］135頁）。第168回国会においてテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案について参議院での否決を受け衆議院は直ちに再議決を行ったが、「これに対しては、再議決は憲法が定める衆議院優越の手段であり封印する必要はないとする意見や野党が妥協の余地はないと明言している以上やむを得ないとする意見があったが、いきなり再議決という強行的な手段をとるのではなく両院協議会を開くことも考慮すべきであるという意見もあった。」（佐々木［2008］2頁）。なお、参議院先議の法律案につき、7－1－3－3参照。

[15] 通常は、院議を構成した会派が両院協議会を開くことを求めるの動議を提出するが、衆議院で当初の議決の際に反対した会派（野党　民主党）がこの動議を提出したこともある。この際、院議を構成した会派（与党　自由民主党、公明党）は「言うまでもなく、両院協議会とは、両院の意思が異なった場合に、両院が協議して意見の一致を図るために設けられる機関であります。それぞれの議院の意思を構成した会派の議員、すなわち、今回の道路財源特例法改正案について言えば、衆議院の賛成の意思を構成した会派である自民、公明の議員が両院協議会を求めることはあり得るとしても、衆議院の賛成の意思に反対した会派が両院協議会を求めることは、両院の意思を調整しようとする両院協議会の趣旨からして、筋違いの主張であります。実際のところ、両院協議会を行うことになった場合、協議委員10名については、正規の手続をとれば、連記無名投票で、当該議決に関して多数を形成した会派が全員を当選させることができることを踏まえ、議長は、その議決に賛成した会派から協議委員を指名する慣例になっており、民主党議員はだれも協議委員には指名されないことからしても、両院協議会を求めることは意味のないことと言わざるを得ません。仮に、参議院の民主党が参加できることに両院協議会の意味を見出すとするならば、参議院では野党会派で多数意思を形成できるのですから、両院協議会で目指す成案の内容で参議院において修正議決すべきであり、単なる否決で返付してきた以上、民主党はとても成案を得ようとする姿勢とは思えません。」（第169回国会衆議院本会議録第28号（平成20年5月13日）8頁　梶山弘志君の反対討論）と主張してこれを否決し、再議決を行った。

なお、再議決に関しては、衆議院が内閣提出法律案（閣法）を参議院に送付したのに対し、参議院が（閣法それ自体は議決せずに、）閣法の対案である議員提出法律案を可決し衆議院に送付してきた場合に、衆議院は、これを憲法 59 条 2 項で定める「参議院でこれと異なった議決をした」場合であるとみなして、直ちに閣法を再議決し得るかという論点があり、実際に、第 169 回国会（平成 20 年）において揮発油税等（いわゆるガソリン税）の暫定税率の延長をめぐり、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第 3 号）と租税特別措置法の一部を改正する法律案（参第 3 号）（野党　民主党提出）との間で問題となった。与党（自由民主党、公明党）は、そのような状況になれば、参議院では対案（参法）の可決後は一事不再議により送付案（閣法）の審議が不可能となることから、衆議院は「参議院でこれと異なった議決をした」と評価することが可能であり、衆議院は直ちに閣法を再議決し得るとの立場（再議決肯定説）を採っていた[16]。この点につき、憲法が衆議院の優越を重視していると解するならば、再議決の要件が満たされたという衆議院の判断に合理性がある限り、それを尊重すべきこととなる（再議決肯定説）[17]。一方、憲法が元々両院の対立を念頭に例外的手段として再議決の制度を置いており、60 日の期間には衆議院の暴走の抑止の意味が込められていると解するならば、この期間が徒過する前に衆議院が閣法の再議決をすることは許されないこととなる（再議決否定説。ただし、同説も 60 日の期間経過後の再議決については否定していない）[18]。本件については、結局、民主党提出

---

16 経緯の詳細と学説については、原田［2008］1 頁、高見［2008］b:76 頁、原田［2009］183 頁、芹沢、市川、阪口編［2011］349 頁（原田一明）、高見［2012］81 頁、今野［2015］62 頁。

17 高見［2008］b がこの説を採る。ただし、同説を採ったとして、国会法には、参議院で議決されず放置されたままの閣法（送付案）を衆議院に返付させる根拠規定はない。よって、原案保持主義の立場からは、閣法は参議院に存置されたままとなり、衆議院は原案を保持していないので、再議決したくてもできないこととなる。

18 原田［2008］がこの説を採る。また、衆議院が伝統的に支持してきた原案保持主義の立場からも、参議院が否決したとみなすことはできないとしている（今野［1990］64 頁、今野［2015］64 頁）。再議決肯定・否定の両説の整理については、宍戸［2014］233 頁参照。なお、衆議院事務総長は、「衆議院から送付した閣法が参議院にあるときに、要するに、一院の、衆議院の議決を経たものが参議院に行っていて、それをそのまま議決しないで参議院で参議院議員の提出法律案を、参法を衆議院に議決して送付してきたということがございませんので、その取り扱いにつきましては私はお答えいたしかねるところでございますが、衆議院規則によりますと、規則の疑義というのは議長が決するということになっておりまして、これは衆議院規則の 258 条でございますが、「この規則の疑義は、議長がこれを決する。但し、議長は、議院に諮りこれを決することができる。」となっておりますので、そういう今までに事例のなかったことが実際に起きた場合には、議長が議運に諮問して御協議されるなり、各党間でまず御協議されるということになるんだろうと思います。」と答弁している（第 169 回国会衆議院財務金融委員

の対案（参第3号）は参議院で採決されず審査未了となったため、問題は現実化しなかった[19]。

また、再議決に関しては、衆議院は修正して再議決することも可能かという問題もある。これは、例えば、衆議院先議の法律案について、参議院で審議中に施行期日が過ぎてしまったような場合には、衆議院が最初に議決した法律案のまま成立させてしまうと不都合が生じるので、衆議院において再議決する際に、施行期日を修正することができるか、（もちろん、施行期日のみの修正に限らず、内容に関わる修正もあり得る）という問題である。これについては、憲法59条2項にいう「再び可決」とは、衆議院の最初の議決をそのままに再び議決することを指し[20]、修正して再議決することはできないと解すべきである。もし、衆議院が再議決の段階で修正することができることとなれば、その修正再議決された法律案は、参議院が議決した法律案（すなわち衆議院が最初に議決した法律案）とは異なるものであるから、参議院は修正再議決された法律案に対しては、何らの意思を表示できないこととなるからである。

（1－イ）法律案のみなし否決

憲法59条4項は「参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。」としている（衆先333）。衆議院が参議院がその法律案を否決したものとみなした場合、すなわち「みなし否決」の場合も、否決したとき（②）と同じく、議案の返付を受けることで、衆議院は再議決あるいは両院協議会の請求をし得る[21]。

「60日」という法定期間は、法律案が衆議院から参議院に送付された日から起算することは、国会法133条及び同法が会期の期間計算について当日起算主義（初日算入主義）によっている（同法14条）ことから明らかである（参先432）[22]。

参議院が「議決しない」とは、その法律案につき衆議院と同じ議決もしないし、また、

会議録第10号（平成20年3月19日）6頁　衆議院事務総長駒崎義弘君答弁）。

19 「参議院の行為を衆議院が解釈、認定することには慎重であるべきであるが、それ以前に参議院側の対応の問題として、他院からの送付案を差し置いて、自院における対案の方を先に採決することは避けなければならない。」（森本［2019］a:310頁）

20 佐藤功［1984］759頁

21 佐藤吉弘［1994］287頁

22 同旨、林［1964］52頁、梶田［1997］55頁

それと「異なった議決」もしない意である[23]。参議院が衆議院と同じ議決をすれば、それで法律は成立するし、衆議院と異なる議決をすれば、憲法59条2項によって、衆議院が再議決権を行使することにより参議院の意思を踏み超える可能性が発生する。参議院がそのいずれをもしないでいること（いわゆる“握りつぶし”）を、一定の期間以上にわたって認めることは不当であるので、同条4項は、そういう期間が60日を超えたときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができることとしたものである。ただし、その間に会期が終了してしまうと、その法律案は審議未了として不成立になる（結果として、参議院の“握りつぶし”が成功したこととなる）[24]。

「否決したものとみなすことができる」とは、衆議院は、「否決したものとみなす」と議決することができる意である。「否決したものとみなす」議決は、通常の多数決による。この議決がないのに、法定期間の経過とともに当然に「否決したもの」とみなされるという効果が発生するとする趣旨ではない。衆議院は、「否決したもの」とみなした上で[25]、3分の2の多数で再議決をすることもできれば、両院協議会を請求することもでき、あるいは、そのまま放任し不成立に帰せしめることもできる[26]。

---

23 参議院が継続審査に付す議決を行ったとしても、みなし否決との関係では議決しない状態のままである（森本［2021］422頁）。

24 参議院が継続審査を行ったとしても、会期が終了すれば、それまでの期間の経過はご破算となる。ただし、衆議院側が、会期を延長することによって、これを回避する可能性も残されている（国会法12条、13条）。

25 みなし否決をする場合の通常の流れは次のとおりである。衆議院において、通常、与党側から、「○○法律案は、○月○日に参議院に送付の後、60日を経過したが同院はいまだ議決に至らず、よって、本院においては、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなすべしとの動議」が提出され、同動議が可決されれば、議長は「○○法律案は参議院が否決したものとみなすことに決まりました」と宣告し、本会議を一旦休憩とする。この間に、衆議院から参議院へみなし否決の通知書が送付され、参議院から法律案の返付を受ける（国会法83条の3第1項、3項）。衆議院では、法律案の返付を受け、与党側から「憲法第59条第2項に基づき、○○法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議」あるいは、「憲法第59条第3項及び国会法第84条第1項の規定により、○○法律案について両院協議会を求めるの動議」のいずれかが提出され、本会議を再開して、この動議について諮ることになる。「再議決すべしとの動議」が可決された場合には、直ちに○○法律案の衆議院議決案が議題とされ、記名投票により採決される（第183回国会衆議院会議録第35号（平成25年6月24日）1頁参照）。一方、「両院協議会を求めるの動議」が可決された場合には、直ちに両院協議会協議委員の選挙が行われる（第128回国会衆議院会議録第15号（平成6年1月26日）1頁参照）。

26 第128回国会の政治改革4法案の審議において、当初、政府・与党（日本新党、日本社会党、新生党、公明党、民社党、新党さきがけ、社会民主連合、民主改革連合）は、みなし否決の規定を適用しようと検討していた（成田［2008］90頁）が、参議院側では、野党の自由民主党だけでなく与党の日本社会党も、参議院無用論を増長しかねないとしてこれに反発していた（朝日新聞　平成5年12月17日付朝刊、毎日新聞　同日付朝刊）。

衆議院が「否決したものとみなす」議決を行ったときは、その旨を参議院に通知するを要する（国会法83条の3第1項）[27]。この通知があったときは、参議院は、「直ちに」[28]議案を衆議院に返付しなければならない（同条3項）[29]。

なお、60日を経過しても衆議院が「否決したものとみなす」議決をしない限り、参議院は引き続き審査を行う（参委先61）[30]。

（2）参議院先議の法律案

③及び④は、参議院先議の法律案について参議院が衆議院の回付案に同意しなかったことにより両院の議決が異なった場合の両院協議会である。この場合に限って、衆参両院の

---

27 国会法83条の3は国会法の第5次改正（第21回国会昭和30年法律第3号）で追加された。同条1項は、法律案について、衆議院が参議院においてこれを否決したとみなす議決をした場合には、その旨を参議院に通知すべきことを規定し、この場合衆議院は両院協議会を求め又は再議決をすることができるので、同条3項において、参議院はその議案を衆議院に返付すべきことを規定した。同条2項は、予算及び条約について、衆議院の議決が国会の議決となった場合には、衆議院は、その旨を参議院に通知すべきことを規定し、この場合衆議院議長から内閣に議案を送付することになっているので、同条3項において、参議院は、直ちに議案を衆議院に返付すべきことを規定した（平成21年12月衆議院事務局編［2010］77頁）。なお、同条2項の通知は、予算又は衆議院先議の条約について両院協議会を開いても意見が一致せず自然成立（承認）となったときの通知は除かれる。これらの場合には、衆議院が議案を保持しているからである。また、返付する対象には、両院協議会の成案を含まない。衆議院の再議決の対象が当初の衆議院の議決であり、国会の議決となるのが当初の衆議院の議決だからである（3－2－10、7－1－2－1参照）。

28 他の返付、回付に関する規定（国会法83条、83条の2、83条の4、87条）においては、この「直ちに」という文言はなく、83条の3のみ「直ちに」と限定が付されている。よって、衆議院から「否決したものとみなす」議決の通知を受け取った場合には、参議院は、たとえ本会議や委員会において当該議案を審議中であったとしても、これを中止し「直ちに」議案を衆議院に返付しなければならない。第13回国会、昭和27年7月30日、参議院厚生委員会は国立病院特別会計所属の資産の譲渡に関する特別措置法案について審議中であったが、衆議院から「否決したものとみなす」議決の通知があったため、審議をやめ、散会した（なお、議案の返付にかかる83条の3制定前であったため、衆議院は、「否決したものとみなす」議決の後、議案の返付を待たず直ちに再議決をした。同条のある現在では、「否決したものとみなす」議決の後、本会議を一旦休憩し、議案の返付を受け、本会議を再開して再議決することとなろう。）（第13回国会参議院厚生委員会会議録第36号4頁、第13回国会衆議院会議録第69号2頁参照。）。

29 これは必要的・義務的なものであり、参議院側が返付するか否か協議検討できる余地はない。よって、過去の実例においても、議院運営委員会理事会に諮ったり報告したりはしていない。

30 憲法59条4項の期間が経過した法律案は、閣法で163件、衆法で12件あるが、このうち衆議院がみなし議決をした案件は閣法9件（うち、衆議院で再議決7件、両院協議会で成案を得て成立1件、両院協議会で成案を得ず不成立1件）である。なお、参議院が受領後、議決までに最も日数がかかったのは第102回国会の国民年金法等の一部を改正する法律案（第101回国会閣法第36号）で127日間であった（年末年始の自然休会中を含む）。

いずれもが両院協議会を求めることができるとされている（任意的両院協議会）（国会法84条1項・2項）[31]。なお、憲法59条4項のみなし否決の規定は、衆議院の回付案に対しても適用され得る[32]。

参議院が両院協議会を求める場合（③）（国会法84条2項）については、国会法制定時に貴族院における修正で追加された[33]。原則として両院協議会を求められた議院はこれを拒むことができないが、③の場合についてのみ唯一拒むことができることとされている（国会法84条2項ただし書、88条）。

この場合に参議院が求めた両院協議会を衆議院が拒むことができるとされたのは、議案の返付を受けて衆議院自ら両院協議会を請求するか再議決権（憲法59条2項）を行使するかの選択権を確保させるため[34]（7－1－3－1参照）、すなわち、この場合にも（憲法上認められている）衆議院の優越性を徹底させるためである。この衆議院の拒否権は、国会法制定に当たって、貴族院の修正により参議院からの請求権が認められた際に、それとの抱き合わせで規定されたものであるが、貴族院の意図したところを骨抜きにしようと

---

31 「現行の国会法では、衆議院先議の法案か参議院先議のものかによって両院協議会の手続が異なっており（83、84条）、参議院先議の法案は衆議院の3分の2以上の多数による再議決で成立させることができない。どちらの議院が先に審議したかによって内閣提出法案の成立要件が変わるのは奇妙に思えるが、議員提出法案が主体になることを前提にすれば、当然の規定といえるだろう。」（大山［2017］301頁）

32 浅野一郎［1991］17頁、浅野一郎［2000］68頁、森本［2019］a:296頁。よって、衆議院によるみなし否決がなされた場合にも、参議院側に両院協議会の請求権（③）が認められると解すべきであろう（世木［2007］50頁）。一方、林［1964］52頁は、同規定は衆議院先議の法律案についてだけ適用されるとする。

33 国会法84条2項が参議院先議の法律案について参議院に両院協議会の請求権を認めることに対しては、憲法59条3項が明文で「衆議院が」と定めており、「各議院又は両議院が」とはなっていないことから、文言上からして、無理な解釈ではないかとの説もある（原田［2008］7頁、芹沢、市川、阪口編［2011］350頁（原田一明））。なお、当時衆議院書記官長であった大池眞は、新憲法制定後、国会法制定前に著した著書において「参議院先議の案についても、同様参議院から両院協議会を求めうる場合を国会法に規定することは、憲法上は違法ではないといひ得るが、これは法律論からいふことで、元来この（憲法第59条）第2項の規定を設けた趣旨からみて、両院協議会は必要条件ではなく、且つこの第3項を貴族院で挿入した経緯から考へても、法律案について、両院協議会の開かれる場合は衆議院の要求した場合に限るのが妥当ではあるまいか。そうでなければ、法律案について衆議院に絶対的優位を認めた本旨と第3項が、第2項の註釈的規定として挿入された主旨にそはなくなる。」としている（大池［1946］111頁。同旨、第91回帝国議会衆議院国会法案委員会議録（速記録）第1回（昭和21年12月19日）7頁　衆議院書記官長大池眞君答弁）。

34 第92回帝国議会貴族院国会法案特別委員会議事速記録第3号（昭和22年3月18日）1頁国会法84条2項の修正案提出者大木操君説明。なお、大木［1980］462頁

したものであると言われている[35]。すなわち、参議院の存在理由が全く無視されるおそれがあるという貴族院の意見を尊重し、参議院が両院協議会を請求することも認める一方、衆議院の優越性を徹底している憲法が許容する範囲においてのみとし、衆議院の再議決権行使の機会を確保したのである。

参議院が衆議院の回付案に同意しなかった場合、議決が異なることとなった時点において法律案は参議院が保持しており、参議院は同意しなかったことの通知と同時に両院協議会を求めることができるとされている（国会法 84 条 2 項）。一方、衆議院が両院協議会を求める（④）前提となる議案の返付は、参議院の両院協議会の請求（③）を衆議院が拒んだとき、又は参議院が両院協議会を求めなかったときに行われることとされている（国会法 83 条の 2 第 2 項）。このことから、参議院が求める③の両院協議会の請求のほうが、衆議院が求める④の両院協議会の請求よりも、時間的に先行するということになる[36]（7－1－3－2、図 1 参照）。

衆議院が③の両院協議会の請求を拒否する場合は本会議の議決によることを要するが（国会法 84 条 2 項ただし書）、応諾する場合の手続については定めがない。しかし、両院協議会を開会するか否かを早急に確定させるという観点からすると、衆議院は、速やかに本会議において拒否をするか応諾するかのどちらかを議決すべきということになろう[37]。また、拒否した場合には、これと併せて、④の両院協議会を請求するか否かも決すべきであろう。

衆議院は参議院が修正した場合にも否決した場合にも両院協議会を請求できる（①、②）のに対し、参議院が両院協議会を請求できるのは「衆議院の回付案に同意しなかったとき」すなわち参議院先議の法律案について衆議院が修正した場合に限られており、衆議院が否決した場合には参議院からの両院協議会の請求を認められておらず、当然に廃案となり、両院の意思は調整しないこととされている[38]。その理由は、参議院で可決したものを衆議院が明確に否決したような場合に、実際上、これを両院協議会という場に移して議論をし

---

35 浅井［1948］230 頁。「このような態度をとった衆議院の意図は、これによって先議後議の関係の転換にあったようである。」（黒田［1958］175 頁）

36 同旨、森本［2019］a:308 頁、森本［2021］421 頁

37 ③の両院協議会の唯一例である第 10 回国会の教育公務員特例法の一部を改正する法律案についての場合、衆議院は、応諾の議決をし、直ちに協議委員の選挙を行っている（第 10 回国会衆議院会議録第 41 号（昭和 26 年 5 月 27 日）895 頁（本会議は 5 月 26 日））。

38 参議院提出法律案を衆議院が否決した初例は農業者戸別所得補償法案（第 168 回国会参第 6 号）である。

たとしても妥協の成立する余地は極めて稀であって、このように両院が対照的な見解に立つ場合にも参議院に両院協議会開催請求権を認めることは、憲法 59 条の制定趣旨からして妥当性に乏しいからであるとされている[39]。

しかしながら、先議後議の関係にあるその他の議案については、後議の議院で否決された場合に両院協議会を開くことを認めている（国会法 87 条 2 項）（⑬）ことを考えると、参議院先議の法律案について衆議院で否決された場合にも両院協議会を開くことを認めるとすることも、立法政策として十分考慮に値するものと思われる[40][41]。

（3）予算及び衆議院先議の条約

⑤及び⑥は、予算あるいは衆議院先議の条約について両院の議決が異なった場合、すなわち憲法 60 条 2 項あるいは 61 条が想定する場合の両院協議会であり、いずれも衆議院が求めなければならない必要的両院協議会であり（国会法 85 条 1 項）、両者に性質上の差異はない。これらの場合に両院協議会の開会が必要的なのは、法律案の場合は衆議院の優越の程度が比較的低く、衆議院は 3 分の 2 の多数で再議決しない限り参議院の意思に反して法律案を成立させることができないため、両院協議会を無理に介在させなくても衆議院の優越があまりに強くなり過ぎる心配はないが、予算や条約の場合は、衆議院の優越の程度

---

39 向大野［2002］142 頁、原田［2009］179 頁。「もう衆議院で否決し去つたものは、既に憲法上の例の第 59 条第 2 項の特別権限もある位でありますから、それ迄に及ばぬじやないかと云うのが其の理由であります」（第 92 回帝国議会貴族院国会法案特別委員会議事速記録第 3 号（昭和 22 年 3 月 18 日）1 頁　修正案提出者大木操君説明）

40 同旨、国会法規研究会［2000］e:89 頁～90 頁

41 なお、この問題とは別に、そもそも、法律案を参議院が先議し否決した場合は不成立となるが、衆議院の優越を貫徹させるためには、一事不再議の原則は適用されず、参議院で否決されたものと同一の法律案を改めて衆議院に再提出できると解すべきであるとする者もある（清宮［1979］454 頁、佐藤功［1984］760 頁、樋口、佐藤、中村、浦部［1998］143 頁、国会法規研究会［2000］b:75 頁注（3）、小林、芹沢編［2006］303 頁（阪口正二郎）、辻村［2012］405 頁）。ただし、衆議院に再提出できると解したとしても、衆議院が再提出法案を可決した後に参議院がそれを審議することは一事不再議の問題となる。この点につき、衆議院の優越条項に基づいて例外を認める説（橘［1999］138 頁）がある一方、「百歩譲って再議には当たらないと解しても、衆議院が再議決権を行使することに参議院が協力するとは考えにくく、送付案を棚上げにする戦術が採られると予想される。衆議院としては送付後の 60 日を待ってみなし否決を行うしかないだろう。」とする説（森本［2019］a:311 頁）もある。「これについては、一事不再議の問題だけでなく、衆議院の優越がどこまで及ぶのか、特に憲法及び法律の規定のない事項についてまでその考え方を及ぼすことが妥当であるのか、さらに……衆議院の優越についてはその要請の程度に差があり、法律案の場合においては、他の場合に比べその程度が低いこととの関連も、考慮されるべきものと思われる。」（国会法規研究会［2000］b:75 頁）。なお、7－1－3－1 参照。

がはるかに高いため、両院協議会を介在させて衆議院の優越性を緩和しようとする趣旨と考えられる[42]。

「求めなければならない」とは、請求権を有し、かつ請求義務を負っていることを意味する。したがって、求めるために本会議の議決を必要とせず、請求事由が発生した場合に直ちに求めなければならない。ただし、⑥については、衆議院は議案を保持していないので、参議院から予算の返付（国会法 83 の 2 第 3 項前段）を受けた後に請求することとなる。請求は、衆議院議長から参議院議長に対して行う。参議院はこれを拒むことはできない（同法 88 条）。請求を受けた参議院議長は、これを議院に報告する。

以下、予算の両院協議会について解説する[43]。

両院協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる（憲法 60 条 2 項）。

旧憲法においては、両院協議会を開いても意見が一致しないときは、その予算を不成立としていたが[44]、新憲法では、衆議院に優越権を認めた結果として、両院協議会を開いて

---

42 同旨、宮澤［1978］464 頁、小村［2016］250 頁。一方、必要的とされている趣旨は、成案の獲得、作成を目指すものではなく、両議院の意思不一致を確定させることにあり、それによって衆議院の優越が具現できるとする見方もある（加藤［2011］95 頁）。

43 なお、予算については、衆議院送付の予算について、参議院が継続審査に付することができるかという問題もある。継続審査の根拠規定である国会法 47 条及び 68 条の文言には「案件」とあり予算を除外する規定にはなっていないこと、憲法 60 条 1 項は予算を衆議院に先に提出することとのみ規定していることから、これを可能と考えることもできよう。しかしながら、以下の理由により消極的に解するのが妥当であると考える（同旨、鈴木［1953］439 頁、佐藤吉弘［1994］112 頁。衆先 202「参議院は、予算については閉会中の審査に付することができない。」）。すなわち、予算を参議院が継続審査に付すと、国会法 83 条の 5 により、次国会においては参議院が予算を先議することとなる。このことは、国会の議決が同一会期における両院の意思の合致を必要としている現国会法の下では、参議院に先に提出されたことと同一の意味を持つこととなり、憲法 60 条の趣旨に反することとなる。また、憲法 60 条 2 項は、予算について両院の議決が異なった場合には、両院協議会の開会を義務づけている。これを受け国会法は 85 条にその手続規定を定めているが、「衆議院が参議院送付の予算を否決したとき」又は「参議院が衆議院の予算の回付案に同意しなかったとき」については、その手続規定を欠いている。このことは、参議院が予算を継続したことにより、その結果として参議院先議となる場合を国会法が想定していないものと考えられる。（なお、憲法 60 条により予算の衆議院優越性の規定を準用している条約については、国会法 85 条 2 項により、衆議院先議の条約で参議院において継続審査に付されたものも両院協議会の対象となり得る。）

44 旧憲法 71 条は、「帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ」と定めていた。

も意見が一致しないときは、衆議院の議決を国会の議決としたものである[45]。

ここで言う「衆議院の議決」とは、内閣提出案を先議したときの衆議院の議決（=当初議決）のことである（7－2－1参照）。なお、同項の定める要件が成立すれば、法律上当然に衆議院の議決が国会の議決としての効果を取得するのであり、そのために別段の行為（たとえば、衆議院がその趣旨の議決をすること）は必要でない[46]。

同項前段の「両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき」とは、両院協議会で成案が得られなかったとき、及び成案が得られてもそれについて両院一致の議決が得られなかったとき、をいう[47]。ここにいう「意見が一致しないとき」という状態がいつ発生したと見るべきか。両院協議会で成案が得られなかったときは、成案がそこで3分の2の多数で議決されず、否決されたとき、又は、成案が得られないことが確定したときをもって、「意見が一致しないとき」と見るべきであり、その時期が明確を欠く場合は、衆議院の認定によると解するほかはない（7－2－2参照）[48]。両院協議会で成案が得られたときは、その成案をいずれかの議院が否決したときが、「意見が一致しないとき」であろう。

同項後段の場合は自然成立と言われている。このように期間を限定したのは、一面においてその審議遅延を防ぐとともに、他面において参議院に一定の審議期間を確保したものと言える[49]。この期間については、帝国憲法改正案では「40日」となっていたものを、予

---

45 両議院関係において法律案の場合と予算の場合とで取扱いに差異を設けた理由については、「この差異は予算が全国民の財産上の負担、経済生活に重大な影響をもつ事実を考慮に入れて、なるべく両議院の意見の一致を見る機会を得ることに努力すると共に、予算は概ね一年度限りのものである点にも顧み、予算の成立をなるべく速に且つ成立の可能性を多くすることが適当と考へられるので、手続を簡易にして再度の議決を必要としないことにしたのである。」とされている（佐藤達夫文書［不詳］15～16頁）。

46 参議院において予算審議が続いているときでも、自然成立という客観的事実によって参議院は以後審議できなくなるのであり、衆議院から通知があるまで審議が可能なわけではない（森本［2019］a:301頁）。

47 両院協議会で意見が一致すれば両議院の議決の必要性がなくなることを意味しない（森本［2019］a:330頁）。

48 宮澤［1978］458頁。なお、本件について国会で問題提起されたことがある。「その両院の意見が一致しないときというのはどういうふうに判断、だれがするのかという問題があるんですよ。そうでしょう、両方一致しないんですから、両方。反対のこと言うておるんですから。それを一致しないときと言ったら永遠にやれるんですよ。」（第171回国会平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）両院協議会会議録第1号（平成21年1月27日）5頁　石井一君）、「憲法第60条……で、両院の協議会を開いても意見が一致しないときとあるんですが、一体この意見が一致しないというのは誰が判断するんだということが実は明らかになっていないという点をまず指摘をしておきたいと思います」（第183回国会参議院憲法審査会会議録第1号（平成25年3月13日）4頁　榛葉賀津也君）。

49 同旨、水木［1963］602頁

算はなるべく速やかに成立させるのが妥当だとの考えに基づき、衆議院で「30日」に修正したものである[50]。この期間の計算は、法律案の場合と同様、当日起算主義（初日算入主義）（国会法133条）による（参先432）[51]。その起算点について、衆議院では、予算が衆議院から参議院に「送付の日から」（衆先341説明文）（送付日）とし、参議院では、「本院が議案を受領した当日」（参先432）（受領日）としているが、送付日と受領日は同一であると解すべきである[52]。なお、自然成立と両院協議会の関係については7－2－2参照。

なお、予算に関しては、後述のように、両院協議会を開いても成案を得た実績はなく、その可能性も極めて低いので（1－4－1（2）、1－4－2（2））、その趣旨を改めて検討する必要があるとの見解もある[53]。

---

[50] 経緯については小島［1990］a:262頁以下参照。予算の場合に、法律案の場合よりも衆議院の優越の程度を強くさせたのは、予算の存在は日常のあらゆる行政事務の執行にとって欠くことのできないものであり、一定の期間内に確実に成立させることが、法律案についてよりも、国政の運用上より強く要望されるからであると考えられる（小村［2016］164頁参照）。

[51] 参議院が衆議院の可決した予算を受け取った日から30日目の午後12時は、すなわち、その翌日の午前零時であり（「改暦ノ詔書並太陽暦頒布」（明治5年太政官布告第337号））、法的にはいずれの日時をもって表示しても差し支えないものとも思われるが、実務上、自然成立の時点は、31日目の午前零時とするのではなく、30日目の午後12時であるとしている（国会法規研究会［2000］b:72頁、大島［2008］10頁）。これは、このような事態が往々にして会期末に生じることが多いことから、会期日数を考慮に入れてのことと考えられる。会期終了日に自然成立となった場合、自然成立した旨の通知等の一連の事務処理は、会期終了日の翌日に行われることとなるが、国会の議決は憲法の規定によりすでに確定しており、両院議長がその事務処理の手続を執ることは、職務上の義務である。よって、31日目の午前零時から予算の執行が可能となる（小村［2016］254頁）。

[52] 同旨、木下、只野［2015］510頁、星［2018］5頁、森本［2019］a:290頁。平成23年度一般会計予算外2件について、衆議院は平成23年3月1日に参議院に送付したが、参議院は同2日に受領した。これは、いつ自然成立となるかに関して両院の見解が分かれたためで、西岡武夫参議院議長は、（予算と歳入関連法案が一体で送付されなかったことについて議院運営委員会理事会で協議していたため、同理事会での議論が終了した）「3月2日に総予算を受理した」よって「自然成立日は3月31日満了時点」である旨、記者会見で表明した。これに対し、横路孝弘衆議院議長は、「自然成立日は3月30日満了時点」である旨の談話を発表した。この点については、憲法第59条及び第60条の「受け取」り、国会法第83条以下の「送付」、「回付」、「返付」は、機械的に行われるもので、何らかの意思によって左右されるものではないこと、憲法における期間計算に当たって何らかの意思によって変動させることは法的安定性を害することから、衆議院の考え方が妥当であると思われる。

[53] 佐々木［2009］256頁。「両院協議会は、両議院のあいだに妥協案を成立させることを助長することを目的とする制度であるが、本項の場合のように、衆議院の参議院に対する優越がきわめて強い場合には、両院協議会の制度がどれだけ実際的に役に立つことができるか、いささか疑わしい」（宮澤［1978］464頁）

（4）参議院先議の条約

⑦及び⑧は、参議院先議の条約について両院の議決が異なった場合、すなわち憲法 61 条が想定する場合の一形態についての両院協議会であり、両者に性質上の差異はない。この両院協議会も、参議院が請求することを義務付けられた必要的両院協議会である（国会法 85 条 2 項）[54]。両院協議会の請求は、参議院議長から衆議院議長に対して行う。請求を受けた衆議院議長は、これを議院に報告する。

⑧については、参議院は議案を保持していないので、参議院が両院協議会を求めるためには返付の手続が必要となる（国会法 83 条の 2 第 3 項後段）。これらは衆議院先議の場合の手続を、そのままそっくり衆議院と参議院の両院を置き換えたものである。⑧の両院協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となるが、そもそも衆議院の議決は不承認だったのであるから、不承認ということになる。

（5）内閣総理大臣の指名

憲法は、内閣総理大臣の指名について、両院一致の議決ではなく、「国会の議決」としている（67 条 1 項）。国会法 86 条 1 項は「各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する」と規定しており、国会の議決を成立させるための通常の手続すなわち両院を先議・後議の関係に置いて一体的に連結する手続を採ることとせず、並行審議の関係に置いて両院が各別に独立してそれぞれ指名の議決を行い、相互にその結果を通知して、両院の指名が一致したとき、国会の指名が成立するものとしている。ただし、通常は衆議院が先に議決を行っている[55]。

⑨は、内閣総理大臣の指名について両院が異なった指名をした場合、すなわち憲法 67 条 2 項が想定する場合の両院協議会であり、参議院が求めなければならない必要的両院協議会である（国会法 86 条 2 項）。

参議院が求めなければならない理由について、国会法案の立案経過説明では、両院協議会で得た成案について衆議院を後議とすることによって衆議院（議長）から奏上できるようにしたとの趣旨であるとしている[56]。

---

[54] 鈴木［1953］457～458 頁は、法律案や予算の場合と平仄が合わないので、国会法を改正する機会があれば考慮すべきであるとしている。

[55] 第 3 回国会、第 5 回国会では参議院が先に行った。

[56] 第 91 回帝国議会衆議院国会法案委員会議録第 1 回（昭和 21 年 12 月 19 日）7 頁　衆議院書記官長大池眞君発言。衆議院・参議院編集［1990］392 頁

これに対しては、衆議院の優越性を認めている予算及び条約（衆議院先議）について衆議院に両院協議会を求めることを義務付けていることと均衡を失しているとの批判がある。この説からは、「恐らくは、旧帝国議会時代において両院協議会の原案はつねに協議会を求められた議院の議決案とする慣例であったことの惰性が働いて、衆議院の意向を尊重する趣旨であったと解するほかはないであろう。しかし、この理由でも予算などの場合に衆議院から協議会を求めることとしているのを説明できない。」[57]とし、内閣総理大臣の指名の両院協議会についても衆議院の側から求めることを義務付けるべきであったとしている[58]。

しかし、予算、条約には先議、後議の別があり、これらについて国会法 85 条は先議の院から要求することにしているのであって、これらと、先議、後議の別のない内閣総理大臣の指名の議決とを比較するのは、適切ではない[59]。よって、衆議院の優越性の存在を理由に、内閣総理大臣の指名の両院協議会についても衆議院の側から求めることを義務付けるべきとすることはできない[60]。

参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両院協議会を開いても意見が一致しないとき（両院協議会を開いても成案を得られないとき、成案を衆議院が否決したとき）、又は参議院が、衆議院の指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて 10 日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする（憲法 67 条 2 項）[61]。この期間の計算は、衆議院が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日から起算する（参先 437）。ただし、この前例はない。

なお、内閣総理大臣の指名に関しては、そもそも、事柄の性質上、両院協議会を開いても両院の歩み寄りを期待することはできず[62]、議院内閣制の論理から言っても、本来、衆

---

57 佐藤功［1984］834 頁

58 鈴木［1953］459 頁。なお、白井［2013］109 頁は「ここには、昭和 30 年改正国会法により両議院関係に組み入れられた議案所持主義の先駆けをみることができるが、衆議院の議決の優先性の観点からは極めて違和感の強いものとなった」としており、結論は鈴木と同旨である。

59 同旨、野中、中村、高橋、高見［2012］185 頁

60 同旨、国会法規研究会［2000］c:68 頁

61 逆に、参議院が指名の議決をしたのに衆議院が指名の議決をしない場合については、規定がない。「かりに衆議院で多党化あるいは無党化が進み、それが極端になって、議員間の協調が仲々得られない場合には、こうした事態も考えられないではないが、参議院だけの議決で内閣総理大臣の指名が成立するのは――もしそれが許されるとすれば――参議院の緊急集会においてのみであるから、普通には、こうした事態が起こらないように努めるほかない。」（今井［1980］309 頁）

62 このことから、内閣総理大臣の指名についての両院協議会は「参議院が衆議院の意向を伺う

議院のみの決定で足りるよう、憲法を改正すべきであるとの見解もある[63]。

（6）憲法改正原案

⑩、⑪及び⑫は、憲法改正原案について両院の議決が異なった場合の両院協議会である（国会法 86 条の 2）。第 31 次国会法改正（第 166 回国会「日本国憲法の改正手続に関する法律」平成 19 年法律第 51 号）で新たに設けられた[64][65]。

という意味」しか持ち得ないとする見解もある（鈴木［2012］44 頁）。

[63] 大石編［2001］168 頁、大石［2009］124 頁

[64] 本規定が設けられる以前、美濃部［1952］342 頁は、憲法改正の問題については両院協議会を開けないとしていた。内閣法制局長官も同様の旨、「たとえば一院が否決した場合に、それがもうだめになるのか、あるいは両院協議会を開く余地があるのかというようなことがございましょうけれども、これはおそらく私はないんじゃないかと考えております。したがってそういう意味においての国会法の整備の問題はむしろないのではないか、大体今の国会法で運用できる範囲でやっていくべきじゃなかろうかと思います。」と国会で答弁していた（第 40 回国会参議院予算委員会会議録第 12 号（昭和 37 年 3 月 13 日）11 頁　林修三内閣法制局長官答弁（ただし、林は自著では「憲法改正の発議について、両議院の議決が異なった場合の両院協議会については特別の規定がないが、これは、国会法が全般的に憲法改正の議案の取扱いについて、まだ、なにも特別の規定を置いていないことによるもので、特に、両院協議会による協議を排除する趣旨ではなかろう。」としていた（林［1973］204 頁）。）。これは、憲法改正の発議については各院が独立に意思を決定すべきであるという考えに基づくものであろうが、これに対しては、そのように厳格に解する必要はないとする説（法学協会［1954］1454 頁）もあった。第 31 次国会法改正時にも度々、憲法改正原案について両院協議会を定める根拠につき議論されたが、改正案発議者は「憲法上、両院協議会を立法政策として置くことについて否定する根拠はないというのが正確な法的位置づけだと思います。その上で、憲法上の制約は、両院協議会を法的に置いたとしても、両院協議会で成案を得たからといって、それで発議が成立するわけではない。発議が成立するためには、あくまでも、憲法上の要請に基づいて、両院協議会での成案に基づき、両院でそれぞれ 3 分の 2 以上の賛成の議決がないと発議にはならないという意味での憲法上の制約は、立法政策で両院協議会を置いても変わらない、こういうことだと思います。」と答弁している（第 165 回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第 6 号（平成 18 年 11 月 30 日）14 頁　衆議院議員・枝野幸男君答弁）。その上で、「憲法には必要的協議会、任意的協議会、2 つが憲法事項として定められているほか、国会法 87 条によって、例えば国会の議決を要する案件ということで、予算や条約や内閣総理大臣の指名、法律案、その他の議案すべてに両院協議会を開くことの可能性を開いてありますから、我々としては、当然、最も重い憲法の提案について、特に独立してそれぞれが同等の権利を持つという両院の関係を考えて、両院協議会は是非最後の調整の手段として設けるべきだと判断したところでございます。」（第 166 回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第 4 号（平成 19 年 4 月 19 日）15 頁　衆議院議員・保岡興治君答弁）、「憲法の発議というのも議決を要する議案であることは間違いないわけなんですが、しかし、通常の国会の議決を要する議案、例えば国会承認人事でありますとか、そういったものと違いまして、やはり憲法の発議というのは非常に重たいものだということで、この 83 条の特則として両院協議会を書かしていただいたわけですけれども、これは法律に定める任意的な両院協議会を憲法の発議ということについて特記したというふうに御理解願いたいと思うんです。」（第 166 回国会参議院日本国憲法に関する

憲法改正原案については、両院は完全に対等に扱われ、いずれの院にも対等の請求権が与えられた任意的両院協議会である。また、甲議院が乙議院の回付案に同意しなかった場合において両院協議会を求めなかったときは、乙議院は両院協議会を求めることができる（⑪）（同条2項）。

両院協議会において成案が得られ、両院が、それぞれ、この成案を総議員の3分の2以上で議決すれば、成案が国会の発議に係る憲法改正案となる（憲法96条1項、国会法68条の5）[66]。

憲法改正原案については、予算等とは異なり衆議院の優越による成立は定められておらず、両院の一致がない場合は廃案となる。このため、両院協議会における調整により成立を図る途を広く採っていると解される。

なお、先議議院が両院協議会を求めるか否かを決めず、両院協議会の請求・議案の返付のいずれも行わない場合には、後議議院としては打つ手がない。これは先議議院が回付案に対していつまでも同意するか否かの議決を行わない場合と同様であり、両議院に対等な権能が与えられている憲法改正については、両議院の意見の一致を拒む意図の表れであり、

調査特別委員会会議録第4号（平成19年4月19日）27頁　衆議院議員・葉梨康宏君答弁）と答弁している。なお、本規定制定後も、「衆議院が可決した憲法改正案が、参議院で3分の2以上の賛成を得ることができない場合には、両院協議会を開くことが望ましいとする見解は疑問である。一院の否決は、発議そのもの不成立と見なすことこそ憲法の趣旨に合致する」とする見解もある（杉原編［2008］796頁）。

[65] この規定新設に対しては、「憲法改正については、憲法96条は、憲法の改正は「各議院」の議員の3分の2以上の賛成で発議するとされており、両院協議会を開くことを認める規定も存しない。このことは、憲法は、憲法改正について各議院の独立性を重視する趣旨であり、両院協議会による協議調整を予定していないとも解される。法律・予算の議決、条約の承認や内閣総理大臣の指名は、いずれも国政の停滞を避け或いは外国との信義の観点から国会が速やかに結論を出すことが要請されるが、憲法改正にはそのような事情は認められない。したがって、憲法改正案について両議院の意見が異なった場合に両院協議会を開くことは、両院の独立性を害することにならないか疑問が存する」との批判的な見解もあった（日本弁護士連合会「憲法改正手続に関する与党案・民主党案に関する意見書」2006年12月1日）。日本弁護士連合会は、国会法改正後も、「改正国会法によれば、衆参両院の憲法審査会は、合同審査会を開くことができるとされている。また、憲法改正原案について両議院の議決が異なった場合には、両院協議会を開くことができるとされている。これらは、両議院の意見の調整を行う規定であるが、憲法第96条は、憲法の改正は「各議院」の総議員の3分の2以上の賛成で発議するとしており、両院協議会を開くことを認める規定も存しない。憲法は、憲法改正について各議院の独立性を重視しており、各議院の調整を予定していないものと解される。したがって、合同審査会や両院協議会の規定は、各議院の独立性に反するものとして、廃止されるべきである。」としている（日本弁護士連合会「憲法改正手続法の見直しを求める意見書」2009年11月18日　17頁）。

[66] 南部［2007］43頁、憲法制度研究会編［2008］42頁

やむを得ない事態と受け止めるほかない。要件を具備しておらず、返付があったものとみなして後議議院から両院協議会を請求することは認められない[67]。

（7）その他の議案

⑬は、法律案、予算、条約及び憲法改正原案以外の狭義の国会の議決を要する議案（憲法8条の皇室財産に関する議決案、承認案件[68][69]、予備費[70]、憲法改正国民投票の期日の議決（国会法68条の6）等。以下「その他の議案」という。）[71]について後議の議院が先議の議院の議決に同意しなかった場合の両院協議会であり、先議の議院が求めることができる任意的両院協議会である（国会法87条2項）。

ただし、「その他の議案」のうち修正のできない案件については、両議院が譲歩して中間的な結論で決着を付けることができないため、両院協議会を開くことの意義は見いだし難いとの見解もある[72]。

---

67 同旨、森本［2019］a:317頁

68 承認案件とは、行政が何らかの行為を行うに当たって、国会の承認を必要とすると法律で定めたものであり、NHK予算（放送法70条2項）のように国の予算に準ずるもの、損失保証契約の締結（予防接種法附則6条3項）、資金の追加支出（特定独立行政法人の労働関係に関する法律旧16条2項）のように国の新たな支出を必要とするもの、国の地方行政機関の設置（地方自治法156条4項、国家公務員法13条5項）、計画の策定（公営住宅法旧6条3項、旧漁港法17条3項等）のように国民生活に影響のあるもの、緊急事態の布告（警察法74条1項）、自衛隊の防衛出動（自衛隊法76条1項）、PKF本体業務の実施（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律6条7項）のように緊急性があり、かつ、国民の生命・身体・権利及び生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものなどがある。ただし、法律に規定はあるものの実際に国会に承認を求めた実績のない案件も多い。

69 承認案件が国会法87条にいう「国会の議決を要する案件」に該当するか論議になり、参議院法制局長が該当する旨答弁したことがある（第123回国会参議院国際平和協力等に関する特別委員会会議録第15号（平成4年6月2日）13頁　参議院法制局長田島信威君答弁）。

70 予備費が国会法87条にいう「国会の議決を要する案件」に該当するか、決算委員長（木村禧八郎君）が内閣総理大臣（佐藤榮作君）に質疑したことがある（第61回国会参議院決算委員会会議録第3号（昭和44年4月10日）1頁）。

71 決算は、「国会」に提出されなければならない（憲法90条1項）こととなっているが、旧憲法時代から、両院に同時に別個に提出され（衆先168）、両院が独立、別個に審査する慣行となっている。このことから、決算は国会法87条にいう「国会の議決を要する案件」に該当しないとされており、両院で議決の内容が全く異なるという実例も存在する。しかし、学説には、少数説ながら、決算を両院交渉の議案と考えるべきとし、両院の議決が異なった場合には両院協議会を開き、それでも意見が一致しない場合には、衆議院の議決に優位を認めるべきとする説（清宮［1951］3頁、第34回国会衆議院決算委員会議録第14号（昭和35年3月30日）3頁、8頁　参考人清宮四郎君答弁）もある。

72 森本［2019］a:319頁。衆議院先議の予備費支出承諾案件につき参議院で承諾しないとの議決がなされたことを受けて、衆議院は両院協議会を求めず、結局、国会の承諾が得られないと

なお、修正可能な案件について、後議の議院から回付を受けた先議の議院がこれに同意しない場合の両院協議会の請求（⑭）について国会法上規定はないが、その可否については後述する（７－６－１）。

（８）その他の案件

国会法 87 条 2 項は議案、すなわち、国会の議決を要する両院送付関係にある（先議後議の関係にある）案件についての規定であることは文理上明らかであるから、このような関係になく議案とは解されない案件については、両院の議決が一致しなくても両院協議会は開かれない。たとえば、法文上「両議院の同意」が必要とされる国会同意人事案件の場合、特定個人の任命に関する同意の可否を決するのみであって修正の余地はなく、両院の議決の不一致を調整するのは正当でないからである[73]。一院は同意したが、他院が同意しない、あるいは何らの議決も行われなかったときには、「両議院の同意」が得られなかったことになり、行政は当該人事の任命を行えないこととなる。

なお、国会議員の兼職につき「両議院一致の議決」を求める国会法 39 条ただし書[74]につき、参議院は両院協議会を求めることを取り決めた[75]が、衆議院ではこの場合には両院協議会を請求しない取扱いとした[76]経緯があるが、これについても、同様の理由から、両院協議会を開くべきではないとするのが妥当な結論であったと解する。

の結論となったことがある（第 116 回国会衆議院議院運営委員会議録第 11 号（平成元年 12 月 1 日）1 頁　小此木彦三郎議院運営委員長発言）。

[73] 同旨、佐藤吉弘［1994］288 頁。過去には衆議院の優越規定が存在した国会同意人事案件もあり、たとえば、会計検査官の任命について、「衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては、日本国憲法第 67 条第 2 項の例により、衆議院の同意を以て両議院の同意とする。」と規定されていた（会計検査院法旧 4 条 2 項）。そのため、衆議院が同意して参議院が同意しない場合は、内閣総理大臣の指名の議決が異なる場合の例により、必要的に両院協議会を開くものと解されていた。しかしながら、衆議院優越規定の存在した国会同意人事が参議院で不同意となった例は過去一度もなかった。会計検査院法旧 4 条 2 項は平成 11 年の改正により削除され、以後、衆議院の優越規定の存在する国会同意人事案件はなくなった。なお、同改正は、参議院議長の諮問機関である「参議院制度改革検討会」が平成 8 年（1996）12 月に出した報告書の二 4 において「検査官は民主的な方法により任命されることが求められる。いやしくも両議院が同意しないものを任命することは妥当ではないと考えられるため、会計検査院法第 4 条第 2 項等を削除する。」とされたことを受けてのものであった。

[74] 外務公務員法旧 8 条 3 項にも、国会議員の政府代表等の兼職につき、同様に「両議院一致の議決」を求める規定があった（国会法の第 7 次改正（第 28 回国会昭和 33 年法律第 65 号）にて削除）。

[75] 第 1 回国会参議院議院運営委員会会議録第 2 号（昭和 22 年 6 月 28 日）3 頁

[76] 第 1 回国会衆議院議院運営委員会議録第 8 号（昭和 22 年 7 月 28 日）49 頁

同様に、国会の議決ではないが、両院が一致して議決しなければならないものとして、臨時会及び特別会の会期、そして会期の延長がある。会期は必ず決めなければならないが、両院協議会を開くいとまがないこともありうること[77]、会期の件について協議している間に会期が満了してしまう事態が生じるのは本末転倒であることから、国会法13条は、「(会期について) 両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによる」と定めている[78]。

1－4　両院協議会の開催実績

両院協議会は複数の議案について一括して開かれることもあることから、開催件数をどのように数えるかは、議案の件数で数えるか、会議体としての両院協議会の件数で数えるかによって異なってくる。ここでは、会議体としての両院協議会の件数で数えることとする[79]。

これまでに開催された両院協議会の開催実績は表1のとおりである（衆先付録28、参先諸表29、衆委先付録第25表、参委先諸表23・24)。総件数は44件（議案件数は95件)、うち成案を得たものは15件（議案件数は28件）であり、成案を得たものはすべて法律案である（衆先484、参先424)。また、成案を得たものはすべて両院で可決され、成立している。

1－4－1　類型ごとの開催実績

(1) 法律案についての両院協議会

法律案についての両院協議会は、昭和20年代（第2回国会～第16回国会）に集中しており、17件中16件がこの時期である。残り1件は平成6年（第128回国会）の政治改革4法案である。

①については12件（議案件数は22件)、すべて成案を得ている。うち、両院のいずれ

---

77 向大野［2002］142頁

78 国会法の第5次改正（第21回国会昭和30年法律第3号）で、「両議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。」という文言を現文言に改めたのは、会期終了を待っての参議院による法律案の「握りつぶし」に対抗する手段を明文で衆議院に与えたものと解されている（樋口、佐藤、中村、浦部［1988］973頁)。なお、そもそも法律によって衆議院の議決に優越的効力を認めることが可能であるかについては、国会法規研究会［2000］c:69頁参照。

79 第2回国会の例につき、4－2参照。

の議決とも異なった内容の成案を得たのは8件（議案件数は10件）、参議院の議決のとおりとしたのが4件（議案件数は12件）である。

なお、①に関連し、参議院からの回付案に対して衆議院が両院協議会を開くことを求めず再議決（憲法59条2項）により可決した例は、27件（議案件数。内訳は、第1回国会2件、第2回国会4件、第5回国会5件、第7回国会3件、第10回国会3件、第13回国会3件、第16回国会1件、第19回国会2件、第22回国会1件、第24回国会1件、第26回国会1件、第170回国会1件）である（衆先332、参先433、参先諸表23）。衆議院の再議決に当たり、出席議員の3分の2以上の多数を得られず、不成立となった例が1件（第7回国会）[80]ある。また、衆議院が参議院からの回付案に同意しないと決したが、両院協議会を開くことを求めず、再議決も行われずに不成立となった例が1件（第10回国会）[81]、そもそも回付案が議題とならなかった例が3件（第28回国会1件、第38回国会1件、第82回国会1件）[82]ある（衆先471、472）。

②については4件（議案件数は8件）、うち成案を得たものは2件（議案件数は5件）であり（衆先473）、1件（議案件数は1件）は両院のいずれの議決とも異なった内容の成案を得ており、もう1件（第128回国会の政治改革4法案両院協議会）では、3件の議案を衆議院の議決のとおりとし、1件の議案は両院のいずれの議決とも異なった内容の成案を得た[83]。また、②の4件のうち、第13回国会の国家公務員法の一部を改正する法律案外1件両院協議会で協議された2法案は、いずれも憲法59条4項の規定により参議院が否決したものとみなされたもので、うち1法案は成案を得ている（参委先諸表8）[84][85]。

---

80 政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第90号）

81 食糧の政府買入数量の指示に関する法律案（閣法第80号）

82 第28回国会のお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第125号）、第38回国会の建設省設置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）、第82回国会の特定不況業種離職者臨時措置法案（衆第3号）

83 実例の多寡から見れば「結局のところ、現在の国会においても両院協議会が有効に機能しているのは、旧議会時代と同様に、両院の双方が共に成立させる意図を持ちながら、部分的に議決が異なった議案の場合に限られるといっても、誤りではないであろう。」（今野［1998］3頁）と言えなくもないが、政治改革4法案の例を見れば、参議院が否決したときの②の両院協議会も有用なものであると考えられる。

84 保安庁職員給与法案について成案を得た後、国家公務員法の一部を改正する法律案について懇談中、参議院の協議委員4名が退席したため定足数を欠き、以後会議を開くに至らなかった（4－4－2、4－15参照）。

85 なお、国家公務員法の一部を改正する法律案外1件両院協議会で協議された保安庁職員給与法案は、同国会の保安庁法案外4件両院協議会で協議された保安庁法案の成立を前提とする法律案であった。保安庁法案外4件両院協議会は昭和27年7月29日に開かれ、成案を得、同月

なお、②に関連し、参議院の否決した案件に対して衆議院が両院協議会を開くことを求めず再議決（憲法59条2項）により可決した例は、12件（議案件数。内訳は、第10回国会1件、第168回国会1件、第169回国会1件[86]、第170回国会1件、第171回国会8件[87]）である（参先諸表23）。憲法59条4項により参議院が否決したものとみなした案件に対して両院協議会を開くことを求めず再議決により可決した例は、7件（内訳は、第13回国会1件、第169回国会5件、第183回1件）である（衆先333、参先434、参先諸表22・23、参委先61、参委先諸表8）[88]。また、参議院が否決し返付した案件が衆議院で議題とならなかった例が6件（いずれも第162回国会）[89]ある。

③については1件（議案件数も1件）、両院のいずれの議決とも異なった内容の成案を得ている。

④については実績がない。参議院先議の法律案について両院協議会が少ないのは、そもそも、内閣が法律案を国会に提出するに際し、与野党の事前協議で、合意しやすいもの、すなわち成立しやすいものに絞って参議院先議としてきたという慣行によるものであろう。

なお、以上のうち議員提出法律案（いわゆる議員立法）に関する両院協議会は2件（議案件数も2件。いずれも①）のみである[90]。

31日に両院で成案が議決された。国家公務員法の一部を改正する法律案外1件両院協議会は同月31日に開かれ、保安庁職員給与法案についての成案を得、同日に両院で成案が議決された。

86 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）について、野党から出された両院協議会を求めるの動議が否決され、次に与党から出された直ちに再議決すべしとの動議が可決され、再議決が行われ可決した（第169回国会衆議院会議録第28号（平成20年5月13日）2頁以下）。

87 うち、平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（閣法第1号）について、野党から出された両院協議会を求めるの動議が否決され、次に与党から出された直ちに再議決すべしとの動議が可決され、再議決が行われ可決した（第171回国会衆議院会議録第12号（平成21年3月4日）1頁以下）。

88 なお、前記のように、憲法59条4項により参議院が否決したものとみなした案件に対して両院協議会を開くことを求めた例が第13回国会に2例あり、衆議院において憲法59条4項により参議院が否決したものとみなした案件は合計9件となる。

89 いわゆる郵政民営化6法案（郵政民営化法案（閣法第84号）、日本郵政株式会社法案（閣法第85号）、郵便事業株式会社法案（閣法第86号）、郵便局株式会社法案（閣法第87号）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第88号）、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第89号））について、参議院は平成17年8月8日に否決し返付したが、小泉純一郎内閣総理大臣が同日衆議院を解散したことにより不成立となった。

90 第15回国会の町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案（衆第7号）と第16回国会の公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第47号）であり、いずれも成案を得

また、両院協議会において成案を得られなかったとき、あるいは成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても参議院がその議決を行わないときに、衆議院が再議決を行った例はない（7－1－1－1、7－1－3－4、7－1－3－6参照）。

（2）予算についての両院協議会

法律案についての両院協議会とは対照的に、予算についての両院協議会は、20件すべてが平成の時代になってからのものである。

⑤については1件（議案件数は2件）、第171回国会の平成二十年度一般会計補正予算（第2号）外1件両院協議会（以下、「平成20年度第2次補正予算両院協議会」という。）であり、予算に関する両院協議会で唯一2日間にわたり協議が行われたが、成案は得られなかった。

⑥については19件（議案件数は55件）、すべて成案を得られなかった（衆先474、475）。

なお、憲法60条2項後段による自然成立の例は6件（議案件数。内訳は、第19回国会3件[91]、第114回国会3件）である（衆先341、参先435、参先諸表26、参委先72、参委先諸表9）。このように自然成立の例が少ないのは、参議院無用論に繋がりかねないため、自然成立という事態をなるべく回避したいという意向が、参議院側の与野党に一致して働いているからであると想定される[92]。

（3）条約についての両院協議会

条約についての両院協議会は、実績が最も少なく2件のみであり、いずれも平成20年代に入ってからのものである。

⑤、⑦、⑧については実績がない。参議院先議の条約（⑦、⑧）について両院協議会が開かれたことがないのは、そもそも、内閣が国会に条約の承認を求めるに際し、与野党の事前協議で、承認を得やすいものに絞って参議院先議としてきたという慣行によるものであろう。

ている。

91 第19回国会当時の政治状況は内藤［2013］168頁以下に詳しい。

92 同旨、小島［1990］a:266頁。なお、同書によると「参議院予算委員会の経験が長い野田哲（発言当時参議院社会党国会対策委員長）氏は、「できるだけ目いっぱい審議したいが、さりとて自然成立となると参議院の見識がなさすぎる。これは与野党に共通した認識だ」と述べている（平成元年4月10日付『朝日新聞』）。」

⑥については2件（議案件数も2件）、いずれも成案を得られなかった（衆先476、477）。

なお、憲法60条2項後段、61条による自然成立の例は25件（議案件数。内訳は、第30回国会3件、第34回国会2件、第48回国会1件、第51回1件、第71回3件、第72回2件、第80回1件、第169回国会9件、第186回国会3件）である（衆先348、参先436、参先諸表26、参委先83、参委先諸表9）。

（4）内閣総理大臣の指名についての両院協議会

⑨については、第2回国会（昭和23年）が初回であり、その後平成の時代までなく、第115回国会（平成元年）、第143回国会（平成10年）、第168回国会（平成19年）、第170回国会（平成20年）の5回あるが、いずれも両院協議会では意見が一致せず、憲法67条2項の規定により衆議院の指名が国会の指名となっている（衆先478、479）。

（5）憲法改正原案、その他の議案についての両院協議会

⑩～⑭のいずれについても実績がない。

なお、⑬に関連し、参議院の不承諾した案件に対して衆議院が両院協議会を開くことを求めず、国会の承諾がなかったとした例は、いずれも予備費で13件（議案件数。内訳は、第116回国会3件[93]、第169回国会5件、第171回国会5件）ある。

また、⑭について、第7回国会の「公共企業体労働関係法第16条第2項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（国有鉄道第1次裁定）」では、衆議院は参議院からの回付案に同意しないと決し、両院協議会を開くことを求めるの発議が否決され、国会の承認がなか

---

93 第116回国会に提出された昭和62年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）、昭和63年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）及び昭和63年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）について、衆議院は承諾することを議決した（第116回国会衆議院会議録第9号（平成元年11月17日）1～2頁）のに対し、参議院は承諾しないことを議決し（第116回国会参議院会議録第9号（平成元年12月1日）160頁）、衆議院に返付したが、衆議院は、本会議に諮らずに議院運営委員会において両院協議会を求めないことに決し（第116回国会衆議院議院運営委員会議録第11号（平成元年12月1日）1頁）、国会の承諾はなかった旨内閣に通知した。なお、衆議院が両院協議会を求めなかった背景には、予備費はすでに使用済みであり不承諾が支出行為の効力に影響を及ぼすものではないこと（第116回国会衆議院決算委員会会議録第5号（平成元年11月16日）25頁　内閣法制局第一部長大森政輔君答弁）、また、両院協議会を開催しても成案が得られる可能性はないという判断があったとされている（笹嶋［1990］23頁）。国会の意思を形成する機会たる両院協議会の開催を求めないこととした、この衆議院の決定に対しては、財政国会中心主義を強調し「国会」の承諾という文言を重視する立場からの批判がある（鳴谷［2005］96頁、大西［2015］22頁）。

った旨内閣に通知した[94]（7－6－1参照）。

1－4－2　ねじれ国会との関係

参議院において与党が過半数を割り込んだ状態を「逆転国会」あるいは「ねじれ国会」という[95]が、このような状態においては、両院の議決が異なる可能性が高くなるので、両院協議会が開かれることも多くなる。

（1）ねじれ国会の時期

新憲法下で、「ねじれ国会」となった時期は、これまで5回ある[96]。

（1－1）第1期

第1期は、第1回国会（昭和22年5月20日召集）から第25回国会（昭和31年12月13日閉会）までのおよそ9年半の間である（片山内閣、芦田内閣、第2次～第5次吉田内閣、第1次～第3次鳩山内閣）。

この時期は、参議院では政党化が進んでおらず、無所属議員を中心として結成された会派である緑風会が最大勢力となっていたが、緑風会では党議拘束をかけず、議員個々人の見識に委ねていたため、議案審議においては各議員が是々非々の態度を採っていた[97]。その後、昭和30年11月に自由党と日本民主党によるいわゆる保守合同が行われ自由民主党が設立される（いわゆる55年体制の成立）などの動きの中で、参議院でも政党化が進み、緑風会が衰退したことにより、「ねじれ」は解消され、与党・自由民主党が両院で過半数を占めるようになった。以後、この状態が33年余続いた。

（1－2）第2期

---

94 第7回国会衆議院会議録第10号（昭和24年12月25日）127～8頁（本会議は12月24日）

95 国会において「ねじれ」の語が初めて用いられたのは、第116回国会参議院本会議録第4号（平成元年10月6日）14頁　橋本孝一郎君質疑においてである。

96 緑風会時代は他と性質が異なるため、「ねじれ国会」第1期としてカウントしない考え方もある（伊藤［2011］129頁）が、参議院において与党が過半数を割り込んでいたのは事実であるのでカウントすることとした（田村［2012］462頁以下参照）。各政党の所属議員数の変遷については、神田［2014］41頁に詳しい。

97 緑風会とその活動については、参議院［1997］39頁以下参照。

第2期は、第115回国会（平成元年8月7日召集）から第126回国会（平成5年6月18日解散）までのおよそ4年間である（宇野内閣、第1次～第2次海部内閣、宮澤内閣）[98]。

平成元年7月の第15回参議院議員通常選挙で、消費税導入、リクルート疑惑、農産物市場開放等への批判から「マドンナ旋風」が吹き、土井たか子党首の日本社会党が大躍進したことにより、自由民主党が惨敗し第1党の座は保ったものの過半数を割り込むこととなり、「ねじれ」が始まった[99]。平成5年には、政治改革、選挙制度改革等が議論となる中、宮澤内閣不信任決議案が自由民主党の分裂により可決され解散、同年7月の第40回衆議院議員総選挙の結果、非自民の7党1会派による細川連立政権が発足し（55年体制の崩壊）、両院において多数を得たことから、「ねじれ」は解消した。

（1－3）第3期

第3期は、第143回国会（平成10年7月30日召集）から第145回国会（平成11年8月13日閉会）までのおよそ1年間である（小渕内閣）。

平成10年7月の第18回参議院議員通常選挙で、前年の消費税率引き上げ及びこれに伴う景気後退、失業率上昇などへの批判から自由民主党が惨敗し第1党の座は保ったものの過半数を割り込むこととなったことにより、「ねじれ」が始まった。平成11年10月に、自由民主党、自由党、公明党の連立が成立し、参議院での過半数を確保することとなり、「ねじれ」が解消された。

（1－4）第4期

第4期は、第167回国会（平成19年8月7日召集）から第171回国会（平成21年7月21日解散）までの2年間である（第1次安倍内閣、福田内閣、麻生内閣）。

小泉内閣下で行われた平成17年9月の第44回衆議院議員総選挙で、衆議院では与党（自由民主党、公明党）が3分の2以上の多数を確保した（ただし、自由民主党単独では3分の2に達せず）が、平成19年7月の第21回参議院議員通常選挙で、年金記録問題や閣僚

---

98 第2期の政治状況については、平野［2020］209頁以下に詳しい。

99 この第2期中の平成3年に消費税法が改正されたが、これは両院合同の協議機関である「税制問題等に関する両院合同協議会」での協議を踏まえ、改正されたものであり、両院協議会に持ち込まれたものではなかった（この点、西垣［2009］11頁の認識は誤っている。なお、この消費税法改正の経緯については、小池［2008］に詳しい。）。

の相次ぐ不祥事等に対する批判から自由民主党が惨敗し、野党の民主党が第1党になった（ただし、民主党単独では過半数に達せず）ことにより、「ねじれ」が始まった。平成21年8月の第45回衆議院議員総選挙において「政権交代」を掲げた民主党が勝利し、民主党が社会民主党、国民新党と連立政権を樹立したことにより、「ねじれ」が解消した[100]。

（1－5）第5期

第5期は、第175回国会（平成22年7月30日召集）から第183回国会（平成25年6月26日閉会）までのおよそ3年間である（菅内閣、野田内閣、第2次安倍内閣）。この第5期は、民主党・国民新党の連立政権である前期と、自由民主党・公明党の連立政権である後期に分けられる。

平成22年7月の第22回参議院議員通常選挙で、沖縄の米軍普天間基地移設問題をめぐる社会民主党の連立離脱等政権内部の足並みの乱れに対する批判などから民主党が惨敗し、与党である民主党、国民新党の議員数が過半数を下回ったことにより、「ねじれ」が始まった（第5期（前期））。

平成24年12月の第46回衆議院議員総選挙により勝利した自由民主党、公明党が政権を奪還した（両党で3分の2以上を確保。ただし、自由民主党単独では3分の2に達せず）が、参議院の議員数では過半数を上回ることができず、「ねじれ」状態は継続した（第5期（後期））。平成25年7月の第23回参議院議員通常選挙で与党である自由民主党、公明党が勝利したことにより、「ねじれ」が解消された。

（2）ねじれ国会と両院協議会の関係

両院協議会の開催実績をねじれ国会の時期との関係で整理すると、表2のとおりとなる。第128回国会の政治改革4法案両院協議会[101]以外のすべての両院協議会は、ねじれ国会の時期に行われている。また、同表の参考のように、法律案の再議決、予算・条約の自然成立も、ねじれ国会の時期に集中している。これは、両院において政党化が進み、各政党が

---

100 第4期及び第5期の政治状況については、宮本［2013］53頁以下に詳しい。

101 衆議院の選挙制度に関し、中選挙区制を廃し、小選挙区比例代表並立制と政党交付金の導入を柱とした政治改革4法案の審議においては、両院双方において与野党とも造反する議員が多数出たため、結果として両院の議決が異なることとなり、また、衆議院において再議決を行い可決できる見込みも立たなかったことから、両院協議会が開かれることとなった（同両院協議会の経緯は佐々木［2008］5頁以下に詳しい）。

党議拘束をかけているため（第１期は特殊なので除く）、与野党の議席数が議案の成否に直結した結果、両院の議決が異なるのは、ねじれ国会の時期に限られるということになったものである。よって、ねじれ国会の時期においては、与党と野党の対立が、そのまま衆議院と参議院の対立という構図になってしまう。

（２－１）法律案についての両院協議会

法律案についての両院協議会は第１期のみに集中しており、以後のねじれの時期には行われていない。参議院において緑風会が最大勢力であった第１期では、緑風会が党議拘束を外していたため、法律案の内容によっては、衆院では可決されたものの、参院で否決されるという事態が往々にして生じたため、両院協議会が開かれることとなった。また、第１期では、両院協議会を開くことを求めず、与党が、衆議院において一部野党の協力を得て再議決を行うということがあった[102]。

以後、55年体制確立後は、与党・自由民主党が、最大野党である日本社会党との話合いや中間政党の協力を得ることにより、場合によっては修正して法律案を通す（逆に言うと、話合いや協力を得られない法律案はそもそも提出しない、あるいは審議しない）という、いわゆる国対政治が行われることで、両院の議決が異なるという事態は回避されてきた。

55年体制崩壊（平成５年）後もこのような状況が継続した。しかしながら、衆議院において与党が３分の２以上の議席を獲得していた第４期には再議決が多用された[103]。また、

---

102 「過去の例で再議決が成立するのは、与野党の対立ではなく衆参両院の対立が起きたときである。衆院の各会派が会派間の違いを越えて参院に対立・対抗意識を持ったとき、再議決となる。例えば、第10回通常国会で衆院はモーターボート競走法案を可決、参院へ送付した。同法案は、いわゆるギャンブル法案で世評は芳しくなかったが、衆院は自治体の財源確保のためとして陳情や要請を受けていた。一方、参院は「良識の府」という気風があったので、同法案は好ましくないと緑風会を始め、自由党や社会党まで与野党が一致して反対し否決してしまった。怒ったのは衆院である。「参院は、けしからない」と、与野党が一致して再議決で成立してしまった。次の国会で衆院はドッグレース法案を可決、参院へ送付した。これまた参院は与野党とも反対だった。しかし、参院で否決するとモーターボート法案のように衆院で再議決されてしまう。そこで参院はドッグレース法案を審議しないで放置した。……参院が60日も放置していると、衆院に３分の２で再議決されてしまう。ところが、このときは、会期の残りが60日なかったので廃案になり、衆院の再議決という奥の手を封じてしまった。」（河野［1990］15頁）

103 この第４期での再議決の多用に対し、民主党などの野党は、参議院において「……直近の民意により参議院が新たに構成された昨年の７月以降、衆議院で多数を占める政府・与党は参議院の意思を踏みにじり、再議決を行った議案は９件の多数にのぼる。その１件たりとも両院協議会を求めることなく、直ちに再議決を行い成立を図った。本院は、政府・与党が参議院の

第5期（後期）にも再議決が行われた。これは、与野党の協議により合意できるものについては、衆議院あるいは参議院の審議において修正がなされ、野党の協力は得られないがどうしても与党が成立させたいというものだけが再議決されたためである。

法律案についての両院協議会が活用されなくなったのは、与党にとっても野党にとっても、（両院の審議段階では自党の主義主張を通し）両院協議会でまとまるかどうかかわからない協議の結果に賭けるよりも、合意して修正がまとまるのであれば、早い段階において修正で決着し、実を取った方が良いという判断が働いたためと思われる[104]。しかしながら、両院協議会を開くということには、両院の議論の対立点を国民に示し、明らかにすることにより、世論を喚起するという側面もあるのであり、この両院協議会をスキップしてしまうのは望ましい判断とは言えない[105]。

なお、第4期においては、予算の審議と予算関連法案の審議との関連の問題が浮き彫りとなった。予算関連法案とは、法律案のうち、「それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」をいい[106]、歳入にかかる法案と執行にかかる法案がある。憲法上、予算関連法案は、衆議院の優越について、他の法律案と何ら区別されていないが、予算と密接に関連しており、予算が成立していても法律が成立していないと予算に計上されている歳入が滞る、あるいは予算を執行できないことから、その成立の必要性は予算と同等である。しかしながら、予算は衆議院送付後 30 日が経過すれば参議院が議決しなくても自然成立する一方、予算関連法案は参議院がなかなか議決しない場合には衆議院は送付後 60 日を経て否決したものとみなした上でなければ再議決して成立させることができない。すなわち、従来は、予算と予算関連法案（とりわけ歳入法案）はほぼ同時期に処理されてきたが、ねじれ国会においては、予算が自然成立しても、予算

審議権を尊重して、二院制度を認めた憲法の精神を没却することのないよう、また直近の国政選挙により示された国民の意思を十分尊重するよう要請するものである。」との内容の「参議院の審議権尊重に関する決議案」を提出し、与党（自由民主党、公明党）欠席の中、全会一致で可決した（第170回国会参議院本会議録第15号（平成20年12月24日）3頁）。

104 一方、参議院で過半数を有している野党にとっては、参議院で否決しただけの場合には両院協議会で成案を得るという1回しか手を加えられないが、与党と修正協議を行うのであれば、衆議院、参議院でそれぞれの修正の機会があり、さらに両院協議会に持ち込んで協議し成案を得るというふうに、自らの意見を反映させ得る機会が増えるというメリットがあると考えることもでき、どの考え方を採るかは、その時の政治状況によるものと言えよう。

105 同旨、森本［2016］174頁

106 昭和36年7月14日内閣閣甲第43号「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」4のイ参照。毎国会冒頭に内閣が国会に提出する「内閣提出予定法律案等件名・要旨調」において、件名の頭に※が付けられることから、「※印（コメじるし）法案」と言われる。

の倍の期間待ち（これにより、年度内に成立できない場合も生ずる）、かつ、衆議院で3分の2以上を確保していなければ、与党は予算関連法案を衆議院の再議決で成立させることができないという点がクローズアップされたのである[107]。

（2－2）予算についての両院協議会

一方、予算についての両院協議会は、法律案についての両院協議会とは対照的であり、第1期では行われず、第2期以降は毎回行われているが、成案を得たことはない。なお、第1期においては、予算についての両院協議会は行われなかったが、自然成立した例がある[108]。

そもそも予算は国の運営の根幹であり、審議も注目されることから、与野党対立が法律案の場合よりも先鋭化し、野党との話合いや協力を得られる見込みが少ない。かつ、両院の議決が異なった場合には必要的に両院協議会を開かなければならないことから、このような結果となったものと思われる[109]。また、参議院での審議が滞り自然成立となれば両院協議会を開かなくても済むが、自然成立を待っていると予算の執行が滞ることから、与党としても両院協議会を開くこととなっても早期に決着を付けたいと考えること、参議院では、過半数を占める野党側が予算を否決あるいは修正し両院協議会を開くことによって自らの存在を示したいと考えるだけでなく、参議院与党側も参議院の存在意義を示すためにたとえ否決・修正となっても参議院での議決を望むことから、自然成立は回避されることが多い[110]。

---

107 第169回国会（平成20年）、総予算とガソリン税の暫定税率を延長する内容を含む所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）との間で問題となった。佐々木［2009］254頁、第183回国会衆議院憲法審査会議録第3号（平成25年3月21日）10頁　衆議院法制局法制企画調整部長橘幸信君発言、第189回国会参議院財政金融委員会会議録第7号（平成27年4月7日）19頁　平野達夫君発言参照。

108 第19回国会の昭和29年度予算3案。なお、第1期において、党議拘束を外していた緑風会議員が、なぜ法律案では反対することもあったが、予算では賛成に回ったかについては、不明である。

109 そもそも、予算について必要的両院協議会とした趣旨は、成案の獲得・作成を目指すことにあるのではなく、両院の意思の不一致を確定させることにあるのであり、それによって衆議院の優越が具現できるとする見解もある（加藤［2011］95頁、森本［2016］174頁）。

110 この事情につき言及した国会質疑がある。同じく自然成立の制度のある条約につき、「私自身は、実際にこの参議院の中で外交防衛委員長等もやらせていただきましたけれども、実際、条約というのは衆議院で審議、採決をされますと、参議院ではこれはもう30日以内に実際に審議、採決をしなければ自然成立ということになる。そこで、実際には与野党が様々に駆け引きをするわけでありますけれども、その自然成立間近ということになりますと、与野党ともに

（２－３）条約についての両院協議会

条約についての両院協議会は、第４期のみ行われているが、同期は自然成立の件数も９件と多くなっている。この時期の自然成立となった条約について見ると、衆議院では、９件中６件が全会一致、残り３件も野党第１党の民主党は賛成しており、各条約の内容に関して与野党が対立した結果自然成立となったものではなく、防衛装備品の調達をめぐる汚職事件等で参議院の外交防衛委員会が紛糾し審議日程が確保できなかったことに起因している。なお、ねじれていなかった第30回国会～第80回国会（昭和33年～52年）にかけて、及び第186回国会（平成26年）にも、自然成立した例がある。条約の場合、与党としても、予算のときほど早期成立にこだわる必要はないため、参議院で否決されるよりは、審議が長引いて自然成立となっても構わないものとした、あるいは、第４期と同様、他の事情で参議院の審議日程が確保できなかったものと思われる。

一方、第４期に両院協議会が行われた２件は、いずれも在日米軍関連の協定であり、参議院において野党が自らの意思を明確に表明するため、審議引き延ばしをせず、否決するという選択をしたため、両院協議会に至ったものである。

（２－４）内閣総理大臣の指名についての両院協議会

内閣総理大臣の指名についての両院協議会は、第１期から第４期においては毎回行われている。第５期においては、途中で政権交代も挟まっているが、その前後ともに参議院においては野党第１党も過半数を超えていなかったため、内閣総理大臣の指名の本会議は２回行われたが、いずれも衆議院と異なる議決はなされなかった。

以上、全体を通して見ると、緑風会という党議拘束を外した会派が存在した第１期とい

自然成立を避けなければ参議院の意義が損なわれるということで手打ちとなり、最終的にはそれが滞りなく審議、採決されると、こういうことの繰り返しでありました。私自身は誠にこのようなことでいいのかということをつくづく思いました。」（第155国会参議院憲法調査会会議録第２号（平成14年10月30日）７頁　武見敬三君）、「私は個人的には構いません、自然成立、どんどん憲法上の規定どおりやってくださいと。ところが、自民党もそうだし、特に野党。そんなこと、自然成立やらせてしまったなら参議院の存在意義がなくなって無用論になるから、何としてでも自然成立だけはやめさせろと言って、衆議院から付託されてきた30日以内のことを先にやらせる。」（第159回国会参議院憲法調査会二院制と参議院の在り方に関する小委員会会議録第２号（平成16年４月14日）８頁　舛添要一君）

う特殊な時期を除くと、第4期が両院協議会の開催も多く、法律案の再議決、条約の自然成立も多いという、稀な混乱した国会運営がなされた時期ということもできよう。また、法律案の再議決、条約の自然成立があった第4期、第5期（後期）はどちらも、奇しくも、自由民主党・公明党の連立政権であった。

1－4－3　開会回数、開会時間

両院協議会1件当たりの開会回数は1回というものが多いが、複数回開会された両院協議会も9件（2回3件、3回4件、4回2件）あり、うち8件は法律案、1件が予算についての両院協議会である（表3参照）。また、7件がねじれ国会の第1期に集中しており、それ以外の2件は第128回国会の政治改革4法案両院協議会と第171回国会の平成20年度第2次補正予算両院協議会である。複数回開会される場合には、連続した日に開会される場合が多いが、最も期間が空いていた第10回国会の日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会では、初会と最後の第3回の間は55日間空いていた。

また、1件当たりの平均開会時間[111]は1時間16.3分であり、これを事案ごとに分けて見てみると、法律案についての両院協議会では2時間21.6分、予算についての両院協議会では40.3分、条約についての両院協議会では38分、内閣総理大臣の指名についての両院協議会では13.2分となっている（表4参照）。最も長かったものは、第128回国会の政治改革4法案両院協議会で、3回開かれ、合計で6時間58分であった。一方、最も短かったものは、第13回国会の保安庁法案外4件両院協議会で、3分であった。

両院協議会で実質的な協議が行われ、成案を得ているのは法律案の場合だけであることから、法律案についての両院協議会では比較的開会時間が長くなったものであろう。とはいうものの、これだけの協議時間で成案を得るということは困難であり、実際上は、両院協議会を休憩して、あるいは並行して、政党間協議が行われ、それによって成案を得、あるいは得られないことが確認されて、最終的に両院協議会を再開、終了するという運営のされ方が多い。一方、一度も成案を得たことがない予算、条約、とりわけ内閣総理大臣指名の両院協議会では、形骸化が甚だしく、各院がその議決の結果と趣旨を報告し合うのみで、実質的な協議も行われずに終了するので、非常に短時間で終了している。

なお、小委員を選任した例は第10回国会の1例のみであるが、小委員会としてではな

111 会議録掲載の開会・散会時刻を元に計算した。速記を止めて懇談した時間も含む。

く小委員打合会として３回開催され、協議案が起草されたが、非公開であったため、審議時間等は不明である。

第２章　帝国議会時代の両院協議会制度と現在の両院協議会制度の比較

ここで、帝国議会時代の両院協議会と現在の両院協議会の異同について整理しておくと、以下のとおりとなる（表５参照）[112]。

（１）帝国議会時代においては、旧憲法には規定はなく、両院協議会は議院法上の機関であったが、現在は、憲法上の機関となった。

（２）帝国議会時代においては、両院協議会を開き得る案件は、回付の議案に限られていた（旧議院法 55 条１項）。旧憲法下においては両院対等であったから、一院が否決すれば議案は不成立となって妥協の余地はなく、両院協議会を開くことはできなかった。よって、両院協議会を開き得るのは、妥協の余地の存する他院の修正した回付案に不同意の場合に限られていたものである[113]。また、条約の締結は天皇の権能であり、旧議院法にいう議案には条約締結承認案件は含まれていなかった。内閣総理大臣の指名についても、議会の関与するところではなかった。

一方、現在は、憲法で衆議院の優越権が認められたために、回付の議案に不同意の場合に限らず、法律、予算及び条約にあっては否決（又は法定期間内に議決しない場合）にも認められる。また、憲法改正原案やその他の議案、議案に限らず国会の議決を要する案件であれば内閣総理大臣の指名なども両院協議会での協議の対象となる。

（３）帝国議会時代においては、両院協議会を求めることのできる院は両院協議会にかかるべき議案を先議した院であること（旧議院法 55 条１項）を要し、後議の院はこれに応じる義務があった。また、両院協議会の成案は先議の院において、まず議してからこれを他院に送付することを要した（同法 56 条１項）[114]。

一方、現在は、法律案、憲法改正原案については、衆議院が後議の場合でも両院協議会を求められることになった（国会法 84 条１項、86 条の２第２項）。また、参議院が請求した両院協議会に対し、衆議院が拒否できる場合がある（同法 84 条２項）。成案を先議す

---

112 帝国議会時代の両院協議会の手続については、田口［1939］529 頁、前田［1991］95 頁、田中嘉彦［2010］47 頁、横山［2015］155 頁、大西［2017］116 頁参照。

113 帝国議会時代、両院協議会での協議の対象となり得るとされていたのは、法律案、予算、国債を起こし及び予算に定めたるものを除く外国庫の負担となるべき契約を為すの件、大蔵省證券及び借入金の最高額の決定であった（田口［1939］547 頁）。

114 このように、議案を政府より受け取り又は提出した院すなわち先議の院が当然に両院協議会請求権と成案先議権を持つことを議案先議不可分主義という（鈴木［2012］23 頁）。

る院は、必ずしも議案の先議の院ではない（同法93条）。

（4）帝国議会時代においては、回付案に同意しないときは、必ず両院協議会を求めなければならないように義務付けられていた（旧議院法55条1項）。

現在は、法律案、憲法改正原案については、両院協議会の請求は任意的である（国会法84条1項、2項、86条の2第1項、2項）。

（5）帝国議会時代においては、両院協議会を開いても意見が一致しないときの取決めはなかったが、意見が一致しなかった場合には、当該議案は不成立となるものとされていた。

現在は、憲法において、両院協議会を開いても意見が一致しないときの法的効果を規定しており、予算、条約及び内閣総理大臣の指名などについて両院協議会を開いても意見が一致しないときは衆議院の議決をもって国会の議決とする（憲法60条、61条、67条）。

（6）旧憲法下の帝国議会から新憲法下の新たな国会への移行に際して、両院協議会については、旧来の制度をほぼそのまま踏襲する形で引き継がれた[115]。

国会関係法規の制定作業は、第90回帝国議会（昭和21年）に政府から憲法改正案が提出されたのと前後して、内閣と衆議院の双方で議院法の改正問題を取り上げたことに始まっている。その後、検討は衆議院主導の下に進められたが、衆議院に設けられた議院法規調査委員会が昭和21年8月に発表した「新憲法ニ基キ国会法ニ規定スル事項」の中で、両院協議会については「現行規定ニ準シテ之ヲ定メ意見一致シタル場合ノミ成案ヲ作成スヘキモノトスルコト」とされたのみであり、他には格別触れるところがなかった。つまり、両院協議会については、それまでは出席協議委員の過半数で成案を決定していた（旧両規11条）ものを、全会一致の場合にのみ成案が成立することにし、その他は特に改正の必要を認めなかった。この姿勢は、その後も変更されることなく維持され、ただ成案決定の要件を全会一致とする考えは、第92回帝国議会での国会法案の審議過程で貴族院の修正により「3分の2以上の多数」に緩和されたものの、基本的には両院協議会は従前と「大同小異」[116]のものとされ、新国会に引き継がれた。第1回国会の冒頭で、両院はそれぞれ議院規則と両院協議会規程を制定したが、ここにおいても両院協議会に関しては、衆議院側では従来のものと大差なく若干の規定を補充したに過ぎないと説明されたに留まり[117]、参

---

115 以下の経緯については、今野［1985］152頁による。なお、両院協議会が新憲法の本則に挿入された経過等については加藤［2011］79頁、大西［2017］119頁以下参照。

116 第91回帝国議会衆議院議事速記録第12号（昭和21年12月18日）136頁　提出者田中万逸君趣旨説明

117 第1回国会衆議院議院運営委員会議録第1号（昭和22年6月27日）10頁　事務総長大池

議院側でも議論らしい議論は行われなかった。

新国会は衆議院優越主義を採用したことから、議案の取扱いを中心に両院関係は大きく変化したにもかかわらず、上述のように、両院協議会の制度は旧来の制度を踏襲したのみであり、国会における両院協議会制度の在り方について細部の議論はほとんどなされなかったことから、様々な齟齬が生じている[118]。

員君説明、同第5号（昭和22年7月9日）33～34頁　同君説明、両院協議会規程に関する報告書参照。

[118] 今野［2010］94頁は「当時は国会制度全体の改革の中でおそらく両院協議会は片隅の問題としか認識されず、討議らしい討議を経ないまま新制度へと移行したのが実情」と評価している。

第３章　両院協議会の性格―審査機関か起草機関か

両院協議会の性格をどう考えるか、すなわち、各院の委員会・本会議に引き続いて議案を審査する機関と捉えるのか（審査機関説）、一連の議案審議とは切り離して両院の妥協案を作成する機関と捉えるのか（起草機関説）については、憲法発足当初から議論されており、その考え方の如何によって、議事の対象は何か、成案とは何を指すのか等について見解が分かれていた。また、両院の事務担当者がそれぞれ別の説を支持したため、国会法の改正等にも大きな影響を与えたという経緯もある。

以前は、両院協議会に関する諸々の論点については、個々別々に論じられることが多かったが、この両院協議会の性格論の違いから整理できる論点も多い。そこで、各論点を検討するに先立ち、まずは、性格論について検討することとしたい（表６参照）。ただし、この性格論は多分に形式的・技術的なものであり、いずれの説を採るかによって両院協議会における協議の内容や成案の成否自体が左右されるものではない。

３－１　原案保持主義（議案所持主義）

両院協議会の性格論を論ずる前に、まず、その前提として、議案・原案とは何か、審議の過程において議案は誰が持っているものなのか、それがどのように移ってゆくのか等について検討する。

議案とは、憲法、国会法、議院規則等において明確な定義がないため、様々な考え方があり、一般に、両議院の間で先議・後議の関係により議決されるものであって、案を備え、修正が可能なものを言うと考えられているが[119]、より広く解することもでき[120]、「国会又は議院の議決すべき案件のうち、委員会審査が必要なほどに重要なものを指す」[121]と理解すればよいものと考える。また、原案とは、議案のうち、各議院に提案された当初のもの、修正を経る前の元々の案を言う。

次に、原案保持主義（議案所持主義）とは、先議・後議の関係を基本とする二院制の下で、一院が議案を審議する際は必ずその原案を所持していなければならず、所持していない方の院は審議に関与できないとする観念である。これは、二院間における並行審議や相

119 竹中・参議院総務委員会調査室［2009］124頁
120 浅野、河野［2014］107頁
121 森本［2019］a:179頁

互干渉による混乱を避けると同時に、議決の対象について、常にその所在と内容を明確にしておく必要から生まれた一種の原則ともいえる[122]。

3－2　第5次国会法改正（第21回国会昭和30年法律第3号）

次に、それまで明文化されていなかった原案保持主義の考え方を国会法に盛り込むため、衆議院主導でなされた第5次国会法改正（第21回国会昭和30年法律第3号）の経緯について見ていくこととする[123]。

当時の衆議院の見解を代表するものとして鈴木隆夫（当時の衆議院事務次長。後に事務総長）は国会を支えている憲法上の原則であり、国会法を改正しても変更することができないものとして次の5つを挙げていた（国会の5大原則）[124]。

・国会は、国権の最高機関たること（憲法41条）
・国会が唯一の立法機関たること（憲法41条）
・国会が内閣に優位すること
　すなわち内閣が行政権の行使について国会に連帯して責任を負うこと（憲法66条）、内閣総理大臣を国会が指名すること（憲法67条）、国会が内閣を弾劾できること（憲法69条）
・国会は、財政処理についての最高議決機関たること（憲法83条）
・我が国会は両院制度を採っているが、衆議院の優越性が認められていること
　予算、条約、内閣総理大臣の指名等について、両院の議決が異なった場合に、両院協議会を開いても意見が一致しないとき、または参議院が法定期間内に議決しないときは衆議院の議決を国会の議決とする（憲法60条、61条、67条）、法律案については、衆議院で議決し参議院でこれと異なった議決をしたときには、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば法律になる（憲法59条）

この国会の5大原則の中で、鈴木［1953］は特に衆議院優越の原則を重要視しており、

---

122 今野［1994］58頁。同旨、松澤［1968］140頁
123 「第Ⅰ期（筆者注：憲法、国会法制定時）において生じさせてしまった、衆議院の議決の優越と両院協議会をめぐる曖昧さを、衆議院の立場から、それも第Ⅰ期において曖昧性の発生に大きな役割を果たした衆議院事務局が、けじめを付けようとしたのが両議院関係規定に関わる昭和30年の国会法改正だったのではないだろうか。改正の狙いは、議案所持主義を根拠とする返付規定を使って間接的に、衆議院の議決の優越をめぐる両院の対立に決着をつけ、衆議院優越の絶対性を回復することにあったと考える。」（白井［2013］221-222頁）
124 鈴木［1955］3頁

「わが国の旧憲法の下では、貴、衆両院平等主義であつたものが、新憲法になつてからは、明らかに衆議院優越主義を採用したので、その結果として、古い両院協議会の性格と、今日のそれとは全くその趣きを異にするに至つた」[125]としている。旧憲法時代の両院協議会は、両院協議会を求めることのできる議院は、いかなる場合でも両院協議会にかかるべき議案を先議した議院であること（旧議院法55条）、両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院、すなわち先議の議院において、まず議してから、これを他院に送付すること（旧議院法56条）が定められていた（2（3）参照）。このことから、旧憲法時代の両院協議会は、議案を先議した議院に、両院協議会開会請求権と成案先議権を与えて、議案先議と、両院協議会請求権と、成案先議との3つの関係を不可分的なものとして取り扱っており、議案を保持している議院が、常に両院協議会の請求をなし、成案を先議するものであるから、明らかに原案保持主義（議案所持主義）によっていたと言えた[126]。しかし、新憲法下では、両院協議会を求めることができるのは、議案を保持している議院とは限らなくなった（②、④、⑥、⑧等）。換言すれば、議案を先議した議院とは限らず、後議の議院も両院協議会を求めることができるようになった（④等）ので、「議案所持主義のみを以つて協議会の理論は説明できなくなつた」[127]のである。そこで、衆議院としては、衆議院優越の原則を明確化しつつ、新憲法下でも原案保持主義に沿った法規の構築を必要と考えたのであろう。

このような流れの中でなされた第5次国会法改正（第21回国会昭和30年法律第3号）では、常任委員会の整理統合など他にも幾つかの大きな改正がなされたが、最も重視されたのは、上記国会の5大原則の1つである衆議院優越の原則を、国会法上でも明確化させる規定の新設であった。すなわち、原案保持主義を徹底させ、議決する議院は必ず議決の対象となる議案を、又は両院協議会を求める議院はその求めるべき案件を保持していなければならないとして、新しく「議案の返付」という制度を創設し、その手続を明文化したのである。

具体的には、参議院が法律案について衆議院からの送付案を否決した場合（②）と、衆議院からの回付案に同意しないで両院協議会を求めたが衆議院がこれを拒んだとき又は参議院が最初から両院協議会を求めないことに決したとき（④）は、その議案を衆議院に返

---

125 鈴木［1953］445頁
126 鈴木［1953］447頁
127 鈴木［1953］448頁

付することにした（国会法 83 条の 2 第 1 項、2 項）。これは、このような場合には衆議院が憲法 59 条 2 項の規定によって再議決ができるので、衆議院に原案を保持させるようにするためのものである。それまでは衆議院が再議決する場合に、このような規定がなかったため、原案を持たないまま再議決していた欠陥を補ったものである[128]。

また、参議院が予算又は衆議院先議の条約を否決したとき（⑥）は、これを衆議院に、衆議院が参議院先議の条約を否決したとき（⑧）は、これを参議院に返付することに規定した（国会法 83 条の 2 第 3 項）。これは、国会法 85 条の規定によって、このような場合には両院協議会を必ず求めなければならないことになっているので、両院協議会を求める議院にその案件を保持させようとしたものである。

さらに、同じ原則に立ち、衆議院は、憲法 59 条 4 項の規定によって（参議院が衆議院の可決した法律案を受け取ってから、国会の休会中の期間を除いて 60 日以内に議決しないときは）参議院が法律案を否決したものとみなすことができるから、もし否決したものとみなしたときは、その旨を参議院に通知することにした（国会法 83 条の 3 第 1 項）。それまではこのような規定がなかったので、参議院が、衆議院が否決したものとみなしたことを知らずにその前後の時刻にその法律案を可決したような場合、その効力問題が生じるおそれがあったので、そのようなことのないようにしたものである。

また、憲法 60 条 2 項及び 61 条によって、予算及び条約については、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に両院協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が衆議院の可決した予算もしくは条約を受け取ってから、国会の休会中の期間を除いて 30 日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とすることになっているが、それがいつの時点で国会の議決となったかが明らかでないと、様々な法律問題を引き起こすおそれがあるので、予算及び条約について衆議院の議決が国会の議決となったときは、その旨を参議院に通知することになった（国会法 83 条の 3 第 2 項）。

なお、このような「前 2 項の通知があつたときは、参議院は、直ちに衆議院の送付案又は回付案を衆議院に返付する」ことに定められた（国会法 83 条の 3 第 3 項）。これは、参議院が法律案を否決したものと衆議院がみなしたときは、さらにその法律案について衆議院が再議決できることと、もう 1 つは、国会法 65 条によって、衆議院の議決が国会の議決となった場合には、衆議院の議長から奏上、送付することになっているからである。

---

128 今野［2015］61 頁

両者ともに原案保持主義の建前によったものである。

なお、衆議院側は、当初、国会法83条の2第1項中「衆議院の送付案」とあるのは「衆議院の送付案又は両院協議会の成案」とし、国会法83条の3第3項中「回付案」とあるのは「回付案（成案を含む。）」とし、法律案についての両院協議会の成案が参議院で否決されたときの返付規定も考えていた[129]。これは、原案保持主義に則り両院協議会の成案についての衆議院の再議決権を実現させるための構想であった（7－1－1－1参照）が、参議院側の意向により実現しなかった[130]。もし、衆議院案のとおり改正したとすると、両院協議会の成案を参議院が否決した場合、憲法59条2項の規定により、さらに衆議院は、再議決することもあり得るという結果を導きやすくすることになる（7－1－1－2参照）が、これまでのところ、憲法59条の解釈について、衆議院が、両院協議会を求めるか、再議決をするかそのいずれか二者択一であるのかまたは両院協議会の成案を参議院が否決した場合といえども再議決できるのか確定していないので、右のような結果になることが予想される規定は、この際削除して解釈が熟してくるのを待つべきであるとする参議院側の主張が通ったからである[131]。

このように、当初、衆議院が企図したようには国会法を改正できず、中途半端に終わったことから、様々な点において問題点が未解決のまま残されることとなった。また、本改正に対しては、「両院協議会の要求にしても、衆議院の再議決にしても、議案の原本の有無にかかわらず、憲法及び国会法で定めているのであつて、これがなければ両院協議会が求められない或いは再議決ができないというものではない」[132]との批判がなされており、原案を誰が保持しているかという下位規範によって、憲法上の原則を左右させるのは本末転倒であると言うことができよう。

ただし、議案を誰が所持しているかを元に見ていくことは、考え方の整理の参考となることは事実であり、本論文においても、これを参考に考えていくこととしたい。

---

129 国会法の一部を改正する法律案（第20回国会衆第10号）

130 第21回国会衆議院議院運営委員会議録第8号（昭和30年1月21日）6頁　衆議院事務総長大池眞君答弁

131 参議院法制局第1部第1課［1955］。「（筆者注：他の改正点とこれとは）明らかに別物であって、返付規定により議案を戻すことについての了解以前に、前提となる憲法解釈そのものに合意が無いものであった。正式な提出の前に実務レベルの協議で、参議院から衣の下の鎧を指摘されて、……頓挫したのである。」（白井［2013］223頁）

132 参議院法制局第1部第1課［1955］

3－3　両院間での議案のやり取り

さらに、議案を両院間で実際にどのようにやり取りしているかについて、確認しておくこととしたい。以下、最も事例の多い、内閣が衆議院に提出した法律案を例とするが、内閣が参議院に提出した法律案、各院の議員提出法律案、その他の議案であっても、基本的に同様の扱いである。

内閣から議案が提出されると、議長はこれを適当の委員会に付託する（国会法 56 条 2 項、衆規 31 条、参規 29 条、衆先 233、参先 176）。原案自体は議院が保持しており、委員会への付託に際して、付託した旨の事務的な通知はなされるが、議院と委員会の間において、本書、印本を実際にやり取りすることはない。「本書」とは、議案として提出された書面そのもののことを言い、「印本」とは、各議員等に配付された議案を印刷したもののことを言う（衆規 28 条 2 項、30 条、参規 24 条 2 項、27 条、衆先 179、180、参先 170）。

委員会においては、修正案が提出された場合には、修正案が原案より先に採決される（衆委先 114、参委先 160）。原案の一部修正を内容とする修正案が可決されたときは、その修正部分を除いた原案について採決し、原案の全部修正を内容とする修正案が可決されたときは、改めて原案について採決しない（衆委先 117 説明文、参委先 163 説明文）。

委員会での審査後、本会議に付されることとなるが、本会議において議題とされるものは、委員会に付託した原案そのものであって、委員会の議決した修正部分は、（その委員会修正の時点で原案の内容が塗り替わるものではなく、）本会議においては一箇の修正案として議員の提出した修正案と同列に扱われる[133]。これは、両院の規則がいずれも「委員会の修正案」と規定している（衆規 143 条、144 条、参規 128 条、129 条）ことからも明らかである[134]。

以上のことから、議案のやりとりというのは、両院間での議案のやりとりのみを指し、議院内での委員会と本会議との間の議案のやりとりということは想定していないと思われる。

本会議で修正議決されれば、その議院の議決案が確定され、これが他院に送付される。

---

133 両院先例は、「委員会の審査を終了した議案は、委員会報告のとおり決するか否かについて採決するのを例とする。」（衆先 304）、「委員会から修正議決報告のあった議案は、委員会決定のとおり修正議決することについて採決するのを例とする」（参先 323）としているが、「議院に継続しているのは依然として議案の原案であり、委員会には議案の内容を変える力は与えられていない。本会議で議題となるのも原案であり、委員会の審査結果は修正すべしとの提案すなわち委員会提出修正案として取り扱われる」（森本［2010］120 頁）。

134 同旨、鈴木［1953］219 頁

後議の院において審議の対象となるのは、送付された議案すなわち送付案である。衆委先78は「参議院の修正を経た議案は、これを原案として審査する」とし、参委先55は「衆議院において修正された議案については、送付案を原案として審査する」としている。この限りにおいては、一院で修正議決された場合には、その時点で修正部分を取り込んだ新しい議案が形成されるように見えなくもない。しかし、この両院の扱いは、法的な根拠はなく、先例として、便宜、そのようなものを審議対象とするとしたものにすぎない。

そこで、議案の送付又は回付の手続を見てみると、本書を用いる（衆先177）こととなっている。衆議院が内閣提出議案を可決して参議院に送付する場合は、内閣から提出された本書を用い、修正議決して送付する場合は、修正を記入した印本と本書を用いる。また、参議院において可決した内閣提出議案を回付する場合は、衆議院における修正を記入した印本と参議院から送付された本書を用いる。参議院において修正議決した内閣提出議案を回付する場合は、参議院及び衆議院における修正を記入した印本と本書を用いる（衆先177説明文、同旨参先198説明文）。

このことから、一院あるいは両院で修正議決されたとしても、議案提出時の原案が完全に新しいものに塗り替わってしまったわけではなく、議案提出時の原案（＝本書）とそれぞれの議院で修正議決された部分（＝修正を記入した印本）が、それぞれ元々の内容で取り出し可能な、あたかも加除式のファイルにまとめられた状態で存在していることがわかる。

修正議決された部分が最終的に原案と一体化し１つの「国会の議決」となるのは、送付・奏上の手続をする段階に至ってからである。法律の奏上及び法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付には、提出文及び理由書を除いた印本を用い、修正議決の場合は、その印本に修正を記入したものを用いることとなっている（衆先196説明文、同旨参先203）。

以上を前提に、考察を進めることとしたい。

３－４　審査機関説と起草機関説

以上述べたように衆議院では原案保持主義が強く主張されてきた。これに加えて、両院協議会の性格をどう考えるか、すなわち、両院協議会を各院の委員会・本会議に引き続いて議案を審査する機関と捉えるのか（審査機関説）、一連の議案審議とは切り離して両院の妥協案を作成する機関と捉えるのか（起草機関説）についても衆参で議論が分かれ、衆

議院が審査機関説、参議院が起草機関説を支持していた。議案のやりとりの問題と両院協議会の性格論とは直接的に結びつく問題ではないが、衆議院では自らの支持する原案保持主義と審査機関説を結びつけて考えるようになった。

3－4－1　両説の主張

まず、両説を概観した後、個別の論点について、対比・検討していくこととしたい。

（1）審査機関説

審査機関説とは、両院協議会を、一連の議案審議の過程の中で、各院の委員会、本会議に引き続く一種の「審査機関」と位置付けるものである[135]。衆議院の立場を代表する見解とされている。

（2）起草機関説

起草機関説とは、両院協議会を、両院の議決の異なった部分について、元の議案審議との連続性に拘らずに協議・調整し、妥協案を作成するための「起草機関」と位置付けるものである。参議院の立場を代表する見解とされている。

3－4－2　両説の背景（帝国議会時代の慣行との関連性）

両説の対立の背景として、帝国議会時代の両院協議会の慣行を新国会においても引き継ぐのか否かという点がある。

（1）審査機関説

現在においても帝国議会時代の慣行によるべきものとする[136]。

帝国議会の旧衆委先240[137]には、「両院協議会ニ於テハ協議会ノ請求ニ応シタル議院ノ議決案ト協議会ノ請求ヲ為シタル議院ノ議決案トアルヲ以テ何レヲ原案トスヘキヤニ付テハ何等ノ規定ナキモ……協議会ノ請求ニ応シタル議院ノ議決案ヲ原案トシ其ノ請求ヲ為シタル議院ノ議決案ヲ修正案ト認ムルノ例トナレリ」とあり、当時は、後議の院の回付案（＝

135 鈴木［1953］478頁、今野［1985］155頁
136 「帝国議会における先例で、憲法、国会法に反しないものは、なお効力を有する。」（衆先511）
137 昭和17年12月改訂『衆議院委員会先例彙纂』194頁

両院協議会を求められた院の議決案）をもって原案とし、先議の院の送付案（＝両院協議会を求めた院の議決案＝当初議決）をもって修正案とする取扱いが確立していた[138]。これは、両院協議会においては、付託された原案（後議の院の回付案）に対して、先議の院の送付案（当初議決）を修正動議（修正案とは案を備えた動議）として提出して審査するとの意味であり、通常の委員会における審査の形式を両院協議会にも応用したものである。

帝国議会においてこのような取扱いがなされたのは、貴衆両院ともに原案保持主義の意識が強く働いていたとともに、両院協議会にも議案を付託するのが当然のことと考えられていたからであろうと推測される。

（2）起草機関説

新憲法の制定によって、貴族院から民主的に公選された参議院へと転換されたことから、帝国議会時代の先例に拘束される必要はなく、新設の条文のみを手掛かりとして解釈、運用が行われるべきであるとする。

3－4－3　原案の存在、両院協議会の議事の対象となる案件

委員会においては、付託された案件につき、委員長がこれを議題とし（議題宣告）（衆規 114 条）、まず発議者又は提案者からその趣旨の説明を聴取した（国会法 60 条、衆規 44 条、参規 39 条）後に質疑を行う。このように、委員会においては議事の対象となる案件が何であるか明確であるのに対し、両院協議会においては国会法及び両院協議会規程にも明文の規定がなく、必ずしも明確ではない。

（1）審査機関説

両院協議会における協議も通常の議案審議の流れに引き続くものと捉えることから、会議にはその主題となる案件として原案がなければならない。

現在においても帝国議会時代の慣行に依るべきであり、「両院協議会において、議決の対象となるべき原案はつねに回付案、即ち、協議会を求められた議院の議決案でなければならないものとして、過去において取扱われてきたのみならず、国会になつてからも実際としては、従来のごとく取扱われている」[139]とする。一方、両院協議会を求めた院の議決

---

138 林田［1898］130 頁、田口［1939］563 頁

139 鈴木［1953］465 頁。同旨、田口［1939］563 頁。なお、「其の場合に於いても該議案全部

案（＝当初議決）は修正案として取り扱われる[140]。

（1の2）修正審査機関説

しかしながら、両院協議会を開き得る案件が回付案に限られていた（旧議院法 55 条 1 項）帝国議会時代と異なり、現在は、参議院が修正議決し回付した案に衆議院が不同意した場合に限らず、法律、予算及び条約にあっては、そもそも参議院が否決した場合（又は法定期間内に議決しない場合）にも両院協議会（②、⑥）の開会が認められている。参議院からの回付案がないこれらの場合にも旧来の考えを当てはめてしまうと、原案とすべき案件がないこととなってしまい、かつ、原案とすべき案件がないにもかかわらず、先議の院の送付案を修正案として扱うという不合理が生じてしまうこととなる[141]。

このことから、現在の審査機関説は、「百尺竿頭一歩を進めて」[142]方針を転換し、「理論的には、協議会においては、如何なる場合であろうと、先議、後議の別なく、つねに衆議院に優越権が認められている案件、つまり、法律案、予算、条約、内閣総理大臣の指名のごときものについては、回付案に同意しないことによってそこで一段落して回付案を原案とすることなく衆議院の議決案を原案とすべきであり、然らざるものについては、従来のごとく、回付案を原案とすべきものと思われる。」[143]とする。

つまり、回付案がある場合においても、衆議院が回付案（すなわち参議院の議決案）に同意しないことによって、参議院の修正部分を取り外し、元々の衆議院の議決案を「両院協議会における原案」[144]として、その後の議事の対象とすると解するのである。

（2）起草機関説

両院協議会は、両院の議決の異なった部分について、その間の調整を図る機関であるから、原案なるものを両院協議会に付託する必要はなく[145]、協議委員は両院それぞれの主張

が對象となるのではなく、両院の意思の合致せざる部分のみが對象となるのである。」（田口［1939］548 頁）。

140 鈴木［1953］507 頁、水木［1963］371 頁

141 第 5 次国会法改正（1955 年）で返付規定が定められる以前に考えられた説である。

142 鈴木［1953］508 頁

143 鈴木［1953］465 頁。同旨 447 頁、508 頁

144 衆議院において修正議決されていることもあるので、ここに言う「原案」は元々の国会に提出されたときの議案としての「原案」とは異なる概念である。

145 同旨、今野［1985］151 頁。「この場合、議案の本体である回付案は協議会を請求した議院にそのまま保有されており、協議委員は相互の異見を持ち寄って議案本体とは離れた別個の妥

の中から妥協点を模索して、新たな調整案を作成すればよい。付託される案件がないため、両院協議会において審査すべき案件というものはない。

強いて両院協議会での審査の対象は何かと言えば、両院の議決（両院の議決案ではない）双方ということになり、これらにつき「両議院の議決が異なった事項及び当然影響をうける事項の範囲」（両規８条）内で協議を行うことであると考えることができる[146]。協議委員は両院それぞれの主張の中から妥協点を模索して、新たな合意案を作成すればよい[147]。

（３）起草機関説に対する批判とこれに対する反論

起草機関説に対しては、衆議院が可決し参議院が否決した議案についての両院協議会の場合（②、⑥）、「両議院の議決が異なつた事項」とは議案の全体、全条項に及ぶので、議事の範囲を超えるとみなされる部分は存在せず、両規８条は効力のない規定となる（４－13－６－１）ことから、同条によって包括的に性格付けることはできないとの批判がある[148]。

また、両院協議会を積極的に位置付けようとする観点からしても、両院の対立部分の調整機関と狭く性格付けるよりも、議案についての最終協議機関、一種の委員会的審査機関と広く柔軟に捉えておく方がよいとの批判もある[149]。

さらに、第５次国会法改正（第21回国会昭和30年法律第３号）で議案の返付が制度化された（国会法83条の２、83条の３第３項、87条１項）ことにより、審査機関説へ方向付けられたとする見方もある[150]。

協案を起草することになる。」

146 「この条文が両院間ですでに議決が一致している事項についての協議を排除している点を重視して、これにより議案全体が協議会に付託されることはあり得ない」今野［1994］59頁

147 同旨、佐藤吉弘［1994］291頁。なお、水木［1963］381頁は、「両院協議会はもともと両院の議決の異なった部分の調整をはかるための機関である」と起草機関説的見解に立ちながらも、「一院の議決を原案とせず、両院の議決をともに原案とするようになっている。ただ参議院が衆議院の送付案を否決或は法定期間内に議決しないときは、参議院に原案がないのであるから衆議院の議決案が原案となる。」としており、審査機関説に近い（審査機関説そのものの結論とは異なる）結論を導いている。

148 今野［1994］59頁。なお、同論文では、いわゆる政治改革４法案に関する「第128回国会の事態では、両院協議会における話合いが行き詰まり、いわゆるトップ会談によって多項目にわたる妥協が成立したのであるが、もしもそのような内容を本来の協議会の場で調整しようとした場合、議案を協議会に付託しておくことがむしろ必要とさえいえるのではなかろうか。」ともしている。

149 佐々木［2008］15頁

150 今野［2010］92頁

しかしながら、３－２で指摘したように、「中途半端に終わった返付の制度化も両院協議会の審査機関としての性格付けも、結局のところ、議案所持主義という間接的な下位概念によって、憲法上の衆議院の優越を整えようとしたものに過ぎないのではなかろうか。こうした曖昧な不文の概念が、憲法解釈に決定的な影響をもたらすとの考えには違和感を禁じ得ない」との批判が、審査機関説を支持していた衆議院側からもなされている[151]。

（４）審査機関説・修正審査機関説に対する更なる疑問

衆議院の優越が認められる法律案、予算、条約、内閣総理大臣の指名については衆議院の議決案を原案とすべきとする修正審査機関説は、衆議院の議決案を両院協議会の中心的な議事対象とすることによって、結果として両院協議会自体にも衆議院の優越を持ち込むことになる。これは、両院平等の理念を原則としている両院協議会には馴染まない[152]。

３－４－４　両院協議会への案件の付託手続

両院協議会の議事の対象となる案件が存在するとした場合、両院協議会を求める院から両院協議会に対して案件を付託[153]する手続が必要となるが、それはどのようなものか。

（１）審査機関説

会議にはその主題となる案件として原案が存在しなければならず、両院協議会へも案件

---

151 白井［2012］682頁、白井［2013］225頁

152 なお、第５次国会法改正以前には、審査機関説にいう原案は何かにつき、修正審査機関説においても、なお確定できない場合があった。すなわち、衆議院の優越が認められず両院対等の扱いである憲法改正原案、その他の議案においても、後議の院が否決した場合に両院協議会が認められている（⑫、⑬）が、これらの場合に何が原案となるのか説明することが困難であった。「衆議院に優越権が認められている案件……については、……衆議院の議決案を原案とすべきであり、然らざるものについては、従来のごとく、回付案を原案とすべき」とするが、衆議院の優越が認められないこれらの案件については、原案を衆議院の議決案とすることもできず、また、回付案も存在しないので、結果として何を原案とすべきか決まらなかったのである。この問題については、第５次国会法改正によって返付制度が導入されたことにより、返付案を原案とすればよいこととなり（国会法83条の４第１項、87条１項）、解消された。

153 「議案の付託とは、議長が議案を委員会の審査に付する行為である。」（浅野、河野［2014］120頁）、「「付託」とは、案件を委員会等の内部機関に命じて独占的に審査するよう命じる行為である。」（森本［2019］b:78頁）。よって、付託によって議案の所在が議院から委員会等に移るわけではなく、議院がその議案の審査を委員会等に命じるだけであって、議院が議案を保持したままであることには変わりない。そういう意味では、付託は議案保持主義とは別次元の問題である。

が付託される[154]。

両院協議会を求める院の本会議において議決される「両院協議会を開くことを求めるの動議」には、両院協議会設置の動議と、その両院協議会にいかなる案件を付託するかという付託の動議とが内包されていると考えることができ、両院協議会に対する案件の付託がある[155]。付託される案件は、3－4－3のとおりである。

（2）起草機関説

両規8条は両院間ですでに議決が一致している事項についての協議を排除しているのであるから、議案全体がそのまま両院協議会に付託されるということはあり得ない[156]。

（3）審査機関説に対する批判

そもそも、議案を付託させるのであれば、国会法56条2項、衆規31条、参規29条のように根拠規定の存在が必要なはずである。衆議院にも参議院にも属しない全く別の機関に議案の審査を命じるという組織間の関係に関わる行為に、法的な根拠規定が存在しないということは考え難く、単なる手続規定の不備という問題ではなく、一議院が議案の審査を両院協議会に命じること自体を法は予定していない[157]。

（4）実際の扱い

議案が委員会に付託される際には、議長が付託の決裁を行うほか、事務的に当該委員会に対して付託通知が発せられる等の手続がなされるが、両院協議会においては、これらのような付託に係る手続は何ら踏まれていない。

---

154 鈴木［1953］507頁、今野［1985］151頁

155 鈴木［1953］481頁

156 「協議会の議事は、衆議院と参議院の議決が異つた事項にだけ、異つた範囲に限られるのでございまして、両議院の議決が一致したことはもう両院協議会で取扱う必要はないのでございますから、従つて両院協議会ではそれを取扱うことはできないのでが（筆者注：ご）ざいます。但し両議院の議決が異つた事項にいつて（筆者注：ついて）、或る妥協点に達した場合に、そういうことになれば、遡つて両議院の議決が一致していたけれども、こういうところは直さなければならん、当然影響を生じて來ると、そういう点があつたならば、そういう点に限りこれも議決し得る」第1回国会参議院議院運営委員会会議録第7号（昭和22年7月10日）1頁参議院参事河野義克君説明。浅野一郎［1989］94頁、浅野一郎［1991］8頁、浅野一郎［2000］60頁

157 同旨、国会法規研究会［2000］d:93頁

また、議案に関する両院協議会の初例である第２回国会の国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会は、両法案とも衆議院先議であり、参議院からの回付案に対し衆議院が不同意と決し、両院協議会（①）が開かれたものである。同両院協議会の会議録末尾には、「付託議案」として両法案名が明記されており[158]、審査機関説に依拠しているように見える。ただし、これ以外のすべての両院協議会の会議録において、末尾に「付託議案」を記載した例はない。

なお、本会議、委員会等すべての会議録の冒頭には「本日の会議に付した案件」の欄があり（衆規200条）、議題にした順に従い、案件を列記することとなっている[159]。同欄には、議長又は委員長が「～を議題といたします。」と明確に議題を宣告した案件のほか、そのような議題宣告は行われなかったが、「～を行います。」「～をお諮りいたします。」と発言し議事として扱ったことが明らかな案件（理事選任の件、政府参考人の出席要求に関する件、委員派遣承認要求に関する件等）についても記載している。すべての両院協議会の会議録の冒頭には「本日の会議に付した案件」の欄があり、議案名（○○法律案、○○予算）あるいは「内閣総理大臣の指名に関する件」と記載される例である。両院協議会においては、議題宣告はなされていないが（３－４－５参照）、議事として扱ったことが明らかな案件として記載されているものと思われる。

以上のことから、実際の事務処理も、原案なるものを両院協議会に付託する必要はないとする起草機関説に立っているものと言える。

３－４－５　議題宣告

委員会においては、委員長が開会を宣告した後、議題を宣告する（衆規114条）が、両院協議会において、両院協議会の議長は、開会を宣告した後、議題の宣告を行う必要があるか（４－13－２）。

（１）審査機関説

原案が両院協議会に付託されるので、議題宣告を行うべきである[160]。

---

158 第２回国会国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会会議録第１号（昭和23年７月５日）３頁
159 佐藤忠雄［1968］131頁、参議院記録部編［1991］193頁
160 鈴木［1953］509頁

（2）起草機関説

両院協議会に付託される原案はなく、議題宣告も行う必要がない。

（3）実際の扱い

直近の第183回国会の平成25年度一般会計予算外2件両院協議会における両院協議会の議長の冒頭発言は以下のとおりとなっており[161]、「～を議題といたします」といった議題宣告は行われていない。

なお、その他のいずれの両院協議会においても、議題宣告は行われていない。

○議長（山本有二君）　これより平成25年度一般会計予算外2件両院協議会を開会いたします。

抽せんによりまして、私が本日の両院協議会の議長を務めることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、参議院の協議委員議長には小川敏夫君、副議長には小林正夫君が当選され、衆議院の協議委員議長には私、山本有二、副議長には遠藤利明君が当選しておりますので、この際、御報告申し上げておきます。

両院協議会は、国会法第97条の規定によりまして、傍聴は許さないことになっておりますので、協議委員並びに協議会の事務を執ります職員以外の方は御退席をお願いいたします。

まず、平成25年度一般会計予算、平成25年度特別会計予算、平成25年度政府関係機関予算の3案について、各議院の議決の趣旨について御説明を願いたいと存じます。

両議院の協議委員議長及び副議長打合会の申合せに基づきまして、最初に衆議院の議決の趣旨の御説明をお願いいたします。遠藤利明君。

3－4－6　趣旨の説明の対象

両院協議会では、協議に入る前に、趣旨の説明を聴取する例であるが（4－13－3）、その対象は何か。

---

161 第183回国会の平成二十五年度一般会計予算外二件両院協議会会議録第1号（平成25年5月15日）1頁

（1）審査機関説

各院の議決案である。

委員会においては、議案が付託されたときは、まず、議案の趣旨について説明を聴くこととなっており（衆規44条、参規39条）、両院協議会にも議案が付託される以上、同様に解すべきである。

（2）起草機関説

各院の議決である[162]。

（3）実際の扱い

各院の議決案ではなく、各院の議決について、趣旨の説明を聴取しており（衆委先312、参委先387）、起草機関説に立っているものと言える。

3－4－7　各院の議決の趣旨の説明の順序

両院協議会において、各院の議決の趣旨を説明する順序はどのように決められるか（4－13－3）。

（1）審査機関説・修正審査機関説

原案を保持している院からとなる。

ただし、衆議院に優越権が認められている案件については、衆議院の議決案を原案として取り扱う。よって、内閣総理大臣の指名についての両院協議会においても、衆議院の議決から趣旨の説明を行うべきであり、現在の例のように参議院の議決から先に趣旨の説明を行うことは、是認できない。

（2）起草機関説

両院を対等の立場に置くことから、両議院の協議委員議長及び副議長打合会での協議に委ねられることとなる[163]。

---

162 国会法規研究会［2000］d:93頁
163 国会法規研究会［2000］d:93頁

（3）実際の扱い

両議院の協議委員議長及び副議長打合会での協議によって決せられるが（4－8）、両院協議会を求めた院側から行われる例である（参委先387）。

内閣総理大臣の指名についての両院協議会においても同様に、協議の結果、両院協議会を求めた院である参議院の議決から先に趣旨の説明を行っている例である。

よって、実際の扱いは起草機関説に依っていると言える。

3－4－8　協議案とは何か

最終的に表決の対象となる「協議案」（国会法92条1項）とは何か（4－13－4）。

（1）審査機関説

表決の対象となる案の総称であり、原案、修正案ともに含まれる[164]ほか、両院協議会の議長の発議又は協議委員からの動議の形式で修正案が提出されることもある[165]。

（2）起草機関説

最初から協議案となるものはない。協議案とは、協議の過程で協議委員から提案される、両院の議決の異なった部分について作成された妥協案の原案である[166]。

3－4－9　協議案の採決の順序

協議が終結したときは、協議案の採決を行うこととなるが、協議案が複数ある場合の採決の順序はどうなるか（4－13－7）。

（1）審査機関説・修正審査機関説

協議委員の提出した修正案があるときは、まずこれを採決し、次に、両院協議会を求めた院の議決案（すなわち修正案）を採決し、最後に、両院協議会を求められた院の議決案

---

164 鈴木［1953］507頁
165 鈴木［1953］511頁
166 佐藤吉弘［1994］291頁。なお、3－4－10参照。

（すなわち原案）について採決する[167]。

ただし、衆議院に優越権が認められている案件については、衆議院の議決案を原案として取り扱うので、参議院の議決案、衆議院の議決案の順となる。

なお、審査機関説・修正審査機関説においては、両院の議決案を修正案と（両院協議会における原案という意味での）原案とするが、この両院の議決案は、いずれも（元々国会に提出された議案という意味での）原案を含んでいる。よって、明確に言及しているものはないが、同説において、修正案として扱うと言っても、二者択一的な関係にあると言ってよく、一部修正案ではなく、全部修正案として扱うべきものであろう。

したがって、両院協議会を求めた院の議決案（すなわち修正案）を採決し、もし可決されれば、改めて原案について採決することはなく、否決されたときには、次に、両院協議会を求められた院の議決案（すなわち原案）について採決することとなる。

（2）起草機関説

協議案が複数提案されている場合の採決の順序について、特段の定めはないが、委員会の場合に準じ、両院協議会の議長がこれを決定することとなろう（国会法 48 条、衆規 145 条、参規 130 条、衆委先 115、参委先 161 参照）。

（3）実際の扱い

協議委員から特段の修正案（＝協議案）が出されることなく参議院の議決案を成案とすることに決した各両院協議会（①）（第 13 回国会、第 16 回国会に存在）においては、いずれも参議院の議決案、すなわち両院協議会を求められた院の議決案のみを採決しており、衆議院の議決案については採決していない。これについては、上記のように解すれば審査機関説・修正審査機関説からも説明することができ、また、起草機関説の考えからも導くことが可能である。

第 128 回国会の政治改革 4 法案両院協議会（②）では、協議委員から「公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会協議案　衆議院議決のとおりとする。／衆議院議員選挙区画定審議会設置法案両院協議会協議案　衆議院議決案附則第一条中「公布の日」を「別に法律で定める日」に改める。その他は、衆議院議決のとおりとする。／政治資金規正法の

---

[167] 鈴木［1953］510 頁

一部を改正する法律案両院協議会協議案　衆議院議決のとおりとする。／政党助成法案両院協議会協議案　衆議院議決のとおりとする。」旨、4 法律案についてそれぞれ協議案が提出されたが、一括して採決されている。審査機関説・修正審査機関説を採るのであれば、各法律案の原案毎、別々に採決を行うこととなるはずであり、この扱いは起草機関説の考えに沿ったものと言える[168]。

3－4－10　成案とは何か

「協議案が出席協議委員の 3 分の 2 以上の多数で議決されたとき成案となる」（国会法 92 条 1 条）とされており、両院協議会において可決された協議案が成案となるが、この成案とはどのようなものか。

また、成案についての先議の院が送付するのは成案のみであり（国会法 93 条 1 項）、当該議案の送付の規定がないことが、奏上又は内閣への送付（国会法 65 条）をする議長の属する院がその対象たる議案を所持していなければならないこと（原案保持主義）との関係から問題となる。

（1）審査機関説・修正審査機関説

成案は、原案（＝両院協議会を求められた院の議決案。ただし、衆議院に優越権が認められている案件については、衆議院の議決案を原案として取り扱う）を協議案とし、それに協議の結果修正があればこれを加えたものである。よって、成案とは、両院の議決の異なった部分に対する修正部分のみではなく、両院の議決で一致した部分も当然に包含される、すなわち調整部分を含めた（元々国会に提出された議案という意味での）原案の全体である[169][170]。

このように解するからこそ、成案だけが各院において議題に供せられることも理解ができる。つまり、成案は、（委員会で決定した議決案が本会議では修正案として取り扱われるというような）従属的議案ではなく、独立的議案であって、成案が、両院協議会を求め

---

168 同旨、国会法規研究会［2000］d:93 頁

169 鈴木［1953］514 頁、今野［1985］151 頁

170 帝国議会時代も同様に解していた（小島［1990］258 頁）。明治 21 年（1888 年）9 月 19 日に枢密院で行われた議院法制定会議において、鳥尾小弥太顧問官の「成案トハ協議会ニ於テ原案ヲ修正シタルモノヲ云フカ又ハ更ニ調製シタルモノヲ云フカ」との質問に対し、起草者の 1 人である伊東巳代治書記官は、「成案トハ協議会ニ於テノ修正又ハ調製ニ依リ更ニ成立チタルモノヲ総稱シタルモノナリ」と答弁している（衆議院事務局［1977］46 頁）。

た院で議決され他院に送付されるときは、国会の議決を要する案件そのものが送付される。

したがって、成案を他院に送付する際には、両院の妥協部分のみが書かれた「両院協議会成案」なる文書だけでなく、(元々国会に提出された議案という意味での) 原案自体も送付すべきこととなる[171]。

(2) 起草機関説

成案とは、両院協議会において、両院の議決の異なった部分について作成された妥協案である。よって、両院の議決が合致している部分についても「その他は、○議院議決のとおりとする。」としている成案の例があるが、先例として正しいものとは言い難い[172]。

成案は、両院協議会で新たに起草された独立の議案であり、両院の議決の不一致をきたしていた議案 (原案) とは別個のものである。このことは、当該議案に係る一方の院の議決案ではなく、両院協議会の場で提案された協議案が両院協議会の成案となることから明らかである。特に、回付案に対する不同意に起因する両院協議会の成案については、当該議案について両院の意見が異なった部分 (当該議案を後議の院が修正した部分) のみについてまとめられたものであるから (両規8条参照)、当該議案との同一性がないことは一層明らかである。

成案は、原案から見れば、その一部分のみに係わる妥協案に過ぎず、成案が両院で可決されただけでは当然には当該議案についての両院の議決が一致するに至ったとは言えない。成案と先に (すなわち、成案についての後議の院が両院協議会前に議決していた) 両院の議決の一致した部分とが合体するという過程を経て、初めて、当該議案について国会の議決が成立したことになる[173]。成案を後議の院で議決した後に、後議の院が、両院の議決の一致していた部分と成案とを一体化させた最終的な国会の議決を作成し、これを奏上又は内閣へ送付する。

(2の2) 修正起草機関説

起草機関説では、「その他は、○議院議決のとおりとする。」とする成案の先例を否定しているが、両院協議会における協議の方向性を当初から縛ることはできない (4−13−

---

171 今野 [1985] 154頁

172 佐藤吉弘 [1994] 292頁

173 今野 [1985] 151頁。「もしも両議院のいずれかが成案を否決したときは、その時点で成案は消滅する。」

6－1参照）。よって、一方の院の議決をそのまま妥当なものとする提案もあり得るところであり、この先例を否定することはできない。その場合は、形式的に○議院の議決が協議案として扱われることとなる。

○議院の議決が協議案として扱われるときには、この○議院の議決について採決することとなり、可決されれば、これが成案となる（4－13－9（2）参照）。

（3）審査機関説に対する疑問

鈴木［1953］は、法律案の修正の場合について、「内閣が衆議院に法律案を提出したとすると、衆議院がそれを議決するまでは、それが原案として取り扱われるが、一度それが、修正議決されて、参議院に送付されると、もはや原案たる政府提出案なるものは存しなくなって、両院の間に議決の対象として存するものは、衆議院送付案だけとなるのである。従って参議院では最初の政府提出案と、衆議院から送付した案とを審議の対象とするのではなく、すなわち、議題に供するものは、あくまで衆議院の送付案でなければならない。また、参議院でその送付案を修正して衆議院に回付してきた場合に、衆議院の先の議決案と、参議院の回付案との2案があるのではなく、唯一、参議院の回付案が存するのみである。」[174]としており、一院で議決されると、修正部分の内容が塗り変わった議案が誕生することになると解しているものと思われる。

鈴木［1953］は、この考えを両院協議会の成案の場合にも応用し、「成案とはじめの議決案とが別個にいつまでも存在するものでもなく、成案が先議の院、即ち、衆議院で可決された瞬間において、はじめの衆議院議決案も、参議院の回付案も成案の中に統合、包蔵されてしまって成案だけしかないことになる」[175]としており、この考えは、成案先議の院で成案が可決されるまでは、成案とはじめの議決案が別個に存在していると理解していることになる。

両院協議会を、一連の議案審議の過程の中で、各院の委員会、本会議に引き続く一種の「審査機関」と位置付ける審査機関説の考え方からすると、両院協議会の成案は、法律案の委員会修正に近い性質を持つことになるはずであり、以上の考えは、これに沿っているとも言える。

しかしながら、この考えでは、説明できないことがある。

---

174 鈴木［1953］465頁
175 鈴木［1953］464頁

法律案の委員会修正は、本会議で、原案に対する１修正案となることから、本会議で修正案が否決されたときには、引き続き原案が採決されることとなる。一方、成案のときには、本会議で、成案しか議決対象にならない。成案が否決されたときには、両院の意思の不一致が確定することになる。この点が、成案が原案の修正案とは大きく異なっている点である。

このことから、審査機関説を採る場合においても、成案はそれ自体で独立の議案であり、調整部分も含めた原案全体であると解さないと説明できないこととなり、鈴木［1953］は514頁において、「成案は異つた部分に対する修正案の形のみで議決されるのではなく、議案全体として議決されるものである……かく解することによつて、成案だけが各議院において議題に供せられる所以も了解できる」「成案なるものは、委員会で決定したる議決案が、本会議では、修正案として取扱われるが如く従属的議案ではなく、独立的議案といわなければならぬ」ともしており、同一書の中に矛盾が存在している。

また、そもそも、審査機関説が支持する原案保持主義のように「議案は物体のように２か所に同時に存在することはあり得ず、どちらかの議院（だけ）が保持していなければならない」と考える必然性は全くない[176]。

さらに、衆規253条２項、参規178条３項は、成案に対する質疑討論は成案の範囲に限る旨規定しているが、条文の書きぶりを見ると、成案と回付案中の修正部分がパラレルとなっていることから、この場合の成案とは、両院協議会において妥協調整された部分を指しており、先に両院の議決で一致した部分は含まれていないと理解される（６－２）ことから、これらの条項は起草機関説を前提にしているということができる[177]。

（４）実際の扱い

---

176 国会法規研究会［2000］e:93頁は、①どちらかの院の議決が成案となることがあり（この場合の成案は「○議院議決のとおりとする。」となる）、成案の後議の院の議決が成案となることもあるが、このようなときに、成案の先議の院の議決を送付することには意味がない。②両院協議会が開かれる際に、議案本体が一方の院のみにあり、他の院が何ら所持するものがないということは、いかにも不自然である。の２点を理由にこの考えを支持する。

177 同旨、原田［1997］244頁、森本［2019］b:379頁。最終的に審査機関説に立つ今野も「この規定が参議院規則の中にあるのはともかくとして、従前から甲説（筆者注：審査機関説）に依拠して来たはずの衆議院の規則の中にも明記されているのは甚だ奇異な事実であるが、なぜそうなったのか理由は明らかでない。恐らく新国会の発足を前に新たな衆議院規則を立案する際、作業を急ぐ余りにこの点について見落としがあったものと推定するしかない。」としている（今野［1985］153頁）。

第2回国会以降、両院協議会で成案が決定され、その成案がまず衆議院で可決され参議院に送られる際、原案たる参議院の回付案本体（印本と本書）は衆議院に残されたままであり、両院協議会で可決された合意の内容（のみ）が記載された「両院協議会成案」なる文書のみが、衆議院からの送付文を付して参議院に送られている。この手続は起草機関説に依拠していると言える[178]。その後、後議の参議院から成案を可決した旨の通知を受けた（通知だけであり、「両院協議会成案」本体は送付されていない）衆議院が、「両院協議会成案」と原案（参議院の回付案）を一体化させた国会の議決を作成し、これを奏上している（3－3の修正議決の場合と同様）[179]。この手続は、原案保持主義の考えからすれば、矛盾していることになる。

第128回国会の政治改革4法案両院協議会（②）でも、成案については従来と同様の処理がなされている。すなわち、衆議院が送付し、参議院が可決したのは「両院協議会成案」のみであった。ただし、成案先議の衆議院から参議院に「両院協議会成案」が送付された際に、併せて参議院が否決し衆議院へ返付した案（国会法83条の2第1項。以下、「返付案」という。）（本書）が添付されていた。これは、調整部分を含めた原案の全体が成案であるとする審査機関説の考えに沿ったものにも見える[180]が、第5次国会法改正により改正された65条1項に従い、後議の院が奏上手続を行えるよう、返付案（本書）を添付したものであると解するのが妥当であろう。

また、どちらかの院の議決を成案とする場合の両院協議会の議長の諮り方は、いずれも「○議院議決案を協議会の成案とするに賛成の諸君の御起立を願います。」としており、審査機関説を前提に議決案を対象としているようにも見えなくはない。しかし、作成された成案は、いずれも、具体的な議案の中身を記載することなく「○議院議決のとおりとする。」としている例であり[181]、これは、単に帝国議会時代からの例を引き継いでいるからという

---

178 同旨、小島［1990］260頁

179 第5次国会法改正以前の国会法65条1項は「両議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長から、その公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。」とあり、衆議院が奏上を行うこととなっていた。

180 この扱いは、今野［1985］154頁が想定したとおりのものであり、今野は「この取扱いは旧議会当時の成案送付の扱いと同一であり、つまり実質的には甲説（筆者注：審査機関説）の主張に合致して来るのである」（同）としている。

181 なお、一部分のみどちらかの院の議決のとおりとする成案の場合には、当初は「その他は、○議院議決案の通りとする。」と「その他は、○議院議決のとおりとする。」の両例が見られるが、最近例は「その他は、○議院議決のとおりとする。」となっている。

だけではなく、原案が両院協議会に付託されるとする審査機関説からは説明が困難であり、協議・調整の結果が成案となるとする修正起草機関説の考えに沿っている（4－13－9（2）参照）。

3－5　まとめ

原案保持主義は、あくまでも下位概念に過ぎず、憲法上の規範ではない。また、これまで見てきたように国会法上完遂されたものではなく、不十分なまま終わっていることに注意を要する。加えて、その後に生じた憲法改正原案について、同主義からはどのように考えるかという観点の論説もまだなく、議論が途絶している。さらに、同主義は衆参両院間での議案の流れを院レベルで捉えているが、そのどちらにも属さない組織である両院協議会に議案がある（存在する）際はどう考えるかについても捨象されている[182]。

以上の点からすれば、原案保持主義は、議案の流れを理解する上では非常に助けとなるが、絶対視すべきものではないといえよう。

また、両院協議会の性格については、以上見てきたように様々な観点から両論並び立ってはいるが、法制度上も実際の議事進行の例からも、審査機関説は採られていないことは明らかである[183]。

よって、修正起草機関説が妥当であると解し、以下、同説を前提に検討を進めることとする。ただし、この両院協議会の性格論も、あくまでも下位概念に過ぎないため、憲法上の規範はどうなっているかを中心に検討を進め、それをどう性格論で説明するのか・できるのかという観点から立論していくこととしたい。

---

182 今野は付託との関連で両院協議会に議案を「送り込む」という用語を用い、あたかも両院協議会に議案が移るかのような表現を用いている（今野［1985］151頁、今野［1994］57頁、今野［2015］60頁）。しかし、一方で、原案保持主義は「二院間における」問題としており（今野［1994］58頁）、どのように考えているか判然としない。委員会に「付託」された案件は、議院が必要と認める場合には、途中で委員会から取り上げて中間報告を求めることができる（国会法56条の3）ことから、委員会に議案を「送り込ん」でも、議案の「所有権」は議院が保持したままであると解することができる。一方、両院協議会で審議されている案件について、どちらかの議院が中間報告を求めることができるような建て付けにはなっていない。よって、委員会と両院協議会とは明確に区別すべきで、両院協議会は両議院と並び立つ第三の組織と考えるべきである。

183 その後、会期制の縛りを受けない憲法改正原案も新たに両院協議会の対象に加わったが（国会法86条の2）、7－5参照のように、憲法改正原案については、審査機関説を採らなければ説明が困難な状況も生じている。両説ともに、新たに生じ得る特殊な場面をも視野に入れた整合性のとれた説明の再構築が求められている（森本［2010］123頁）。

第４章　両院協議会の手続

両院協議会の実際の開催手続について、法規とこれまでの実績に基づき概観する[184]。

４－１　両院協議会の請求、両院協議会の設置

両院協議会には、特別委員会と異なり（国会法 45 条）、設置の議決という概念がなく、請求権のある院が他院に求めることが契機となる。請求は任意的である場合と必要的である場合があり、いずれも国会法に規定のある場合に限られる（国会法 84 条～87 条）。請求は、必要的あるいは任意的に両院協議会を求める側の院が、本会議において、案件を特定して両院協議会を求める旨の議決の上、議長から他院の議長に対して、その件名及び理由を記し、文書をもって通知しなければならないとされている（両規１条）。

両院協議会の請求が任意的である場合（①～④、⑩～⑭）、求めることのできる院は、請求できる要件が整ったとき（他院と異なる議決をした場合又は他院が異なる議決をし当該議案が返付されたとき）には、本会議において求めるか否かを決する必要がある。特にその期限は付されていないが、請求事由が発生した場合には、直ちに求めるか否か判断すべきである[185]。かつては口頭の動議をもって諮っていたが、第 16 回国会以降は文書により提出された動議を諮っている[186]。この両院協議会を開くことを求めるの動議は先決問題

---

184 本章については、国会法規研究会［2000］a～e に依るところが大きい。

185 森本［2019］a:309 頁。同書は、特に参議院が両院協議会を求める場合（③）は、「「その通知と同時に」とされているため、回付案に同意しないことを議決した直後に求めるか否かを決する必要がある」としている。

186 ①～④の両院協議会における、この文書による「憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により○○法律案につき、両院協議会を求めるの動議」は、衆議院の本会議でのみ５回提出され、うち３回可決されている（農業災害補償法の一部を改正する法律案（第 16 回国会衆議院本会議録第 25 号（昭和 28 年７月 21 日）２頁）（可決）、公職選挙法の一部を改正する法律案（第 16 回国会衆議院本会議録第 32 号（昭和 28 年７月 30 日）１頁）（可決）、政治改革４法案（公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案）（第 128 回国会衆議院本会議録第 15 号（平成６年１月 26 日）１頁）（可決）、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（第 169 回国会衆議院本会議録第 28 号（平成 20 年５月 13 日）２頁）（否決）、平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（第 171 回国会衆議院本会議録第 12 号（平成 21 年３月４日）１頁）（否決））。可決された場合は、直ちに協議委員の選挙を行っている。なお、否決された第 169 回国会、第 171 回国会の２例は、（ねじれ国会の下、参議院で多数を占め、議案を否決した）野党側が提出している。これに対し、与党側は、同動議が否決されることを前提に、「憲法第五十九条第二項に基づき、○○法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議」を提出し、動議可

とされている（衆先 294）。

一方、請求が必要的である場合（⑤～⑨）においては、本会議において議長が両院協議会を求めなければならない旨を宣告するのみである。

これにより、国会法 84 条 2 項ただし書の場合を除いては、求められた院は両院協議会の請求を拒み得ない（国会法 88 条）ので、当然に両院協議会が設置されることとなる。なお、両院協議会の設置が決定される時点とは、求める側の院が議決した時点と解すべき[187]で、求められた側の院が通知を受理した時点と解すべきではない[188]。求められた院は、原則、この請求を拒み得ないので、応じるか否かについて本会議で議決する必要はなく、また求めた院に対して返答することも要しない。ただし、国会法 84 条 2 項ただし書の場合には、衆議院が本会議で応諾の議決をし、これを参議院に通知することが必要である。

実際の運用について、近年最も多く開催されている予算の両院協議会の例（⑥）を参考に見てみると（図 2－2 参照）、参議院が否決し両院の意思が異なることとなることが想定される場合には、日をまたがずに速やかに両院協議会が開けるよう、求める側の衆議院も同日に（他に想定される案件がなくても）本会議を招集しておき、返付後直ちに請求を宣告し、請求の宣告に引き続き協議委員の選挙を行う例である（さらに、当日中に両院協議会を終えることを前提に、本会議は散会とせず休憩のままとしておき、両院協議会終了後直ちに本会議を再開して協議委員議長の結果報告を聴取する例となっている）。

なお、両院協議会を求める院が請求にかかる議案を保持していなければならないとの考えから、両院の議決が異なるに至ったときは両院協議会を請求できる院が議案を所持するよう、第 5 次国会法改正において、返付についての規定が整備された（国会法 83 条の 2）。また、憲法改正原案の返付の規定も第 31 次国会法改正で整備された（国会法 83 条の 4）。

本来的には、両院協議会の設置が決まった際に、両院協議会の議事の対象となる案件、両院協議会の名称も確定しているべきであるが、次項で詳述するように、この時点では確定していないという事態も生じている点には注意を要する。

両院協議会の設置が決まると、両院では両院協議会の開会のための手続に移る。

決後直ちに再議決をしている。

187 鈴木［1953］481 頁

188 4－2 で検討するように、この段階では両院協議会の審議の対象となる案件、両院協議会の名称が確定できないこともあり得ることから、この段階では設置の時点を確定するのは困難であり、「敢えて協議会の設置の時期を確定するとするならば、それは早くとも、衆参両院の議長が協議して定めた、初会の日時以降になるであろう。開催決定後のそれまでは、準備期間とでもいうより他はないのではあるまいか。」とするものもある（宮崎［1989］35 頁）。

４－２　両院協議会の議事の対象となる案件、両院協議会の名称の決定

請求の前提として、両院協議会の議事の対象となる案件を決定しなければならない。議事の対象となる案件を決定するとは、どの案件について両院の議決が異なっており、両院協議会において協議すべきこととなるのかについて確定させなければならないという意味であり、両院協議会に付託すべき案件は何かということを問うているわけではない（３－４－３参照）。

前項で述べたように、本来的には、両院協議会の設置が決まった際、すなわち、求める側の院が案件を特定して請求の議決をすれば、両院協議会の議事の対象となる案件、両院協議会の名称も確定されることとなり、求められた側の院の関与するところではないはずである[189]。

しかし、複数の案件について一括して両院協議会を開こうとする場合に、問題が生じ得る。このような場合、１の案件ごとに１の両院協議会を開かなければならないわけではないため、両院協議会を求める側の院において、各案件の関連性、各会派の採決態様の類似性等を勘案し、数個の案件について一括して１の協議委員を選出し、１の両院協議会の開会を求めることも可能である[190]。求める側の院が案件を一括するか否か決定するに際し、両院間で事前に何らかの調整が行われるということはない。このことから、両院の認識が異なってしまうという事態が現実に生じている（衆委先 305、参先 427、参委先 381）。

例えば、第 13 回国会（昭和 27 年）における通商産業省設置法案外９案について、衆議院においては通商産業省設置法案外９案を一括して１の協議委員を選挙したが、参議院においては通商産業省設置法案外４案協議委員及び保安庁法案外４案協議委員を選挙したため、結果として２の両院協議会となった。

この際の衆議院の決め方は以下のとおりであった[191]。

---

189 鈴木［1953］481 頁

190 なお、一括して１の両院協議会にまとめられる案件は、法律案同士、予算同士、条約同士のみであると考える。法律案、予算及び条約の両院協議会は、それぞれ憲法上の扱いが異なっていることから、たとえ相互の関連性が強く、かつ、各会派の採決態様が同じであったとしても、たとえば予算と予算関連法案、あるいは条約とその国内法案とを一括して１の両院協議会とすることはできない。一方、異なる委員会に付託された法律案を１の両院協議会で協議することは可能であり、その前例もある（第２回国会の国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会。国家行政組織法案は両院とも決算委員会、刑事訴訟法を改正する法律案は両院とも司法委員会に付託され、審査された）。

191 第 13 回国会衆議院会議録第 68 号（昭和 27 年７月 29 日）31 頁

○山本猛夫君　憲法第59條第2項及び国会法第84條第1項の規定により、通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の10案について両院協議会を求められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君）　山本君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君）　起立多数。よつて両院協議会を求めることに決しました。

――――◇――――

○副議長（岩本信行君）　これより両院協議会協議委員の選挙を行います。

――――――――――――――――

○山本猛夫君　両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長においてただちに指名されんことを望みます。

○副議長（岩本信行君）　山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君）　御異議なしと認めます。よつて協議委員は議長において指名するに決しました。

ただちに指名いたします。

通商産業省設置法案外9件両院協議会協議委員

倉石　忠雄君　　福永　健司君　　田中　　元君　　西村　久之君

八木　一郎君　　青木　　正君　　江花　　靜君　　小坂善太郎君

池田正之輔君　　木村　公平君

ただいま指名いたしました協議委員諸君は、後刻議長応接室に御参集の上、議長、副議長おのおの1名を互選せられんことを望みます。

この衆議院の決め方は、10の案件について1の協議委員を選出しており、かつ、協議委員議長も1名互選することを求めていることから、1の両院協議会を求めたものと考えら

れる[192]。

一方、参議院の議院運営委員会でのやりとりは次のとおりとなっている[193]。

○委員長（寺尾豊君）　次に両院協議会協議委員の選挙に関する件をお諮りいたします。

○事務総長（近藤英明君）　衆議院のほうから、更に両院協議会を求めて参つております。ちよつと議事部長に説明さしてもらいます。

○参事（河野義克君）　本 29 日、先ほどでありますが、衆議院から両院協議会を求めて参りました。案件が通商産業省設置法案ほか 9 件、合計 10 件について求めて参りました。今件名を 1 つ 1 つ申上げます。1 つは通商産業省設置法案。次は通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律案、次は農林省設置法等の一部を改正する法律案、次は大蔵省設置法の一部を改正する法律案、次は大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、次は保安庁法案、次は海上公安局法案、次が運輸省設置法の一部を改正する法律案、次は国家行政組織法の一部を改正する法律案、次は行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、以上 10 件でありまして、先方からは両院協議会協議委員の氏名も通知して参りましたが、以上 10 件について 1 つの協議委員を通知して来られたわけであります。本院におきましてこの協議会を応諾するわけでありますが、その協議委員の選び方についてお諮りを願いたいと思います。

○小笠原二三男君　これは各法案によつて賛否の態度が違つているわけでありまして、結局類型的な賛否の形の現われたものをまとめて幾つかの協議会にブロツクを分けなくちやならんだろうと思います。初めから自由、改進、社会、共産、各会派に割りつけて、一切の法案の協議に移るということはできない。従つて事務当局から個々の法案について参議院各会派における賛否の態度についてお知らせ願つた上で、だんだん絞つて行きたいと考えます。

○相馬助治君　そういう取計いを一つお願いいたします。

○参事（河野義克君）　記名投票を行なつたものもあり、起立に問うたものもありますから、正確を期しがたいのでありますが、大体は皆さんも御承知でありますから、こ

---

192 ただし、同日の衆議院議院運営委員会においては、協議委員の選出等について特段の議論はなされていないし、その後も、参議院側の決め方について問題視した議論は見当たらない。

193 第 13 回国会参議院議院運営委員会会議録第 76 号（昭和 27 年 7 月 29 日）2 頁

れに従つて申上げます。

第一は、保安庁法案につきましては、これは海上公安局法案も同じでありますが、賛成は自由党、緑風会、民主クラブであつたと存じます。

それから通産省、農林省、大蔵省もそうでありましようが、それにつきましては賛成は、緑風会、社会党第四控室、社会党第二控室、民主クラブ、改進党、第一クラブ、労農党であつたと存じます。

それから運輸省設置法、国家行政組織法、行政機関職員定員法、3 案に対しまして賛成されましたのは、自由党、緑風会及び民主クラブであつたと存じます。

○小笠原二三男君　この結果で明らかになつたところによりますと、通産省設置法案並びにその施行に伴う関係法令の整理の法案、農林省の設置法、大蔵省の設置法、同大蔵省設置法の施行に伴う関係法令の整理のここまでの５つの法案を１つの組にして協議委員を選び、保安庁、海上公安局、運輸省設置法、それから国家行政組織法、行政機関職員定員法、これら５つの法案については又１つの協議委員を選任するということにして、参議院側としては、この内閣委員会関係の協議を求められて来ました 10 法案につきましては２つの班に分れた協議委員を選ぶべきだと考えますので、以上の動議を提出いたします。

○相馬助治君　小笠原君の動議に賛成いたします。それで事務的立場から見た数字の按分を、小笠原君の動議に賛成ならば提示してもらいたいと思います。

○委員長（寺尾豊君）　お諮りいたします。小笠原君説明の動議に御賛成でしようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（寺尾豊君）　さよう決定をいたしまして、事務局から、只今相馬君の御要望に対する説明を求めます。

○参事（河野義克君）　保安庁法案ほか数件の両院協議委員の割当を紹介いたしますと、先ほど申上げましたように自由党、緑風会及び民主クラブで、院議を構成したわけでありますから、自由党５名、緑風会４名、民主クラブ１名となります。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それから通産省設置法ほか数件についての院議を構成した会派は、緑風会、社会党第四控室、社会党第二控室、民主クラブ、改進党、第一クラブ、労農党でありましたから、これの比率をとりますと、緑風会４名、社会党第四控室２名、社会党第二控室２名、民主クラブ１名、改進党１名であります。（「よろしい」と呼ぶ者あり）

○委員長（寺尾豊君）　只今議事部長、報告通りの委員を選ぶことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（寺尾豊君）　さよう決定をいたします。

この例に対しては、「単に応諾の義務しかない議院が、却つて新しい両院協議会を請求、換言すれば、設置した結果となつて、国会法第 88 条に反しないかどうか疑わしい」[194]との批判もあるところである。同説からは、「いかなる、又いくつの協議会を設けるかは、全くこれを求める院の意思にかかつており、これに応ずべき義務ある院の関与するところではない」とする[195]。しかしながら、その後も同様の例が生じている。

第 171 回国会（平成 21 年）における平成 20 年度第 2 次補正予算 3 案について、衆議院においては 3 案一括して 1 の協議委員を選挙したが、参議院においては一般会計補正予算外 1 件と政府関係機関補正予算の 2 の協議委員を選挙したため、2 の両院協議会となった。予算案は、今回に限らず通常、一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算の 3 案が一括して審議されるため、衆議院はこの状態を重視して 3 案一括して 1 の協議委員を選任したのに対し、参議院においては、今回の補正予算に関しては、一般会計補正予算、特別会計補正予算の 2 案と政府関係機関補正予算とで採決態様の異なる会派があった[196]ことを重視し、2 の協議委員を選任したものと思われる。この際の参議院の議院運営委員会でのやりとりは次のとおりとなっており[197]、特に議論もなく 2 の協議委員を選出している。

○委員長（西岡武夫君）　ただいまから議院運営委員会を再開いたします。

まず、両院協議会開会の請求につきまして事務総長の報告を求めます。

○事務総長（小幡幹雄君）　本日午後 3 時 3 分、衆議院議長より本院議長に対しまして、

---

194 鈴木［1953］485 頁

195 鈴木［1953］481 頁

196 参議院では、一般会計補正予算、特別会計補正予算を多数で修正議決（野党のうち民主党と社会民主党が賛成、日本共産党が反対。なお与党（自由民主党、公明党）は反対）したのに対し、政府関係機関予算は否決（全野党一致で反対。与党は賛成）された。よって、一般会計補正予算外 1 件の協議委員には日本共産党は含まれず、政府関係機関予算の協議委員には日本共産党も含んだ形で選任された。なお、参議院においても、事務的には、衆議院と同じく 3 案一括で審議してきたことを重視し、1 の協議委員を選任すべきではないかという意見もあった。

197 第 171 回国会参議院議院運営委員会会議録第 4 号（平成 21 年 1 月 26 日）1 頁

国会法第85条により、平成二十年度一般会計補正予算（第2号）外2案につきまして、両院協議会を求めてまいりました。

以上、御報告申し上げます。

――――――――――――――

○委員長（西岡武夫君）　この際、平成二十年度一般会計補正予算（第2号）外1件両院協議会協議委員及び平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）両院協議会協議委員の選任に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、それぞれお手元の資料のとおり割り当てることに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり協議委員の割当てを決定することとし、その選挙はいずれも手続を省略して議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西岡武夫君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

よって、国会の実例としては、数個の案件について、求める院が一括して1の協議委員を選出したのに対し、求められた院も一括して1の協議委員を選出すれば、請求どおり数個の案件を一括した1の両院協議会となるが、求められた院がそれぞれ別の協議委員を選出すれば、結果として、別々の両院協議会に分けられることとなる例が定着していると言える（この場合、求めた院の側の協議委員は、分けられたそれぞれの両院協議会の協議委員を兼務することとなる）。逆に、求める院が別々の協議委員を選出したのに対し、求められた院が1の協議委員を選出することもあり得るが、このような場合にも、別々の両院協議会に分けられることとなろう。そういった意味において、両院協議会の議事の対象となる案件の決定については、案件自体について検討され決定されるというよりも、両院がどのような協議委員を選出するかで決定されるということになる。

この問題については、そもそも、両院協議会は憲法で定められた両院の共同設置機関であること、意思の異なる両院の妥協点を調整する目的で設置されることを考えると、一院の意思のみで決めることはできない問題であり、かつ、院議を構成した会派から協議委員を選出すべき（次項参照）という要請からすれば、求める側の院の事情だけで一方的に一括とするか否かの判断することは妥当ではなく、（現状のように、両院が協議することなくそれぞれ協議委員を選出した結果で決まるとするのではなく、）本来的には、事前に両院間

で、どの案件についての両院協議会を設置するか調整を行うべきものであると解する[198]。

なお、両院協議会の名称についても、両院間で調整して正式に決定するということはない。対象とされた案件名を冠し、「○○法律案両院協議会」、「内閣総理大臣の指名両院協議会」とされ、数個の案件について一括した両院協議会の場合には、「○○法律案外○件両院協議会」とされる。

数個の案件について一括した両院協議会として比較的多い例としては予算があり、各議院において一括して審議された一般会計予算、特別会計予算及び政府関係機関予算の3案について、一括して両院協議会を開いた例がある。法律案についても、第128回国会（平成6年）において政治改革4法案を一括して両院協議会を開いた例など、多くの例がある。

実際の例はないが、すでに設置されている両院協議会に対して、さらに、他の案件についても審議の対象として加えることも可能である[199]。

また、以下のような例もある。

第10回国会（昭和26年）における日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案について、衆議院においては関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案の協議委員を選挙するに当たり、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案協議委員と同一の協議委員とし[200]、一方、参議院においては3案それぞれについて別個の協議委員を選挙したため、3の両院協議会となった。

なお、第2回国会（昭和23年）における国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案について、衆議院においては刑事訴訟法を改正する法律案の協議委員の選挙に当たり、国家行政組織法案協議委員と同一の協議委員を選挙し、参議院においては協議委員の選挙

198 森本は「内容に関連のない複数の案件について両議院で同じ協議委員が選任されている場合には、両院協議会を合併した形で開会することも可能である。それは両議院の協議委員の議長の協議で決められる。」（森本［2019］a:322頁）としているが、両議院の協議委員議長の協議にそのような権限を持たせることができるとするのには疑問がある（4－5、4－8参照）。

199 鈴木［1953］486頁は、これを「併託」と称している。

200 衆議院の本会議での諮り方が「本案は日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員にあわせ付託せられんことを望みます。」という動議に対して異議の有無を諮り「本案は日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員にあわせ付託するに決しました。」と決したものであったことから（第10回国会衆議院本会議録第29号（昭和26年4月1日）591頁（本会議は3月31日））、併託（1の両院協議会となる）としたものか協議委員の兼務（別々の両院協議会となる）としたものか不明確であったが、衆議院側の事務方も、協議委員の兼務と解すべきであるとしていた（鈴木［1953］490頁）。

を各別に行わずに両案協議委員を選挙した[201]。これらに対する両院協議会は1回だけ開催されている（昭和23年7月5日）。同両院協議会においては、同一の議長が議事を主宰しているが、それぞれの法案ごとに開会を宣告しているかのような発言がなされている[202]。また、複数の案件を一括した両院協議会の会議録の場合、「○○法律案外○件両院協議会」とされるのが通常であるが、本件では、「国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会」と両法案名を併記している。このようなことから、2の両院協議会がたまたま連続して行われたと解することもできないではない。しかし、2の別個の両院協議会であるとすれば、それぞれ別個に両院協議会の議長がくじで選出されるべきところ（国会法90条）、一括で議長が選出されていること、両院の本会議での協議委員議長の報告においても1の両院協議会であるとして報告していること[203]、1の会議録のみが作成されていることから、1の両院協議会であったと解される。

なお、数個の案件について一括した両院協議会において、一括して協議を進めるか、案件ごとに分けて協議を行うかは、当該両院協議会の議事進行の問題であり、当該両院協議会に委ねられている。

4－3　協議委員の選挙

両院協議会は、各院において選挙された各々10人の計20人の委員で組織される（国会法89条）[204]。両院協議会は両院対等の立場で意見の調整を図るための機関であることか

---

201 参議院においては、国家行政組織法案は多数をもって、刑事訴訟法を改正する法律案は全会一致をもって修正可決されたものであったが、協議委員は院議構成会派に関係なく各会派にその所属議員数に応じて割り当てられた。

202 「それでは籤によりまして、私が本日の両院協議会の議長を勤めることに相成りました。……これより國家行政組織法案について両院協議会を開きます。」（第2回国会国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会会議録第1号（昭和23年7月5日）1頁）、「……よつて只今の協議案は両院協議会の案となりました。次に刑事訴訟法を改正する法律案について両院協議会を開きます。」（同2頁）

203 第2回国会衆議院本会議録第79号（昭和23年7月6日）74頁（本会議は昭和23年7月5日）、第2回国会参議院本会議録第60号（7）（昭和23年7月6日）1193頁（本会議は昭和23年7月5日）

204 帝国議会時代は、旧議院法56条1項に協議委員は各院各々10人以下の同数とすべき旨の規定があり、旧両規2条によりその都度両院協議会を求める議院がこれを決定することになっていたが、先例はすべて10人ずつであったため、国会法を制定するに当たり、これを成文化した（第91回帝国議会衆議院国会法案委員会議録第1回（昭和21年12月19日）7頁　衆議院書記官長大池眞君の立案経過説明）。

ら、委員数は衆参同数とされており、その構成において衆議院に優越を認めていない[205]。この委員を両院規則では「協議委員」と称している（衆規250条1項、参規176条1項）。協議委員は、議院の機関であると同時に両院協議会の構成員となる。

その「選挙」は、各院の本会議の議事として行う必要がある[206]。選挙は、連記無名投票で行い（衆規250条1項、参規176条1項）、最多数を得たものを当選人とする（ただし、得票数が同じときは、くじで当選人を定める（衆規同条2項、参規同条2項））。

「連記」とは、被選挙人の名前を協議委員の数だけ記入すべきことであり、同じ被選挙人の名前を重複して記入することは許されない。連記としたのは、10人の協議委員全員を1回の投票で選出することを前提としており、これにより協議委員全員を院の議決を構成した会派から選出することが可能となるからである[207]。院の議決を構成した会派が協議委員を独占することが望ましいとしたのは、その性質上、協議委員は院の議決を代表して意見を主張し、両院の意見の調整を図るものだからである。また、実際問題として、院の意思を代表する立場にある者を協議委員に送り出しておかなければ、折角、両院協議会で得られた成案であっても議院で可決されることが覚束なくなってしまうからである[208]。

「無名」とは、投票者の名前を記入することを禁ずることである。無名投票としているのは、投票の自由を確保し、当選者が特定者の拘束を受けることなく職務を遂行できるようにしたものである。

しかし、議院は選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができるとされている（衆規同条3項、参規同条3項）。これは、10人の協議委員を連記投票によって選

---

205 国会法制定時の審議において、「89条の両院協議会が衆議院を第一院とするならば、やはり1人でも衆議院の方から余計出すのが穏当ではないか。」との意見も出たが（第91回帝国議会衆議院国会法案委員会議録第2回（昭和21年12月20日）29頁　細田綱吉君質疑）、発議者は、「衆議院並びに参議院の独立性という意味からいたしまして、両方から10人ずつ出して両院協議会を開くことに決定せられてゐるのでありまして、もし衆議院の方を11人にするならば、両院協議会はいつでも衆議院の決定通りになつて、両院協議会を開く意味はなくなつてしまいます。」と答弁している（同　発議者中村高一君答弁）。

206 森本［2019］a:321頁は「「各議院において」は、衆参それぞれの議院所属の議員の中からそれぞれの議院の意思によりという意味である。本会議の議事においてという限定はないものと解する。」としているが、疑問なしとしない。

207 同旨、寺光［1947］213頁、土屋［1969］335頁、佐藤吉弘［1994］288頁

208 帝国議会時代は、衆議院では多数派から全協議委員を選出する例であり、貴族院では各派から協議委員を選出する例であった。衆議院では多数の意思で、貴族院では全会一致の意思で議決される場合が多いために、それぞれの議決の意思を貫徹しようとすると、こういう構成になったのであろうとされている（前田［1991］98頁。なお、帝国議会時代の衆議院の協議委員の選出方法の変遷については白井［2019］46頁参照。）。

挙すると開票に時間を要することから、簡易な方法を選択できるようにしたものである。実際には、すべての先例において、この議長の指名の方法によっている（衆先 481、衆委先 304、参先 425）[209]。この場合、議長は、連記無名投票が行われたであろう場合と同じ結果となるよう、その院の議決案に賛成した、すなわち両院協議会に付される案件の院議を構成した会派に属する議員の中から指名するのが例であり、この会派が複数である場合には、所属議員数に応じ協議委員を割り当て、会派から推薦された議員を指名する（衆先 481、衆委先 304、参先 425、参委先 380 の各説明文）[210]。各派に属しない無所属議員には協議委員の割当を行わない。

賛否が分かれた会派がある場合には、賛否が分かれなかった会派を含め、すべての会派について、所属議員数ではなく、院議と同じ投票をした議員の実数に基づき協議委員を割り当てることとなる[211]。この場合、院議と同じ投票をした議員の実数には、棄権のため欠席した議員数は含まれない（棄権のため欠席した議員はいるが、賛否が分かれた会派がない場合には、院議構成会派の所属議員数に応じて協議委員を割り当てることになる）。

実際上は、議院運営委員会理事会で協議委員の会派割当が協議決定され、本会議においては各会派からの推薦届のとおり議長が指名する。この議長の指名は、衆議院においては議員の動議により、参議院においては議長の発議により行われている。

協議委員が選挙されたときは、事務総長からその旨を他院の事務総長に通知する（衆先 482。参議院においても同様である（参先 425 説明文参照））。

なお、憲法 59 条 4 項の規定に基づき、衆議院が、参議院において審議中の法律案について参議院が否決したものとみなして両院協議会を求めるときは、参議院の院議そのものがない。この場合、参議院は、すべての会派に対して各会派の所属議員数に応じて協議委員を割り当ててこれを指名する例である（参先 425、参委先 380 の各説明文）。

数個の案件について、同時に両院協議会を求め、又は求められた場合にも、案件ごとに

---

209 平成 20 年度一般会計補正予算（第 2 号）外 1 件両院協議会に際し、参議院のある会派の国対委員長から原則通り連記無名投票で行うべきとの要請が事務方にあったようである（松本［2022］5 頁）。

210 衆議院で案件について反対の立場をとった会派から協議委員を選出したことが一度ある。第 10 回国会、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の衆議院両院協議会委員の選出に当たっては、先に同案に反対した党派の議員からも委員を選出している。

211 参議院において、党議拘束をしない緑風会が存在していた時代には、「記名投票のときは緑風会内の賛成議員の数を緑風会の基礎数とみなして、委員数をだした。1 回だけ起立採決のときがあり、緑風会の反対議員数が掌握出来ずに、緑風会総数で委員数をだしたことがある」（河野［1990］14 頁）。

協議委員を選挙するのが本則である。しかし、互いに関連のある案件であり、かつ、院議を構成した会派が同一である場合には、1 の協議委員に数案件を委ねることもできる例である（衆先 483、衆委先 305、参先 427、参委先 381）[212]（4－2参照）。

また、衆議院において1の案件についての協議委員を選挙するに当たり、既に他の案件について選任されていた協議委員と同一の議員をその協議委員とした例がある（衆先 483、衆委先 306）。

なお、各院の議長・副議長、各院の委員長等（常任委員長、特別委員長、審査会会長、調査会長）、国務大臣等（内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官）を協議委員とすることはできるか。この点につき、明文の規定はないが、協議委員以外の出席者として国会法が定める各院の議長（国会法 95 条。なお副議長はこれに準ずる）、国務大臣等（同 96 条）については、条理上、協議委員とすることはできないと解する（4－11 参照）。一方、各院の委員長等を協議委員とすることは差し支えなく、事実、多くの実例がある。

実際の協議委員の選出の例を見ると、各院において案件を審査してきた委員会の委員長・理事・委員（のうち院議を構成した会派に属する議員）から選出される例が多い。例えば、予算についての両院協議会では、両院の予算委員会の委員長・理事・委員（のうち院議を構成した会派に属する議員）が、内閣総理大臣の指名についての両院協議会では、両院の議院運営委員会の委員長・理事・委員（のうち院議を構成した会派に属する議員）が選出される例が多い。

近年のように、両院とも同一の政党が占めるような時代では、両院の意見が異なるという事態は、いわゆる“ねじれ”の状態が生じたときにしか生じない。この場合、政府・与党・衆議院、対、野党・参議院という対立の構図となる。このような中で両院協議会が開かれるときには、衆議院では、与党がほとんどの委員会の委員長を占めるので、従来どおり案件を審査してきた委員会の委員長・理事・委員（のうち院議を構成した会派に属する議員）から選出する例が多い[213]。一方、参議院では、“ねじれ”によって野党が多数を占めてい

---

212 協議が整えば、院議構成会派が異なる複数の案件について、1 の協議委員を選任することができる。参議院では、第 2 回国会、国家行政組織法案については、緑風会の一部と民主党の反対派からも委員が選ばれた。これは刑事訴訟法を改正する法律案（全会一致）の協議委員と一緒に委員を選出したため、各派の案分比例になったのではないかとされている（議会政治研究会［1990］2 頁）。

213 その他、会派の国会対策委員会副委員長が協議委員となったこともある（結果としてその

ると言っても、必ずしも当該案件に関する委員会の委員長を野党が持っているとは限らないので、院議を構成した会派の当該委員会の理事・委員のほか、国会運営に責任を持つ者という意味で、議院運営委員会の理事や会派の役職である幹事長・国会対策委員長などが選出されることもある[214]。

両院協議会は、各院とは別個の機関であるから、各院は、協議委員を選挙するときに、協議委員に対して、成案作成に関して期限を付したり、その他の指示を与えることはできない[215]。

４－４　協議委員の辞任、補欠選任

４－４－１　協議委員の辞任、補欠選任

協議委員は、その両院協議会が終了するまでその任にある。

協議委員の辞任について国会法には規定がないが、両院規則において、協議委員の辞任は、議院がこれを許可する旨規定している（衆規 251 条 1 項、参規 176 条 4 項）[216]。参議院においては、辞任しようとするときは、その所属会派を通じてその旨を議長に申し出て、議長がこれを議院に諮って、議院が許可するのが先例である（参先 426 説明文）。

辞任等によって協議委員に欠員が生じたときは補欠選挙を行うこととなるが、この補欠選挙も、協議委員の選挙と同じく、各院の本会議の議事として行う必要がある。補欠選挙の方法は、衆議院においては、その選任した方法によることとされている（衆規同条 2 項）。先例上も、選任の選挙が議長の指名によったので、その補欠選挙も議長の指名によって行われている（衆先 481 説明文）。参議院規則にはこれに相当する規定はない[217]が、選任に

者が議院運営委員会の理事であったこともある）。

214 ねじれ国会下の第 171 回国会の平成 20 年度一般会計補正予算（第 2 号）外 1 件両院協議会、平成 20 年度政府関係機関補正予算（機第 2 号）両院協議会において、参議院側が議院運営委員長、議院運営委員会理事等を協議委員とするという態勢で臨んだ。議院運営委員長（民主党）を協議委員としたことに対し、与党・自由民主党の幹部は「中立的な役割を果たすべき議運委員長が入っている」と批判したとされる（朝日新聞　平成 21 年 1 月 28 日付朝刊）。また、実際問題として、議院運営委員長、議院運営委員会理事が協議委員として両院協議会に入ってしまったため、両院協議会後の議事をどうするかについて両院協議会開会中に並行して協議することができなかった点について、自由民主党側から強い不満が表明された。

215 同旨、鈴木［1953］503 頁

216 当初の両院規則には協議委員の辞任に関する規定はなかったが、後述の国会法の改正に伴い、追加された（衆規第 7 次改正（第 22 回国会　昭和 30 年 3 月 22 日）で第 1 項追加。参規第 6 次改正（第 22 回国会　昭和 30 年 3 月 18 日）で現第 4 項に修正）。

217 制定時の参規 176 条 4 項には「協議委員に欠員を生じたときは、その選挙した方法によつ

おけると同様に議長に委任して、議長が前協議委員の属する会派から推薦された議員を指名することとされている（参先 426 説明文）。補欠が選挙された際も、その旨を他院に通知する（参先同号説明文）。

なお、協議委員は、懲罰により登院を停止されたときは自動的に協議委員を解任されたものとされる（衆規 243 条 2 項、参規 243 条）。

４－４－２　みなし辞任制度

協議委員が正当な理由なくて欠席し、又は両院協議会の議長から再度の出席要求があってもなお出席しないときは、その協議委員の属する議院の議長は、当該協議委員は辞任したものとみなすこととされ（国会法 91 条の 2 第 1 項）、その場合、当該協議委員の属する議院は、直ちにその補欠選挙を行わなければならない（同条 2 項）。

両院協議会では各院の協議委員の各々3 分の 2 以上の出席という厳しい定足数が設定されている（国会法 91 条）。そのため、両院が意見を調整することに消極的な協議委員による欠席戦術が有効に働いてしまう可能性がある。また、そのような意図に出ない欠席によっても開会できない場合がある。これらの場合に対する対抗手段として、両院協議会の開会を保障するために設けられたものである[218]。

この規定は、第 13 回国会昭和 27 年 7 月 31 日の国家公務員法の一部を改正する法律案外 1 件両院協議会において、参議院側の協議委員 4 人が退席したため、参議院側の定足数を欠き会議を続行できなくなり[219]、休憩となったまま以後会議を開くに至らず、結果として法案が不成立となってしまったという経緯があった[220]ことを受けて、第 21 回国会の第 5 次国会法改正で追加されたものである[221]。

て、補欠選挙を行う。」と明文で定められていたが、第 6 次改正で現第 4 項に修正され、補欠の選任方法に関する規定がなくなった。

218 議院運営委員長菅家喜六君の趣旨弁明（第 21 回国会衆議院会議録第 6 号（昭和 30 年 1 月 21 日）10～11 頁）、奥野［1955］6 頁、清宮［1962］282 頁

219 同日、両院協議会の議長を務めた衆議院協議委員議長から、衆議院議長に対し「再びかかることの起こらないように本院として厳重に抗議し、以て参議院に十分なる注意を喚起するようここに報告を兼ねて提議する」旨の提議書が、また、参議院議長に対し「早急に本会が再開できるよう特別の御配慮を願いたい」「両院協議会規程第 13 条によって懲罰事犯としての処分を併せ求める」旨の申入書が提出された（４－15 参照）。

220 この際、与党は両院協議会にかわる措置として、衆議院で再議決をしようとしたが、会期終了間際であったため、時間切れとなってしまった（議会政治研究会［1990］3 頁）。なお、７－１－１－３参照。

221 第 20 回国会（昭和 29 年）にも衆法第 10 号としてほぼ同様の法案（1 項と 2 項に分けず。）

要件として挙げられている「正当な理由がなくて欠席」と「再度の出席要求があつても出席しない」は択一的である。正当な理由がある欠席でも再度の出席要求で要件は満たされるし、理由が正当でないと認められるときは出席要求の必要はない。また、「欠席し」とは、両院協議室に現在しない状態であることをいい、途中退席した場合も含まれる。「正当な理由」につき一律の基準を示すことは困難であるが、他の委員会に出席しなければならない場合など、認定されるのはごく例外的な場合に限られる。要件の認定及び出席要求を行う「両院協議会の議長」とは、国会法 90 条に基づき当日の議長の職務を行っている者である。「再度」とは2回目ということであり、この間、欠席の状態が続いていることを要する。複数日にまたがってもよい。要求に対して当該協議委員より出席しない旨の回答があったときには、相当程度の時間の経過は必要ない。「協議委員の属する議院の議長」とは、衆議院議長又は参議院議長であり、その議員の属する議院の協議委員議長ではない。協議委員の属する議院の議長は、当然には協議委員欠席の事実を知るものではないので、両院協議会の議長からみなし辞任の要件充足を通知する必要がある。両院協議会の議長からの通知があったときは、当該協議委員の属する議院の議長は（当該協議委員の意思にかかわらず）遅滞なく辞任したものとみなさなければならず、要件充足を争うことはできない。

みなし辞任が生じたときには、その議院は「直ちに」補欠を選任しなければならない。協議委員の欠席によって両院協議会の議事が遅滞することがあってはならないため、可能な限り、その日のうちに協議委員を補充することが要請されるが、協議委員の選挙は、各議院の本会議の議事として行う必要があるため、直近の本会議で速やかに選挙しなければならない。協議委員の補欠選挙について、議院は、協議委員の選任を議長に委任することができるが、この場合、議長の発議又は議員の動議により、本会議で決定することが必要である。議長に委任する旨の本会議での決定なくして、すなわち、まったく本会議を開か

が提出されたが、審議未了となっていた。なお、同案では、91 条 2 項として「両院協議会を求められた議院の協議委員が欠席したために、初会の会議を開くに至らなかつたときは、協議会を開いても意見が一致しなかつたものとみなす。」を追加するとの内容も盛り込まれていた。これは、両院協議会を求められた側の院の協議委員が欠席して初会の会議を開くことができないときは、協議会を開いたことにならず、いつまでも後の始末がつかないため、協議会を開いたけれども意見が一致しなかったものとみなせば、決着が付くとしたものであったが、参議院側の強い反対で実現しなかった（第 20 回国会衆議院議院運営委員会議録第 5 号（昭和 29 年 12 月 4 日）5 頁　衆議院事務総長大池眞君の提案理由説明）。

ずして、議長が協議委員を指名することはできない[222]。

なお、国会法 91 条の 2 は、協議委員が故意に出席しなかったために定足数を欠き開会不能となることを避けるために設けられたという立法の趣旨からして、補欠選挙により、辞任したものとみなされた協議委員を再び協議委員とすることはできないと考える。

４－５　各院の協議委員議長・副議長

４－５－１　各院の協議委員議長・副議長

各院それぞれの協議委員団の長を「協議委員議長」と呼ぶ。協議委員議長は、自院の協議委員団を代表するとともに[223]、他院の協議委員議長と交互に両院協議会の議長に就くこととなる（国会法 90 条）。

協議委員議長が欠けたとき又は事故があるときにはその権限を行使する代行者が必要となるが、国会法には協議委員議長の権限（職務）代行について定めがなく、両院協議会規程に定められている。各院の協議委員は、協議委員副議長 1 人を互選する（両規 5 条前段。なお、同条は「選定する」と規定するが、その意味は互選にほかならない）。この協議委員副議長は、協議委員議長に事故があるときにその職務を行う（同条後段）。さらに、協議委員議長及び副議長にともに事故があるときは、その院の委員の中から仮議長を選定して、協議委員議長の職務を行わせることとされている（両規 6 条）[224]。その代行権限は、協議委員議長の権能すべてに及ぶ。

また、両院協議会の議長が討論に加わろうとするときは、その議院の協議委員副議長を議長席に着かせることとされている（両規 7 条）。「討論に加わ」るとは、両院協議会の議長が、一協議委員として質疑・答弁などの発言をしようとすることである。なお、この場合、両院協議会の議長の職務の中立性から、離席して一旦発言した当該議長は、採決が終わるまで議長席に復することができないと解することもできる。これは、両院協議会においても参規 45 条 2 項「委員長が討論したときは、その問題の表決が終わるまで、委員長

---

222 森本［2019］a:327 頁は「「補欠選挙」は、方法について言及するものではなく、本会議を開いて選任する方法に限定されない。」とするが、疑問なしとしない。

223 各院の協議委員は、院議を構成した会派から選ばれ、その院の意思を前提に協議に臨むことから、「それぞれ各院毎に、一つの委員会のような協議委員団の如きものを構成するものと考えられる」（鈴木［1953］452 頁）。

224 この仮議長に事故があった場合にも、同様に繰り返される（参考　第 2 回国会内閣総理大臣の指名両院協議会議録第 1 号（昭和 23 年 2 月 23 日）2 頁　両院協議会の議長淺沼稻次郎君発言）。

席に復することができない。」（なお、衆規49条にはこのような文言はない。）と同様に解すべきと考えるものである。しかしながら、実例では、発言終了後、議長席に復している[225]。

４－５－２　協議委員議長及び副議長互選会

各院で協議委員が選任されると、両院協議会が開かれるまでに、それぞれの協議委員議長及び副議長を互選する。これを協議委員議長及び副議長互選会という。互選会は協議委員が本会議で選挙された当日又は翌日に行うとされており（衆規252条1項。参議院規則には同様の規定はない）。先例上は、両院とも協議委員が本会議で選挙された当日に行う例である（衆委先307、参委先382）。実際には、両院とも、協議委員を選挙した本会議の直後、引き続いて議長応接室（議院運営委員会を開会する部屋）で開会されている。

互選会は、協議委員中の年長者が管理する（衆規252条2項、参規177条）。「互選」とは、そのメンバーの中からメンバーの意思によって選出することをいう。「年長者」とは、最も年齢の高い者を指す。その者に事故がある場合には、次順位の者が当たる。「管理する」とは、互選会の招集（日時の決定、その通知）、選挙事務の執行等を指す。

なお、衆議院においては、出席協議委員中の年長者が協議委員議長の互選を管理し、協議委員副議長の互選については当選直後の協議委員議長が管理する例であるが（衆委先308）、参議院においては、協議委員議長、副議長いずれの互選も協議委員中の年長者が管理するのが例である（参委先383）。

協議委員議長及び副議長の互選の方法は、衆議院においては協議委員の推薦によるのが例である（衆委先309）、参議院においては協議委員の動議に基づく管理者（すなわち年長者）の指名によるのが例である（参委先384、参委先諸表24）。協議委員議長及び副議長を選任したときは、選挙管理者が、選任の当日、文書をもってその結果を当該議院の議長に報告する（参委先383説明文）。互選会には速記を付し、会議録を作成する例である（参委先382）。

協議委員議長又は副議長が欠けたときには、改めて互選会を開き、その補欠を選任する。

互選会終了後、協議委員議長及び副議長は（議院の）議長に挨拶に行く例であるが、その際、議長から、後述のように初会の日時を指定される。

---

[225] 第128回国会の政治改革4法案両院協議会第2回において、両院協議会の議長（衆議院の協議委員議長）市川雄一君は、答弁をするため離席し、衆議院の協議委員副議長大出俊君と交代したが、一連の質疑応答の終了後、議長席に復した（第128回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外3件両院協議会会議録第2号（平成6年1月27日）19頁、23頁）。

なお、引き続き、協議委員議長の主宰により、両院協議会に臨む方針、協議委員の役割分担を確認するため、協議委員打合会が開かれることが多い[226]。

4－6　初会の日時の決定

両院協議会は、各院の本会議、委員会と同様、暦日ごとに開会される。

両院協議会の初会（初回）の日時は、両院の議長が協議して定めることとされている（両規2条）[227]。両院においてそれぞれ本会議で協議委員が選挙された後、両院の議長間で協議が行われ[228]、同日中に初会の協議会を行う旨合意する例である（衆委先310、参委先385説明文）。その後直ちに、各院の議長から、それぞれの協議委員議長に対し、伝達される（4－5参照）。ただし、両院の議長間では、日にちを指定するのみである（開会時刻については、その後開催される両議院協議委員議長及び副議長打合会で協議決定される）[229]。

なお、次会（次回）以降の会議の日時は両院協議会が定めることとされている（同条）。この両院協議会が定める方法としては、両院協議会の議長の発議により決定した例、協議

---

226 昭和20年代の両院協議会では、この協議委員打合会が、より積極的に活用されており、大臣、政務次官、他院の協議委員議長や政府職員、民間人を招致し、協議案の内容等について協議を行った記録が残されている（第10回国会参議院食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議委員打合会第2回（昭和26年5月8日）では、農業復興会議事務局員、全国販売農業協同組合連合会臨時麦類対策部員から説明を聴取した。第10回国会参議院教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議委員打合会第1回（昭和26年5月28日）では、文部大臣、地方自治政務次官、文部省調査普及局長、文部省会計課長事務代理、地方自治庁公務員課長から説明を聴取した。第13回国会労働関係調整法等の一部を改正する法律案外1件両院協議会の休憩中に断続的に開かれた、参議院労働関係調整法等の一部を改正する法律案外1件両院協議委員打合会第1回（昭和27年7月29日）では、衆議院協議委員議長、衆議院協議委員から、両院協議会で衆議院側から提示された協議試案について説明を聴取した。）。

227 森本［2019］a:324頁は両規2条の「両議院の議長」を「両議院の協議委員議長」であるかのように解しているが、これは両院の先例（衆委先310、参委先361）にも反しており、明確に誤りである。

228 現在の例では、両院本会議で協議委員が選挙された直後、両院協議会を求める院の議長から相手側の院の議長に対し、「本日開会を願う。開会時刻については、両議院の協議委員議長及び副議長打合会において協議願う」旨、電話で協議を行っている。

229 第171回の平成20年度第2次補正予算両院協議会、平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）両院協議会の開催に当たり、両院議長は両両院協議会とも平成21年1月26日に開催することで合意し、各院の協議委員議長に対しその旨伝達されたが、先に行われた平成20年度第2次補正予算両院協議会が変則的なかたちで散会し次会が翌日となったこと、また、野党側が、両者は内容的に主従の関係にあり、一般会計補正予算について決着しない段階で政府関係機関補正予算について協議する状況にはないと判断していたことから、平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）両院協議会は同日中に開かれなかった。翌27日、平成20年度第2次補正予算両院協議会終了後、平成二十年度政府関係機関補正予算（機第2号）両院協議会が開かれた。

委員の動議により決定した例、両院協議会の議長に一任した例、両院の協議委員議長に一任した例がある（参委先 385）[230]。両院の合意がない場合、（予定される）次会の両院協議会の議長が、いわゆる職権で両院協議会を開会することはできない。

両院協議会の開会日時が決定されると、各院の本会議、委員会（国会法 55 条、衆規 67 条・108 条・110 条、参規 86 条・253 条、衆先 217、参先 223、衆委先 33、参委先 45）と同様、予めその日時を衆議院公報、参議院公報によって協議委員に通知される[231]。

現在では、両院協議会の開催日時の決定に際し、両院の他の委員会の開会と重ならないよう配慮がなされているが、昭和 20 年台は他の委員会と並行して開会されることもあったため、協議委員等が他の委員会に出席するため両院協議会が休憩となったこともある。

４－７　両院協議会の開催場所

両院協議会は、両院協議室において開くこととされている（両規 3 条）。議事堂内に両院協議室という専用の部屋があるわけではなく、常任委員長室がこれに当てられている[232]。ただし、同時並行的に複数の両院協議会が開会される場合等には、この常任委員長室以外を両院協議室として使用せざるを得ないことも想定される[233]。この場合には、両議院の協議委員議長及び副議長打合会での協議を踏まえ、両院協議会の議長が定めることとなろう

---

230 第 128 回国会の政治改革 4 法案両院協議会において、一旦、両院協議会の議長が散会を宣告したが、両院の議長から両院の協議委員議長及び副議長に対し、両院協議会において更に協議を行い成案を得るよう要請があり、両院協議会を改めて開会した。この再開については、両院の議長からの要請を受け、両院の協議委員議長及び副議長が両議院協議委員議長及び副議長打合会を開催して、日時を決定し、各協議委員に通知したものであり、両院協議会の開会中に明示的に一任されたわけではないが、両院の協議委員議長に一任した例の一種と考えることができ、両規 2 条の趣旨には反していないと言うことができる（佐々木［2008］14 頁）。

231 設置が決まった当日に初会の両院協議会が招集される場合、参議院公報には掲載されるが、衆議院公報には掲載されない例である。

232 常任委員長室は、議事堂中央玄関真上の 3 階にある。常任委員長室及び常任委員長控室は衆議院が管理している。帝国議会時代の両院協議会も同じ部屋で開催されていたが、当時は貴族院が管理していた（河野［1990］13 頁）。

233 鈴木［1953］505 頁。なお、過去、同日に複数の両院協議会が開催された例が 4 例あるが、互いに時間をずらし、あるいは休憩中に他の両院協議会を入れるなどして対処されたため、部屋の問題は生じなかった（昭和 26 年 3 月 31 日（日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会、関税定率法の一部を改正する法律案両院協議会、食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会）、同年 5 月 7 日（日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会、食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会）、昭和 27 年 7 月 29 日（日本電信電話公社法案両院協議会、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外 1 件両院協議会、通商産業省設置法案外 4 件両院協議会、保安庁法案外 4 件両院協議会）、平成 21 年 1 月 27 日（平成 20 年度第 2 次補正予算両院協議会、平成二十年度政府関係機関補正予算（機第 2 号）両院協議会））。

[234]。

北側（参議院に近い側）に議長（両院協議会の議長）席を置き、議長席を中心に、向かって左側（通路側）に両院協議会を求めた院の協議委員が、向かって右側（窓側）に求められた院の協議委員が着席する例となっている。着席順については、議長席に近い順に、協議委員議長、協議委員副議長と座り、その次に協議委員が大会派順に着席する例となっている。氏名標は立てない。

部屋の構造上、窓側・通路側の2列に配席されているように見えるが、両院の協議委員が協議・調整し妥協案を作成するという性格から、長楕円のラウンドテーブル（円卓会議）と観念されているものと考えられる[235]。よって、各院の議長、あるいは国務大臣等が出席する場合にも、特別な答弁席を設けることなく、協議委員に引き続き着席することとなるものと思われる[236]。

なお、発言は着席のまま行う。

4－8　両議院の協議委員議長及び副議長打合会

両院協議会の開会に先立って、両院の協議委員議長及び副議長の計4名が集まり打合会[237]を開き、両院協議会の運営、進行等について、あらかじめ協議を行う例である（衆委先311、参委先 386）[238]。この打合会は、委員会における理事会に相当する機能を果たすものである。

打合会の主宰者に関する定めはなく、現在の例では、どちらの院が両院協議会を求めたかにかかわらず、常に、初会の両院協議会の開会に先立って開催される打合会は衆議院の協議委員議長が主宰している[239]が、本来は、両院協議会を求めた院の協議委員議長が主宰

---

234 宮崎［1989］25頁参照。第2回国会の内閣総理大臣の指名両院協議会（昭和23年2月23日）において、同室が別件で使用されていたため、両院協議委員打合会において、他の部屋の使用を検討したが、結論として同室を使用することとなった経緯がある。

235 協議委員間に置かれている机も、角机ではなく、円卓が配置されている。

236 過去の例について確認できる資料は残されていない。

237 両院の委員会先例集（録）では「両議院の協議委員議長及び副議長打合会」と称されているが、正式な名称が定められているわけではなく、「衆・参協議委員議長、副議長打合会」「両院協議委員議長及び副議長打合会」と記載された文書もある。

238 記録上、同打合会の開催が確認できるのは、第115回国会の内閣総理大臣の指名両院協議会（平成元年8月9日）以降であり、それ以前については記録がない。なお、第2回国会の内閣総理大臣の指名両院協議会（昭和23年2月23日）では、開会前に両院のすべての協議委員が参加した両院協議委員打合会が開催されている。

239 よって、打合会の準備も衆議院の事務方が行っている。

することとすべきである。

打合会では、開会時刻、初会（初回）の議長の決定方法（くじ）の確認、定足数の確認、議事順序、懇談時における速記の有無、傍聴禁止の確認、撮影（頭撮り）の確認、協議委員以外の出席者の確認等が協議される。両院協議会の開会時刻については、この打合会に引き続く切りの良い時刻と決められることが多い。また、協議において、両院協議会の議長は表決に加わらないこと、また、両院協議会の議長は表決に加わらないため、全協議委員出席の場合、19 人の 3 分の 2 以上（13 人以上）の賛成で成案となる旨を確認することもある。

この打合会は、初会の両院協議会の前には必須であるが、次会（次回）以降の両院協議会においては必須のものではなく、必要があれば開催される。開催場所は、両院協議室として使用される常任委員長室の隣の常任委員長控室がこれに当てられる[240]。

なお、この打合会は、（委員会においては、委員会開会中は理事会も念のため休憩のままとされる例が多いが、）協議が終了した段階で散会とされる。

また、両院協議会散会後、次会の両院協議会開会までの間に打合会が開かれる場合には、次会の両院協議会の議長となる側の院の協議委員議長が主宰することとすべきである。

４－９　両院協議会の議長

両院協議会の議長は、各院の協議委員議長が、毎会更代（毎回交替）してこれに当たり、その初会（初回）の議長はくじで定めることとされている（国会法 90 条）。両院協議会が両院合同の機関であることに鑑み、両院の交替制としたものである。

「毎会更代」とは、両院協議会が暦日を単位として招集、開会が行われるものであり、その日の開会から散会までを 1 回としてカウントし、1 回ごとに両院の協議委員議長が交替して担当することを指す[241]。招集した会議が予定どおりに開かれずに終わったときには 1 回分とは勘定しない[242]。「当たる」とは、議長の職務を行うことである。「くじ」とは、

---

240 この打合会の範疇に属するものではないが、第 171 回国会（平成 21 年）の平成 20 年度第 2 次補正予算両院協議会においては、両院協議会の終了・消滅後も 2 回にわたり、会議録の公開について、両院の元協議委員議長及び副議長で協議が行われた（この協議は参議院の議員共用会議室、常任委員長控室で行われた）（４－14）。

241 協議が続いていても、午前零時を過ぎれば交替することとなる（成田［1997］375 頁）。

242 森本は「開かれないことが議長の議事整理権の行使による場合のほか、議長を出していない側の協議委員の出席見合わせによる場合もあり、交替すべきか否かは一律に決められないところである。」（森本［2019］a:323 頁）としているが、そのような政治情勢の認定権限は誰に

人の意思や作為が入らない方法によることを言うが、具体的な方法、その時期も指定されていない。実際は、抽せん器が使用され、初会の冒頭、開会直前に抽せんが行われる例である。「抽せん器」は衆議院、参議院それぞれの事務局が、両院協議会が開催される度、交互に用意することとなっており[243]、「抽せん器」を用意した院でない側の院の協議委員議長からくじを引く例となっている。

両院協議会の議長は、両院協議会の議事を整理し、秩序を保持する（両規 4 条）。これは、委員会における委員長に関する国会法 48 条と同じ規定である。よって、両院協議会の議長の職務権限も委員長の職務権限とほぼ同様であるが、委員長については、議事整理権及び秩序保持権といった包括的な職務権限規定のほかに多数の個別具体的な権限が明文で定められているのに対し、両院協議会の議長については、可否同数のときの決裁権（国会法 92 条 2 項。委員長については国会法 50 条）を除き、この種の規定がない。よって、両院協議会の議長の場合、個別具体的な議事整理又は秩序維持のための行為は、両規 4 条の包括的な議事整理権及び秩序保持権を根拠に行われると解するほかない。実際上は、両院協議会と会議体の構造が似通った委員会に関する規定に準じて行われることとなる[244]。しかし、これらの規定のうち強権的作用を有するもの等については、個別具体的な根拠規定なしに行使できるか疑問といえるものもある[245]。

委員長には、委員会を代表する権限を有する旨の規定があるが（衆規 66 条、参委先 13）、両院協議会の議長には、規定がない。この点、両院協議会の議長に両院協議会を代表する

もないことから、形式的・外形的に決めておかなければ、返っていつまでも次会が開催できないこととなってしまい、妥当ではない。

243 従来は、衆議院のみが「抽せん器」を所持していたが、第 120 回国会（平成 2 年）以降、両院でまったく同じものを所持することとなった。漆塗の黒箱に、「当選」と書かれている棒と何も書かれていない棒の 2 本の棒が入っている。第 120 回国会平成二年度一般会計補正予算（第 1 号）外 2 件両院協議会において、初めて参議院の「抽せん器」を使用し、以後、両院が交互に用意することとなった。

244 鈴木［1953］478～479 頁は、両院協議会は委員会的審査機関であること（審査機関説）を理由に、明文のない事項についてはすべて委員会の手続に準じて議事が進められるものである旨述べている。

245 鈴木［1953］は、両院協議会において発言時間を制限すること（委員会については衆規 68 条 1 項・参規 47 条）は規定がない以上できない（510～511 頁）とする一方、秩序を乱し又は品位を傷つける協議委員に対して、これを制止し又は発言を取り消させたり発言を禁止すること（委員会については衆規 71 条前段・参規 51 条前段）は、規定はないものの両院協議会の本質に反しない限りにおいては、委員会におけると同様に認められるべきものとしている（514～515 頁）。国会法規研究会［2000］d:94 頁は、鈴木の採る審査機関説は否定するが、この結論については、妥当であるとしている。

権限がないわけではないが、その代表すべき場面は極めて限られており、明文で定められているものとしては、内閣総理大臣等に対する出席要求（国会法 96 条）、懲罰事犯があるときの議院の議長への報告と処分の要求（両規 13 条）において両院協議会を代表するのみである。

また、議院内部の警察権は（各院の）議長に専属するので、両院協議会において警察権の発動を必要とする事態が発生したときは、両院協議会の議長は、当該両院協議会が開かれた会議室を管理する院（現在開かれている常任委員長室であれば衆議院）の議長に警察権の発動を要請することとなる。

なお、成案を得なかったときの議院への報告（国会法 94 条）、成案を得たときの議院への文書による報告（両規 10 条）、両院協議会の会議録への署名（両規 11 条）については、両院協議会の議長ではなく各院の協議委員議長が行うこととされている。

両院協議会には、委員会における理事に相当するものは存在しない。会議の最中に両院協議会の議長に事故があったときは、その回の議長を務めている協議委員議長の所属する院の協議委員副議長がその職を行うこととなる（両規 5 条）[246]（4－5参照）。もう一方の院の協議委員議長に交替するわけではない。

4－10　両院協議会の定足数

両院協議会の定足数に関し、各院の協議委員の各々3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができないと規定されている（国会法 91 条）[247]。すなわち、衆議院側 7 名以上、参議院側 7 名以上が出席していなければならない[248]。全協議委員の 3 分の

---

246 両院協議会の議長不信任の動議が提出された場合は、同条の「議長に事故があるとき」に当たり、同じ院の協議委員副議長が議事の主宰者となり、当該両院協議会の議長は退席すべきこととなる。この場合、採決されれば、協議委員が全員出席していた場合、両院協議会の議長を出している院の協議委員の残り 8 人全員が反対しても、動議は可決されてしまうこととなる。なお、不信任の動議可決後の議事の主宰者は、（これにより他院の協議委員議長に移るわけではなく、）引き続き、同じ院の協議委員副議長となる。

247 現在とは異なり、帝国議会時代は、この「出席者」に両院協議会の議長は含まれないと解釈されていた（議会政治研究会［1990］3 頁）。

248 辞任、みなし辞任により欠員が生じたときは直ちに補欠選任されるべきであり、それまでの間は両院協議会を開会することは控えるべきではあるが、もし、それまでの間に両院協議会を開会する場合には、法定数、すなわち欠員を含めた数の 3 分の 2 以上を必要とするのか、あるいは、その欠員を除いた実員の 3 分の 2 以上で足りるとするのか。この問題につき、従来の衆議院の考え方からすれば、法定数を必要とすることとなろう（小松、菅野、橋本、牛丸［1999］36 頁）。一方、参議院の考え方からすれば、実数すなわち欠員を除いた数となる（参委先 47）。

2 以上ではないことに注意を要する。このように定足数が高く設定されているのは、両院協議会は両院の折衝の場であるので各院からの出席がなければ意味がないことと、両院の議決の対象となる成案を 20 人という少数の協議委員で取りまとめることによる。

「出席」とは、会議に参加する意思を持って両院協議室に現在することをいう。議長席に着いている協議委員も出席者に含める。「議事を開き」とは、両院協議会の会議の開始行為だけでなく、開かれている状態を継続することも含む。よって、両院協議会の開会中に定足数を欠くことは許されない[249]。

協議委員が正当な理由なくて欠席するなどして定足数を欠いた場合には、みなし辞任制度（国会法 91 条の 2、４－４－２）があるが、新たな協議委員が選任されるまでの間は、両院協議会を開くことはできない。

４－11　協議委員以外の出席者

４－11－１　各院の議長

各院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる（国会法 95 条）。ただし、実際に出席した例はない。

協議委員は必ずしも議院全体を代表する意見を述べるものではなく、実際にも、協議委員は各院において連記無名投票で選挙することとされており（衆規 250 条１項、参規 176 条１項）、先例上も院議を構成した会派の議員の中から選出される（衆先 481、参先 425）ため、院内の多数派の意向しか表出されない。これを補う趣旨で各院の議長の出席発言が認められたものと考えられる[250]。

各院の議長が出席して発言したい旨通告してきた場合には、両院協議会はこれを拒むこ

実際にこの問題が生じた際には、当該両院協議会自体では決めることができないため、両院間の協議で決めることとならざるを得ないであろうが、出席し得ない者をその分母でカウントすることは妥当ではないことから、欠員を除いた実員の３分の２以上で足りると解すべきではなかろうか（同旨、森本［2019］a:324 頁）。

249 参委先 48「委員会開会後一時定足数を欠く場合に関する例」は両院協議会には準用されないと考えるべきである。

250 森本［2019］a:334 頁は「さらには、両議院の議長が第三者的、中間的な立場による調停に乗り出すことも否定するものではないと解する」としており、これは第 128 回国会の政治改革４法案両院協議会の際の実例（５－２－１－２参照）を念頭にしたものとも思われるが、両院協議会が両院から選ばれた協議委員同士が協議する場として作られるものであることに鑑みると、両院の議長がはじめの段階から調停に乗り出すようなことには抑制的に考えるべきではなかろうか。

とはできない。ただし、各院の議長も両院協議会の議長の議事整理権には服することとなるため、発言の時機についてはその指示に従わなければならず、発言の都度、その許可を受けることを要することとなる。当然のことながら、各院の議長は出席しても表決に参加することはできない。

逆に、両院協議会の側が各院の議長に対し、その出席を義務付けることはできない。

なお、各院の副議長については、何等の規定も存しないが、議長が出席できない場合等に、議長に代わって出席することは可能である[251]。実際に、第 10 回国会までは、どちらかの院の副議長が出席した例があった（表 1 参照）[252]。

また、両院協議会には衆規 70 条、参規 43 条のような規定はなく、各院の委員長等（常任委員長、特別委員長、審査会会長、調査会長）は、両院協議会に出席して発言することはできない。

4－11－2　国務大臣等

両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる（国会法 96 条）[253]。

両院協議会は、協議委員間の協議によって両院の意見の不一致についての調整を行うことが原則であるが、政府側から説明を求め又は意見を聴取する必要が生じることもあり、その場合に備えるものである。ただし、あくまでも両院協議会は協議委員間での調整と合意形成を主眼とするもので、対政府質疑を行う場ではないことから、政府側の両院協議会への出席は抑制的に考えられている。

「出席」は、両院協議会への出席にとどまらず、その上で説明や意見を述べることも含まれる。「要求することができる」は、両院協議会が求めることを権能として持つのみならず、求められた国務大臣等にその義務が生じることを意味する。これは、憲法において国務大臣に国会への出席義務が規定されていることを背景とする（憲法 63 条）。求める主体は両院協議会であり、個々の協議委員ではない。したがって、両院協議会の議決によ

---

251 鈴木［1953］511 頁

252 両院協議会を求めた院の副議長が出席したようにも見えるが、理由は不明である。以後、各院の副議長が両院協議会に出席した例はない。

253 制定当初の国会法 96 条は「両院協議会は、国務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。」であったが、副大臣・大臣政務官制度の創設、政府委員制度の廃止に伴い、第 25 次国会法改正（第 145 回国会で成立した「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」（平成 11 年法律第 116 号））によって、上記のように改められた。

らなければならない。なお、帝国議会時代（旧議院法 57 条）とは異なり、国務大臣等が自らの意向で出席することは認められない。

両院協議会の場合、委員会とは異なり、国務大臣等の出席を要求するのに「議長を経由して」とは規定されていない。したがって、両院協議会の議長が政府側に対して直接要求することとなる（参委先 390 説明文）。また、実際の運用においては、特に政府側が拒否する姿勢を示さなければ、出席を求めるのに議決を行う必要はないものとされている。

第 10 回国会（昭和 26 年）に 2 回、第 13 回国会（昭和 27 年）に 1 回、第 16 回国会（昭和 28 年）に 1 回、国務大臣あるいは政務次官の出席説明を求めたことがある（衆委先 315、参委先 390、表 1）[254]。

４－11－３　両院の議員

両院協議会は、協議委員以外の両院議員に対して出席を求めることはできない。よって、両院協議会の段階において、各院で当該議案が付託された委員会の委員長、各院での審査の段階で提出された修正案の提出者、対案の発議者・賛成者等に対して質疑を行うということもできない。そのような必要性が想定される場合には、事前に、これら委員長、提出者、発議者等を協議委員に加えるという配慮をしておかなければならない。

４－11－４　政府職員、民間人

両院協議会に出席を要求できる政府職員について、改正前の国会法 96 条では「政府委員」も明記されていたが、改正後は「政府特別補佐人」に限定された[255]。政府特別補佐人

---

254 第 13 回国会の例は、当時は非認証官であった内閣官房長官が政府委員として出席したものであり、国務大臣ではなかったが、政治家であるので、こちらに含めた。また、第 16 回国会の例は両院委員会先例集（録）未掲載である。その理由は、その他の第 10 回国会、第 13 回国会の例は、両院協議会が出席を求めたことが会議録上明らかであるのに対し、第 16 回国会の例はこれが会議録上明らかではないためであると思われる。ただし、本文記載のとおり、出席要求がないにもかかわらず国務大臣が出席することはあり得ないので、この例も含めることとした。

255 なお、改正に至る経緯の中で、政府職員の扱いについては変遷が見られる。当初の改正案（国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案（第 140 回国会衆法第 43 号、審議未了））では「人事院総裁及び公正取引委員長」と記されていたが、国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案（第 141 回国会衆法第 12 号、審議未了）、国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案（第 144 回国会衆法第 6 号、第 145 回国会撤回）、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案（第 145 回国会

とは、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長をいう（国会法69条2項）。

法改正により敢えてこのように限定されたこと、及び国会法97条の傍聴禁止規定の趣旨に鑑みるに、従前は「政府委員」として出席を要求することができた各省局長級職員をはじめとする政府職員については、現在では出席を要求することはできないと考えるのが妥当であろう[256]。このような改正となった理由については明確となってはいないが、①両院で審議する過程で、政府職員に対しては十分に質疑をしていること、②両院協議会は、政治家同士で協議を行う場であること、③両院協議会は、政府に対して質す場ではなく、協議委員間での調整と合意形成を主眼とするものであり、審査・調査という性格は弱いこと、④以前の「政府委員」の中には、現在の副大臣、政務官に相当する政務次官が含まれていたが、政治改革による国会法の改正で、副大臣、政務官を意識的に取り出して規定したこと、などがその理由と考えられる。

第10回国会（昭和26年）に2回（衆委先315、参委先390）[257]、第16回国会に2回、第128回国会（平成6年）に1回[258]、政治家ではない政府委員の出席を求めたことがある（表1）。

また、従来から、両院協議会は協議委員間での調整と合意形成を主眼とするもので、民間人から意見を聴取するような場ではないこと、規定がないことから、民間人に対して参考人や公述人として出席を求め、質疑並びに意見を聴取することはできないと解されており[259]、前例もない。

衆法第19号、撤回）では当該部分が削除され、第145回国会で成立した改正案で「政府特別補佐人」と明記された。

256 各院の委員会等が政府職員を招致するためには、かつてのように「政府委員」として各院が会期ごとに包括的に承認するのではなく、現在は、各委員会等が、毎回、個別具体的に政府参考人の出席要求を議決している。両院協議会においては、本文のような理由から、政府参考人の出席要求を議決することはできないと解すべきである。

257 第13回国会の例は、4－11－2に含めた。なお、第10回国会教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会においては課長級職員の政府委員も出席している。

258 第16回国会、第128回国会の例は両院委員会先例集（録）未掲載である。第128回国会の例では、両院協議会の議長が「先ほどの両議院の協議委員議長及び副議長打合会の協議に基づき、本日は自治省佐野選挙部長及び谷合審議官の出席を求めております。」と発言している（第128回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外3件両院協議会会議録第2号（平成6年1月27日）1頁）にもかかわらず先例集（録）に掲載されなかったのは、両院協議会自体の出席要求ではないと判断したものであろうか。

259 鈴木［1953］503頁。なお、万一、今後、政府職員を政府参考人として呼べることとなってしまうと、民間人の参考人も認めることに繋がりかねないことが危惧されるので、やはり否

4－12　傍聴

両院協議会は、傍聴を許さないこととされている（国会法97条）。憲法では両院の会議は公開すると規定しているが（憲法57条1項）、これは両院の本会議を指すものであり、両院協議会が傍聴を許さないのはこれに反するものではない[260]。「傍聴」とは、両院協議会の出席者以外の者が協議の様子をその場で見聞きすることをいう。「許さない」とは、公開せず、かつ、傍聴願が出ても両院協議会の議長は許可することができないことを意味する。

協議委員、事務を執る職員及び出席を求められた者以外の者は入室することができず、一般公衆の傍聴は勿論のこと、協議委員以外の両院議員、報道関係者も傍聴することができない。他の通常の委員会では「委員会は、議員の外傍聴を許さない。」（国会法52条1項）とされており、両院議員は傍聴を認められているが、両院協議会の場合は、これよりも厳しい制限となっている。これは、両院協議会が、意見を異にしている両院が協議委員を出し合って調整を行う会議であり、公開の場では「種々の牽制を受けて成功を期し難く[261]、懇談会的雰囲気の中で譲歩を引き出すことに主眼を置いているためであると解される。

なお、傍聴を許さない理由と同様の理由から、撮影や録音をすることもできない。よって、現在では両院のほとんどの委員会で行われている院内テレビ中継・インターネットによる審議中継も行われない[262]。なお、両院協議会の開会直前に、マスコミ等による撮影（いわゆる頭撮り）に応じる例となっている。

4－13　両院協議会の議事進行

次に、両院協議会の議事進行について、近時の実例に沿って解説する。

定的に解すべきこととなろう。

260 鈴木［1953］515頁

261 浅井［1948］198頁

262 なお、現在、両院の議院運営委員会で国会同意人事案件の候補者に対して質疑を行う際、傍聴とインターネットによる審議中継は認めないが、院内テレビ中継は認める例であり、傍聴を認めない理由と院内テレビ中継を認めない理由とは、常に一致するというものではない。両院協議会の場合、協議委員間の調整ということに重きを置く立場からは、院内テレビ中継も認められないこととなろう。

４－13－１　両院協議会の議長の選出

両院協議会の開会前に、次のように執り行われる。

初会の場合、まず、既に述べた方法により、くじによって両院協議会の議長が選出される。両院協議会の議長が選出されるまでの間、議長席は空席とする。選出後、両院協議会の議長が議長席に着席する（これにより、両院協議会の議長が選出された側の院の協議委員は、席を１つずつずれて座り直す）。

引き続き、両院協議会の議長の主宰で両院協議委員打合が行われ、両院協議会の議長が就任の挨拶をした後、両議院の協議委員議長及び副議長打合会の協議の結果（議事の順序など）を説明し、協議委員に周知する。なお、この打合の間も非公開であり、速記も取られず、入室を認められた者以外の入室は禁じられている。

打合終了後、一旦公開し、報道関係者等の撮影（いわゆる頭撮り）が行われる。

改めて入室を認められた者以外すべての者が退出した後、両院協議会の議長は両院協議会の開会を宣告する。

４－13－２　議題宣告は行わない

両院協議会の議長は、開会の宣告に引き続き、本日の議長を務める旨の報告をし、両院の協議委員議長及び副議長を紹介し、傍聴禁止を説明し、協議委員及び協議会の事務を執る職員以外の者の退席を命ずる。なお、国務大臣等の出席要求をした場合にはその報告をする。

委員会においては、委員長が開会を宣告した後、付託された案件（例えば法律案）について、委員長がこれを議題とし（議題宣告）、まず発議者又は提案者からその趣旨の説明を聴取した後に質疑を行う（衆規 114 条[263]）。このように、委員会においては議題が何であるか明確であるのに対し、両院協議会においては国会法及び両院協議会規程にも明文の規定がなく、明確ではない。このため、両院協議会の性格との関連から議論が分かれていた（３－４－５）。

過去の例では、いずれの両院協議会においても、議題宣告は行われていない。

４－13－３　議決の趣旨の説明を聴取する

---

[263] 参議院規則には同種の規定はないが、参委先 53 は「審査案件が数個あるときは、議題とする順序は委員長が定める」としており、委員長が議題宣告することを前提としている。

まず、各院の議決の趣旨の説明を聞いた後、協議に入るのが例である（衆委先 312、参委先 387）[264]。趣旨の説明の対象は各院の議決であり、各院の議決案ではない（3－4－6）。議決の趣旨の説明の順序は、両議院の協議委員議長及び副議長打合会においてあらかじめ決せられる（3－4－7）が、両院協議会を求めた院側から行われるのが例である（参委先同号）。これは、両院対等の立場に配慮したものである。

憲法 59 条 4 項の規定に基づき衆議院において参議院が否決したものとみなした法律案について両院協議会を開いたときには、参議院の議決の説明はあり得ないので、第 13 回国会の国家公務員法の一部を改正する法律案外 1 件両院協議会（昭和 27 年 7 月 31 日）においては、衆議院の議決の趣旨の説明を聞き、次いで参議院の審議の経過について説明を聞いた後、協議に入った（衆委先同号の説明文、参委先 388）。

また、任意的両院協議会の場合、両院協議会を求めた院の協議委員が、議決の趣旨に併せて両院協議会を求めた理由を説明した例が少なくない（衆委先同号の説明文、参委先 387 の説明文）。

4－13－4　協議

議決の趣旨の説明を聴取した後、協議に入る。協議においては、両院の協議委員が、他院の協議委員に質疑をし、あるいは意見の表明を行う。この際、協議委員は、同一の事件について、何回でも発言（質疑、討論、提案等が含まれる）することができ（両規 9 条）、また、協議委員間の自由討議（フリートーキング）形式で行われるため、自由な議論が保障されている。

ただし、実際の両院協議会では、後述（4－13－9）のように、発言の順序は、両議院の協議委員議長及び副議長打合会において、あらかじめ決せられており、フリートーキングは、協議に先立ち、あるいは協議の途中で、速記を止めて「懇談」という形で議論する中で行われることが多い。打合会ではおおよその発言の順序を決めるのみで、委員会のように（質疑）時間の割当や答弁者の確定等は行わない[265]。

また、両院協議会は、あくまでも協議委員間における協議、合意形成の場であることが本則とされているため、対政府質疑を行うこともできるが（国会法 96 条）、各院の委員会

---

264 これを聞かなかった例につき、参委先同号参照。

265 本会議及び委員会のように時間制限に関する規定（国会法 61 条、衆規 68 条、参規 47 条）、がないため、両院協議会においては発言時間の制限はできない（鈴木［1953］510 頁）。

における議案審査の際のように民間人への質疑（参考人招致や公聴会・地方公聴会の開催）や実地調査のための議員派遣を行うことはできないと考えられる（４－11－４参照）。また、どちらかの院の委員会等（憲法審査会、調査会を含む）と合同（連合）して審査を行う（国会法 44 条、衆規 60 条、参規 36 条）ということもできないと考えられる。

協議の過程で、両院のいわば妥協案の原案に当たる協議案（国会法 92 条 1 項参照）が協議委員から提案されることがある（３－４－８）。協議案が提案された場合は、さらにこの協議案を含めて質疑、意見の表明等の協議が続けられることもある[266]。

なお、一方の議院の議決を成案とする場合には、改めて協議案として提出する必要はない。形式的には○議院の議決が協議案として扱われたものと解することとなる（３－４－10、４－13－９参照）。

４－13－５　小委員会の設置

協議上必要と認めたときは、各院の協議委員の中から小委員を選任し、小委員会を設置して協議することも可能である。小委員会の運営についても、基本的には、両院協議会に関する国会法等の法規に従うこととなろう。ただし、小委員会が、両院協議会（本体）での合意形成の前段階として、問題点を精査する場と考えるならば、より自由度が高いものと考えることもできる。例えば、国会法 96 条では認められていない政府職員の出席を求めて見解を質したり、民間人を参考人として招致すること、院内テレビ中継、あるいは公聴会の開催、（地方公聴会開催あるいは実地調査のための）議員派遣なども可能であると考えることもできよう[267]。

過去、小委員を選任した例が 1 例だけある（衆委先 313、参委先 389、表 1）。第 10 回国会の日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会において、衆議院協議委員の中から 3 名、参議院協議委員の中から 4 名の小委員を選任した。小委員長は置かれず、3 回にわたり小委員打合会を開き、小委員のみで協議が行われ、協議の結果起草した協議案を両院協議会に報告した（衆委先 314、参委先 389 説明文）。

４－13－６　議事の範囲

---

266 このようなかたちで協議が進行した例として、第 128 回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外 3 件両院協議会会議録第 3 号（平成 6 年 1 月 29 日）2～6 頁参照

267 なお、帝国議会時代、両院協議会において、小委員会の協議に期限を付した例がある（田口［1939］570 頁）。

両院協議会は、両院の議決が異なった案件（議案）について開かれるものであるから、当該案件（議案）以外を議事とすることができないのは当然である。よって、協議の対象となっていない案件について両院協議会において協議すること（たとえば、予算についての両院協議会において予算関連法案について合わせて協議するといったこと）や、各院の委員会のように、国政調査権（憲法62条）を行使することはできない[268]。

ただし、当該案件のすべてについて議事とし得るわけではない。両規 8 条は、「協議会の議事は、両議院の議決が異つた事項及び当然影響をうける事項の範囲を超えてはならない。」と規定している。両院協議会は両院の異なった議決を調整するための機関であるから、この目的から逸脱して、議決が異ならなかった事項にまで議事を及ぼす必要はなく、むしろ議事の対象を広げることは、議論をいたずらに拡大させ、収拾困難となる事態が想定されることから設けられた規定である[269]。

この規定は、帝国議会時代の兩院協議會規程取扱方ニ關スル件[270]の第 3 項「兩院協議會ノ議事ハ兩院議決ノ一致セサル事項及當然影響ヲ受クヘキ事項ノ外ニ渉ルヲ得サルコト」を踏襲したものである。当時は、両院協議会を開き得る案件は回付の議案、すなわち、両院の議決の一部が一致しているものに限られていた（2参照）ため作られた規定であったが、現在は、否決、すなわち、両院の議決が全く一致しないものでも両院協議会を開き得ることとなったため、従来の解釈がそのまま妥当するか問題となる。

4－13－6－1　「両議院の議決が異つた事項」

回付案について先議の議院が同意しなかった場合、回付案には両院の議決が異なった事項と一致している事項とが混在しているが、そのうち両院協議会で協議できるのは両院の議決が異なった部分のみである[271]。

ただし、妥協が可能であるにもかかわらず禁則を働かせてしまうのは、両規 8 条が、本来、意思相違の収拾を容易にするための規制であることに鑑みれば、本末転倒である。新

---

268 鈴木［1953］502 頁

269 黒田［1958］173 頁。なお、帝国議会時代にも「協議に於ける議論多岐に渉り、既に両院意思の一致せる點に迄議論を擴張すれば徒に論爭を繁くし、其の結果収拾を困難ならしめるに至るを虞るる」（田口［1939］555 頁）とされていた。

270 旧両院協議会規程とは別に、第 18 回帝国議会（明治 36 年）に貴衆両院議長が取り決めた協定

271 このことから、両院協議会で成案がまとまり、その成案が両院で可決された場合に、既に一致していた部分と成案との関係が問題となるが、この点に関しては後述する（6－2）。

たに付け加える条項がどの程度許されるか等、微妙な判断が必要となるものの、両院協議会の活動が柔軟に行える方向に解すべきである（３－４－10 参照）。

また、帝国議会時代[272]とは異なり、現在の両院協議会は、先議の議院で可決した議案を後議の議院で否決した場合や内閣総理大臣の指名についても開かれる。これらの場合、そもそも両院の議決が一致している事項はないので、この規定の実質的意味はほとんどなく[273]、強いて言えば、両院協議会の議事は議案のすべてに及ぶことになる[274]。

「両議院の議決が異つた事項……の範囲を超えてはならない」につき具体的に問題になるのは、内閣総理大臣の指名について、両院協議会において両院の指名した者以外の第三者を議題に供しうるかという点であるが、これについては後述する（７－４－１）。

４－13－６－２　「当然影響をうける事項」

「当然影響をうける事項」とは、議決が異なった事項についての成案の内容又は成案を得るに至った過程から波及して生じた事項についても議事の対象とし得るとの趣旨である（具体的な例は衆委先 317、参委先 392 参照）。可能な限り両院の一致点を模索することが両院協議会にとって望ましい姿であることから、あまり厳格に解釈すべきではなく、両院が一致できるのであれば、ある程度幅広く解すべきである[275][276]。

---

272 帝国議会時代は、そもそも、両院協議会は議案の回付案について先議の議院が同意しなかった場合にのみ行うことができた（旧議院法 55 条１項）。すなわち、議案の一部分について両院の議決が異なった場合にのみ両院協議会が開かれていたから、すでに議決が一致している部分にまで議論を拡散させないようにするためには、兩院協議會規程取扱方ニ關スル件第３項のような制限が必要だった。

273 両規「8 条は、明らかに両院間で既に議決が一致した部分が存在することを前提として書かれた条文であることから、前提条件の異なる協議会の議事にも、これをそのまま適用することには無理があろう。言い換えれば、この８条の規定は旧議会時代の協議会に適合した基準であり、現在でも一部の協議会には有効であるものの、国会になって新しく拡大された権限に基づく協議会に対しては、必ずしも適合していない。それらの協議会では、議事のあり方について新しい規準が考えられるべきではなかろうか。」（今野［1998］３頁。同旨、佐々木［2008］11 頁）

274 国会法規研究会［2000］e:82 頁。「衆議院が可決し、参議院が否決した法案の各条章全体が「両議院の議決が異なつた事項」に該当し、これが協議事項になると考えるほかあるまい。」（前田［1994］25 頁）

275 国会法規研究会［2000］e:91 頁は、審議中に施行期日が経過してしまったことによる施行期日修正であった衆委先 317 の例については異論ないが、参委先 368 の挙げるその他の３例は、これを超えるものであり限界事例であったとしている。

276 なお、樋口［1998］233 頁は、「1994 年のいわゆる政治改革４法の成立過程では、両院協議会で成案が得られずいったん協議が打ち切られるという状況のなかで、首相と野党第１党（自民党）党首との間の合意にもとづいて、施行日を「別に法律で定める」という修正だけを加え

4－13－7　協議案の議決

協議が終結したときは、協議案の議決を行うことになる。この協議案が出席協議委員の3分の2以上の多数で議決されたとき成案となる（国会法92条1項）。

帝国議会時代には、両院協議会は多数決で成案を議決していたが（旧両規11条、議院法59条）、議長を出した側が採決で必ず負けて他院の主張が通るという不公平が生じていたこと[277]、また、新憲法が衆議院の優越を認めたことから、国会法の原案では、これを全会一致に改めた[278]が、貴族院において「全員一致を以て成案を得ると云うことはなかなか困難である。全会一致を条件と致しますならば、せっかく両院協議会を開きましても、その目的を達成し得ない場合が多々生じて来る。それでは甚だ両院協議会を設けました趣旨に悖る」[279]ことを理由に、出席協議委員の3分の2以上の多数と修正されたものである。過半数ではなく3分の2以上と議決要件が高く設定されたのは、両院協議会の成案は両議院の本会議で可決されることが必要であり、協議委員の相当数が賛意を示すものでなければそれを見込めないとの意味があるとされている[280]。

「協議案」とは、協議の過程で協議委員から提案された独自の案であることもあれば、協議の結果、どちらかの院の議決が妥当であるということになれば、それがそのまま協議案として扱われることもあり得る（3－4－8、3－4－10）。なお、協議案は、そのままの内容で可決されるだけでなく、修正を加えた上で可決されることもあり得る。その修

た政府案を両院協議会の成案として両院で可決成立させ、つぎの国会で野党の主張を容れた再改正をした。このような経過は、再改正の内容が、……両院協議会規程8条にいう「範囲」をこえていないか、また、実質的に見て会期不継続の原則に反する疑いがないか、両院協議会および院として一事不再議原則を実質上おかしたことにならないか、などの問題をのこした。」としている（同旨、樋口、佐藤、中村、浦部［1998］145頁）が、これについても許容すべきものと広く解すべきではなかろうか。

277 こうした問題が発生することについて、両院協議会の制度設計当時は、あまり深く考えられてはいなかったとされる（林田［1892］198頁、工藤［1904］310頁、横山［2015］179頁）。

278 第91回帝国議会衆議院国会法案委員会議録第1回（昭和21年12月19日）7頁　衆議院書記官長大池眞君の説明。原案の92条1項は「両院協議会においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。」とするものであった。

279 第92回帝国議会貴族院議事速記録第18号（昭和22年3月18日）156頁　国会法案特別委員長橋本實斐君の委員長報告

280 原［1999］366頁。「その成案の権威を重からしめようとした」とする宮澤［1948］188頁も同趣旨であろう。その一方、「立法技術上、1人の反対により成案ができないというような規定を設けられないために3分の2と規定したにすぎないとの見方もある」（前田［1989］82頁）。

正案を独立させて採決する場合には、その可決のためにも出席協議委員の3分の2以上の多数の賛成が必要である。

協議案の修正案が存在する場合、協議案が複数存在する場合の採決の順序は、衆議院・参議院の本会議先例・委員会先例を参考に、修正案の採決を先に行い、協議案・修正案が複数存在するときにはその採決の順序は両院協議会の議長が定めることとなろう（衆先321、参先334、衆委先114、115、参委先160、161）。

ここにいう「出席協議委員」とは、出席している協議委員のうち両院協議会の議長を除いた者のことである。これは、両院協議会の議長が表決に加わらない場合のことである[281]。よって、全員出席の場合、両院協議会の議長を除く19名の3分の2以上、すなわち13名の賛成を得られれば成案となるということである[282]。また、棄権者も「出席協議委員」に含めない。賛成にも反対にもカウントされたくない者が棄権者であるので、これを出席として扱ってしまうと、実質、反対としてカウントすることとなり、当人の意思に反するからである。

協議案の採決についてはすべて起立によっている（衆委先316説明文、参委先393）（3－4－9）[283]。

また、協議案の採決は必須のものではなく、協議案を得る見込みがないと判断した場合には、その時点で協議を終え、協議案の採決を行わずに両院協議会を終了させることもある。

なお、両院協議会において、成案決定に附帯して申合せを行い、これを各院に報告した例がある（衆委先321、参委先398）。これは、委員会における附帯決議に相当するものと

---

281 議事進行を行っている両院協議会の議長も表決に加わるべきではないかとの議論が両院協議会で行われたことがあるが、当日の両院協議会の議長は「これは今までの慣例から行けば、可否同数の場合においては、議長これを決するということが大体議事規則になつておるようでありますから、可否同数になつた場合においては私も意思表示をしなければならんと思いますけれども、そうでない場合には意思表示を差控えたいと思います。」と答弁している。また、協議委員からは「(協議案の）採決はいわゆる過半数ではないのでありまして、3分の2以上の賛成がなければいけないのでありますから、よしんば10名を9名になりましても、これは議長を出したという差だけでありまして、何もそれが1名差があつたからといつて採決の権限には関係ないことと思います。」と発言している（第2回国会内閣総理大臣の指名両院協議会会議録第1号（昭和23年2月23日）2頁　両院協議会の議長淺沼稻次郎君、協議委員山下義信君発言）。

282 衆議院、参議院の協議委員を合わせての出席協議委員の3分の2以上であり、定足数算定の場合の衆議院、参議院各々の3分の2（各々7人ずつ）ではない（佐々木［2008］8頁）。

283 帝国議会時代は、議院法59条に基づく無名投票は、白球か黒球かいずれかを投ずる方法で行われていた（前田［1991］106頁）。

言える。この申合せと各院への報告については、両院協議会の議長が両院協議会に諮って決せられる。なお、申合せに対して、両院協議会において所管の国務大臣が所見を述べた例がある[284]。

成案の案文整理等を必要とするときは、これを当日の両院協議会の議長に一任するのが例である（衆委先318、参委先395）。

４－13－８　協議案以外の議事の議決

協議案を除く両院協議会の議事、たとえば、休憩、散会等の動議の採決などは、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、両院協議会の議長の決するところによることとされている（国会法92条2項）。

協議案以外の議事の採決の方法は、起立により又は異議の有無を諮るのが例である（衆委先316）。

両院協議会の議長には、可否同数の際の決裁権があることから、最初から表決に加わることはないと解すべきである[285]。表決に加わらない両院協議会の議長、棄権者を「出席協議委員」に含めないことは、成案の場合と同じである。各院同数の協議委員によって構成される両院協議会では多数形成が容易ではなく、かつ、両院協議会の議長は表決に加わらないので、両院の意見が割れた場合、常に、両院協議会の議長を出した院の方が表決で負けることになってしまうことが、問題点として指摘されている。

とりわけ、次回の日時を決定する際、あるいは、成案を得られないとして散会する（＝協議会を終了させる）際にも出席者の過半数の賛成を必要とするが[286]、これをめぐり争いとなることがある（５－１参照）。

なお、両院協議会における動議の扱いについては規定がなく、両院の委員会における扱いを参考に検討せざるを得ないが、その両院の扱いに差異があるため、両院協議会におい

---

284 第16回国会農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会会議録第2号（昭和28年7月24日）1頁（なお、「委員会において決議を行ったときは、所管の国務大臣等が所信を述べるのを例とする」（参委先170））。

285 なお、両院協議会の議長も表決に加わることができると解する説も考えられるところであり、その理由としては、両院協議会の議長も協議委員であることに変わりはないこと、委員会の場合は後に本会議が控えており意思決定の最終段階ではないが、両院協議会は最終段階であることなどが考えられる。しかしながら、可否同数の際の決裁権について委員長と同様に規定されていることから（国会法50条、92条2項）、両院協議会の議長が最初から表決に加わることはできないと解すべきである。

286 今野［1994］60頁

てどのような扱いとすればよいか、混乱が生じる恐れがある。例えば、動議により委員長の不信任を求める場合、衆議院では、「委員長の信任又は不信任に関する動議を発議するには、委員の5分の1以上の賛成を要する。」（衆規47条の2）、「委員長の信任又は不信任に関する動議は、委員の5分の1以上の賛成者と連署して、文書をもって発議する。」（衆委先92）とされる一方、参議院では、「動議は、委員会において、口頭により提出するのを例とする。ただし、委員長不信任の動議は、文書により1人以上の賛成者とともに連署して提出するのを例とする。」（参委先127説明文）とされている。両院協議会において、両院協議会の議長不信任の動議を提出しようとする際、賛成者を何名とすれば有効なのかは、どちらの法規先例に従えばよいか不明である。

また、両院の委員会の場合、不信任動議が提出された場合、当該委員長は退席し、委員長の委託を受けた理事が委員長の職務を行うこととなるが（衆委先29、参委先26）、両院協議会の場合にはこのような先例はない。両規5条後段の「議長に事故があるとき」に当たると考えられ、協議会の議長を出している側の院の協議委員副議長が議事を主宰することになろう。ただし、このような状況で動議を採決すれば、先に述べたとおり、両院協議会の議長を出した院の方が確実に表決で負けることになってしまうので、その扱いをめぐり混乱することが予想される。

4－13－9　協議から協議案の議決までの実際の議事の流れの例

（1）成案を得るに至らなかった場合

従来の例で成案を得るに至らなかった場合の議事の流れは、定型化してきており、おおよそ以下のとおりとなっている。

法律案、予算及び条約の場合は、各院の議決の趣旨の説明を聴取した後、両院協議会を求められた側の院の協議委員が、大会派順に各1名ずつ発言し、次に、両院協議会を求めた側の院の協議委員が、大会派順に各1名ずつ発言をする。その後、速記を止めて懇談を行い、再開後、まとめの意見を、両院協議会を求められた側の院の協議委員、両院協議会を求めた側の院の協議委員の順に1名ずつ発言し、最後に両院協議会の議長が、「成案を得るに至らなかったものとして、これを各議院にそれぞれ報告したい」旨異議の有無をもって諮り、異議なしと認め、議事の終了を宣告する[287]。このように、成案を得る見込みが

---

[287] 両院協議会の議長が議事の終了につき諮らず宣告したのみの例もある（第7回国会地方税法案両院協議会会議録第1号（昭和25年5月2日）15頁。ただし、この例は、会期最終日の

ない場合には、協議案の採決に至ることなく[288]、議事を終了させている。

また、内閣総理大臣の指名の場合は、各院の議決の趣旨の説明を聴取した後、両院協議会を求めた参議院の協議委員が、大会派順に各１名ずつ発言し、次に、両院協議会を求められた衆議院の協議委員が、内閣総理大臣の指名を受けた議員の属さない会派の協議委員（複数ある場合には大会派順）、内閣総理大臣の指名を受けた議員の属する会派の協議委員の順に各 1 名ずつ意見の表明をする（これまでの例では、懇談は行われていない）。その後、議決の趣旨の説明をした順序に従って、まず参議院の指名の議決について、次に衆議院の指名の議決について採決（起立採決）を行い[289]（いずれも否決とされ）、両院協議会の議長が成案を得るに至らなかった旨及び議事を終了する旨発言し、終了する。

以上のように、近時の成案を得るに至らなかった両院協議会においては、いずれの場合においても、両院の出席各会派の代表たる協議委員が、自らの会派の意見を主張するのみとなっており、自由討議がなされることは非常に稀である。速記を付さない懇談部分においても、各協議委員の意見開陳のみが行われ、実質的な協議が行われることはない[290]。

（２）成案を得た場合

一方、両院協議会において協議が調った場合には、協議案の提案があり、これに対して

午後 11 時 20 分過ぎという特殊な事例であった。）。一般に、採決を経ずに両院協議会を終了させることは、一方の議院がその終了を認めず、協議の続行を主張する事態も想定され、ひいては「両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき」（憲法 60 条１項）に当たるか否かに疑義を生じることにもなりかねず、問題である（国会法規研究会［2000］d:95 頁）。実際、政治改革４法案両院協議会第２回（第 128 回国会平成６年１月 27 日）において、両院協議会の議長（衆議院の協議委員議長）が協議案を得る見込みがないとして散会を宣告したが、参議院側がこれに反発し、結局、両院の議長から、両院の協議委員議長及び副議長に対し、両院協議会においてさらに協議を行い、成案を得るよう要請があり、改めて両院協議会が開会された（結果、成案を得るに至った）（５－２－２参照）。

288 起草機関説からは、成案を得る見込みがない場合には、協議案となる“両院の議決の異なる部分について作成した合意案”がそもそも存在せず、協議案の提出ということ自体があり得ない。

289 すなわち、内閣総理大臣の指名についての両院協議会においては、衆参両院の指名が両方とも両院協議会の議題として扱われ、「協議案として表決に付する」（参委先 367 説明文）こととされている。

290 事前に開催された両議院の協議委員議長及び副議長打合会において、懇談部分にも速記を付す旨合意された第 171 回国会の平成 20 年度第２次補正予算両院協議会（平成 21 年１月 26 日、27 日）においては、従来の慣例に則りつつも自由討議的に行われた部分もあったが、議論の大半は両院協議会の運営の在り方についてであり、本来協議されるべき補正予算について協議されたものではなかった（同会議録第１号、第２号。）。

締めくくりの意見表明の発言があった後、協議案の採決がなされ、成案が決定される。最後に、成案の案文整理を、両院協議会の議長に一任することを異議の有無をもって諮る（衆委先318、参委先395）。

法律案について成案を得た政治改革4法案両院協議会（第128回国会平成6年1月26日、27日、29日）では、協議の結果得られた協議案は、公職選挙法の一部を改正する法律案外2件については「衆議院議決のとおりとする。」というもの、衆議院議員選挙区画定審議会法案両院協議会協議案は「衆議院議決案附則第1条中『公布の日』を『別に法律で定める日』に改める。その他は、衆議院議決のとおりとする。」というものであり、「4協議案を本協議案の成案とすることに賛成の方の起立を願います。」という形で諮られ、3分の2以上の賛成によって、両院協議会の成案と決定している（3－4－10参照）[291]。

なお、この「○議院議決のとおりとする。」とする成案については、両院協議会を求めた院が、他院の議決案に一度院議を以て不同意の意思を表明しておきながら、両院協議会においてその反対した他院の議決案に賛成して、改めて成案として本会議に付議することは、一事不再議の原則に反するのではないかと議論されたことがある。第13回国会において、日本電信電話公社法案両院協議会、通商産業省設置法案外4件両院協議会、保安庁法案外4件両院協議会で協議された計11法案について、いずれも「参議院議決の通りとする。」とする成案を得た[292]ことに対し、衆議院議院運営委員会で「参議院の議決はすでに回付案として衆議院にまわされて、これはのめないという意思表示を決定しておる。それがまた参議院の議決と同じものが、この衆議院で両院協議会の成案として再審議されておる。それが法律的に、あるいは国会の慣例上、一事不再議ということに反する」のではないかとの疑義が呈された[293]。これに対し、衆議院事務総長は、「参議院の修正案がのめないために、両院の妥協の道があるものとの認定のもとに両院協議会をお開きになつておつた。それが交渉の結果、十分なる妥協ができずに、それでは廃案にするか、あるいは再議決にするかということも御協議の上、やむを得ないから、参議院修正案通りのものが両院協議会委員の間の成案として議決を受けて来たのでありますから、中身は同じであつて

---

291 第128回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外3件両院協議会会議録第3号（平成6年1月29日）3、6頁

292 帝国議会時代の両院協議会に前例はあるが、新憲法下の両院協議会では、これが初例であった。

293 第13回国会衆議院議院運営委員会議録第76号（昭和27年7月30日）8頁　石田一松君質疑。なお、第128回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外3件両院協議会会議録第3号（平成6年1月29日）3頁　橋本敦君発言も同旨。

も、両院協議会委員の間の製作した新しい案になつて参つたわけでございます。」と答弁した。また、仮にそうであるとしても、両院協議会の成案としては、「参議院議決の通りとする。」とするのではなく、たとえ同じ内容であっても、具体的な議案の中身を書くべきではないかとの指摘に対し、「従来そういうふうな簡略と申しますか、そういう取扱いをしておつたので、このようにいたしたということでございます。」と答弁している[294]。そもそも、両院間で議決が異なった場合に協議・調整を図るために作られたものが両院協議会である。その協議・調整の結果、まったく新しい案となることもあれば、どちらかの院の議決のとおりとなることもあり得るところである。よって、両院協議会での協議の結果、成案が「○議院議決のとおりとする。」となったとしても、それは一事不再議の問題とはなり得ないと考える[295]。

4－14　会議録の作成・公開

傍聴を許さないのは、協議委員間の自由な協議の場を確保することにあり、協議の内容が秘密を要することを理由とするものではない。また、各協議委員の発言を検証可能な形で記録にとどめる必要もあるため、両院協議会についても速記を付して（衆委先 322、参委先 399）、会議録を残さなければならない。

両院協議会は、会議録 2 部を作り、両院の協議委員議長[296]がこれに署名して、各院にそれぞれ 1 部を保存する（両規 11 条）ほか、印刷して両院の議員に配付される（衆委先 323、参委先 400）。なお、両院協議会の会議録の公表についての定めは、この両院先例（衆委先 323、参委先 400）のみであり、本会議、委員会の会議録の公表のような法規上の定めがない（本会議の会議録の公表について憲法 57 条 2 項、国会法 63 条、衆規 200 条・201 条・206 条・207 条、参規 156 条・160 条・161 条。委員会の会議録の公表について衆規 61 条・63 条、参規 56 条・58 条）[297]。

---

294 第 13 回国会衆議院議院運営委員会議録第 76 号（昭和 27 年 7 月 30 日）8 頁　衆議院事務総長大池眞君答弁

295 同旨、鈴木［1953］512 頁。「一部に、参議院で否決されたこの法案が、一部修正されたとはいえ、もう一度このような形で審議され成案になるということに対する御疑問があるようでございますが、各議院での当初の議決と両院協議会の成案の議決では両院の重みが加わっておるのでありますからステージが全く違い、そういう意味では何ら問題はないというふうに考えております。」（第 128 回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外 3 件両院協議会会議録第 3 号（平成 6 年 1 月 29 日）5 頁　石井一君発言）

296 両院協議会の議長ではない。

297 なお、会議録のペーパーレス化の流れの中で、常任委員会合同審査会規程の一部改正（23

会議録には、出席者の氏名、議事、表決の数、成案その他重要な事項を記載しなければならない（両規 12 条）。ただし、記録中、両院協議会において、特に秘密を要するものと議決した部分についてはこの限りでない。政府の政策に関し秘密にわたる政府委員の発言の一部を、両院協議会の議長が両院協議会に諮って、配付する会議録に掲載しなかった例がある（参委先 401）。

また、協議委員間の意見の調整を図るという目的から、速記を付さずに懇談が行われ、当該部分については記録を採られることもなく、会議録に掲載されないという扱いが従来は行われていた[298]。しかし、第 171 回国会（平成 21 年）の平成 20 年度第 2 次補正予算両院協議会において、参議院側から懇談部分についても速記を付し、会議録に掲載することの提案があり、結論として、懇談部分も含んだ会議録が公開されることとなった[299]。以後の両院協議会でも、これが踏襲されているが、先例となり定着するかどうかは不明である。

また、会議録に記載した事項及び会議録の訂正について、異議を申立てる者があるときは、両院協議会がこれを決することになるから、両院協議会が消滅してからは異議を申立てることはできない[300]。

4－15　懲罰事犯

懲罰事犯に対する処分は、当該協議委員の属する院の権限である（憲法 58 条 2 項）。

条「合同審査会の会議録は、これを印刷して両議院の議員に配布する。」を「合同審査会の会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供する。」に改めた。）に併せ、両院協議会の会議録についても第 209 回国会召集日からペーパーレス化することを両院の議院運営委員会理事会で確認された（令和 4 年 4 月 5 日衆議院、6 日参議院）（第 208 回国会衆議院議院運営委員会議録第 23 号（令和 4 年 4 月 7 日）1 頁、第 208 回国会参議院議院運営委員会会議録第 21 号（令和 4 年 4 月 8 日）1 頁、参委先 400（注）参照）。

298 ただし、第 2 回国会の国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会においては、2 回行われた懇談のうち 1 回は速記が付されていた。

299 開会前に開かれた両議院の協議委員議長及び副議長打合会において、参議院側の提案に対し、衆議院側が難色を示し、協議の時間が長引き、両院協議会の開会が遅れた。同打合会においては、「意見表明の後、懇談に入る。懇談部分の議事速記録の取り扱いについては、両院協議会協議委員議長、副議長打合会で後日しかるべき時に協議する。ただし、これを前例としない。」との合意がなされた。また、両院協議会終了後も、衆議院側が懇談部分を付した会議録の公開に難色を示し、2 回に渡り、両院の元協議委員議長及び副議長で協議が行われた（朝日新聞、読売新聞　平成 21 年 2 月 3 日付朝刊参照）（4－8）。

300 鈴木［1953］517 頁。なお、両院協議会の終了・消滅後も、会議録の公開について、両院の元協議委員議長及び副議長で協議が行われた例もある（第 171 回国会（平成 21 年）の平成 20 年度第 2 次補正予算両院協議会）。

両院協議会において懲罰事犯があるときは、両院協議会の議長は、これをその協議委員の属する院の議長に報告して、処分を求めなければならない（両規 13 条）。報告を受けた院の議長は、これを懲罰委員会に付し、懲罰の手続が開始されることとなる（国会法 121 条 1 項、衆規 234 条、参規 234 条等参照）。

これまで、懲罰にかけられた例はない。第 13 回国会昭和 27 年 7 月 31 日の国家公務員法の一部を改正する法律案外 1 件両院協議会において、参議院側の協議委員 4 人が退席したため、参議院側の定足数を欠き会議を続行できなくなり、以後会議を開くに至らず、結果として法案が不成立となってしまったため（４－４－２参照）、両院協議会の議長（衆議院の協議委員議長）から、参議院議長に対し「早急に本会が再開できるよう特別の御配慮を願いたい」「両院協議会規程第 13 条によって懲罰事犯としての処分を併せ求める」旨の申入書が提出され、参議院議長はこれを懲罰委員会に付託した[301]。同日が会期終了日だったため、同委員会において継続審査要求を決定したが、院の議決なく審議未了となった（参先 477、参先諸表 34）。

４－16　事務

両院協議会の事務については、各院の参事（国会職員）がこれを掌理する（両規 14 条）。両院事務局の事務分掌内規上は、衆議院の場合は委員部議院運営課、参議院の場合は委員部調整課が、両院協議会に関する事務を所掌しているが、各院において当該案件の事務を担当していた者も、引き続き両院協議会の事務の担当に加わる例である。すなわち、法律案についての両院協議会の場合は、両院の委員部・調査室・法制局の当該法律案を所管した委員会の担当者が、予算についての両院協議会の場合は、両院の委員部・調査室・法制局の予算委員会の担当者が、内閣総理大臣の指名についての両院協議会の場合は、両院の委員部の議院運営委員会の担当者が（内閣総理大臣の指名については、担当する調査室・法制局はないので、運営担当者のみの出席となる）担当に加わり、実際に両院協議会にも出席する。

両院の事務担当者が共同で準備を進めるが、両院協議会の議長がくじで選出されて以降は、両院協議会の議長の属する院の事務担当者が主に担当することとなる。両院協議会の議長の覚書（次第書、発言原稿案とも言う。）の作成について言えば、初会については、事

301 議員千葉信君、森崎隆君、村尾重雄君、紅露みつ君懲罰事犯の件

前に両院の事務局で調整の上、各院がそれぞれ同内容のものを準備し、協議委員の氏名等が入ったところで念のため交換する例である[302]。実際の両院協議会では、両院協議会の議長を出した院の作成した覚書を使うことになる。

両院協議会に出席した国会職員も、答弁をすることができる[303]。

その他、資料・報告書の作成は、両院の担当調査室が、協議案・成案の作成等は両院の法制局が担当する。

なお、速記と会議録の作成については、両院の速記者が出席するものの、実際の作成作業は両院の事務局が共同で行うのではなく、両院の速記者が歴年毎[304]（年度毎ではない）に１年交代で担当している。また、部屋の管理・警備等については、両院協議会が開催される議事堂内の常任委員長室を管理する衆議院側が行うこととなっている。

４－17　両院協議会規程

両院協議会に関する規程は、国会法に定めるものの外は、両院の議決でこれを定めることになっている（国会法 98 条、衆規 254 条、参規 179 条）。両院協議会規程が即ちそれである。両院の議決で定められるとされているのは、その案の審議が先議後議の関係に立たず、両院送付関係にないことを意味している。そこで、衆参の議決内容を一致させるために、事前に両院の議長間で協議して調整を図ることとしたものである（衆先 505）。

本会議の議決内容を他院に通知し、同様に他院からも通知がなされ、両者の内容が一致したときに両院協議会規程として成立する[305]。

両院協議会規程は、法律と異なり、その制定改廃に衆議院の優越が働かない点で、参議院の自立権が尊重されていると言える。また、単なる議決ではなく、議院規則と同様、永久効を持つ法形式であり、会期の終了によって効力が消えるものではない。

302　くじが行われるまで、どちらの院の協議委員議長が両院協議会の議長に選出されるかわからないため、両院双方の事務担当者がそれぞれ準備している。なお、事前の調整は行われるものの、各院独自の言い回しの違い等はそのまま残されている。

303　第 128 回国会政治改革４法案両院協議会の第２回（平成６年１月 27 日）において、衆議院法制局第一部長内田正文君が答弁した。

304　第１回国会から第 21 回国会までは、両院協議会及び常任委員会合同審査会は参議院が、両院法規委員会は衆議院が記録を担当していたが、両院法規委員会の廃止に伴い、昭和 30 年の両院事務局の記録部間の申合せで、第 22 回国会以降は、両院協議会の記録については昭和 30 年は参議院が担当し、以後暦年による１年交代で担当することになった（結果として、西暦の偶数年は衆議院、奇数年は参議院が担当することなる）。

305　１－３－１（８）参照。

両院協議会規程にない事項については、両院規則を参酌して、両院協議会の本質に反しない限り、これを準用することとなる。なお、帝国議会時代の議院法は、両院の関係については、議院法に定めるところのほか、両院の交渉事務の規程はその（すなわち、両院協議会の）協議によってこれを定むべき旨定めていたので（旧議院法 61 条）、それに基づいて、両院協議会の議長の権限を、両院の協議委員が協議して、これをその都度定めることもできたが（旧衆規 221 条）、現行法では、国会法 98 条が、この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両院の議決によりこれを定めると規定しているため、両院協議会規程によらざる限り、その都度両院の協議委員が協議して、両院協議会の議長の権限を定めるようなことは許されない[306]。

[306] 同旨、鈴木［1953］518 頁

第５章　両院協議会の存続期間・消滅時期

５－１　両院協議会の散会

協議が継続する中で散会する場合には、両院協議会が次会の日時を決定する（参委先385)。

一方、協議が終了して散会する場合には、成案を得て散会する場合と、成案を得る見込みがなく協議が調わないものとして散会する場合とがある。

なお、１の協議案の否決のみによって、成案を得る見込みがなくなったと判断することはできない。さらに協議を続ける可能性も否定されるものではないからである。しかし、実際には、各議院が提示する案が否決された時点で、成案を得る見込みはなくなったと判断される。

成案を得る見込みがなく協議が調わないものとして散会する場合、その旨両院協議会に諮って決するのが原則であるが、両院協議会の議長が宣告する、休憩のまま再開することなく協議未了となる、という方法が採られたこともある。

協議が調わなかった両院協議会の多くは、両院協議会に諮って（その大多数は異議の有無を諮ることにより）終了を決している。すべての予算、条約についての両院協議会、第10回国会の食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会では、この方法に依っている。

すべての内閣総理大臣の指名についての両院協議会では、参議院の指名の議決、衆議院の指名の議決の順に採決の後、両院協議会の議長が、成案を得るに至らず議事を終了する旨宣告している。このように、協議案を採決した後に両院協議会の議長が散会を宣告する場合には問題は生じないが、協議案の採決が行われることもなく、かつ散会を諮ることもなく両院協議会の議長が散会を宣告した場合には、一方の院がその終了を認めず続行を求めることもあり得、「両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき」（憲法60条１項）に該当するか疑義を生じることになりかねない。この両院協議会の議長が散会を宣告したのみの例としては、第７回国会の地方税法案両院協議会、第128回国会の政治改革４法案両院協議会があるが（参委先394)、事実、政治改革４法案両院協議会では、後日、改めて両院協議会が開会されている。なお、第13回国会の国家公務員法の一部を改正する法律案外１件両院協議会では、協議委員の一部が退席し定足数を欠いたため休憩となり、以後再開することがなかった。

本来、両院協議会は、常識的な範囲内でできるだけ速やかに結論を得る必要があるが[307]、成案を得るに至らなかった場合に衆議院の議決が国会の議決となるとき、すなわち、予算、条約及び内閣総理大臣の指名についての両院協議会の場合には、衆議院側は、成案を得るに至らなかったとして、なるべく早期に両院協議会を終えたいとする一方、参議院側が、協議の継続を望み難色を示し、成案を得るに至らなかったと簡単に認定できない可能性がある。その認定の権限は両院協議会の議長にあるが、参議院側の協議委員議長が両院協議会の議長を務めていた場合には、これを認定しないということも起こりうる。実際、第171回国会の平成20年度第2次補正予算両院協議会（平成21年1月26日）では、衆議院側協議委員が議論が出尽くしたとして打切りの動議を口頭で提出したのに対して、両院協議会の議長を務めた参議院の協議委員議長はこれを認めず、「まだ発言の機会を待っておられる方も多数おります」と発言し、次会の日時を宣告して散会した[308]。このように、両院協議会が協議中である場合に、真摯な協議が継続しているのか、単に引き延ばしにあっているのかは客観的に判断し難く、また、両院協議会を終わらせるべきか否かは会議体である両院協議会自身が判断すべきことであることから[309]、衆議院側から、衆議院の優越を根拠として両院協議会を打ち切ることはできないと解する。

このような状況の打開策として、「各議院が選出した協議委員の提出した案が共に否決されれば、それによって成案を得られないことが確定したと解すべきである。」[310]とする説があるが、けだし妥当なものというべきであろう。

5－2　両院協議会の存続期間・消滅時期

両院協議会の散会と両院協議会の消滅とは別の概念である。協議が終了して散会（すなわち、成案を得て散会する場合と、成案を得る見込みがなく協議が調わないものとして散会する場合）しても、両院協議会自体は消滅したわけではない。また、両院協議会が（散

---

307 同旨、大島［2013］286頁

308 同会議録第1号11頁。なお、このように両院協議会の議長が次会を宣告して引き延ばしたとしても、次会の両院協議会の議長は他院の協議委員議長に交替してしまうため、現実的には1回結論を先延ばしにするという効果しか得られない（ただし、1回先延ばしにし、その間に政治的な協議を行う可能性のある時間を確保し得たという意味で、そのこと自体に政治的意味合いがあることもあろう）。

309 「議院運営委員会等で取り扱いが協議されることになるであろう」（佐々木［2008］16頁）とする説もあるが、両院の議院運営委員会が異なる結論となる懸念もあり、まずは両院協議会自身で判断すべきであろう。

310 森本［2019］a:298頁

会されずに）協議継続中であっても、両院協議会が消滅することもある。

５－２－１　両院協議会の散会と消滅時期との関係

５－２－１－１　成案を得た場合

両院協議会の消滅時期について定めた法規・先例はないが、両院協議会と同様に特定の案件について協議がなされる機関である特別委員会の例が参考となる。特別委員会の場合、「特別委員は、……その委員会に付託された案件がその院で議決されるまで、その任にある」とされ（国会法 45 条 2 項）、特別委員会は、その委員会に付託された案件が議院で議決されるまで存続する例となっている（衆先 140 説明文、参先 137、参委先 5）。付託案件の審査終了時ではなく、議院で議決されるまで存続するとしているのは、審査終了後であっても、特段の事情がある場合には、報告書提出前に、又は報告書提出後にこれを撤回して、再び審査を行うこともあり得るからである（衆委先 126、参委先 64）。

この特別委員会の例を両院協議会に当てはめ、「会期中であつても、付託された案件について成案を得て、その成案が一院で可決されれば他院の議了をまたずに自然に消滅する。」とする説がある[311]。

これに対しては、一院の機関に過ぎない特別委員会と異なり、両院協議会は両院に跨がる機関であることから、特別委員会と同様に考え「成案が一院で可決されれば他院の議了をまたずに自然に消滅する」とするのは、後議の院を無視するものではないかと考えることもできよう。この立場からは、成案が両議院の本会議で議決されたときに両院協議会は消滅することとなる[312]。

しかしながら、成案を成案先議の院（＝両院協議会を求めた側の院（国会法 93 条））で議決するということは、その段階で、既に成案に対して一方の院の意思が表明されたわけであり、不可逆的、すなわち、両院協議会における再協議というようなことは行えなくなるのであるから[313]、やはり、鈴木説のように、この時点で両院協議会は消滅するものと解すべきであろう。

---

311 鈴木［1953］491 頁

312 森本［2021］57 頁

313 特別委員会の場合と同様、成案先議の議院で議題となる前であれば、両院協議会は報告書を撤回して、再協議し得ると解すべきである。鈴木［1953］503 頁も、両院協議会が成案を得て、文書による報告が各院の協議委員議長からそれぞれの院の議長に提出された後においても、院の議題となる前であれば、両院協議会はその報告書を撤回し得るとする。

5－2－1－2　成案を得るに至らなかった場合

一方、成案を得るに至らず散会した場合でも、それだけで散会と同時に両院協議会が消滅するわけではない。「両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。」（国会法 94 条）とされており、各議院の協議委員議長は、その協議委員議長という資格を有した状態で本会議で報告しなければならないため、その報告が終わるまでの間は、組織体としての両院協議会自体も消滅しないものと考えられる。

次に、「各議院」で「報告」することとなるため、両院協議会は一院で報告されれば消滅するのか、それとも両院で報告されてから消滅となるのか、どちらであろうか。

これについては、「会期中であつても、成案を得ないことに協議会で決して、その旨を協議会を求めた議院の協議会議長からその院に報告があれば、そのときにその両院協議会は消滅する」[314]とする説がある。この点については、実際に両院協議会で議論になったことがある（6－1参照）。

第 128 回国会の政治改革 4 法案両院協議会（平成 6 年 1 月 27 日）において、両院協議会の議長市川雄一君は「それでは、議長の責任において申し上げたいと思います。このままでは、この両院協議会における成案は得られないものと思います。したがって、その旨、両院議長にご報告いたしたいと思います。両院協議会を開きましたが、成案を得るに至らなかった、こういう御報告をすることにいたしまして、本日は、散会いたします。」と告げ、散会を宣告した[315]。その後、両院協議会を求めた側の院である衆議院の市川協議委員議長はその旨を記した報告書を土井たか子衆議院議長に提出した（ここまでは前例どおり）が、土井議長は協議の続行を要請し、両院協議会はいまだ継続した状態にあるとして報告書を受理しなかった（よって、国会法 94 条に基づく議院（＝本会議）への報告もなされてい

---

314 鈴木［1953］491 頁

315 同会議録第 2 号 35 頁。この両院協議会の議長の散会宣告に対して、両院協議会の不調の「認定は両院協議会議長の権限である」として支持する見解がある（森本［2019］a:333 頁）一方、協議案以外の議事の議決には出席協議委員の過半数を要する（国会法 92 条 2 項）はずであり、両院協議会の議長の宣告のみで散会としたことは、正規に終了したものと認めることができず、両院協議会は不正常な状態で一時中断されたものと見るべきであるとの見解がある（今野［1994］60 頁）。本件両院協議会の経緯については、成田［1997］373 頁（なお、成田は鈴木説を採っている（同書 384 頁））、成田憲彦「逆転参院を考える 4」読売新聞　平成 19 年 8 月 21 日付朝刊に詳しい。なお、図 2－1 参照。

ない）[316]。その後、土井議長は、細川護熙内閣総理大臣と河野洋平自民党総裁との会談を斡旋し、その合意に基づいて、翌28日、両院の議長から両院の協議委員正副議長に対し、両院協議会において更に協議を行い、成案を得るよう要請があり、29日に両院協議会を改めて開会した（参委先394説明文、図2－1参照）。この再開について、協議委員から「土井議長等の高度の政治的御判断であったとしても、法律的には終局をしたものとして処理をする。したがって、この協議会の再開というのは、そのことをどうクリアしても法的にはあり得ないのではないかという重大な疑念を私は持っている」との疑念が呈されたが[317]、これに対し、前回の両院協議会の議長であった市川協議委員は「手続的には、私と平井議長が衆参の本会議でその旨報告をするまでの間は両院協議会の枠組みが残っておるという、私はそのときの理解でございました。」と答弁した[318]。

「会期中であつても、成案を得ないことに協議会で決して、その旨を協議会を求めた議院の協議会議長からその院に報告があれば、そのときにその両院協議会は消滅する」との説に従えば、本件は、成案を得るに至らなかった旨を両院協議会を求めた側の院である衆議院の市川協議委員議長が本会議で報告したときに両院協議会は消滅することとなる一方、先の市川協議委員の答弁に従えば、両院双方の本会議で報告がなされるまでは消滅しないこととなるが、どちらが妥当であろうか。両院の本会議報告に日時のずれが生じた場合に、問題となる。

これについては、本会議における協議委員議長の報告は、成案の議決のように一院の意思を表明したものではなく、単に報告を聴取するのみであり、院の意思が加わるものではないから、両院双方の本会議で報告がなされるまでは、撤回・再協議ということもあり得

316 参議院でも協議委員議長から一旦報告書が提出されたが、正式に受理される前、翌28日に撤回された。

317 同会議録第3号1頁　橋本敦君。同旨、小島［1994］10頁。なお、「細川内閣のときに出てきた衆議院の小選挙区制の審議、……結果は参議院で否決しました。私が言うのはおかしいんですが、当時の社会党から17人が反対をしたわけですね。それで、細川内閣ですから与党だったんですが、結果は参議院で否決と。で、両院協議会へ送られている中で、結果は非常に、私は反対した方ですから今でも怒っているんですけれども、制度のとおり両院協議会、それで衆議院で3分の2という、そういうことであれば成立するはずなんですが、総理大臣と自民党総裁だのが話し合うという形の中で可決されてしまって現在に至っていると。したがって、ルールどおりいってないんですね。そういうこともありました。きちんとやはり二院制を守って、衆参の意見が異なったときには両院協議会で話して、で、最後は衆議院で3分の2なら可決できるという、そういう制度をきちんとやるべきだと思います」（第162回国会参議院憲法調査会二院制と参議院の在り方に関する小委員会会議録第1号（平成17年2月4日）7頁　田英夫君（社会民主党））

318 同会議録第3号2頁

ると考えるべきで、両院の本会議で報告がなされたときに両院協議会は消滅すると考えるべきであろう[319]。

5－2－2　会期と両院協議会の消滅との関係

特別委員会の場合、会期中に付託された案件の審査又は調査が終わらなかった場合は、会期の終了と同時に消滅する例となっている[320]（参先137説明文、参委先5説明文）。

一方、両院協議会と会期の関係については、両院協議会で協議している案件について、国会法47条2項、68条ただし書のように後会に継続できるとする規定は存在しないこと、また、会期不継続の原則を不文律としていることから、会期内に結論が得られなければ、たとえ協議の途中であっても、会期の終了とともに当該案件は結果として成案を得るに至らなかったと同じ結論になり（よって、予算、条約及び内閣総理大臣の指名については、衆議院の議決が国会の議決となる）、両院協議会も存在意義がなくなり消滅することとなる[321]。

ただし、従来はこの説明で足りたが、後会に継続できるとされた憲法改正原案（国会法102条の9第2項）についても両院協議会を開くことができることとなったため、この憲法改正原案についての両院協議会と会期の関係については、改めて詳しく検討する（7－5－3参照）。

なお、過去の例では、会期の終了までに両院協議会が終わらなかった例はない。

5－2－3　その他両院協議会の消滅との関係で問題となる場合

一般に、議案は、一度委員会に付託された後でも、議長が特に必要と認めた場合は、これを取り戻し、他の委員会に付託し直すこともできる。これを、衆議院においては「付託替え」、参議院においては「付託変更」と呼んでいる[322]（衆先236、衆委先73、参先184）。これを両院協議会の場合にも応用し、両院協議会で案件が協議されている最中に、一方の院が当該案件を取り戻すことは可能であろうか。もしこれが可能だとするならば、両院協

---

319 同旨、森本［2021］57頁

320 ただし、議院の議決により継続審査又は継続調査を行った場合は、次の国会の開会と同時に消滅する。

321 鈴木［1953］477頁、491頁。なお、同書504頁は、両院協議会を求められた側の院が、当該会期ではなくその次の会期で応ずることも会期不継続の原則から許されないとする。

322 浅野、河野［2014］121頁

議会で審査すべき案件がなくなるので、両院協議会も消滅することとなる。

しかしながら、すでに両院で異なった結論が出たからこそ、両院協議会で協議しているのであり、一方の院がこれを取り戻して、改めて審査し直すということは不可能である。また、起草機関説からは、両院協議会は両院の議決の異なっている点について協議をする場であるため、そもそも両院協議会に案件が付託されているわけではなく（３－４－３参照)、取り戻すという考えは成り立たない。

５－２－４　数個の案件について一括した両院協議会の場合

数個の案件について一括した両院協議会の場合は、そのうちの１つの案件につき成案を得、あるいは、成案を得るに至らなかったことが確定したとしても、残余の案件がある限りは、両院協議会は消滅せず、存続する。

第６章　両院協議会終了後の手続

両院協議会は、成案を得ることによって、あるいは成案を得るに至らなかったことによって、その使命を終える。

６－１　成案を得るに至らなかった場合

成案を得るに至らなかった場合には、これによって、両院の意思の不一致が確定する。具体的には、予算、条約及び内閣総理大臣の指名については、衆議院の議決が国会の議決となり、憲法改正原案及びその他の議案については、当該議案が不成立となることが確定することになる。したがって、これらの場合の両院協議会終了後の手続（両院本会議での報告、奏上等）は、具体的な法的効果を生じさせることのない、いわば形式的な事後処理的なものであるといえる。

これに対して、法律案については、成案が得られず両院協議会が終了した後に、衆議院は憲法 59 条 2 項により再議決に付することができるかどうかについては議論がある（７－１－１－１、７－１－３－１参照）。

成案を得るに至らない場合としては、成案を得る見込みがないとして協議案の採決に至らず議事を終了する場合（参委先 394）と、協議案の採決において 3 分の 2 以上の多数の賛成を得ることができずに議事を終了する場合とがあるが、いずれの場合においても各院の協議委員議長は、各々その旨を議院に報告しなければならない（国会法 94 条）[323]。成案を得た場合のように（両規 10 条）文書をもってするとの明文の規定はないが、報告書を議長に提出する例である（衆委先 319、参委先 396）。報告書は、これを印刷して各議員に配付する（参先 429 説明文、参委先 396 説明文）。

報告書が提出されたときは、本会議において、協議委員議長が、両院協議会の経過及び結果を報告する（衆委先 320、参先 430 説明文、参委先 397）。なお、複数案件について一括した両院協議会の場合、本会議における協議委員議長の報告も一括して行われている。

本会議において、成案を得るに至らなかった旨の報告を受けた場合、予算、条約及び内閣総理大臣の指名についてのケースにおいては、両院共に、議長が、両院の意見が一致し

---

323 帝国議会時代は、成案を得るに至らなかったときの報告について何等の規定も設けられていなかったが、新憲法においては、衆議院の議決が国会の議決となる、衆議院の再議決権行使が可能となるという効果を生ずるため、必ず各々の議院に報告させることとした。

ないので衆議院の議決が国会の議決となった旨を宣告する。その後、衆議院議長から奏上される（国会法65条1項後段、2項）。

これに対して、法律案についてのケースにおいては、協議委員議長から成案を得るに至らなかった旨報告を受けた後、衆議院は憲法59条2項により再議決に付することも可能であると解する（7－1－1－1）が、第10回国会の例では、副議長が「ただいま報告されました通り両院協議会においては成案を得なかったのであります。別に発議もありませんから、食糧管理法の一部を改正する法律案は成立するに至りません。」と宣告して、これに関する議事が終了している[324]。

これら以外のケースにおいて、成案を得るに至らなかったために議案の不成立が確定した事例はまだないが、これらの場合は、本会議において報告を受けた後、議長が議案の不成立を宣告することになると思われる[325]。

なお、成案を得るに至らなかった旨の報告を受けた後に、同一案件について改めて（別個の）両院協議会を請求することができるかも一応問題となる。しかし、同一案件の両院協議会は1回限りとしなければ、いつまでも決着が付かず法的安定性を欠くこととなり、また、法規上も、両院協議会については、委員会の再付託の場合のように、「議院は、常任委員会の報告を受けた後、更にその案件を同一の委員会又は特別委員会に付託することができる。特別委員会の報告があつたものについては、同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。」（衆規119条。参規には同様の規定なし。）旨の規定はないことから、

---

324 第10回国会衆議院会議録第35号（昭和26年5月18日）709頁（本会議は5月17日）。なお、参議院では、協議委員議長の報告が行われたが議長は何らの発言もしていない（第10回国会参議院会議録第40号（昭和26年5月12日）748頁（本会議は5月11日））。なお、法律案についての両院協議会において成案を得るに至らなかったケースは他に2例ある。第7回国会地方税法案両院協議会は、衆議院では会期終了日の本会議において、議長が（議場騒然の中）成案を得られなかったとの報告に接した旨を報告し、次に会期終了の挨拶を行っており（第7回国会衆議院会議録第47号（昭和25年5月3日）1333頁（本会議は5月2日））、参議院では協議委員議長の報告が行われたが議長は何らの発言もしていない（第7回国会参議院会議録第50号（その4）（昭和25年5月3日）1317頁（本会議は5月2日））。第13回国会国家公務員法の一部を改正する法律案外1件両院協議会では、保安庁職員給与法案について成案を得た後、両院協議会が定足数に達せず会議を再開できなかった。保安庁職員給与法案については両院の本会議において成案が議決されたが（第13回国会衆議院会議録第70号（昭和27年7月31日）20頁、参議院会議録第73号（昭和27年7月31日）15頁）、両院協議会で協議ができなかった国家公務員法の一部を改正する法律案については、同日が会期終了日であり混乱していたためか、両院の本会議においてもその経過及び結果の報告がなかった。

325 同旨、国会法規研究会［2000］e:91頁　注（4）

できないと考える[326]（5－2－1－2参照）。

6－2　成案を得た場合

両院協議会において成案を得た場合は、その成案に対する両院の扱いが課題となる。

成案とは、両院協議会で調整され合意が得られた妥協案のみを記載した「両院協議会成案」なる文書であり、これが両院協議会で新たに起草された独立の議案として扱われる（3－2－10）。

両院の議事に付されるに先立ち、両院協議会において成案を得たときは、各院の協議委員議長は、各々文書をもってこれをその議院に報告しなければならない（両規10条）。この報告書は両院の協議委員議長の協議により作成され（参委先396説明文）、それぞれの協議委員議長から自らの所属する院の議長に提出される（衆委先319、参委先396）[327]。報告書は、これを印刷して各議員に配付する（参先429、参委先396）。

なお、この報告書が提出された後、両院協議会は撤回ができるか。委員会の報告書の撤回が、付託案件がその院の議題となる前であればできるように、両院協議会の報告書もまた、成案が協議会を請求した院の議題となる前であれば、差支えないものと解される（5－2－1－1参照）[328]。

両院協議会の成案は、両院協議会を求めた院においてまずこれを議し、他院にこれを送付する（国会法93条1項）[329][330]。両院協議会において成案が得られたことのみで当然に両院の議決の不一致が治癒され国会の議決が形成されるわけではなく、成案についての両

---

326 同旨、鈴木［1953］491頁

327 その報告書の内容は一定していないが、正式には成案の全文を書くものとすべきである（鈴木［1953］515頁）。

328 同旨、鈴木［1953］503頁

329 よって参議院先議ということもあり得るが、これに対しては、「成案を参議院が先議し、これを否決すると、憲法に認められた衆議院の優越性によって、その議決すべきものが衆議院最初の議決案になってしまい、そうなれば協議会を開いて両院の協議を図った目的が無意味になってしまう。したがって、法律案について協議会開催を要求した参議院は、その請求権に基づいて成案先議権を要求すべきではない、協議案の成案を得ることに努力すべきではないか。」との主張もある（前田［1989］82頁。同旨、議会政治研究会［1990］5頁、鈴木［2012］23頁）。しかし、この考えは、審査機関説に立脚するものであり、採り得ない（7－1－1－2、7－1－3－4、7－1－3－5参照）。

330 実際の送付文を見る限り、成案のみが送付される。ただし、第128回国会の両院協議会では、成案の先議の衆議院から参議院に成案が送付された際に、併せて原案（返付案）が添付されていた（この返付案に関する送付文はない）（3－4－10参照）。

院の議決が必要とされているのである[331]。

両院協議会の成案の審議は、元の議案の審議とはステージが異なるため、一時不再議原則の「再議」には当たらない[332]。ただし、両院協議会の協議対象となった議案は既に両院で審議を行っており、かつ、両院協議会の成案は両院から選出された協議委員の調整の結果であるので、この成案は、委員会には付託されず（衆規253条1項、参規178条1項）、本会議においてのみ議されることとされている[333]。

なお、複数案件について一括した両院協議会の場合、本会議における成案の審議も一括して行われている[334]。

両院協議会の成案についての両院の本会議における審議の流れは、基本的に他の案件についての審議の流れと変わるところはない。まず、議題宣告がなされるが、ここで議題となるのは両院協議会成案（たとえば、○○法律案両院協議会成案）である。議題宣告に引き続き、両院協議会の経過及び結果を協議委員議長が報告する（参先430、衆委先320、参委先397）。これは、委員会に付託された案件の審議における委員長報告に相当するものであり、その報告内容・形式もほぼ同様である。両院協議会において申合せが行われた事例では、成案の報告に併せてこれを報告している（衆委先321、参委先398）（これも委員長報告の際に併せて附帯決議につき報告するのと同様である）。成案についても質疑及び討論をすることはできるが、それは成案の範囲に限られる（衆規253条2項後段、参規178条3項、参先431）（すなわち、すでに両院の議決が一致している部分については決着済であるため、改めて議論することはできない）。質疑は協議委員に対して行うこととなる[335]。ただし、実際に成案について質疑及び討論をした例は少ない[336]。

---

331 国会法規研究会［2000］e:91頁　注（5）は、憲法60条1項が「両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき」と規定し、「両議院の協議会において意見が一致しないとき」と規定していないのは、このような扱いを当然に前提としていたからであろうとしている。

332 同旨、森本［2021］401頁

333 なお、憲法改正原案にかかる両院協議会の成案を憲法審査会に付託することができるかについては7－5－4参照。

334 第13回国会国家公務員法の一部を改正する法律案外1件両院協議会では、両院とも、成案を得た保安庁職員給与法案についてのみ、協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告し、成案の審議が行われた。

335 森本［2019］b:379頁は、他院の協議委員に対する質疑も可能と考えてよいとするが、基本的には自らの院の協議委員に対しての質疑と考えるべきであり、実例もそうなっている。

336 両院協議会で成案を得た議案は28例ある（いずれも法律案）が、第13回国会における一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会成案について衆議院で質疑が（第13回国会衆議院会議録第50号（昭和27年6月5日）2頁）、参議院で質疑及び討論

その後、成案は表決に付されるが、この手続も他の案件における場合と異なるところはなく、出席議員の過半数で決せられる（憲法56条2項。憲法改正原案の場合は総議員の3分の2以上（憲法96条1項））。記名採決が行われたこともある[337]。

ただし、成案については、これを一院の意思で修正することはできないため（国会法93条2項）[338]、ここでの表決は可決か否決かのいずれかとなる。両院協議会が両院の意見調整の最終拠点とされているのである。

先議の院が成案を可決したときには、後議の院に送付される。この際、成案、すなわち「両院協議会成案」なる文書だけではなく、法規上の規定はないが、回付あるいは返付された案（印本と本書）も添付される（これは、後述する一体化させた「国会の議決」作成作業のために必要である）。

成案については、国会法93条1項の規定によりいわゆる先議後議の関係にあるから、この成案が後議の院で可決されたことによって両院の議決が一致したことになる。ただし、成案は、両院の議決の不一致をきたしていた議案とは別個のものである[339]。このことは、当該議案に係る一方の院の議決案ではなく、両院協議会の場で提案された協議案が両院協議会の成案となることから明らかである。特に、回付案に対する不同意に起因する両院協議会の成案については、当該議案の異なった部分（当該議案を後議の院が修正した部分）のみについてまとめられたものであるから（両規 8 条参照）、当該議案との同一性がないことは一層明らかである。とすれば、論理上は、成案が両院で可決されただけでは当然に

がなされた例（第13回国会参議院会議録第48号（昭和27年6月6日）4〜7頁。なお、両院とも質疑に対する答弁は協議委員議長が行っている）、同国会における労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案のそれぞれの両院協議会成案について衆議院で討論がなされた例（第13回国会衆議院会議録第70号（昭和27年7月31日）19頁）、第128回国会における政治改革4法案（公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案）のそれぞれの両院協議会成案について両院で討論がなされた例（第128回国会衆議院会議録第16号(1)（平成6年1月29日）2頁、第128回国会参議院会議録第14号（平成6年1月29日）2頁）があるに過ぎない。

337 第13回国会における労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案のそれぞれの両院協議会成案について衆議院で行われている（第13回国会衆議院会議録第70号（昭和27年7月31日）19頁）。

338 再修正を認めれば、再び両院協議会を開くこととなり、際限がない（水木［1963］381頁、森本［2021］401頁）。

339 鈴木［1953］514頁は、討論・質疑の繰り返しを避けるためには、成案の概念をはっきりさせ、衆規253条2項後段（参規178条3項）の「成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る」とあるのを「成案中、本院の議決と異なる範囲に限る」と改めるべきとする。

は当該議案についての両院の議決が一致するに至ったとは言えないのであり、その成案と先に（すなわち、成案についての後議の院が両院協議会前に議決していた）両院の議決の一致した部分とが合体するという過程を経て（この過程については何ら規定するものがない[340]）、はじめて、当該案件について国会の議決が成立したことになる[341]。後議の院は、成案を可決した後、「両院協議会成案」と回付（返付）案を一体化させた国会の議決を作成し、成案についての後議の院の議長から、この「国会の議決」について奏上し、又は内閣に送付されることになる（国会法 65 条 1 項前段。内閣総理大臣の指名については、同項によらず、同条 2 項によって衆議院議長から奏上されるが、これについての成案は衆議院が後議の院であるから、結果的には同じことになる（国会法 86 条 2 項参照））。

成案を両院の一方が否決した場合には、これによって、両院の意思の不一致が確定することになる。すなわち、成案先議の院が否決した場合には、他院に送付することなく、両院の意思の不一致が確定する。否決した院は、その旨を他院に通知する。その効果は、両院協議会において成案を得るに至らなかった場合と同じである[342]。

なお、両院はいつまでに成案を審議する必要があるか。これについては、両院協議会の成案は委員会に付託されないため、閉会中審査による後会への継続（国会法 68 条ただし書）もないことが明確であり、会期の終了とともに不成立が確定する（5－2－2参照）。よって、同一会期内に速やかに両院で可決される必要がある[343][344]。したがって、法律上はただ成案を得ない場合の報告義務が協議委員議長にあるだけで、最も大切な成案を得た場合の規定がないことを理由として、成案を得た場合に文書報告をしただけで、本会議における成案の口頭報告、換言すれば、成案の審議を無期延期するということはできない。なお、成案について参議院が議決しない場合どう考えるかについては、7－1－1、7－2

---

340 国会法 94 条は成案を得なかったときの議院への報告のみ記されており、両規 10 条は文書報告のみ記されている。また、委員会の場合のように「委員会の審査した事件が議題となつたときは、先ず委員長がその経過及び結果を報告し、」云々の規定（衆規 115 条、参規 104 条）がない。

341 同旨、松澤［1987］607 頁、浅野一郎［1989］94 頁、浅野一郎［1991］14 頁、浅野一郎［2000］66 頁

342 法律案のときは、このような場合に衆議院は再議決権を行使し得るかという問題がある（7－1－1－1、7－1－3－4、7－1－3－6参照）が、成案後議の院が否決した場合に成案を返付する規定はなく、原案保持主義は貫徹されていない（3－4－10 参照。白井［2012］681 頁、森本［2019］a:294 頁、332 頁）。

343 同旨、大森、鎌田編［2006］195 頁、森本［2021］402 頁

344 なお、憲法改正原案については、別途検討が必要である（7－5参照）。

－２、７－４－２参照。

第７章　それぞれの両院協議会の問題点

次に、それぞれの両院協議会において、これまでに論点となっている点、今後論点となり得る点について検討する。

７－１　法律案についての両院協議会

７－１－１　両院協議会と再議決との関係

以下、原則として衆議院先議の法律案の場合について検討する（参議院先議の法律案については７－１－３参照）。

７－１－１－１　法律案について、両院協議会において成案を得られなかったとき、あるいは成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るか

これが、第５次国会法改正（第21回国会昭和30年法律第３号）の際、原案保持主義に関する文言の挿入如何で衆参事務局間で争いとなっていた問題である（３－２参照）[345]。まずは、この国会法改正の問題を除いて、この問題を考えてみることとしたい。

（１）否定説

衆議院の優越は法律の成立に両院の意思の一致を求める原則の例外であるとして厳格に解釈し、任意であるにもかかわらず衆議院が両院協議会を開くという選択をしたということは、憲法59条２項の再議決の特権は放棄したものとみなすべきであるとする[346]。

---

[345] この問題は、第128回国会の政治改革４法案の際にも衆議院の議院運営委員会理事会で議論となり、連立与党側は肯定説、野党（自由民主党）は否定説を採っていた（読売新聞　平成６年１月25日付朝刊、日本経済新聞　同日付朝刊、成田［1997］374頁）。同理事会で、連立与党側から、再議決のことは考えていない旨の発言があり、この発言を受けて、両院協議会の請求をすることが合意された（小島［1994］12頁）。

[346] 宮澤［1978］455頁、杉原［1989］234頁、辻村［2012］405頁。また、参議院議員としての立場から否定説に立つ者もある（峯山［1986］202頁）。ただし、宮澤は、「両院協議会というものの性質や、その実際の運用の便宜という点から考えると、こう解するのを妥当とすべきもののように見えるが、しかし、そもそも両院協議会というものは、両議院のあいだの妥協を助け、おしすすめることを目的とするものであるから、それを開いたからといって、そのために、憲法が本条の明文でみとめている衆議院の優越（再議決の可能性）を失わせるのは、ど

憲法の附属法規たる国会法84条1項に「衆議院は、両院協議会を求めることができる。」とあり、また、2項に、参議院が両院協議会を求めても「衆議院は、この両院協議会の請求を拒むことができる。」とあるのは、衆議院は再議決を試みることも、両院協議会を求めることもできる、すなわち、いずれか一方のみを選択することができるという意味である。両院協議会を開いた以上、そこで成案が得られなければ、その法律案は不成立となるし、また、成案が得られても、一方の院がそれを否決したときは、それは不成立になる。さらに両院のいずれかが、その成案について賛否の議決を行わずに会期を終るときも、やはりそれは不成立になる。

肯定説は、参議院に対する非礼の問題は別にしても、条理上許されることではない。

（2）肯定説

憲法59条2項と3項とは、二者択一のものではない。元々3項の規定は制定過程の中で貴族院の修正で追加されたという経緯から、2項により衆議院が再議決の方法を採りうることが原則であって、3項で衆議院が両院協議会を求めることを妨げないとしているのは、2項の原則を維持しつつ、ただし、それはなお両院の意見の一致を図る努力をすることまでをも禁止するものではないとする趣旨であると解する。したがって、衆議院が、まず、その努力を試みる方法、すなわち両院協議会を開くという選択をしたからといって、2項の再議決の方法を採り得る権利を放棄したものと解すべきではない。よって、衆議院が再議決権を行使することは可能であるとする[347]。

うも十分な理由を欠くようである。」としている（同456頁）。

[347] 大池［1946］110頁、美濃部［1947］99頁、宮澤［1948］178頁、美濃部［1952］339頁、鈴木［1953］466頁、稲田［1954］238頁、法学協会［1954］898頁、黒田［1958］174頁、田上編［1968］469頁、清宮［1979］420頁、佐藤功［1984］764頁、今野［1985］153頁、樋口、佐藤、中村、浦部［1988］975頁、宮崎［1989］37頁、議会政治研究会［1990］5頁、浅野一郎［1991］11頁、今野［1994］59頁、佐藤幸治［1995］157頁、樋口［1998］232頁、樋口、佐藤、中村、浦部［1998］145頁、国会法規研究会［2000］b:69頁、浅野一郎［2000］63頁、小林、芹沢編［2006］303頁（坂口正二郎）、佐々木［2008］13頁、竹中・参議院総務委員会調査室［2009］365頁、加藤［2009］258頁、加藤［2014］187頁、木下、只野［2015］506頁、森本［2021］401頁。なお、第10回国会衆議院議院運営委員会において、委員から本件について疑義が出、「それはできない、両院協議会の協議が整わない場合当該法律案は廃案となる」と解釈するが、見解をまとめられたい旨の発言があったのに対し、衆議院事務総長は、「両院協議会を開いて、まとまれば3分の2の議決は必要なくなる。もしまとまらない場合には、さらに元にもどつて、3分の2で議決になれば法律になるということになります。われわれはそう解釈しております」と答弁している（第10回国会衆議院議院運営委員会議録第42号（昭和26年5月10日）1頁　衆議院事務総長大池眞君答弁。なお、大池

両院協議会において成案を得られなかったとき、あるいは成案が得られても両院の意見が一致しないときには、参議院がその法律案を否決した場合に準じて、衆議院は再議決することができる。また、参議院が、両院協議会の成案を受けとってから合理的に相当な期間内に、それを議決しないときは、衆議院は参議院がそれを否決したものと認めて、再議決できる（なお、この部分については７－１－２－１参照）。

（３）両院協議会において成案を得られなかったときと、成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても参議院がその議決を行わないときを分けて考える説

両院協議会において成案を得られなかったときについては、一事不再議の原則から否定説を採る。一方、成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても参議院がその議決を行わないときについては、肯定説を採るとする[348]。

（４）どちらとも言えないとする説

肯定、否定のいずれの説を採るべきかは、にわかに決し難く、今後先例が逐次確立して行くのを待つほかはないとする[349]。

（５）検討

そもそも、両院協議会は両院（すなわち各院の本会議）が選出する協議委員によって構成されるものであり、両院協議会は両院に優越するものではない。また、両院協議会の成案も、両院の賛成が得られてはじめて国会の議決となるに過ぎず、両院に優越するものではない。しかしながら、もし、（１）の否定説のように、両院協議会において成案が得られなかった場合及びその成案がいずれかの議院（の本会議）によって否決された場合には直ちにその法律案が不成立となると解してしまうと、結果として、両院協議会が両院（す

事務総長は、国会法第５次改正の審議の際にも、肯定説に基づく答弁を行っている（第21回国会衆議院議院運営委員会議録第８号（昭和30年１月21日）6～7頁、8～9頁　衆議院事務総長大池眞君答弁））。

348 林［1964］54頁

349 清宮［1962］293頁、土屋［1969］337頁、佐藤吉弘［1994］293頁。なお、本件に関し見解を問われた参議院法制局長は「学説等を見ますと、再議決できるという考え方と再議決できないという考え方があるように承知いたしております。」とのみ答弁し、どちらにも与しなかった（第128回国会参議院政治改革に関する特別委員会会議録第６号（平成６年１月５日）15頁　参議院法制局長中島一郎君答弁。その経緯に関しては、向大野［2002］147頁参照）。

なわち各院の本会議）に優越することを認めるに等しいこととなってしまう[350]。

また、実際上の問題としても、一旦両院協議会を開くという選択をしたら再議決できないとするならば、法案の成立を期したい衆議院としては、再議決が可能な場合には両院協議会を請求するという方法を回避するという選択をすることとなろう[351]。しかしながら、そもそも両院協議会は、直ちに衆議院が再議決権行使の道を採らないように、まず、両院間で妥協の道を見つけるために開かれるものであるとする憲法の制定趣旨に鑑みるに、その役割を果たす可能性が閉ざされてしまいかねない否定説を採ることは妥当ではない。（2）の肯定説が妥当であると解する[352]。

肯定説を採った場合、再議決の対象となるのは衆議院の（当初）議決か、あるいは両院協議会の成案かも問題となるが、これについては後述する（7－1－1－2）。

（5の2）検討その2　両院協議会の性格論との関係

以上のように、この問題は、そもそもは原案保持主義や両院協議会の性格論と関連せずに議論されてきたものであった。しかし、昭和30年の第5次国会法改正時に、衆議院側が自らの主張する肯定説を原案保持主義によって確定的なものにしようと改正案を出し、これに対し、参議院側は解釈が割れ熟していないことを理由として拒否、結果として当該部分は改正されずに終わった（3－2参照）。

そこで、改正後の現在の条文に則った上で、改めて原案保持主義・両院協議会の性格論と併せて考えた場合にどうなるか、ここで改めて整理してみたい。

（ア）原案保持主義・審査機関説→否定説

この説では、成案とは調整部分も含めた原案の全体であると解する（3－4－10）が、両院協議会で成案を得たときには、この成案を先議の院である衆議院に送付し、衆議院で

---

350 同旨、佐藤功［1984］764頁

351 原［1999］367頁、加藤［2009］258頁。なお、加藤は、肯定説を採れば、「衆議院側にとっては衆議院再議決の方策が行使できるのであるから、参議院側との実質的話し合いが衆議院ペースで進めることができ」、結果として「両院にとってよき環境を提供しうる」としている（同頁）。

352 「政治改革関連法案をめぐる第128回国会の……一連の事態の中では、衆議院の議院運営委員会理事会の席で野党側から右の点について疑念が表明されたと伝えられたものの、討議は尾を引くこともなく、その後の運営は可能説を前提に進められているように見えた。……こうした経過を見る限り、先般の事態を通して、この問題の憲法解釈については、国会としても一応の結論を出したと判断してもよいであろう。」（今野［1994］59頁）

可決したら参議院に送付する。参議院がこの成案を否決又はその表決を行わない場合において、衆議院に返付を行う規定は存在しない。よって、これらの場合においても、衆議院は何ら議案を保持していないので、再議決を行うことはできず、否定説を採ることとなろう。

（イ）起草機関説→肯定説

一方、起草機関説からは、両院協議会において成案を得られなかったとき、あるいは成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないときは、成案は破棄されたと考える。かつ、本説では、原案保持主義のようにどちらかの議院（だけ）が議案を保持していなければならないとは考えないので、返付の規定の有無に関わらず、衆議院は当初議決について再議決を行うことができる。

（ウ）結論

上記のように、現在の条文に則って考えれば、原案保持主義・審査機関説からは否定説が導かれるはずであるが、この点について、衆議院側の各論者は第５次国会法改正後も変わらず肯定説を採り続けており[353]、同説には矛盾が生じている。

（５）で述べたとおり、肯定説には支持すべき理由があり、かつ、両院協議会の性格論についても、起草機関説を採るのが妥当であると解することから（３－２参照）、やはり本件については肯定説を採るのが妥当である。

---

353 今野［2015］63頁。（参議院側の考えは）「学説がまだはっきりしていないのに、ここにそういうことをうたってしまうのは行き過ぎであろう、従って、将来そういう場合に三分の二議決を衆議院側がやった場合、もしくは憲法上の解釈の一定した場合にこれを差し込んでもおそくはなかろうということで、一応今のところとっておきたい、こういうご議論でございます。……しかしながら、これをむしったから衆議院側で三分の二議決ができないということを了承したことにはならないと私どもは考えております。当時これを入れます経緯等から考えまして、三分の二議決をする前に、まず両院協議会にかけて、そこでどうしても議がまとまらない場合には三分の二議決が残っておるではないかということで、この法文が入ったのでありますから、衆議院側としては、この法文を、第三項があっても、これにかけても、やはり三分の二議決はできるものなりということに御了承願っておきたい、こう考えておるわけであります。それで第八十三条の二の中から、両院協議会の成案が衆議院に返付されるという字句だけは省くことになりました。」第21回国会衆議院議院運営委員会議録第８号（昭和30年１月21日）6～7頁　大池眞事務総長答弁

７－１－１－２　法律案について、両院協議会において成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、あるいは（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院が再議決権を行使し得るとする説を採った場合、その再議決の対象は、当初の衆議院の議決か両院協議会の成案か

両院協議会を開かなかったとき、あるいは両院協議会を開いたが、協議の結果、成案が得られなかったとき、再議決の対象となるのは、当初の衆議院の議決（衆議院が可決又は修正可決した法律案）である。

一方、両院協議会で成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、あるいは（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院が再議決権を行使し得るとする説（７－１－１－１　肯定説）を採った場合、その再議決の対象を、当初の衆議院の議決と解するか両院協議会の成案と解するか。

このうち、両院協議会で得られた成案を衆議院が否決した場合も、当初の衆議院の議決が再議決の対象となることについては、争いはない。

両院協議会で得られた成案を衆議院が可決し参議院がこれを否決したとき、あるいは（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、再議決の対象となるのは、当初の衆議院の議決か両院協議会の成案かについては、説が分かれる（なお、参議院先議の法律案については、７－１－３－５、７－１－３－７参照）。

この問題については、同様に衆議院優越の原則が働き、衆議院の議決が国会の議決となる場合、すなわち予算・条約・内閣総理大臣の指名の場合に、国会の議決となるのは最初の衆議院の議決か両院協議会の成案かという問題（７－２－１、７－４－２参照）とも軌を一にして考察すべきものである。

また、この問題は、両院協議会制度の性格をいかに考えるか、すなわち審査機関説を採るか起草機関説を採るかとも密接に関わっている[354]。

（１）成案説（審査機関説）

原案保持主義からすると、議決の対象となるべきものは常に１つしかなく、成案と別に最初の議決案というものが存在しているわけではない。成案だけしかないのであるから、

---

354 現在の規定では、審査機関説からは、再議決否定説を採るべきこととなろうが（７－１－１－１（５の２）参照）、一旦そのことは措くこととする。

再議決の対象となるのは、成案といわなければならない[355]。また、両院協議会の成案が最終最新の衆議院の意思であり、かつ、両院協議会での協議を経た当初議決よりもより善き案であるから、これを「国会の議決」としなければ、両院の意見の一致を図るべく成案を得たという意味を失わしめることになる[356]。

（2）当初議決説（起草機関説）

両院協議会を調整案作成のための起草機関と見るため、そこで決定された成案は本来の議案とは別個の案であって、これが両院で可決されて初めて両院協議会での調整が結実するのであり、衆参のいずれか一院がこれを否決すれば妥協は不調に終わり、成案は議決の対象としては消滅する。従って衆議院が再議決の対象とするのは、最初の衆議院議決案以外にはあり得ない[357]。

たとい両院協議会において成案を得、衆議院が可決して送付したが参議院において否決された場合においても、成案が再議決の対象となるものではない。何故なら、両院協議会の成案は、あくまでも両院の調整を目的とする案であり、衆議院の優越にはなじみにくい性質のものだからである。成案は両院の調整の結果であって、両院の賛成を得られない限り、その存在根拠を失い消滅する。成案が両院で可決されるまでは、当該法律案自体は何ら影響を受けるものではなく、憲法 59 条 2 項に「衆議院で可決し」とあるのは、あくまで、衆議院の本来の議決すなわち、当初の衆議院の議決であるとしなければならない。

（3）成案か当初議決か衆議院が選択できるとする説

---

355 宮澤［1948］179 頁、鈴木［1953］466 頁、佐藤功［1955］351 頁、田上［1958］175 頁、林［1964］54 頁、田上［1980］213 頁、佐藤功［1984］763 頁（しかしながら、一方で、佐藤は「両院協議会の成案は両議院の賛成を条件とするものと解すべきであろう。」としている（同 764 頁））、粕谷［1988］217 頁、議会政治研究会［1990］6 頁。なお、第 5 次国会法改正の際に潰えた衆議院案によれば、この説のとおりの結果となったものと思われる（3－2）参照）。

356 鵜飼［1947］247 頁、宮澤［1948］181 頁、林［1964］54 頁、宮崎［1989］38 頁、鈴木［2012］45 頁

357 稲田［1954］238 頁、法学協会［1954］907 頁、930 頁、黒田［1958］174 頁、178 頁、宮澤［1978］466 頁、清宮［1979］420 頁、樋口、佐藤、中村、浦部［1988］980 頁、浅野一郎［1989］96 頁、小島［1990］a:260 頁、浅野一郎［1991］13 頁、佐藤吉弘［1994］293 頁、国会法規研究会［2000］e:89 頁、浅野一郎［2000］65 頁、大森、鎌田編［2006］196 頁、竹中・参議院総務委員会調査室［2009］365 頁、加藤［2009］258 頁、加藤［2014］188 頁、浅野、河野［2014］23 頁、森本［2019］a:312 頁

再議決の対象となるのは、原則として、当初の衆議院の議決であるが、両院協議会の成案を衆議院が可決し参議院が否決した場合は、衆議院は両院協議会の成案をも是認しているのであるから、衆議院は、当初の議決と両院協議会の成案とのいずれでも、その欲するところにより、3分の2の多数で再議決して、法律案にすることができる[358]。

この場合は、両院協議会の成案を衆議院が是認しているのであるから、かように解するのが、衆議院の意思を尊重するゆえんである。

（4）どちらとも言えないとする説

いずれが妥当かの結論は留保するとする[359]。

（5）検討

両院協議会を委員会のような審査機関と考え、議案がそこに付託されると考えれば（審査機関説）、そこで議決された成案とは、調整部分を含めた議案全体と解することとなり（3－4－10）、これが衆議院の最終議決であるわけであるから（1）の成案説になると思われる。

しかし、両院協議会は、両院の議決の異なった部分について調整し、妥協案を作成する機関で、案件を付託されて審査するものでないと解する（起草機関説）ので、そこで決定された成案は、両院の議決の不一致をきたしていた議案とは別個のものであると考える。よって、（2）の当初議決説を採るのが妥当である。

また、（1）の成案説を採った場合、（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないときというのは、すなわち参議院が成案を保持しているときであり、審査機関説の依拠する原案保持主義からすると、そもそも衆議院は再議決すべき案を保持していないこととなり、矛盾が生じる。

7－1－1－3　法律案について、両院協議会において協議中に、衆議院は再議決権を行使し得るか

両院協議会で協議が継続中に（実際に両院協議会が開会中である場合も考えられる）、衆議院が再議決を行うことは可能であろうか。この問題は、7－1－1－1と関連付けて

---

358 宮澤［1978］445頁は当初議決説を採るが、このような考えも成り立ち得るとする。
359 清宮［1962］295頁

考えることができる問題である。

さらに、この問題の派生系として、憲法59条3項の両院協議会が不正常なかたちで終了ないし中断している状態のもとで、衆議院が同条2項に基づく再議決を行うことは可能かということも問題となり得る。これは、第128回国会の政治改革4法案両院協議会において、両院協議会の議長が協議案を得る見込みがないとして散会を宣告し議論を打ち切った際に議論となった（5－2－1－2参照）[360]。

（1）否定説[361]

（1－1）審査機関説を厳格に解する立場

審査機関説を厳格に解する立場からは、議案は両院協議会に付託されている（3－4－4）。よって、何ら明文の根拠もなく、両院協議会で協議が継続している状態のもとで、衆議院が両院協議会に議案の審査を命じたことを撤回し、再議決を行うことはできない[362]。

（1－2）予算の場合と平仄を合わせるべきとする説

両院協議会に付されている案件が予算の場合には、両院協議会において協議中の場合には、衆議院の優越は未だ発効しない（＝自然成立しない）とするにもかかわらず（7－2－2－3　（2－2）説）、それと同じ状態の下で、案件が法律案の場合には、優越権を発動させて再議決を行うとすることは不可能である。

憲法59条2項及び3項には、60条2項及び67条2項のように「両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき」との文言は明記されていないが、規定の趣旨は同一と解す

---

360 第13回国会昭和27年7月31日の国家公務員法の一部を改正する法律案外1件両院協議会においても同様の問題があった（4－4－2参照）。

361 杉原［1989］234頁は、「衆議院の単独再議決制は二院制の理念からみて望ましいものではない。法律案についても両議院の意思の一致を求めて両院協議会制が認められているところからすれば、単独再議決制は例外的なものとして狭く解されるべきであ」るとする。

362 第128回国会の政治改革4法案両院協議会の際のように、正規の採決を経ていない状態では、仮に衆議院の協議委員議長からの報告書が衆議院議長に提出されたにしても、それにより議案の還付がなされたと見るわけにはいかない。これは、通常の委員会審査において、付託議案についての可否の採決が未だ行われていない状態で、委員長が任意に報告書を提出したとしても、議長の手許に議案が還付されたことにはならないのと同じであるとする（今野［1994］60頁）。この考えは、「議案の還付」という言葉を使用することにより、付託により議案そのものが両院協議会に移っているかのようにみえるが、3－4－4のように、「付託」自体に議案の所在の変更を生じさせるような効果はない。

べきであり、法律案の場合も両院協議会に持ち込んだ以上は、そこで両院の意見の不一致が確定しない限り、衆議院の優越は発動できず、従って再議決は行えない[363]。

（2）肯定説

憲法59条2項と3項は二者択一の関係にはないので、可能である[364]。

憲法59条3項が「両院協議会を開くことを求めることを特に「妨げない」という字句を使いましたのは、直ちに三分の二議決をやってどしどしやりますと、参議院の存在というものを無視して、あまりにも衆議院の優先権を使い過ぎるから、その間に妥協のために両院協議会の道を開いてくれ、こういうことでこれを入れたわけでありまして、これがあるから三分の二議決ができないという解釈は、衆議院では、当委員会でも御決定願いまして解しておりません」[365]。

（3）検討

起草機関説を採る立場、また、7－1－1－1と全く同様に考えればよいとする立場からは、（2）の肯定説が妥当であるようにも見える。

しかしながら、衆議院が、両院協議会を請求するか否かは任意であるにもかかわらず、一方で、両院協議会を請求しておきながら、他方で、その結論を待たずに再議決を行うという態度に出ることは、余程の理由がない限り、信義則にも反するし、かつ、制度の運用としても望ましいことではない[366]。

本件は、両院協議会の性格論のみから断ずべき問題ではなく、（1－2）説のように考えるべきであろう。

もっとも、何らかの事情で両院協議会の終了を巡り両院間で認識のずれが生じたような場合、つまり参議院側が両院協議会における協議はなお継続中であるという認識であったとしても、衆議院側が協議整わずと判断して再議決に踏み切るような事態に立ち至った場合には、参議院側には、これを押し止める手段が与えられていない。

---

363 今野［1994］61頁。同書は、よって「先の第128回国会の会期末の事態において、両院協議会を打ち切って再議決を試みようとした連立与党側は、憲法解釈上不可能な議事手続を衆議院議長に求めていた、ということになる」としている。

364 樋口、佐藤、中村、浦部［1988］975頁、原田［2009］181頁

365 第21回国会衆議院議院運営委員会議録第8号（昭和30年1月21日）6頁　大池眞事務総長答弁

366 同旨、野中、中村、高橋、高見［2012］136頁、森本［2019］a:311頁

7－1－1－4　はじめに衆議院が憲法59条2項により再議決権を行使し、否決されたときに、同条3項によって両院協議会を求めることはできるか

（1）否定説

衆議院は両院協議会と再議決権の両方を選択できるが、その順序については、両院協議会を先行させなければならない。

憲法59条3項の「両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない」とは、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案について、衆議院は直ちに3分の2で再議決すべきや否やを決する必要はなく、その前に、参議院との妥協的話合いの機会を持つために、両院協議会を開くことができるという意味であり、3分の2以上の多数で再び可決したとき「法律となる」とは、「法律案は、法律として確定する」という意味であり、否決されたときは、法律案は不成立となることが確定するのであるから、その後に両院協議会を開くということは、あり得ない[367]。

（2）肯定説

両院協議会が両議院の妥協を引き出すことを目的とするものであるなら、衆議院が優越権を行使できなくなった時点でこそ、その真価を発揮できるはずである。その意味で、衆議院が再議決を試みて失敗した場合でも、衆議院は両院協議会を求めることができるものと解してよい[368]。

（3）検討

（2）の肯定説に立ったとしても、「その場合には、逆に参議院が実質的な優位に立ち、妥協譲歩による成果を得ることの困難が予想されるところではある」[369]とされており、両院協議会の本来目的である両議院の妥協醸成には全く役に立たないものとなってしまう。（1）の否定説のように考えるべきであろう。

---

367 稲田［1954］237頁、粕谷［1981］57頁、議会政治研究会［1990］5頁、浅野一郎［1991］12頁、浅野一郎［2000］64頁

368 森本［2019］a:312頁

369 森本［2019］a:312頁。森本［2016］175頁参照。

7－1－2　みなし否決と両院協議会の関係

7－1－2－1　両院協議会の成案を衆議院が可決し参議院に送付したにもかかわらず、参議院が議決しないとき、憲法59条4項の期間の起算日はいつか

①あるいは②の両院協議会が開かれ、そこで得た成案を衆議院が可決して参議院に送付したにもかかわらず、参議院がこれを議決しないとき、憲法59条4項（みなし否決）の期間はいつから計算されるのか。この問題については、主に①の両院協議会の場合について議論されてきた。

この問題は、予算・条約の自然成立と両院協議会の関係に関する問題（7－2－2－2）とパラレルに考えることができる。

（1）成案についても憲法59条4項の期間の適用があるとする説

（1－1）成案受領の日から計算するとする説

参議院は、すでに送付案を議決しているのであるから、これについては60日の期間内に参議院の議決がなかったとは言えない。一方、両院協議会の成案で衆議院が可決したものについても、憲法59条4項の「衆議院の可決した法律案」に当たると考えられるので、参議院が衆議院から両院協議会の成案を受取った日から、改めて60日の期間を計算するとする[370]。

（1－2）送付案受領の日から計算するとする説

送付案受領の日から数えて60日以内に参議院が両院協議会の成案を議決しないときは、衆議院は参議院が否決したものとみなすことができるとする[371]。

（2）成案については憲法59条4項の期間の適用はなく、合理的に相当な期間経過後に再議決し得るとする説

この場合は、いずれにしても衆議院の議決と参議院の議決が異なったか（①、②）、衆議院が参議院が否決したものとみなして（②）、両院協議会が開かれた場合であるから、

---

370 粕谷［1981］57頁

371 宮澤［1948］179頁。法学協会［1954］907頁は「両院協議会の成案を衆議院が可決して参議院に送付した後、右の期間内に、参議院が議決しないときも、衆議院は、参議院がその成案を否決したものとみなすことができると解すべきである」としており、どちらの説を採るか曖昧なようにも見えるが、この説を採っているものと解することができよう。

さらに憲法59条4項の適用を考える場合ではない。

両院協議会で得られた成案の処理は、通常の議案審議過程ではなく早急に行うべきものであり、その審議を行うための合理的に相当な期間が経過しても参議院が議決しない状態が続く場合には、衆議院は60日の期間を待たずに参議院が議決しないものと認定できると解すべきである[372]。この場合、衆議院にはなお再議決を行う可能性が残されており、参議院が議決を遅延させることによって、それを封じることは認めるべきでないからである。明文の規定はないが、衆議院優越の趣旨により、衆議院にこの認定権を認めるべきであろう。

（3）検討

（1－2）説も検討に値する。しかしながら、①の両院協議会の場合はそれで妥当するが、衆議院がみなし否決した後、両院協議会（②）を求め成案を得て、これを可決し参議院に送付した場合には、すでに、衆議院の送付案を参議院は法定期間内に議決をしていないのであるから、送付案受領の日から計算するとする（1－2）説は成り立ち得ない。また、両院協議会で成案を得たが衆議院から参議院に成案を送付したときには既にその法定期間が経過している場合にも、同じ問題が生じる。

両院協議会で得られた成案の処理は、早急に行うべきであることから、成案については憲法59条4項の法定期間の適用はなく、合理的期間経過後に再議決し得るとする（2）説が妥当であると解する。

なお、この場合に再議決し得る対象は当初議決か成案かについて、明確に論じているものはないが、（1－1）説を採れば成案、（1－2）説を採れば当初議決ということとなろう。また、自説である（2）説からは、参議院が合理的期間内に成案を議決しないことにより、成案は廃棄されたと同等になり、衆議院は当初議決について再議決し得ることとなろう。

7－1－3　参議院先議の法律案に関する問題

衆議院先議の法律案と参議院先議の法律案とで扱いを異にするか否かについては、衆議院と貴族院との間で“権限争い”があったことが事を一層複雑にさせている。

---

[372] 鈴木［1953］474頁、粕谷［1988］224頁、浅野一郎［1991］12頁、浅野一郎［2000］64頁、森本［2019］a:296頁

「貴族院の修正によって憲法59条に第3項（両院協議会）が追加規定され、2項・3項一体として衆議院先議限定とされたことに強く反応した衆議院は、それまでの解釈（貴族院の修正の前提でもあった、第2項は衆議院先議法案限定という解釈）を覆して、第2項は当然参議院先議法案を含むとの解釈に転じた。そして、第3項の「法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない」を根拠として、国会法によって、参議院先議法案について参議院の両院協議会請求権を排除することで――衆貴両院の抜き差しならない対立と妥協を経て――そのことを明らかにした。しかし、このことは、衆議院先議法案限定という前提によって整理されていた、第3項の第2項に対する従属性を曖昧にするものでもあった。」[373]

制定過程においては以上のようないきさつがあったが、現在では、衆議院先議の法律案についての両院協議会（①、②）と、参議院先議の法律案についての両院協議会（③、④）とで基本的に扱いに差異はない。よって、上記7－1－1、7－1－2の各問題については、参議院先議の法律案についても妥当する。

以下、参議院先議の法律案に特徴的な問題点について検討する。

7－1－3－1　参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求（③）を拒否した上で、再議決できるか

憲法59条2項は、法律案が先に衆議院に提出され、そこで可決（修正可決を含む）されて参議院に送付された場合を主として眼中に置いているが、法律案が先に参議院に提出され、そこで可決（修正可決を含む）され、衆議院に送付され、さらに参議院に回付された場合にも、同項の適用があるかが問題となり得る。

すなわち、参議院が回付案に同意しなかった場合、衆議院は、（参議院が両院協議会を請求しなかった場合はもちろん、）たとえ参議院が両院協議会の請求（③）をしたとしても、それを拒否した上で、同項に基づき、3分の2の再議決を行うことができるであろうか。

（1）肯定説

参議院が回付案に同意しなかった場合、衆議院は、（参議院が両院協議会を請求しなか

---

373 白井［2013］244頁

った場合はもちろん、）たとえ参議院が両院協議会の請求をしたとしても、それを拒否した上で、同項に基づき、3分の2の再議決を行うことができる。国会法84条2項ただし書が、衆議院は参議院の両院協議会の請求を拒否できるとしたのも、この場合に再議決を採り得ることを前提としたものである[374]。

国会法制定時の議論でも、憲法59条2項について、「同条第2項は両院の議決が異なつた場合の衆議院の絶対性を規定したものでありまして、先議の場合と限る理由を発見することができません。参議院が先議をいたしまして衆議院に移された場合、衆議院がこれを修正して参議院に送り返した時に、参議院がこれに同意しなかつた場合は、同条第2項にいわゆる衆議院で可決し参議院でこれと異なつた議決をしたものということができるのであります。」[375]とされており、肯定説を採っているものと思われる。

この場合、再議決の対象となるのは、衆議院が修正可決した法律案、すなわち衆議院の回付案である[376]。

（2）否定説

憲法59条2項は衆議院先議の法律案を対象とした規定であって、参議院先議の法律案についてまで同項を拡張することはできない。よって、この場合には同項による衆議院の優越は適用される余地はなく、その法律案は不成立となると解するよりほかはない[377]。

（3）検討

（2）の否定説に対しては、内閣が法律案を提出する場合について考えると、それを先に衆議院に提出して可決されれば、たとえ参議院に異論があっても、同項の適用を受け、再議決できる可能性があるのに対し、たまたまそれを先に参議院に提出したときには、もはや同項の適用を受ける余地はなくなるというのは、均衡を失するし、同項が定める両院の議決が異なった場合の衆議院の絶対性が没却されてしまうとの批判がある[378]。

---

374 美濃部［1952］339頁、田上［1980］213頁、佐藤功［1984］762頁、木下、只野［2015］505頁

375 第91回帝国議会衆議院国会法案委員会議録第1回（昭和21年12月19日）7頁　衆議院書記官長大池眞君答弁。第92回帝国議会貴族院国会法案特別委員会議事速記録第3号（昭和22年3月18日）1頁　国会法84条2項の修正案提出者大木操君説明も同旨。

376 竹中・参議院総務委員会調査室［2009］365頁

377 林［1964］51頁、芹沢、市川、阪口編［2011］348頁（原田一明）

378 宮澤［1978］454頁

これに対し、否定説からは、この場合には、同じ会期中に同一の法律案を衆議院に改めて提出することができるものと解すべく、またそこに現憲法がいわゆる一事不再議の原則を明文で定めなかったことの理由が存すると解すべきであろうとする[379]。

しかしながら、その改めて提出された法律案が衆議院から参議院に送付された場合に、やはり一事不再議の原則に抵触するのではないかという疑念は拭えず[380]、（1）の肯定説が妥当であると解する。

7－1－3－2　参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求（③）を拒否した上で、自ら両院協議会を求める（④）ことができるか

（1）肯定説

国会法83の2第2項は、参議院の両院協議会の請求を衆議院が拒否した場合には、その議案を衆議院に返付することを定めている。この趣旨は、衆議院が、議案を保持した状態で両院協議会を開くことで、その後の協議の行く末によっては、再議決権を行使できるよう温存しておくことにある。国会法では、この両方の選択を認めていると解釈できる。

よって、参議院が両院協議会の請求をした場合でも、衆議院は、この参議院の請求を拒否した上で、今度は、自ら両院協議会を求めることができるものと解される[381]。これにより、衆議院は、両院協議会で成案が得られた後の先議権を確保することができる[382]。

---

379 鈴木［1953］151頁、黒田［1958］176頁、田上編［1968］469頁、清宮［1979］454頁、佐藤功［1984］760頁、樋口、佐藤、中村、浦部［1988］973頁、上田、浅野［1993］209頁。この考え方は、大日本帝国憲法39条が「両議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同会期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス」と規定していたのに対し、日本国憲法がこのような明文の規定を置かなかったのは、仮に旧憲法39条に対応するルールをあてはめるとすると、内閣提出の参議院先議の法律案が参議院で否決された場合には同一会期中に衆議院へ提出できず衆議院の優越が行使されないことになってしまい条文の整合性に問題を生じるためであると解している。なお、1－3－2（2）参照。

380 同旨、林［1964］51頁。また、否定説からの再提出論議については、参議院先議の法律案が送付された場合、「衆議院はただちに参議院の議決をふみにじる手続をとることができるが、議案を改めてはじめから衆議院に提出するということになれば、そこで可決されたら、さらにそれを参議院へ送付し、そこでもういちど否決されるまでは、衆議院はふみにじる手続をとることができない」ため、「議案をさきに参議院に提出することを認めることが全く無意味になつてしまう」との批判もある（宮澤［1948］186～187頁）。

381 林［1964］52頁、浅野一郎［1989］94頁、浅野一郎［1991］18頁、佐藤吉弘［1994］287頁、浅野一郎［2000］70頁、白井［2012］678頁、森本［2021］421頁

382 宮崎［1989］13頁

ただし、衆議院は、まず両院協議会の請求を選択した場合には、いずれの結論になるにせよ、両院協議会で決着が付くまでは再議決権を行使することは控えなければならない（7－1－1－3参照）。

（2）検討

本論点について、明確に否定説を採っている文献は見当たらないが、前述の、参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求を拒否した上で、再議決できるか否かの問題（7－1－3－1）とパラレルに考えることができ、再議決につき肯定説を採る以上、同様の理由でこの問題についても肯定することとなろう（なお、7－1－3－4参照）。

7－1－3－3　参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求（③）を拒否した上で、自ら両院協議会を求めることもできる（④）し、再議決もできるとした場合に、その先後関係はどうなるか

参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求（③）を拒否した上で、自ら両院協議会を求めることもできる（④）（7－1－3－2）し、再議決もできる（7－1－3－1）とした場合に、その先後関係はどうなるか。

（1）両院協議会を先行させるべきとする説

憲法59条2項の「出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる」とは、否決されたときは法律とならないことが確定することを意味するので、まずは両院協議会を先行させるべきであるとする[383]。

この説を採れば、衆議院は両院協議会を請求せずに再議決権を行使することはできないということになる。

（2）両院協議会を請求するか再議決をするか選択し得るとする説

衆議院先議の法律案について、衆議院が参議院の回付案に同意しなかった場合、あるいは参議院が衆議院の送付案を否決した場合と同様、衆議院は再議決をするか、両院協議会

---

[383] 浅井［1948］11頁、粕谷［1981］54頁

を求めるか選択し得る。

（3）検討

本件については、両院協議会を先行させるべきとする文献しか見当たらないが、参議院先議の法律案の場合と衆議院先議の法律案の場合とで条文上も区別はなく、結果を分けるべきでない。よって、衆議院先議の法律案の場合（1－3－2（1）参照）と同様、衆議院は再議決をするか両院協議会を求めるか選択し得る（（2）説）と解すべきである。

なお、これも衆議院先議の法律案の場合と同様、再議決を選択した以上、その後両院協議会を開くことはできない（7－1－1－4参照）。

7－1－3－4　参議院先議の法律案について、衆議院が請求した両院協議会（④）において成案を得られなかったとき、あるいは成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るか

この問題は、7－1－1－1の亜流である。

（1）否定説

憲法59条2項の「衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案」は、衆議院先議の法律案であるから、国会法の技術的操作によって、参議院先議の法律案についての両院協議会の成案を、衆議院が先に議するようにしても、この成案までも憲法59条2項の衆議院先議の法律案と言い得るかどうかは問題であるし、また、両院協議会の成案は、両院が可決しないときは廃案になるのであるから、衆議院は再議決すべき先議の法律案なるものを有していない[384]。

（2）肯定説

憲法59条2項の「衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案」という文言は、一見すると衆議院先議の法律案についてのみ規定しているようにも見えるが、衆議院の可決と、参議院のこれと異なる議決とは、必ずしも時の前後関係を前提としてい

---

[384] 黒田［1958］176頁

ると断言することはできない。

そう考えると、参議院先議の法律案でも、参議院で可決し、衆議院が参議院送付案を修正可決し、これを参議院に回付し、参議院が衆議院回付案に同意しない場合も、憲法 59 条 2 項が適用になる場合であると考えることができる。

よって、両院協議会が開かれた場合には、それがいずれの院が求めた（③、④）ものであろうと、すなわち成案がいずれの院の先議になった場合であろうとに、関係がなく、成案が不成立になった場合は、再議決が可能である[385]。

（3）検討

参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求（③）を拒否した上で、自分の方から両院協議会を求める（④）ことができるか（7－1－3－2）という問題で肯定説を採る以上、本件についても肯定説を採るべきこととなる。

なお、本件肯定説の理由付けは、次の 7－1－3－6 の肯定説の理由付けともなっている。

7－1－3－5　参議院先議の法律案について、衆議院が請求した両院協議会（④）において成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、あるいは（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るとする説を採った場合、その再議決の対象は、当初の衆議院の議決か両院協議会の成案か

両院協議会を開いても成案が得られなかったとき、再議決の対象となるのは当初の衆議院の議決（衆議院が修正可決した法律案、すなわち衆議院の回付案）である。

一方、両院協議会で成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、あるいは（成案について後議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院が再議決権を行使し得るとする説（7－1－3－4　肯定説）を採った場合、その再議決の対象を、当初の衆議院の議決と解するか両院協議会の成案と解するか。

（1）成案説[386]

---

385 鈴木［1953］巻末附表（一）（ロ）、浅野一郎［1991］16 頁、浅野一郎［2000］68 頁、白井［2012］678 頁、森本［2019］a:310 頁、森本［2021］401 頁

386 鈴木［1953］巻末附表（一）（ロ）

（2）当初議決説

（3）検討

この問題は、衆議院先議の法律案の場合（7－1－1－2）と同様に考えることができ、（2）の当初議決説を採るのが妥当であると解する。よって、再議決の対象となるのは当初の衆議院の議決（衆議院が修正可決した法律案、すなわち衆議院の回付案）である。

7－1－3－6　参議院先議の法律案について、参議院が請求した両院協議会（③）において成案を得られなかったとき、あるいは成案が得られても両院の意見が一致しないとき、成案が得られても（成案について先議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るか

この問題も、7－1－1－1の亜流である。

この問題は、両院協議会制度の性格をいかに考えるか、すなわち審査機関説をとるか起草機関説を採るかとも密接に関わってくるものと思われる（3参照）。

（1）否定説

国会法83条の2第2項は、参議院が請求した両院協議会が開かれた場合についての議案の返付については言及されていない。よって、この場合、議案は参議院が保持しており、衆議院に返付する規定がないので、議案を持たない衆議院は再議決をなし得ない。

参議院先議の法律案について、衆議院は、参議院の両院協議会の請求（③）を拒否した上で、自分の方から両院協議会を求める（④）ことができるか（7－1－3－2）という問題で肯定説を採るということは、裏返して言うと、衆議院が（議案の返付を受けずに）参議院の請求した両院協議会に応ずることは、再議決権を放棄したものと認定しなければならないことを意味する[387]。

この考えは、両院協議会を請求するためにも、その請求する議院が議案を保持していなければならないとする審査機関説と親近性が強い。

---

[387] 森本［2021］421頁

（2）肯定説

議案の返付規定は、いわゆる原案保持主義の統一的運用のために設けられているのであって、返付そのものは再議決のための要件とは言えない。よって、返付がなされなくとも再議決が妨げられることはない[388]。

この考えは、妥協案を作成するべき両院協議会には付託される案件がなく、よって議案の保持は不要とする起草機関説と親近性が強い。

（3）検討

この点について、議案の返付規定の有無を重視すれば否定説を採ることとなろう[389]。しかしながら、参議院が請求した両院協議会（③）の場合だけ、その後に衆議院が再議決できないというのは均衡を失する。議案返付の規定は、原案保持主義を明らかにするために、衆議院主導で昭和30年の第5次国会法改正で新設された後付け的なものであり、これを殊更重要視すべきではない。また、両院協議会の性質については、起草機関説を妥当と解する。よって、このような場合も衆議院は再議決権を行使し得る（（2）説）と考える。

7－1－3－7　参議院先議の法律案について、参議院が請求した両院協議会（③）において成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、あるいは（成案について先議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院は再議決権を行使し得るとする説を採った場合、その再議決の対象は何か

両院協議会を開いても成案が得られなかったとき、再議決の対象となるのは当初の衆議院の議決（衆議院が修正可決した法律案、すなわち衆議院の回付案）である。

一方、両院協議会で成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、あるいは（成案について先議の院である）参議院がその議決を行わないとき、衆議院が再議決権を行使し得るとする説（7－1－3－6　肯定説）を採った場合、その再議決の対象を何と解するか。この問題は、7－1－1－2、7－1－3－5の亜流であるが、この場合には成案の先議の院が参議院となっている点が異なっている。

---

388 原田［2009］191頁。なお審査機関説を採る鈴木も、結論としてはこの説を採っている（鈴木［1953］巻末附表（一）（ロ））。

389 白井［2012］678頁は、国会法84条は「参議院先議の法律案についても、衆議院による両院協議会の請求を介在として衆議院の再議決への道筋を付けた」としており、理由を明示してはいないが否定説を採っているものと思われる。

（1）修正可能説（7－1－3－5成案説の変形）

成案は参議院から審議されるため、衆議院は参議院が可決した成案を否決した（両院の意見が一致しないとき）、あるいは成案について議決できない（参議院が成案の議決を行わないとき）という状況にあるのだから、成案を再議決の対象とすることはできない。よって、衆議院は当初議決（衆議院が修正可決した法律案、すなわち衆議院の回付案）について再議決することができる[390]。

ただし、この③の両院協議会の場合と④の場合（7－1－3－5）とで不均衡を生じるので、この③の場合には、衆議院は、当初議決を成案のように修正可決することも自由であるとする[391]。

（2）当初議決説

衆議院先議の法律案の場合（7－1－1－2）と同様に考えることができる。

（3）検討

衆議院先議の法律案の場合（7－1－1－2）と同様に考えることができ、（2）の当初議決説を採るのが妥当であると解する。（1）説のように、衆議院が再議決する際に成案のように修正可決することを認めることは、憲法59条2項の想定している再議決の範囲を逸脱するものであり、また、成案は修正できないとする国会法93条2項の趣旨にも反しており、認められない。

7－2　予算についての両院協議会

予算についての両院協議会で生起され得る問題は、憲法61条、国会法85条1項で予算の場合に準じている衆議院先議の条約についても同様に生起され得るので、まとめて論じることとする。

7－2－1　予算について、両院協議会において成案を得られても両院の意見が一致しな

390 鈴木［1953］巻末附表（一）（ロ）（なお、鈴木は修正可能かどうかには言及しておらず、当初議決で再議決できるとしている）、佐藤功［1984］763頁
391 鵜飼［1947］249頁、宮澤［1948］179頁

いとき、国会の議決となる「衆議院の議決」とは、当初の衆議院の議決か両院協議会の成案か

両院協議会を開いたが、協議の結果、成案が得られなかったときは、当初の衆議院の議決が国会の議決となり、予算として成立する。また、両院協議会で得られた成案を衆議院が否決したときも、当初の衆議院の議決が国会の議決となり、予算として成立する。これらについては争いはない。

予算について、両院協議会で得られた成案を衆議院が可決し参議院がこれを否決したとき、国会の議決となる「衆議院の議決」（憲法60条2項）とは、当初の衆議院の議決か両院協議会の成案か。

（1）成案説（審査機関説）

両院協議会の成案を衆議院が可決したのであるから、最も新しい衆議院の意思を尊重しなければならない。また、このように解さないと、両院の意見の一致を図るべく両院協議会で成案を得たという意味を失わしめることになる[392]。

（2）当初議決説（起草機関説）

法律案の場合と同様に、参議院の不同意によって成案は廃案とされたのだから、当初の衆議院の議決が国会の議決となる[393]。

（3）検討

この問題は、法律案について、両院協議会で成案が得られても、両院の意見が一致しないとき、衆議院が再議決権を行使した場合の再議決の対象は何かという問題（7－1－1－2参照）とパラレルに考えることができる。また、両院協議会は、両院の議決の異なった部分について調整し、妥協案を作成する機関であって、案件を付託されて審査するもの

---

392 宮澤［1948］181頁、鈴木［1953］475頁、佐藤功［1955］354頁、林［1964］56頁、粕谷［1988］226頁（予算の場合）・230頁（衆議院先議の条約の場合）、宮崎［1989］39頁

393 法学協会［1954］930頁、黒田［1958］178頁、宮澤［1978］466頁、佐藤功［1984］771頁、松澤［1987］613頁、樋口、佐藤、中村、浦部［1988］960頁、小島［1990］a:260頁、小島［1990］b:45頁、浅野一郎［1991］20頁（予算の場合）・24頁（衆議院先議の条約の場合）、樋口、佐藤、中村、浦部［1998］148頁、浅野一郎［2000］72頁（予算の場合）・76頁（衆議院先議の条約の場合）、小林、芹沢編［2006］305頁（阪口正二郎）、辻村［2012］406頁、小村［2016］253頁、森本［2019］a:299頁

ではなく、そこで決定された成案は、本来の議案とは別個なものであると考えるので、(2)の当初議決説が妥当であると解する。

7－2－2　自然成立と両院協議会の関係

7－2－2－1　憲法60条2項後段の「参議院が……30日以内に、議決しないとき」の期間の到来

衆議院が（内閣が提出した）予算を議決し参議院に送付して（「参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後」）以降の時の流れは次のようになる。

ａ参議院が審議し、衆議院と異なった議決（修正あるいは否決）をする

ｂ衆議院において参議院の回付案に同意しなかったとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は両院協議会の開催を求める

ｃ両院協議会で協議を行い、成案を得る

ｄ成案につき衆議院で議決し参議院に送付する

ｅ成案につき参議院で議決する

これらの時期と「参議院が……30日以内に、議決しないとき」との関係がどのようになるのかが問題となる。

まず、参議院が審議し、衆議院と異なった議決（修正あるいは否決）をするまでの間（参議院受領～上記ａ）に「参議院が……30日以内に、議決しないとき」の期間が到来した場合については、当初の衆議院の議決が「国会の議決」となることに争いはない。

参議院で衆議院と異なった議決をしたが未だ両院協議会を開くに至っていない間（ａ～ｂ）、両院協議会が開かれている間（ｂ～ｃ）、成案についての両院における議決がなされない間（上記ｃ～ｄ、ｄ～ｅ）に「参議院が……30日以内に議決しないとき」の期間が到来した場合について、明確に場合分けして論じたものはなく、多くの文献はｂ～ｃあるいはｄ～ｅについてのみ言及している。よって、ここでもｄ～ｅから検討することとする。

7－2－2－2　成案を衆議院で議決し参議院に送付したが、参議院がこれを議決しない間（ｄ～ｅ）に「参議院が……30日以内に、議決しないとき」の期間が到来した場合

成案を衆議院で議決し参議院に送付したが、参議院がこれを議決しない間（ｄ～ｅ）において、憲法60条2項後段の「参議院が……30日以内に、議決しないとき」の期間はいつから計算されるのか。

また、法定期間が経過したときに「国会の議決」となるのは、当初の衆議院の議決か両院協議会の成案か。

（1）憲法60条2項後段の「議決しないとき」に当たるとする説

憲法60条2項後段の「議決しないとき」とは「最終的な態度決定としての議決をしないとき」であると解し、この議決には成案についての議決をも含むと考え、よって、この場合にも憲法60条2項後段の適用があると解する。

（1－1）成案受領の日から計算するとする説・成案説

内閣が提出し衆議院が議決した予算（当初議決）だけではなく、両院協議会の成案で衆議院が可決したものも「衆議院の可決した予算」と解することができる。よって、衆議院が成案を可決し、参議院がその可否を議決しないときは、参議院が衆議院の可決した成案を受け取ったときから改めて30日の期間を経過したときに、「衆議院の議決」が「国会の議決」となる。このとき「国会の議決」となるのは、衆議院が可決した成案である[394]。

この説は、憲法の趣旨は、予算を速やかに成立せしめるべきことだけでなく、両院の議決の不一致を調整せしめ、一致した議決をもって国会の議決とすることにもあるとし、30日間の期間は単なる便宜であって絶対視すべきでなく、両院協議会が開かれたときには当初の30日の期間はご破算となるとしている。

（1－2）送付案受領の日から計算するとする説・当初議決説

参議院が両院協議会の成案を当初議決（内閣が提出し衆議院が議決した予算）の受領の日から数えて30日以内に議決しないときは、「衆議院の議決」が「国会の議決」となる。成案は両院で可決されなければ廃案となるのであるから、このとき「国会の議決」となる「衆議院の議決」は、当初議決である[395]。

---

394 宮澤［1948］181頁、小島［1990］b:42頁

395 法学協会［1954］930頁、黒田［1958］178頁、水木［1956］532頁、林［1964］56頁、佐藤功［1984］770頁、樋口、佐藤、中村、浦部［1988］980頁、樋口、佐藤、中村、浦部［1998］148頁、辻村［2012］406頁。宮澤［1978］466頁は、「すでに衆議院がその成案を可決している以上、最近の衆議院の意志を尊重するという意味で、両院協議会の成案を可決した衆議院の議決を、ここにいう「衆議院の議決」と見る」こともできなくはないが、やはり、法律案の場合と同じように、両院協議会の成案は、両院の賛成が得られないときは廃案になると見るべきであるとしている。

（2）憲法60条2項後段の「議決しないとき」に当たらず、憲法及び国会法規上会期終了までこれを救う方途がないとする説

参議院が、内閣が提出した予算について衆議院が行った議決（当初議決）に対して異なった議決をした以上、「参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、……議決しないとき」とは言えず、憲法60条2項後段は適用し得ないとする[396]。よって、このような事態については制度的な担保がなく、予算の不成立もやむを得ないこととなる。

ただ、特に参議院がいたずらに時を過ごすことによって、衆議院の優越を働かす機会を失わせることは、自然成立を認める憲法の趣旨にも反することになり、衆議院に何らかの対抗策を留保する必要がある。明文の根拠なしにいかなる手段が採り得るのかが問題として残る。

（2－1）合理的に相当な期間が経過したときは衆議院が可決した成案が「国会の議決」となると解する説（成案説）

衆議院としてはあくまで当初の議決が優れていると考えれば成案を否決することにより自己の意思を貫徹しうる立場にあるから、それにもかかわらず成案に賛成したとすれば、成案の方でも自己の欲する政策が実現できると考えたからと解すべきであろう。他方、参議院の方では自己の欲する案に衆議院が賛成しない限り、当初の送付案と成案のいずれかを選択する以外にない。当初の送付案のほうがましであると考えれば、成案を否決すればよい。故に、参議院が成案につき態度を表明しない場合は、少なくとも当初の送付案のほうがましであるとは考えていないと解してよい。そうだとすれば、成案を「国会の議決」とみなすのが妥当ということになる[397]。

（2－2）合理的に相当な期間が経過したときは当初の衆議院の議決が「国会の議決」となると解する説（当初議決説）

---

396 鈴木［1953］475～476頁、小島［1990］a:253頁。その他の理由としては、憲法60条2項後段の「又は」との文言は、二者択一の意味で使用されていること、同条同項の沿革を見ると、後段部分の不作為要件は当初のマッカーサー草案、憲法改正草案要綱にはなく、後に付け加えられており、もし立法者意思が「30日」を全体にかけるものであったなら、冒頭に持ってくるはずであること、が考えられる。

397 鈴木［1953］476頁、今野［1985］153頁、有倉、小林編［1986］214頁（高橋和之）

両院協議会の成案は各院で早急に処理すべきものであり、その審議を行うための合理的に相当な期間が経過したときは憲法 60 条 2 項前段の「意見が一致しないとき」となり、当初の衆議院の議決が「国会の議決」となる[398]。

この説によると、期間限定について明文の規定は置かれていないが、参議院の意思によって衆議院の優越を無に帰せしめることは排除されなければならず、そのために必須の措置であるとされる[399]。この合理的に相当な期間とは、成案について可否を決するについて合理的に相当な期間であるからさほど長い期間ではなく[400]、客観的に限定することが可能であり、かつ、衆議院の優越を確保する必要があるため、この点は衆議院が認定できると解すべきであるとする。

（3）検討

この問題は、法律案についての両院協議会で、両院協議会の成案を衆議院が可決し参議院に送付したにもかかわらず、参議院が議決しないとき、みなし否決の期間はいつから計算されるのかという問題（7－1－2－1）とパラレルに考えることができる（7－1－1－2とも関連する）。

（1－1）説では、予算成立の時期を著しく遅らせるおそれが強く、予算について衆議院に強い優越を定めた趣旨を没却することとなり、採り難い。

一方、（1－2）説は、衆議院の優越を基本としながらも、できる限り両院の調整を図るのが両院協議会の使命と見るもので、予算の不成立又は成立の遅延が及ぼす重大な支障と参議院の審議時間の確保との要請の調和点として 30 日間の期間を限った趣旨とを考慮すると、相当の合理性があるものと考えることができる。

しかしながら、（1）説では、憲法 60 条 2 項前段の「異なった議決」と後段の「議決

---

398 松澤［1987］613 頁、浅野一郎［1989］96 頁、浅野一郎［1991］21 頁（予算の場合）・25 頁（衆議院先議の条約の場合）・27 頁（参議院先議の条約の場合）、浅野一郎［2000］73 頁（予算の場合）・77 頁（衆議院先議の条約の場合）・79 頁（参議院先議の条約の場合）、浅野、河野［2014］22 頁、森本［2019］a:298 頁（予算の場合）・300 頁（参議院先議の条約の場合。なお、当初議決説を採っていることは明らかであるが、（1－2）説なのか（2－2）説なのかは明らかではない。）、森本［2021］401 頁

399 森本［2021］401 頁

400 なお、松澤［1987］613 頁は「参議院が衆議院の可決した成案を受け取ったときからあらためて 30 日の期間を経過したとき」とし、「予算の成立は大幅に遅延することとなるが、両院の意思の対立がそれだけ重要な政治的意味をもつものということができようから、この面の評価を軽視するべきではない。」としている。

しないとき」につき、前者の「議決」は「予算（本来の議案）についての議決」であり、後者の議決は、最終の態度決定の議決として「本来の議案」のほか「成案についての議決」も含むというように、同一条文中の同一文言を異なった意味のものとして解することとなり、また、両院協議会を開いて両院の意思を調整しようとする憲法の要請を無視することともなる[401]。また、憲法 60 条 2 項の「又は」との文言は二者択一の意味で使用されていると考えられる。さらに、憲法 60 条 2 項の沿革を見ると、後段の「議決しないとき」という不作為要件は後に付け加えられており、もし立法者意思が「30 日」を全体にかけるものであったのなら、冒頭に持ってくるはずである。（2）説の言うように、一たび参議院が当初議決に対して異なった議決をした以上、「参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、……議決しないとき」とは言えず、憲法 60 条 2 項後段は適用し得ないと解すべきであろう。

しかしながら、成案は両院で可決されない限り廃案となるのであるから、参議院が成案を議決していない段階では、（2－1）説のように成案を国会の議決とすることはできない。

（2－2）説のように、合理的に相当な期間が経過したときは憲法 60 条 2 項前段の「意見が一致しないとき」となると解することができ、当初の衆議院の議決が国会の議決となると解する[402]。こう解することが、両院協議会において両院の意思の調整を図ろうとする要請と予算を速やかに一定の期間内に確実に成立させようとする要請とを調和せしめることになる。ただし、合理的に相当な期間が経過したとする衆議院の認定については、議院として認定するのか、議長が認定するのかという問題が生じうる。また、合理的に相当な期間が経過したとする衆議院の認定の当否については、次の総選挙の機会に有権者によって判断されるということになるであろう。

7－2－2－3　両院協議会において協議中（b～c）に「参議院が……30 日以内に、議決しないとき」の期間が到来した場合

両院協議会が開かれている間（b～c）において「参議院が……30 日以内に、議決しな

---

401 浅野一郎［1991］21 頁

402 合理的な相当期間が経過したにもかかわらず参議院が議決しないことを衆議院が認定し、その旨を参議院に通知することで、以後、参議院は議決できなくなる（森本［2019］a:301 頁）。

いとき」の期間はいつから計算されるのか[403][404]についても、ｄ～ｅの場合（７－２－２－２）とパラレルに検討することができるのではなかろうか[405]。よって、以下の説番号もこれに対応することとする。

本問題は、ねじれ国会（第２期）中の第118回国会で平成２年度予算の審議の際に特に問題となった。予算が参議院に送付されてから、あえて 30 日目のぎりぎりの段階で参議院が否決ないし修正議決すれば、そこから両院協議会が始まることとなり、その両院協議会において協議中に 30 日を経過したとしても、自然成立はしないのではないか、という議論であり、当時の野党・日本社会党が審議引き延ばしの方策として検討したものであった。一方、与党・自由民主党は、予算成立の遅延は許されないというのが憲法の考え方であり両院協議会の最中でも30日を経過すれば自然成立をするという立場を採っていた[406]。

---

[403] 第183回国会（平成25年）の平成二十五年度一般会計予算外２件は、参議院において、受領した日から30日目に否決され、同日、両院協議会が開催され、１日で終了した。また、同様に、第171回国会（平成21年）の第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）は、参議院において、受領した日から30日目に不承認となり、同日、両院協議会が開催され、１日で終了した。これらの事例において、もし両院協議会が１日で終了しなかったとすると、両院協議会で協議中に30日の期間が経過した場合において自然成立（承認）の規定が適用されるのか問題になるところであった。

[404] この問題について、国会で議論されたことがある。平野貞夫参議院議員の「憲法の解釈上の問題についてお伺いしたいと思いますが、御指摘になりました衆議院の再議決の問題、あるいは予算、条約の自然成立の場合、両院協議会が始まればもう自然成立というのはないんだという憲法の一方の解釈と、再議決の場合に60日の期間の計算ございますが、いや、両院協議会が始まったら、30日なり60日過ぎたら何をやろうともう再議決もできるし自然成立になるんだという、憲法上、この意見の学者の先生方の対立があって、院の解釈もいろいろあるわけなんですが、こういうことが極めて不整備なんですよ、現憲法は。そういう意味でも、これはやっぱり国家意思の決定についての最高の機関ですので、学説に異説があったり、あるいは両院の判断に異論があるというのは正常な政治運営できなくなるもとだと思いますが、その辺について、解釈そのものと、ここはやっぱりきちっと整備しておくべきではないかということについての御意見を。」との問いに対し、参考人中村睦男君は「このあたりは、やっぱり学説でも、結局は実務でやっていることをそのどちらかの立場に立つというような形になっているものですから、明確にどちらの立場の方がいいんだという、こういうのは学説としても十分議論されていませんし、結論がないということになっております。そうしますと、何らかの形にはきちんと決めておくということはやっぱり必要ではないかというふうに考えています。」と答弁している（第151回国会参議院憲法調査会会議録第４号（平成13年３月14日）11頁）。

[405] 両院協議会で協議中の場合（ｂ～ｃ）と、成案ができてからの場合（ｄ～ｅ）とでは、状況・場面が異なるとする考え方も成り立ち得るので、必ずしもパラレルに検討する必要はないという考え方もあり得るところである。

[406] 産経新聞　平成２年５月13日付朝刊。結果として、29日目に参議院が否決し、同日、両院協議会が開催され、１日で終了した。なお、当時の自由民主党幹事長は小沢一郎氏であったが、報道によると、ねじれ国会第４期において、今度は野党・民主党代表となった小沢氏が、

なお、この問題の派生系として、両院協議会が不正常なかたちで終了ないし中断している状態のもとで「参議院が……30日以内に議決しないとき」の期間が到来した場合に自然成立が認められるかということも問題となり得る[407]。これは、法律案の場合の「憲法59条3項の両院協議会が不正常なかたちで終了ないし中断している状態のもとで、同条2項に基づく再議決が可能か」という問題（7－1－1－3）と同様の問題である。

（1－2）説

この説からは、内閣が提出し衆議院が議決した予算（当初議決）が参議院に送付された時点から30日経過すれば、自然成立することとなる[408]。

政府側は、この問題が国会で問われた際に、「異なった議決をした場合にはいわゆる国会法で両院協議会というものがございまして、そこでの協議の結果を待つということでございますが、なお30日以内ということで従来扱われているものと承知しております」と答弁している[409]。これは、憲法60条2項で前段と後段が並んでいることの意味を特に重視し、前段を解釈する場合にも、30日というタイムリミットがあると読み込むとする考え方である。予算の早期確定の要請を重視し、状況の如何を問わず、衆議院が送付した後30日の経過によって自然成立となるとするものである。

（2－2）説

一転、逆の立場で、両院協議会の最中には自然成立はしないとして、両院協議会に持ち込み、議論を長引かせることを考えていたと報じられた（「予算自然成立阻止へ奇策」朝日新聞　平成21年1月22日付朝刊、読売新聞　平成21年1月28日付朝刊。伊藤［2011］149頁）。第169回国会で審議された平成20年度予算、第171回国会で審議された平成21年度予算は、いずれも29日目に参議院が否決し、同日、両院協議会が開催され、1日で終了した。

407 今野［1994］61頁

408 国会法規研究会［2000］e:90頁は、「両院協議会が開かれている間については、議決しないときと評価することには、無理があるものと思われる。とすれば、このような場合に限ってはいわゆる自然成立はしないと解することも考えられるが、両者の違いをどう説明するか、依然として難問である。」としている。一方、白井［2013］244頁は、そもそも憲法59条2項・3項の制定過程に鑑み、両院協議会は衆議院の議決の優越の下位にあるものと解すべきことから、「「参議院で衆議院と異なつた議決をした場合」が「……30日以内に、議決しないとき」の拘束を受けること、例えば、両院協議会の結論が出ないまま衆議院送付後30日目を経過すれば、予算が成立したと判断することは当然のことである」としている。

409 第123回国会参議院予算委員会会議録第1号（平成4年3月16日）2頁　内閣法制局長官工藤敦夫君答弁。なお、暫定予算の期間について本予算が衆議院を通過して30日後を目途に設定されている根拠として、この説を前提とした答弁がなされたことがある（第118回国会参議院予算委員会会議録第9号（平成2年5月18日）20頁　大蔵大臣橋本龍太郎君答弁）。

この場合は、予算について、衆議院が可決し、参議院が修正可決又は否決している場合であるから、参議院が「議決しない」場合ではなく、憲法60条2項後段は適用がないと解すべきで、むしろ「参議院で衆議院と異なった議決をした場合」（同条同項前段）に該当し、そのために両院協議会が開かれ協議がなされている。よって、自然成立はしない[410]。

本説は、両院協議会が合意成立に向け現に協議中であるということを重視するものであり、両院協議会の協議はなお継続し、意見が一致しないこととなったとき、又は合理的に相当な期間が経過した（と衆議院が認定した）ときに[411]、両院協議会を開いても意見が一致しなかったときとなり、当初の衆議院の議決が国会の議決となる[412]。こう解することが、

---

410 「憲法60条の解釈については、参院法制局が昭和54年3月、木村睦男参院議院運営委員長（当時）に対し、「参院が修正可決して衆院に回付した場合、両院協議会を開く前、または協議中に30日が経過しても予算が成立することはないと解する」との見解を示しており、参院側では、この考えが定着している。」（読売新聞　平成4年3月17日付朝刊）。この考えは、憲法60条の条理上、参議院が予算を否決又は修正議決した以後においては、30日の経過による衆議院優越の規定の適用はないと解釈するものである。同旨、浅野一郎［1991］22頁（予算の場合）・25頁（衆議院先議の条約の場合）・28頁（参議院先議の条約の場合）、浅野一郎［2000］74頁（予算の場合）・77頁（衆議院先議の条約の場合）・79頁（参議院先議の条約の場合）、浅野、河野［2014］22頁、179頁（これらは参議院法制局職員の著作）。なお、平成20年度一般会計補正予算（第2号）外1件両院協議会に際し、参議院のある会派の国対委員長から「解釈上、両院協議会が続いている間は、30日過ぎても成立はしないと考える。ついては、事務局に見解は求めない。あくまで我々の考えであることを言っておく。」との意見表明が事務方にあったようである（松本［2022］5頁）。

一方、元衆議院事務局職員であった平野貞夫参議院議員は「衆議院と参議院の法制局は、〔参議院が〕異なった議決をすればもう自然成立はないという意見なんですよ。……意地悪いのがいて、永遠に両院協議会で結論を出さなかったら予算は成立しないという。……私はそのときに委員部長だったんですが、両院法制局がそういう見解出すなら、私は、予算委員会の運営に、運営もたぬと、こう言いましたら、じゃ解釈変えようということになりましてね。そういう問題が起こったら前の解釈を変更するという段取りまでできていたんですが、幸い、当時の参議院野党が賢明で、そういう事件は起こらなかったんです。」（〔〕内は筆者）（第159回国会参議院憲法調査会二院制と参議院の在り方に関する小委員会会議録第1号（平成16年3月12日）9頁）と発言しており、これは、両院協議会の協議中でも予算の自然成立があり得るとの主張（（1－2）説）であると思われる。実際、参議院受領後30日目に両院協議会が開催された第183回国会（平成25年）の平成二十五年度一般会計予算外2件に関して、衆議院の事務方から参議院の事務方に対し、「衆議院は、両院協議会の開会にかかわらず、期間の経過により予算が自然成立するものと解釈する。もし、両院協議会が午後11時を過ぎても続くようであれば、衆議院の協議委員は両院協議会から引き揚げる」旨の連絡があったとされる。これは、衆議院側が、平野議員の言うとおり政府側と同様の立場（（1－2）説）を採ることに転じ、参議院側の（第171回国会の平成20年度第2次補正予算両院協議会のような）引き延ばし戦術を封じようとしたものと思われる。

411 「憲法が予算について衆議院に強い優越を認めた趣旨を没却させてはならず、……両院協議会が延々と続くことを阻止するような方策は講じる必要があろう」（森本［2010］124頁）。

412 「協議会は話し合って妥協の道を探るために開くもの。時効を止めるために使うのは違う

両院協議会を開いて両院の意思の調整を図ろうとする要請と、予算を速やかに一定の期間内に確実に成立させようとする要請とを調和せしめるものである。

（3）検討

参議院が議決しない場合（7－2－2－2）については、議決できるのにもかかわらず議決をしないのであるから、憲法60条2項後段の「議決しないとき」に当たるとする（1）説を支持し易いものの、両院協議会において協議中の場合については、「議決しないとき」と評価するのは無理がある[413]。よって、（2）説のように考えるべきであり、本場合については（2－2）説が妥当であろう。

7－2－2－4　上記以外の間（a～b、c～d）に「参議院が……30日以内に議決しないとき」の期間が到来した場合

これらについては、d～e、b～cの場合（7－2－2－2、7－2－2－3）とパラレルに検討することができるものと思われる[414]。

7－3　条約についての両院協議会

衆議院先議の条約について、予算と同様な問題が生ずるが、7－2で説明したので省略し、条約について特有の問題点についてのみ検討する。

7－3－1　参議院先議の条約にも憲法60条2項の規定が準用されるか

予算と異なり、条約には参議院先議の場合もあり得るが、このような参議院先議の条約にも憲法60条2項の規定が準用され自然承認となるかが問題となる。

衆議院先議の条約の場合は、衆議院の送付案を参議院が受け取った後、国会閉会中の期

のではないか」（飯尾潤　朝日新聞　平成21年1月22日付朝刊）

413 国会法規研究会［2000］e:90頁。なお、同書は、（1）説を採った上で「このような場合に限ってはいわゆる自然成立はしないと解することも考えられる」とする説も提起するが、d～eとb～cの「両者の違いをどう説明するか、依然として難問である。」とし、また、（2）説を採った場合には、b～cの場合には「両院協議会の打ち切りということも考えられようが、……打ち切りの当否の問題を避けることはできず、成案の議決がない場合には明文の根拠なしにいかなる手段がとり得るのかが問題として残り、この説をとることについて、なお躊躇せざるを得ない。」とし、結論を留保している。

414 国会法規研究会［2000］e:89頁は、a～bについて、b～c（7－2－2－3）と同様であろうとしている。

間を除いて30日以内に議決しないときは、当初の衆議院の議決が国会の議決となることに問題はない。参議院先議の条約の場合には、「参議院が衆議院が修正可決した条約締結承認の議案を受け取った後」と読み、衆議院回付案を参議院が受け取った後30日以内に、参議院が議決しないときは、衆議院回付案にかかる衆議院の議決を国会の議決とすることになると解することができるであろうか。

（1）肯定説

憲法60条2項が準用され、衆議院回付案にかかる衆議院の議決が国会の議決となる[415]。

（2）否定説

憲法60条2項後段の規定は、衆議院先議の条約の締結承認についてのみ適用されるものであり、参議院先議の条約の締結承認については準用されない。すなわち、参議院先議の議案については衆議院の優越は認められない[416]。

（3）検討

憲法及び国会法規は、条約に関して、衆議院先議の場合と参議院先議の場合とで何ら扱いを変えていない。参議院先議の場合について、衆議院の優越を否定すべき合理的な理由はない。また、条約は単なる国法形式であるよりは、むしろ国際法形式であり、なるべく速やかにその効力を確定することが、国際関係から言っても望ましい。

よって、衆議院先議の条約の場合と同様、参議院先議の条約の場合にも憲法60条2項の規定が準用され自然承認となると見る（1）説が妥当である。（2）の否定説のように衆議院の優越を認めないというのであれば、実質的な理由を挙げる必要があるが、見当たらない。

ただし、衆議院が参議院の送付案を否決して両院協議会を開き（⑧）、両院の意見が一致しない場合には、衆議院の議決には積極的内容は含まれないので、憲法60条2項の規定を準用して衆議院の議決を国会の議決とする実益はない。この場合は、両院の議決がなく国会の承認が得られなかったと解すれば足りる。

---

415 宮澤［1978］517頁、浅野一郎［1991］27頁、浅野一郎［2000］79頁、竹中・参議院総務委員会調査室［2009］365頁、森本［2019］a:300頁
416 林［1964］58頁

7－3－2　両院協議会の役割と国会の条約修正権の関係

条約の承認に関し、参議院が衆議院と異なった議決をした場合、両院協議会は任意的でなく必要的であるが、そのことに期待される実質的意味は、条約の承認権を持つ国会が修正権を持つと考えるか否かによって、違ってくる[417]。両院協議会は、両院の意思がくいちがっているときに、できるだけその一致を図るために開かれるのであるが、両院の意思の妥協調整を試みる余地の大きさが、それによって変わってくるからである。

（1）国会の条約修正権否定説

政府は「条約は、憲法上その締結権が内閣にあり、国会の権限は条約締結を承認するか否かに限定されているのだから、修正することはできない。もし国会が一部修正しなければ承認できないと考えるのであれば不承認と議決するのが筋である」としており[418]、多くの学説も、条約について国会は承認か不承認かの議決をすることしかできないとする[419]。この説からは、条約の承認に関して両院協議会が果たしうる両院間調整機能は、極めて小さいこととなる。

この説からは、国会法 85 条が条約の「回付」に言及し、後議の議院が先議の議院の送付案を修正することができると思わせる定め方をしていることは、そもそも適切でないとされる[420]。

（2）国会の条約修正権肯定説

---

417 樋口、佐藤、中村、浦部［1988］982 頁、樋口、佐藤、中村、浦部［1998］151 頁、小林、芹沢編［2006］306 頁（坂口正二郎）、辻村［2012］407 頁

418 第 34 回国会衆議院日米安全保障条約特別委員会議録第 2 号(昭和 35 年 2 月 19 日)2 頁　内閣法制局長官林修三君答弁。同旨、第 16 回国会衆議院外務委員会議録第 22 号（昭和 28 年 7 月 29 日）17 頁　外務省条約局長下田武三君答弁。

419 水木［1963］646 頁、田上［1980］214 頁、小嶋［1987］378 頁

420 政府が、国会法 85 条が適用され得る場合として想定しているのは、可分である複数の条約を 1 つの承認案件としている場合にその一部の条約についてだけ承認する場合（第 19 回国会衆議院議院運営委員会議録第 4 号（昭和 28 年 12 月 23 日）2 頁　内閣法制局長官佐藤達夫君答弁、第 50 回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第 2 号（昭和 40 年 10 月 25 日）9 頁　内閣法制局長官高辻正巳君答弁）と、内閣が留保を付して承認することを求めてきた場合に留保を付さないで承認する場合（第 87 回国会衆議院外務委員会議録第 7 号（昭和 54 年 4 月 26 日）8 頁　外務省条約局外務参事官山田中正君答弁）であると思われる。

憲法61条が両院協議会を要求しているということは、両院の意思が一致しない場合に、できる限りその一致を図ることを期待しているのであるから、国会が条約の承認に当たって原案に修正を加えて承認することができるとする説[421]からは、両院協議会の役割は、それだけ大きくなる。国会は、この国会の条約修正権肯定説を採っているものと思われる[422]。

この説からは、国会法85条が条約の「回付」に言及し、後議の議院が先議の議院の送付案を修正することができるとしているのは当然であるとする。

（3）検討

国会に条約修正権があるか否かについては、一大論点であるので、ここでは言及しない。ただし、多数説は、これを否定している（（1）説）[423]。

しかしながら、憲法61条が条約について両院協議会の制度を定めているのは、条約を一院が承認し他院が承認しなかった場合とともに、一院が無修正で承認し他院が修正した場合のあることを前提にしていると言え、国会法85条はこの憲法の趣旨を受けた規定であると解される。よって、（2）の肯定説が妥当ではなかろうか[424]。ただし、同説を採ったとしても、「修正」の意味をどこまで理解するかに応じて、中間的所説が幾つもあり[425]、その度合に対応して、両院協議会に期待される役割が、あるいは大きく、あるいは小さくなる。

（2）の肯定説を採るといっても、条約は法律の制定手続や予算の議決といった純粋な国内的行為とは異なり、相手国があることを前提とする国家行為であることを考えれば、両院協議会の役割も限定的に解さざるを得ない[426]。しかしながら、「条約の各条項が可分

---

421 佐藤功［1984］896頁、773頁

422 「国会が、条約の問題について両院の意見が合わぬときには、そこに具体的な意見をつき合わせて、そうして妥協案を成立させる、すなわち、条約の政府原案、あるいはその他、出されました原案に対して、そこに修正点を見出し、そして修正議決をすることに達するような努力をしろということで、協議会を開けということを憲法第60条は命じておる、こういう当然の帰結になりませんか。」との質疑に対して、衆議院法制局長西澤哲四郎君は「具体的の場合におきまして、それが修正という形になって現われることもあるかと考えます。それ以外の形になって現われるようなこともあるのではないかというふうにも想像もされますが、やはり修正ということが考えられると思っております。」と答弁している（第34回国会衆議院議院運営委員会会議録第26号（昭和35年4月20日）3頁）。

423 中内［2012］13頁

424 田中正巳［1963］139頁、杉原編［2008］802頁

425 田岡［1960］15頁

426 芹沢、市川、阪口編［2011］353頁（原田一明）

的な場合には、部分的な承認ということもあり得るであろうし、また、内閣が条約を締結（批准または署名）するに際して一定の留保を附すべきことを内閣に対する附帯的希望意見として議決することもあろうから、両院協議会を開くことがかならずしもまったく無意味であるというわけではあるまい。」[427]とする見解があり、傾聴に値する[428]。

７－４　内閣総理大臣の指名についての両院協議会

７－４－１　両院協議会において両院の指名した者以外の第三者を議題に供し得るか

内閣総理大臣の指名について両院の議決が異なった場合は、両院の議決が全面的に異なるのであって、一致する部分はない（３－２－10、４－13－６）[429]。この内閣総理大臣の指名についての両院協議会において、両院が指名した者以外の第三者を協議の対象とすることはできるか、すなわち、甲議院はＡを指名し、乙議院はＢを指名したとき、両院協議会においてＣを成案として指名することができるかが問題となる。

この点につき、両院の先例はいずれも否定している。すなわち、衆議院の先例は「内閣総理大臣の指名についての両院協議会においては、各議院で指名した以外の者を議題とすることができない。」（衆先 480）とし、その説明文で「内閣総理大臣の指名についての両院協議会においては、両院協議会規程第８条の規定によって、各議院で指名した以外の第三者を議題とすることができない。」としている。また、参議院の先例も「内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とする」（参先 428）とし、その説明文で「内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とし、他の者を議題とすることができない。」としている（参委先 391 も同様）。

これに対し、学説は、否定、肯定の両説に別れている。

---

427 宮澤［1978］469 頁

428 森本はより積極的に解しており、「国会による修正は、条件付きの承認との意味で認めてよいと考える。その条件は、外交交渉をやり直して修正内容のとおりに相手国を受諾させることであり、それが満たされなければ条約締結は承認されなかったこととなる。内閣には、その内容による締結義務はなく、不承認と受け止めて批准を断念することも可能である（第 87 回国会衆議院外務委員会議録第７号（昭和 54 年４月 26 日）８頁〔山田中正政府委員の答弁〕。）。これにより、国会による修正で内閣の外交関係を処理する権能を害することはないと解する。なお、修正された内容で条約が締結されれば改めて国会の承認を得る必要はない。」とする（森本［2019］a:301 頁）。

429 今野［1998］３頁

（1）否定説

憲法 67 条 2 項が、内閣総理大臣の指名について、両院協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決を国会の議決とするとしている精神からいって、消極に解すべきである[430]。また、「協議会の議事は、両議院の議決が異つた事項及び当然影響をうける事項の範囲を超えてはならない」とする両規 8 条の規定は、内閣総理大臣の指名の場合には、すでに衆議院又は参議院で指名された人以外の人を両院協議会の成案で指名することを禁ずる趣旨だと解する[431]。

また、両院協議会の議題が、前提となる各院それぞれの指名から離れることは、両院関係の制度の根本から離れることに他ならず、両院協議会の機能が重視されるべきことは当然であるが、そのことと内閣総理大臣の指名についての両院協議会の議題の範囲とは別の問題であるとする[432]。

（2）肯定説

内閣総理大臣の指名について憲法が衆議院に優越的地位を認めながら、あえて両院協議会の手続を求めている趣旨に鑑みれば、少なくとも両院に妥協の余地があれば、またそれを創出するように努めるべきことを憲法は求めていると言えるとする[433]。

両規 8 条は、両院協議会の議事が両院協議会開催の原因となった事項の範囲を超えることを禁ずる趣旨であり、成案で誰を内閣総理大臣に指名しようと、それは少しも両院協議会開催の原因となった事項の範囲を超えるものではない[434]。

---

430 鈴木［1953］501 頁、長谷川［1958］19 頁、土屋［1969］336 頁、清宮［1979］253 頁、佐藤吉弘［1994］292 頁、森本［2019］a:328 頁

431 これは、初例であった第 2 回国会当時の両院事務局の一致した見解であったとされる（鈴木［1948］34 頁、鈴木［2012］122 頁）。

432 白井［2013］111 頁

433 浅井［1948］240 頁、土橋［1960］283 頁、松澤［1987］605 頁、浅野一郎［1989］95 頁、国会法規研究会［2000］e:82 頁、小林、芹沢編［2006］326 頁（渋谷秀樹）、木下、只野［2015］551 頁。なお、松澤は、「ことに、衆議院において過半数を制する政党が存在しないという政治状況となったときは、各党間の連立ないし連合がなければ政権を組織し得ないが、かかる状況においては、両院の議決が一致しなければ、各議院の指名した者以外の第三者を指名することが認められてしかるべきではないか。」とする。

434 宮澤［1978］521 頁、林［1964］64 頁、佐藤功［1984］763 頁、原［1999］366 頁、芹沢、市川、阪口編［2011］375 頁（井上典之）、野中、中村、高橋、高見［2012］185 頁。ただし、国会法規研究会［2000］e:82 頁は、両規 8 条の解釈論ではなく、「できることならば明確な立法的解決を図ることのほうが望ましい」としている。

（3）検討

衆参両院の先例（衆先 480、参先 428、参委先 391）がともに（1）否定説を採っているという事実は重い。しかしながら、もしも第三の者に適任者が存する場合であっても、その者を議題に供し得ないとするのであれば、実際上ほとんど常に衆議院の指名した者に決することとなるであろうから、両院協議会の制度の本来の趣旨からいって、両院が協調して第三の者の指名に意見が一致することを排斥する理由はないのではなかろうか[435]。よって（2）肯定説が妥当なものと解する。

両院協議会の協議により、新たに第三者を指名することに意見が一致したときは、まず参議院において議決し（国会法 93 条）、それが否決になれば衆議院の先の指名者に決まるが、可決になれば次に衆議院においてこれを議決し、衆議院でも可決になればその第三者が指名され、否決になれば衆議院の先の指名者に決まることになる[436]。

7－4－2　両院協議会の成案を先議する参議院が議決を行わない場合

憲法 67 条 2 項後段の「参議院が、指名の議決をしないとき」には、参議院が、はじめから何らの指名の議決をしないときのほか[437]、両院協議会の成案が得られた後に、その成案を先議の参議院が議決しないときも含むか。

（1）憲法 67 条 2 項後段の「10 日以内に、参議院が、指名の議決をしないとき」に当たるとする説

このような場合も憲法 67 条 2 項後段に含まれると解し、衆議院の当初の議決から 10 日経過した時点で、衆議院は「参議院が、指名の議決をしないとき」に当たると判断し、衆議院の議決を国会の議決とし得るとする[438]。

この説は、衆議院の当初の議決から 10 日間というのが、憲法の許容するマクシマムと

---

435 同旨、佐藤功［1984］834 頁、浅野一郎［1991］30 頁、浅野一郎［2000］82 頁

436 同旨、法学協会［1954］1020 頁

437 一方、参議院が指名の議決をしたのに、衆議院が議決をしない場合については、別段の規定はないが、政党政治が行われる以上、衆議院が指名の議決をしないことは考えられず、万一かかる事態が生じたとすれば、それは衆議院の自殺を意味するものである（法学協会［1954］1020 頁）。

438 土橋［1960］283 頁、宮澤［1978］522 頁、小林、芹沢編［2006］326 頁（渋谷秀樹）、芹沢、市川、阪口編［2011］375 頁（井上典之）、野中、中村、高橋、高見［2012］185 頁。なお、林［1964］64 頁は、同説を採りつつも「参議院には合理的にすみやかな期間内に議決すべき責務があると解すべきであろうか」としている。

考えるべきで、両院協議会もこの期間内で決着をつけるべきであるとする。

（2）憲法 67 条 2 項後段には該当せず、合理的に相当な期間の経過後に衆議院で同項前段の「意見が一致しないとき」に該当すると判断する説

両院協議会制度の本質から言って、参議院は必ず速やかに成案を議決すべきであり、もし参議院が合理的に相当な期間を経過しても議決しないときは、（衆議院の当初の議決から 10 日を過ぎた場合は勿論、場合によっては衆議院の当初の議決から 10 日の経過を待つことなく、）憲法 67 条 2 項前段により、衆議院が「意見が一致しないとき」に該当するものとみなす旨を議決して衆議院の議決を国会の議決となし得るとする[439]。

（3）検討

参議院はすでに「指名の議決」をしており、憲法 67 条 2 項後段の「参議院が、指名の議決をしないとき」に該当するとするのは解釈上無理がある。また、「指名の議決」と両院協議会の成案の議決とは異なるものであるから、同項後段を「成案の議決をしないとき」と読み替えることも困難である。

よって同項後段を適用することはできないが、迅速に内閣総理大臣を決め政治的空白を最小限にすべきとの要請から、このような場合も、合理的に相当な期間が経過したときには同項前段の「意見が一致しないとき」に該当するとする（2）説が妥当であると解する。

なお、「国会の議決」となるのは当初の衆議院の議決か成案かという論点も生ずるであろう（7－1－1－2参照）が、同項と同様の理由から、国会の議決となるのは当初の衆議院の議決となる[440]。

7－4－3　両院協議会において協議中に「10 日以内に、参議院が、指名の議決をしないとき」の期間が到来した場合

両院協議会において協議中に 10 日の期間が経過したときどうなるか。本件についても両院協議会の成案を先議する参議院が議決を行わない場合（7－4－2）と同様に考えることができる。

---

439 鈴木［1953］476 頁、佐藤功［1984］835 頁、浅野一郎［1991］31 頁、浅野一郎［2000］83 頁、森本［2019］a:316 頁

440 同旨、宮澤［1978］523 頁

（1）憲法67条2項後段の「10日以内に、参議院が、指名の議決をしないとき」に当たるとする説

（2）憲法67条2項後段には該当せず、合理的に相当な期間の経過後に衆議院で「意見が一致しないとき」に該当すると判断する説

参議院が、内閣総理大臣の指名について衆議院と異なった議決をした以上、「参議院が、指名の議決をしないとき」とは言えず、憲法67条2項後段は適用し得ないとする[441]。

（3）検討

7－4－2と同様、（2）説を妥当と考えるが、すでに10日の期間を経過していることから、両院協議会は可及的速やかに結論を出すべきである。

7－5　憲法改正原案についての両院協議会[442]

憲法改正原案についての両院協議会については、法改正後、日が浅く、実例もないことから、検討された文献等は見当たらない。よって、想定される問題点とそれに対する考えを両論併記することとしたい[443]。

憲法改正の発議のための国会法の改正（第31次国会法改正。平成19年）の際に設けら

---

441 浅野一郎［1991］31頁、浅野一郎［2000］83頁

442 なお、下記に挙げた問題のほか、国会法102条の8に定める両院の合同審査会と両院協議会との関係について、「与党案及び民主党案の各要綱では、ともに「合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができるものとすること。」とあることからして、合同審査会では憲法改正原案を対象に何らかの協議をし、協議が調った部分について、ということは、衆参の憲法審査会の間で意見が一致しない問題に関して合同審査会で調整を試み、調整が整った箇所について各議院の憲法審査会に勧告を行うことが想定されているのでありましょう。もし、合同審査会がこのような原案に関する両院の意見調整の場だとすると、それは、本来、それぞれの議院、ハウスの意思が明らかになった後に、いずれかの議院、ハウスの求めに応じて開催される両院協議会で扱うべき事項ではないのか。従来の実績から見て、両院協議会で成案が調い、両院で可決成立する見込みが極めて乏しいことを見越した、事前の協議機関としてこの合同審査会の設置というものが考えられているとするならば、そもそも、一定の時間差を設け、異なる視点から二度の審査、審議を尽くすという憲法の両院制の趣旨からして、大いに問題のあり得る制度ではないのかと思われるので、あらかじめ十分に議論を尽くしておく必要があるものと考えます。」との見解が示されている（第165回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会日本国憲法の改正手続に関する法律案等審査小委員会議録第3号（平成18年11月16日）3頁　参考人高見勝利君）。

443 本節は、拙稿・星［2023］189頁以下を引用した。

れた国会法102条の9第2項は、「憲法審査会に付託された案件についての第68条の規定の適用については、同条ただし書中「第47条第2項の規定により閉会中審査した議案」とあるのは、「憲法改正原案、第47条第2項の規定により閉会中審査した議案」とする。」とし、憲法改正原案については、議院の議決で特に付託されなくても、後会に継続する旨定め、「会期不継続の原則」の例外として扱っている。その立法趣旨は、一度提出された憲法改正原案について、必ずしもその同じ国会の会期中に議決されなければならないとすることはできず、十分な議論を尽くすためには、むしろ複数の会期にわたって継続して議論することも想定されるためである[444]とされている。

なお、憲法改正原案を後会に継続させる場合、各議院の議決（国会法47条2項）、委員会の要求（参規53条。なお、衆規には同様の規定はない）のような手続は必要とされていない。

また、憲法審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる（衆議院憲法審査会規程8条、参議院憲法審査会規程8条）ことから、閉会中でも憲法改正原案の審査を行うことができる[445]。もし、閉会中に審査を終えたときには、憲法審査会会長から審査報告書を議長に提出し、議長は次の国会で会議に付することになる。

このような憲法改正原案の審議に関する規定振りと、従来の会期制に基づく諸制度並び

---

444 第187回国会衆議院憲法審査会議録第3号（その2）（平成26年11月19日）2頁（派遣委員の岩手県における意見聴取に関する記録　武正公一君発言）、憲法制度研究会編［2008］33頁。なお、他の議案の場合、「衆議院では、閉会中審査案件は後会において一旦議長の手元に戻り、改めて委員会に付託されて趣旨説明から審議が始められる。」（森本［2010］112頁）（衆先193、衆委先72参照）が、憲法改正原案の場合、そもそも慎重に議論を進めるため、複数の会期にわたって継続して議論することが想定され会期不継続の原則の例外としたことに鑑みれば、これまでになされた審査手続も継続すると考えるべきである。すなわち、「参議院では、閉会中に委員会が結論を得た場合には、後会ではそれを受けて本会議審議からのスタートとなり、閉会中に委員会審査が終わらなければ、その委員会に付託された状態のまま後会での審査が続けられる。」（同112頁）（参委先297参照）とされるのと同様の手続を、憲法改正原案の場合は、衆議院、参議院のどちらでも採ることとなろう。

445 憲法審査会を設置する理由について問われた際、日本国憲法の改正手続に関する法律案の発議者は「とりわけ、憲法改正原案につきましては、……国民に開かれた形で、特に慎重かつ十分な審議の必要性がある、こう考えております。したがいまして、私どもとしては、……会期をまたがって慎重な審議がなされる議案であるということにかんがみて、閉会中審査についてもやはり他の委員会とは違って特例を設けなければいけないということ、……以上のように、他の委員会と異なる取り扱いをする必要がありますので、これは、他の委員会とは別に憲法審査会という特別の国会の機関として置かせていただきたい」と答弁している（第165回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第6号（平成18年11月30日）17頁　船田元君答弁）。

に考え方との関係については、立法過程においても、また学説においても、ほとんど議論がなされていない。

7－5－1　憲法改正原案と会期との関係

憲法改正原案について審議をしている最中に会期が終了となるという事態が生じることが考えられるが、この場合、憲法改正原案は審議未了、廃案となるのか、閉会後も存続するのであろうか。

この問題は国会法102条の9第2項により立法的に解決されているように見えるが、会期終了後に選挙が控えている場合については、検討すべき問題が残されている。

7－5－1－1　議案の存続要件との関係

議案を発議した後に、発議者全部が欠けることとなった場合、異論は見られる[446]ものの、発議者の地位が議案成立を推進するものであるため、当該議案は消滅するものとされている[447]。参先151説明文も「発議者が全部なくなったときは議案は消滅するが、1人でも残っているときはその議案は影響を受けない。」としている。憲法改正原案は、議員の発議（国会法68条の2）あるいは憲法審査会会長提出（国会法102条の7）によるものであり、発議者全員が議員でなくなった場合には、消滅する。

このことから、衆議院議員提出の憲法改正原案は、衆議院が解散したとき、あるいは衆議院議員の任期が満了したときには消滅する。

同様に、参議院議員提出の憲法改正原案で、かつ、発議者である参議院議員がすべて任期満了となった場合には、この憲法改正原案は消滅する。一方、参先151説明文より、発議者の一部が任期満了を迎えたとしても、発議者の中に任期満了とならない議員が1人でもいれば、当該憲法改正原案の存続要件は満たしていることとなる。

7－5－1－2　先例との関係

先例上、参議院では、「通常選挙が行われる閉会中においては、議案の継続審査は行わないのを例とする」（参先141、参委先299）、「衆議院の解散による閉会中においては、議案の継続審査は行わない。なお、閉会中に衆議院議員の任期が満了したときは、以後、

---

446 鈴木［1953］122頁
447 青木・河上［1998］45頁

継続審査中の議案の審査は行わず、当該議案は次の国会に継続しない。」（参先 142、参委先 300 の各説明文）とされている。

これらの先例は第 31 次国会法改正以前から存在したが、国会法 102 条の 9 第 2 項で、憲法改正原案については後会に継続する旨定められたため、これらの先例が憲法改正原案についてもそのまま妥当するのかどうか明らかとなっていない。

本件の解釈については、最終的には参議院の議院運営委員会において協議決定される必要がある。よって、それを待つこととなるが、1 つの考え方として、憲法改正原案以外の議案についてこれらの先例が形成されてきた根拠は、選挙によって院の構成が変わるからであるとされており、憲法改正原案においてもその理由に異なるところはないことから、これらの先例がそのまま適用されると解することもできるのではなかろうか。

この考え方によれば、参先 141、参委先 299 からは、衆議院議員提出の憲法改正原案、参議院議員提出の憲法改正原案（7－5－1－1 で存続要件は満たしているとされたもの）ともに、参議院で審議をしている際に、会期終了となり、その閉会中に参議院の通常選挙が行われるときには、継続審査は行われず、審議未了、廃案となるという結論が導かれる。

また、参先 138、参委先 299 の各説明文からは、参議院議員提出の憲法改正原案を、参議院が審議をしている際に、衆議院が解散、もしくは閉会中に衆議院議員の任期が満了したときには、継続審査は行われず、審議未了、廃案となるということとなろう。

一方、衆議院では、衆議院の解散又は衆議院議員の任期満了により、すべての議案が審議未了、廃案となる。この点については、憲法改正原案についても変わりない。また、衆議院では、参議院議員の通常選挙が行われる閉会中であっても、閉会中審査を行っている。

以上、整理すると図 3 のようになり、衆議院議員提出の憲法改正原案、あるいは参議院議員提出の憲法改正原案（発議者に任期満了しない議員がいる場合）が、衆議院で審議されている場合には、参議院議員の通常選挙が行われる閉会中であっても、後会に継続すると考える余地があるように思われるが、この点につきどのように考えるか。

（1）否定説

全国民に民意を問うという意味では、衆議院議員の総選挙と参議院議員の通常選挙に変わりはない。憲法改正原案は、法律案以上に慎重に扱うべきであり、とりわけ民意に配慮しなければならない。よって、参議院議員の通常選挙が行われる閉会中も法律案について閉会中審査を行っている衆議院であっても、憲法改正原案の場合には、民意に基づいて国

会全体の構成が変わる以上、後会には継続しないと考えるべきである[448]。

このような状況の中で閉会中に参議院議員の通常選挙が行われるような場合は、まさに憲法改正原案についても争点となるはずであるから、憲法改正原案は審議未了、廃案とし、選挙後の新たな体制で民意を踏まえて改めて議論をし直すべきである。

（2）肯定説

衆議院では、参議院議員の通常選挙が行われる閉会中であっても、閉会中審査を行い、後会に継続させることができる扱いとなっており、これは、内閣提出法律案でも、どちらの議院の議員提出法律案であっても変わりない。この扱いは、参議院議員の通常選挙があったとしても、衆議院側の院の構成には変化はないという考えによるものである。この点、同じく議員提出の議案である憲法改正原案でも何ら変わりはなく、参議院議員の通常選挙が行われる閉会中であっても、後会に継続すると考えるべきである。

国会法102条の9第2項の立法趣旨に鑑みるに、憲法改正原案については、複数の会期にわたって継続して議論することが可能であると考えるべきである。

（3）検討

憲法改正原案は、法律案以上に慎重に扱うべきであり、とりわけ民意に配慮しなければならない、とすると、参議院議員の通常選挙において、民意に基づいて2院のうちの1院の構成が変わる以上、憲法改正原案についても立法期による制限を受けると解すべきであり、審議未了、廃案となると考える（（1）説）のが妥当であろう。

しかしながら、国会法102条の9第2項の定めがある一方で、このような場合に明確に後会への継続を否定する条文がないこと、衆議院では、このような場合に法律案を後会に

---

448 同旨、森本［2021］437頁。なお、「与党案及び民主党案では、憲法改正作業は会期不継続の原則の例外とされております。この点も非常に高く評価できます。我が国の国会は、非常に会期が細切れになっています上に会期不継続の原則がとられてきましたので、これは大きな問題の一つとして今まで指摘されてきました。ですから、少なくとも憲法改正作業の審議に関しましては継続して行う必要がある、そのように思うわけでございます。しかし、その間に例えば衆議院の総選挙あるいは参議院の通常選挙が行われましてもそのまま継続していいのかといいましたら、若干問題があるのではないかと思うわけです。つまり、憲法改正案といいましても、やはり民意に基づいて院の構成が変わる以上、立法期による制限というものは受けざるを得ないのではないかと思います。その点を法案に明記していただきたいと思うわけでございます。」（第166回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会公聴会議録第1号（平成19年3月22日）19頁　公述人本田雅俊君）

継続する扱いとしていることから、憲法改正原案についても後会に継続するという考え（（2）説）が、特に衆議院の側において主張されることは、十分に考えられるところである。この説を採ることにより、折角与党が提出まで持ち込んだ憲法改正原案を存続させようとするのである。

その一方で、衆議院の側から、参議院議員提出の憲法改正原案については、従来の法律案の扱いと変え、民意を楯に、立法期による制限を受け審議未了、廃案となる（（1）説）と全く逆の主張をする可能性もある。とりわけ、参議院において与野党の議員数が逆転している“ねじれ”が生じている場合に、衆議院側がこの主張をすることにより、“ねじれ”状況下で野党が主導して参議院に提出された憲法改正原案を葬り去ろうと考えることもあり得なくはないのである。

結果として、衆議院側が生殺与奪の権を持つこととなってしまっており、望ましい状態ではない。明確に立法上解決しておくべき問題ではなかろうか。

7－5－2　憲法改正原案の後会への継続の可能性

国会法102条の9第2項が「憲法審査会に付託された案件についての」と定めていることから、憲法改正原案が憲法審査会に現に付託されている場合に後会に継続することは問題ないが、それ以外の審議過程にある場合、例えば、憲法審査会での審査を終了し、本会議で議決する前の段階等で会期終了となった場合に、どのように考えるかが問題となる。

委員会の審査が終わった案件は、原則として「次会の議事日程に記載する」（参先214）、すなわち直近の本会議に諮ることとなり、この間に会期終了となってしまうことは、実際上は、あまり考えられない。しかしながら、憲法改正原案の場合には、その性格上、慎重に審議を進めることが必要であり、憲法審査会の審査を終えてから、本会議の議題とされるまでに相応の日数を要することもあり得ることから、この間に会期終了となってしまうことも想定しておく必要がある。

この問題は、衆議院的考え方と参議院的考え方で、理由付けと結論が異なってくる[449]。なお、議院の自律権から、それぞれの院では、その院の考え方を採用するであろうから、衆議院で後会への継続が問題となった場合には衆議院的考え方が採られ、参議院で問題と

[449] 衆議院、参議院の規則先例、これまでの扱いなどから、それぞれの考え方をまとめればこのような考えとなろうという意味で、便宜、「的考え方」としたものであり、それぞれの院の公定解釈がそうであるとか、現に両院で考え方が対立しているというものでないことは、あらかじめ付言しておく。

なった場合には参議院的考え方が採られることとなろう。

7－5－2－1　衆議院的考え方

衆議院では、委員会の審査を終了して議院に報告があった議案を、本会議で議決する前に再び同一又は他の委員会に付託することもできる（衆議院規則119条、衆先237、衆委先74）。これを「再付託」と言い、委員会に対し更に審議を尽くさせる機会を与えるために行われるものである。この再付託は、憲法審査会についても可能である。

この「再付託」の制度を用いれば、憲法審査会での審査を終了し本会議で議決する前の段階で会期が終了すると見込まれる場合には、その前に憲法審査会に再付託してしまえば、憲法改正原案を後会に継続させることができる。この考え方を用いても、憲法審査会に付託される前の場合は、会期終了によって審議未了、廃案とせざるを得ないが、それ以外の大半の場合は救うことができることになる。

例えば、憲法改正原案を参議院に送付しても、参議院で会期内に審議が終わらないと衆議院側が判断したならば、あえて本会議で議決せず、憲法審査会に再付託し、後会に継続させることで、審議未了、廃案となることを回避することも可能である。

このような考え方は、従来から、法律案について「会期終了日における参議院の審議状況等の関係から、委員会の審査を終了した法律案又は委員会から提出した法律案が、議院運営委員会の決定により議長発議をもって議院に諮り、議院の議決でその委員会に閉会中審査案件として付託されたことがある。」（衆委先274説明文）としてきたところを、憲法改正原案についても同様に考えるものである。

なお、後会に継続するということの意味合いについて、衆議院では、閉会中審査によって後会に継続する対象を議案そのものに限定していることから、後会では改めて一から審議をし直すこととなる。これは再付託によって後会に継続することとなった場合でも同様である。

7－5－2－2　参議院的考え方

一方、参議院には再付託の規定もないし、実例もない[450]。その上で、憲法改正原案について、条文、先例がなくとも再付託することが可能であると割り切ってしまえば、衆議院

---

450 浅野、河野［2014］121頁

的考え方と同様に考えれば足りる。

しかしながら、参議院規則が、衆議院規則のように再付託の規定を設けずに今日に至っているということは、明らかに衆議院とは扱いを変えていると解することもできる。

また、後会に継続するということの意味合いについても、衆議院とは異なり、参議院では、その議案に対して行った院内手続も継続させることとしている[451]ことから、再付託のようにこれまで行ってきた手続をゼロにしてしまうということには抵抗もあろう。

このような参議院的考え方に沿いつつ、憲法改正原案をなるべく存続させる方向で考えるにはどうすればよいか検討すると、次のような論点が出てくる。

すなわち、国会法102条の9第2項に言う「憲法審査会に付託された案件」とは、“現に憲法審査会に付託されている案件”のみを指すのか、“その会期に憲法審査会に付託されたことがあった案件”までをも含めて考えることができるのか。これをどのように解するかによって、憲法改正原案の審議がどの過程にあるかで後会に継続できる余地が異なってくる。

（1）狭義説

会期制を前提としている以上、国会の閉会中の活動は（常任委員会、特別委員会など）議院の内部機関に限られており、例外的に、閉会中に案件を審査する場合でも、委員会等に付託されていることを必須とするのが国会法47条2項の趣旨である。裸のまま議院に継続するという事態は、会期制が想定しているものではない。

国会法102条の9第2項もこの考えの延長線上にあるものであり、「憲法審査会に付託された案件」は、当然に、“現に憲法審査会に付託されている案件”と読むべきである。

したがって、憲法改正原案が後会に継続するのは、会期終了の時点で憲法審査会に現に付託されている場合に限られる[452]。それ以外の状況で会期終了となった場合には、同条同項を適用する余地はなく、会期終了とともに、審議未了、廃案となる。

（2）広義説

立法趣旨に鑑みれば、「憲法審査会に付託された案件」との文言についても、現に憲法審査会に付託されている場合に限るのではなく、なるべく案件を存続させるように読むべ

---

451 森本［2017］79頁、森本［2010］111頁
452 同旨、森本［2021］437頁。

きであり、“その会期に憲法審査会に付託されたことがあった案件”も含めて考えるのが妥当である。

「憲法審査会に付託された案件についての」とあることから、一度は憲法審査会に付託されたことがなければならないものの、「憲法改正原案」と「第47条第2項の規定により閉会中審査した議案」とを並立させていることに鑑みるに、国会法68条は「憲法改正原案……は、後会に継続する」と読むこととなり、憲法改正原案には国会法47条2項の適用はなく、後会に継続するに当たって「各議院の議決」を必要としないだけでなく、憲法審査会に「特に付託され」る必要もない。

よって、現に憲法審査会に付託されている状態ではない場合でも後会に継続できると考えることができ、憲法審査会での審査を終え、現時点では憲法審査会の手を離れている場合、すなわち、各院の本会議で審議をしている場合等も含め、広く、後会に継続する[453]。

（3）検討

（1）狭義説が最も素直な考え方である。参議院においても衆議院的考え方を採るとすれば、憲法改正原案の存続については再付託で解決できているので、この問題については、躊躇なく（1）説を採ることとなろう。

一方、再付託は考えないとする従来の参議院的考え方からすれば、（2）広義説のように解さなければ、衆議院的考え方と同様の範囲で憲法改正原案を存続させることができなくなってしまう。

ただし、（2）説のように考えた場合、さらに、後会に継続するということの意味合いについて、参議院では、その議案に対して行った院内手続も継続させることとしていることから、憲法改正原案について、当該会期中に行われた手続はすべて継続するものとされ、次会はその次の手続から始められることになる（なお、国会法83条の5参照）点が、衆議院的考え方と異なることとなる。

以上見てきたように、参議院においても従来の参議院的考え方に固執すると解釈が複雑となる。また、可決されたことはないものの、参議院においても再付託を求める動議が提出された実績があることから、再付託は許容されているものと言え[454]、実際にこのような

---

453 この説に依っても、憲法審査会に付託される前の段階の憲法改正原案については、衆議院的考え方と同様、会期終了によって審議未了、廃案とせざるを得ない。

454 森本［2021］377頁も「できないと解されているわけではない。」とする。

事態となった場合には、おそらく参議院においても衆議院的考え方と同じ考え方を採らざるを得ないこととなるのではなかろうか。

7－5－3　両院協議会で協議中に会期終了となった場合、両院協議会は消滅するか

憲法改正原案について、両院の議決が異なった場合は、両院協議会が開かれることとなる（国会法86条の2）。憲法改正原案について両院協議会で協議中に会期終了となった場合、両院協議会は会期終了とともに消滅するのであろうか。

第31次国会法改正以前の定説は、①臨時に設置されるという意味で両院協議会に類似する特別委員会の場合、会期中に付託された案件の審査又は調査が終わらなかった場合は、会期の終了と同時に消滅する例となっている[455]（参先137説明文、参委先5説明文）こと、②両院協議会で協議している案件について、国会法47条2項、68条ただし書のように後会に継続できるとする規定は存在しないこと、また、③会期不継続の原則を不文律としていることから、会期内に結論が得られなければ、たとえ両院協議会で協議の途中であっても、会期の終了とともに当該案件は結果として成案を得るに至らなかったと同じ結論、すなわち審議未了、廃案になり、両院協議会も存在意義がなくなり消滅することとなると解していた[456]。

一方、国会法102条の9第2項の立法趣旨を尊重し、憲法改正原案については複数の会期にわたって継続して議論することもあり得べしとする立場からは、憲法改正原案を広く後会に継続させるため、会期終了、即両院協議会消滅とはならないと考える余地も生じなくはない。

しかしながら、国会法83条の5は、会期不継続の原則の一端を成し議決の効力が会期を超えて及ばないことを定めたものであり、同条の趣旨からすると、後会では前会の両院の議決はいずれも効力を失うので、そもそも、両院の議決内容が一致していないということ自体、消滅してしまうこととなるはずであるし、両院協議会を求める議決、協議委員の選挙も効力を失っている。閉会中も両院協議会で協議することが可能であるとの立場は採り得ない。

また、そもそも、第31次国会法改正で憲法改正原案についての両院協議会の規定が設

---

455 ただし、議院の議決により継続審査又は継続調査を行った場合は、後会の開会と同時に消滅する。

456 鈴木［1953］477頁、491頁。なお、504頁は、両院協議会を求められた側の院が、当該会期ではなく後会で応ずることも会期不継続の原則から許されないとする。

けられる以前は、憲法改正問題については両院協議会を開けないとするのが定説であった[457]ことから、この問題についても抑制的に考えるべきである。

よって、憲法改正原案について、両院協議会で協議中に会期終了となった場合には、従来の定説どおり、両院協議会は消滅し、当該憲法改正原案は審議未了、廃案となると解すべきであろう。

どちらかの院が憲法改正原案を存続させようと思っても、憲法改正原案が両院協議会に付議された以上、一院の意思でその消長につき操作を試みることには無理がある。両院協議会で協議中に会期終了を迎えそうになった場合に、それでもなお憲法改正原案の存続を望むのであれば、両院協議会での協議が続けられるように、会期の延長を図ることとなろう（国会法12条、13条）。

7－5－4　憲法改正原案に係る両院協議会の成案を憲法審査会に付託することはできるか

一般に、両院協議会の協議対象となった案件は、既に両院で審議を行ったものであり、かつ、両院協議会の成案は両院から選出された協議委員の調整の結果であることを理由として、両院協議会の成案は、委員会には付託されず（衆議院規則253条1項、参議院規則178条1項）、本会議においてのみ議されることとされている（6－2）。

しかしながら、憲法改正原案の場合、衆議院憲法審査会規程26条、参議院憲法審査会規程26条は、この両院規則の規定を準用していない。

このことから、憲法改正原案に係る両院協議会の成案を各院が審査する際、憲法審査会に付託することができるか否かが問題となる[458]。

（1）当然付託説

両院規則の規定を準用しないということは、委員会中心主義の原則（国会法56条2項）に戻るのであり、憲法改正原案の発議や送付の際と同様、憲法改正原案に係る両院協議会

---

457 美濃部［1952］342頁

458 憲法改正原案に係る回付案についても同様の問題が生じる。また、衆議院憲法審査会規程26条、参議院憲法審査会規程26条は「憲法審査会について準用する」とされていることから、憲法審査会の審査の対象となる国民投票に関する法律案等（国会法102条の6）や国民投票の期日に係る議案（国会法68条の6、日本国憲法の改正手続に関する法律2条）に係る回付案及び両院協議会の成案についても同様に解することとなる。

の成案も、当然に憲法審査会に付託することとなる。

（2）付託することも、しないことも可能であるとする説

両院において憲法審査会規程を制定する際に、両院規則との関係を意識しなかったとは考えづらく、両院憲法審査会規程が、それぞれ衆議院規則253条、参議院規則178条をあえて準用しなかったということは、憲法改正原案に係る両院協議会の成案について、憲法審査会に付託することも、しないことも可能であるとしたものと解することができる[459]。

制定時に、憲法審査会に付託できるか否か規程上明確にせず、将来のその時々の判断に委ねた理由としては、①憲法審査会への付託を可能としておくことによって、会期終了による審議未了、廃案を回避する手段を残しておく（後述7－5－5参照）、②両院協議会の成案を憲法審査会で修正することはできないにしても、公開の場である憲法審査会で議論することによって、成案における修正箇所についての問題点を国民に向けてより詳細に示すことができ、このことは国民投票を控える憲法改正原案にとっては重要な過程である、といったことが考えられたものであろうと推察される。

（3）付託否定説

仮に（1）説、（2）説の言うように、両院協議会の成案を憲法審査会に付託し審査させたとしても、国会法93条2項で成案の修正ができないとされている以上、審査させる実益がない。そうであれば、他の案件と同様、既に両院で審議を行っており、かつ、両院協議会の成案は、両院から選出された協議委員の調整の結果であるので、憲法審査会に付託すべきではなく、本会議においてのみ議されると解すべきである。

（4）検討

衆議院的考え方からすれば、両院協議会の成案についても、憲法審査会への付託を可能としておくことによって、会期終了による審議未了、廃案を回避する手段を残しておくということで、（1）説あるいは（2）説を採ることとなろう。参議院的考え方からは、いずれの説を採ることも可能である。

---

[459] 森本［2019］b:379頁。森本［2021］434頁は、「回付案・両院協議会成案を改めて憲法審査会に付託するのは、①その重要性に鑑みて慎重な審議を要すること、②会期切れとなっても付託しておくことで自動的に後会に継続できる（国102の9Ⅱで国68但を読替え）ことを理由とするものと考えられる。」とする。

より議論を深め、国民に問題点を明らかにするという意味でも、（1）説あるいは（2）説が妥当であるが、（2）説のように他の案件の場合との関連も踏まえ将来の時々の判断に委ねたと考えるべきであろうか。ただし、両院協議会の成案を憲法審査会に付託し審査したとしても、これを修正することはできない（国会法93条2項）。

7－5－5　憲法改正原案に係る両院協議会の成案は後会に継続するか

憲法改正原案は後会に継続するが、憲法改正原案に係る両院協議会の成案は、後会に継続するであろうか。憲法改正原案について、会期中に両院協議会で成案を得たが、両院において成案の審議中に会期終了となった場合[460]について、問題となる。

この問題も、衆議院的考え方と参議院的考え方で、理由付けと結論が異なってくる。

（1）衆議院的考え方

本件について検討する前提として、衆議院的考え方からすれば、両院協議会の法的性格は審査機関であることから、両院協議会に憲法改正原案が付託、審査されることとなり、両院協議会の成案とは、両院協議会での調整部分と一体化した原議案（元々の憲法改正原案）であることとなる（審査機関説）。ただし、両院協議会の成案が成案先議の院で議決されるまでの間は、調整部分は委員会提出修正案の如きもの（あたかも両院協議会が提出した修正案と捉える）で原議案と分離可能な状態にあり、両院協議会の成案が一院の議決を経た段階で、はじめて調整部分が原議案に溶け込んで一体化し、議案の内容そのものとなると考えることとなる。

もう一点、前提として問題となるのは、議決の効力が後会に及ばないとする会期不継続の原則との関係で、後会に継続する「両院協議会の成案」の中身は何になるのかということである。一般に、先議の院の議決は、後議の院での継続審査によって効力が失われることとなるが、先議の院の議決が修正であった場合には、その議案は、原案ではなく修正された内容で後会に継続する。このことは両院協議会の成案についても当てはまる。

以上を踏まえ、審査機関説を前提に後会に継続する「両院協議会の成案」の内容を考えると、会期終了前に両院協議会の成案が、成案先議の院で議決され後議の院に送付されて

---

460 この問題は7－5－2と関連しており、再付託可能との説（主に衆議院的考え方）を採った場合には、成案が現に憲法審査会に付託（あるいは再付託）されている場合のみに生起される問題であり、再付託は考えないとの説（参議院的考え方）を採った場合には、それ以外の場合にも検討対象となる。

いれば、調整部分が溶け込んで一体化したものがここでいう「両院協議会の成案」となるのであり、これは原議案たる憲法改正原案と一体化したものであることから、国会法102条の9第2項の「憲法改正原案」に該当し、憲法審査会に付託あるいは再付託されていれば（7－5－2－1及び7－5－4（1）（2）参照）、成案後議の院で継続することになる。後会においては、継続した成案後議の院から、この成案を審議することとなるが、この成案をあたかも新たな憲法改正原案として（すなわち、7－5－4の問題は生起せず、当然に憲法審査会に付託し審議することにより、）一から審議し直すこととなる（国会法83条、83条の5）。

一方、会期終了前に両院協議会の成案が、成案先議の院で議決されていなければ、すなわち、両院協議会の成案が成案先議の院の憲法審査会に付託されている段階で会期終了を迎えたときは、（調整部分と一体化する前の）原議案、すなわち元々の憲法改正原案が、成案先議の院で継続することとなる[461]。後会においては、継続した成案先議の院から、この元々の憲法改正原案を一から審議し直すこととなる（国会法83条、83条の5）。

（2）参議院的考え方

一方、参議院的考え方からすれば、両院協議会の法的性格は起草機関であり、両院協議会に憲法改正原案が付託されることはなく、両院協議会でまとめられた成案は、両院で審議されてきた憲法改正原案とは別個の議案である。よって、成案はそれ自体が独立して審議対象となる。

憲法改正原案に係る両院協議会の成案が憲法審査会に付託された場合（7－5－2－2（2）参照）、成案と当初の憲法改正原案とは別個の議案ではあるが、成案は憲法改正原案についての両院の審議の結果を踏まえ両院協議会で起草されたものであるから、この成案も国会法102条の9第2項の「憲法改正原案」に該当すると考えることができ、この成案が後会に継続する[462]。

一方、両院協議会の成案が憲法審査会に付託されなかった場合は、同条同項の「憲法審査会に付託された案件についての」に該当しないため、原則に戻り、この成案を国会法47条2項の規定により閉会中審査した場合にのみ継続することとなる。

---

461 鈴木［1953］464頁参照。
462 森本［2019］b:379頁はこの可能性も認められるとする。

（3）検討

この問題については、どちらの考え方を採っても、かなりテクニカルな論証をせざるを得ない。

しかしながら、参議院的考え方（起草機関説）を採った場合、一院で成案が後会に継続したと解しても、成案とは別個に存在している憲法改正原案（原議案）の方が、他院で付託されずに審議未了、廃案となってしまうという事態が生じかねない。起草機関説からは、両院協議会の成案は、原議案とは別個の議案とは言うものの、原議案の一部分のみに係る妥協案に過ぎないため、原議案自体が廃案となってしまえば、一体化させることができず、意味をなさないことになる[463]。

また、成案の閉会中審査の可能性については、参議院の場合、閉会中審査は憲法審査会が求めた場合にのみ行われるものであり（参議院規則 53 条 1 項、参先 138 説明文、参委先 296）、憲法審査会が求めなかった場合には、後会に継続させることはできなくなる。

以上のように、参議院的考え方では説明が付かない場面が生じることとなり、採り得ない。

したがって、この問題については衆議院的な考え方を採るべきこととなろうが、両院協議会の法的性格論に関する従来の議論では、この問題は全く考慮されずにきたことから、両説ともにこの問題も踏まえた上で改めて検討し直すべきこととなろう。

以上概観したように、憲法改正原案の審議と会期の関係については、未解明な部分があり、学説もなく、国会で議論されたこともない。衆議院的考え方と参議院的考え方には相違があり、上述のように一長一短があるが、総じて、現在の規定振りは、衆議院的考え方に沿ったほうが解釈しやすいものとなっている。これは、第 31 次国会法改正・憲法審査会規程の創設が衆議院主導で立案されたものであったため、無意識のうちに衆議院的考え方、審査機関説が前提とされていたという背景があるためと考えられる。

7－6　その他の議案についての両院協議会

463 以上のことから、起草機関説を採るにしても、そもそも成案だけを独立して後会に継続させることができるのかという疑問も出るところである。このような考え方からは、成案は憲法改正原案と運命をともにしなければならないものであり、両院協議会後の後会継続の可能性を認めるのであれば、それへの対処として、成案継続・原案不継続とならないような工夫をしなければならなくなるが、その方途は判然としない。また、そのような工夫ができたとしても、本文のように、両院協議会を求めた側の議院が憲法改正原案を保持し、成案が他院に送られているような場合には、果たして実際にコントロールが可能なのか、疑問が残るところである。

７－６－１　後議の議院から回付を受けた先議の議院がこれに同意しない場合の両院協議会の請求（⑭）の可否

国会法の条文上は、「その他の議案」について後議の議院から回付を受けた先議の議院がこれに同意しない場合の両院協議会の請求（⑭）についての規定が欠如しているが、この場合にも両院協議会は請求できるであろうか。

そもそも、この問題は、このような「その他の議案」について、修正を行うことが可能であるかという問題と密接な関係にある。例えば承認案件に対する議決は、承認又は不承認が原則であるが、修正あるいは一部承認を行うことは可能であろうか。

（１）否定説（修正否定説）

承認案件についてであるが、政府は、国会は全体として承認するか否かしか判断し得ないと答弁している[464]。

この考えからすれば、そもそも修正ということはあり得ず、このような問題が生じることはないということとなる。

（２）肯定説（修正可能説）

国会法87条が、「その他の議案」についても、後議の議院が先議の議院の議決に同意しなかった場合に両院協議会での調整を認めていることから、同意、不同意以外の第三の解決策の存在を同法が予定していることは明らかであり、個々の議案ごとに内容を精査し、内容的に可分の議案については、修正を行うことも可能であると解する[465]。

---

464 ＮＨＫ予算について（第77回国会参議院逓信委員会会議録第７号（昭和51年５月20日）15頁　郵政省電波監理局長石川晃夫君答弁）。また、福田康夫内閣官房長官は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律９条７項について、同様な考えを示した上で、「これは、指定行政機関等による対処措置に関する重要事項等を定めるという対処基本方針の性格にかんがみまして、政府の責任において策定することが適当であると考えたことによるものでございまして、国会において対処基本方針を修正するということは想定いたしておりません。しかし、仮に対処基本方針にかかわる国会の、国会の意思が対処基本方針の一部について同意をできないというものであれば、速やかにこの対処基本方針を変更した上で改めて国会承認を求める等、これを尊重して対応すると、こういうふうなことになっております。」と答弁しており（第156回国会参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録第６号（平成15年５月26日）４頁）、国会の一部承認の可能性についても言及している。

465 ＮＨＫ予算に関し参議院法制局長杉山恵一郎君は「この部分が分離して処理できるものな

よって、修正回付という可能性がある以上、後議の議院が先議の議院の議決に同意しなかった場合に準じて、先議の議院に両院協議会の請求権を認めるべきである。

（3）検討

修正の可否については、すでに承認案件において修正（一部承認）された例がある。第5回国会に提出された「地方自治法第156条第4項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件」では、政府側が求めた8か所の繊維製品検査所の支所の設置に対し、衆議院、参議院ともに5か所のみ承認を与えた[466]。また、第7回国会に提出された「公共企業体労働関係法第16条第2項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（国有鉄道第1次裁定）」について、衆議院は「公共企業体仲裁委員会の裁定中15億500万円以内の支出を除き、残余について承認しない」との議決をし[467]参議院に送付したのに対し、参議院は「公共企業体仲裁委員会の裁定第2項に関しては15億500万円以内の支出を除き、残余は昭和25年1月1日以降日本国有鉄道の予算上、資金上及び独立採算上支出可能となつたとき速やかにこれを支給すべきもの」と議決し[468]、衆議院に回付した。衆議院では、そもそも本件を両院送付関係にある案件として扱うべきであったか否かなどについても議論されたが、議院運営委員会の採決で参議院からの回付案として扱うことを決し[469]、本会議において、回付案に同意しないと決し、両院協議会を開くことを求めるの発議が否決され[470]、国会の承認がなかった旨内閣に通知した。

以上のことから、国会の実例として、修正可能と解しており、かつ、第7回国会の例において、衆議院で両院協議会を開くことを求めるの発議までなされており、回付案に対する両院協議会の存在を前提として審議が進められていた[471]ことからも、（2）の肯定説を

らば、一部不承認ということもあり得る」「それが全体として一体不可分で分離できないというものなら別ですけれども、分離可能であるというなら可能だ」と答弁している（第77回国会参議院逓信委員会会議録第7号（昭和51年5月20日）15頁）。

466 第5回国会衆議院商工委員会会議録第17号（昭和24年5月17日）、第18号（同18日）参照

467 第7回国会衆議院会議録第7号（昭和24年12月22日）89頁以下（本会議は12月21日）

468 第7回国会参議院会議録第7号（昭和24年12月24日）94頁（本会議は12月23日）

469 第7回国会衆議院議院運営委員会議録第10号（昭和24年12月24日）9頁

470 第7回国会衆議院会議録第10号（昭和24年12月25日）2頁（本会議は12月24日）

471 「衆議院といたしましては、参議院の回付案に同意するかどうかということを、院議で御決定を願わなければならないと思います。そこでその結果、衆議院の方が参議院の議決に同意をいたしますれば、参議院の議決通りが、国会の議決と相なるわけであります。もし衆議院の方で不同意の議決があるならば、両院の議決が異なることになりまして、国会の議決が得られ

採るのが妥当である[472]。

ただし、内容上修正のできない不可分の議案の場合には、両院が譲歩して中間的な結論で決着を付けることができないため、両院協議会を開くことの実際上の意義は見出し難い[473]。現実的には、このような場合には、先議の議院は両院協議会を求めず、「国会の承認」はなかった旨、内閣に通知することとなろう。

ないという結果になります。その際に国会法の第87条によりますれば、衆議院の方が両院協議会を求めることのできる規定がございますから、これを両院協議会に移して、これを認めるか認めないかということは、衆議院の任意に決定し得るところであると思います。」（第7回国会衆議院議院運営委員会議録第10号（昭和24年12月24日）4頁　事務総長大池眞君説明）よって、衆議院では、返付案ではなく回付案であることを明確に認識した上で、両院協議会について協議をしている。

[472] なお、森本［2019］a:320頁は、修正可能としながらも、「この場合は先議議院及び後議議院の双方に（両院協議会の（筆者注））請求権を認めるべきところであるが、両院協議会の請求事由が限定的に規定されているため、請求不可と解さざるを得ない。」としている。

[473] ただし、両院協議会で意見の一致を見ることは困難であろうが、両院協議会で審議をしている間に、事態・情勢の変化を期待し得るという政治的な意味はある。また、両院協議会において何らかの申合せを行うことに合意し、この申合せの具体化を政府側に働きかけることによって、以後の事態の進展を期待し得るという可能性もないではない。

第８章　終章――両院協議会の改革に向けて

８－１　横断的・網羅的検討の必要性

以上、両院協議会をめぐる諸論点について概観してきた。

ここで明らかとなってきたのは、両院協議会の開催が非常に稀であったことから、その時々に問題となった論点のみ個々別々に検討されるだけであり、各論点を横断的・網羅的に検討されるということはなかったという点である。そのため、一つの視点・考え方から統一的に各論点について論ずるという視点が欠けていた。また、憲法上の定めを踏まえた両院協議会の性格、意義付けについての議論が定まらないまま、実例が積み重なっていってしまったため、衆議院では審議機関説、参議院では起草機関説と別れ、双方がその実例を自説に引き寄せて解釈するという構図ができてしまった。このことと関連し、衆議院側が発案した国会法改正について、参議院側が一部異論を唱えたことにより、国会法の改正が当初想定したとおりのものにはならなかったため、従来の衆議院の考え方では筋が通らなくなってしまった部分もある（３、７－１－１－１）。一方、憲法改正原案については、衆議院側が主導して条文を作成したため、参議院側の考えでは説明困難な部分も生じている（７－５）。改めて横断的に検討し理論付ける必要が生じている。

また、両院協議会が、衆議院でもない、参議院でもない、国会に属する第三の機関として位置付けられていることから、本来であれば、両院協議会に議案が移るものと考えるべきところ、その非常設性からか、議案は両院協議会には移らず、両院協議会を求めた議院に留め置かれる扱いとなっている。この問題は、憲法上は何ら触れられることはなく、下位法規である国会法とそれを踏まえた実例によってそのような扱いとなっているもので、これを元にして、衆議院側が主張する原案所持主義においても議案「所持」の対象は両議院に限定され、両院協議会はその対象とは考えられていないし、そもそも衆議院側が両院協議会が委員会に引き続く審議機関と考える元ともなっている。しかし、このことから、そもそも審議の対象となっている「議案」とは何か、成案とは何か、何が衆議院の再議決の対象となるのか、何が国会の議決となるのかが不明確なものとなっている（７－１－１、７－２－１）。これらのことについても、改めて統一的な検討がなされなければならない。

以上、法解釈的には様々な矛盾を含むものの、これまでさして大きな問題となってこなかったのは、両院協議会自体が非常に稀な事例であり、普段の国会運営上は何も困っていない、ということにあった。一方、政治的な面から見ると、特に近年においては、両院協

議会が開かれるような政治状況においては、これを目立たせずに早く終えてしまいたい、おおごとにしたくないという与党側の意向が強く働き、その存在を矮小化しようとする動きが見られる。

このようなことから、両院協議会は普段は目立たない存在となっているが、いざ開催されることとなった場合には、憲法が定めている一機関として、その職責を有効に果たし、政治的な調整弁の役割を果たせるよう、今一度考え直してみる必要があろうかと思う。

８－２　両院協議会改革の方向性

このような観点から、最後に、以上の研究を踏まえ、両院協議会を政治的に意義のあるものとするためにはいかにあるべきか、両院協議会の改革案について考察することとしたい。その検討に当たっては、以下の方向性に注目して検討しなければならないと考える。

方向性１　現行の制度を大きくは変えない

これまでに見てきたように、両院協議会には様々な法的課題や制度上の不備もあるが、改革案の検討に当たっては、憲法の改正や両院協議会制度の抜本に関わるような改革は検討しないこととしたい。なぜなら、大がかりな変更は、たとえ実現するとしてもかなり時間がかかるものであるし、改革が実現したとしても、その新たな制度の下で実際に両院協議会が機能するかどうかはやってみないと判らないからである。現在の制度を最小限に改革することに留め、その中でいかに有効に機能させるかという観点から考えることとしたい。

方向性２　現在の政治システムの中で有効に機能するものとする

法律論としてどうあるべきかということを検討するだけでなく、政治論、すなわち実際の我が国の政治慣行、実例の積み重ねの中でどう運用されてきたか、どう運用するのが効果的かということの両面から検討しなければならない。

両院協議会制度の制定当初の考えでは、両院協議会という公式の場で調整・協議が行われることを想定していたが、現在の我が国の政治慣行を見るに、委員会・本会議での審議という公式の場だけではなく、水面下の非公式な場で与野党が実質的な協議を行うことにより、妥協の道が模索され、むしろそのほうが、まとまることが多いという実態がある。

更に、当初は、衆議院、参議院の両院にまたがる政党というものは想定されていなかっ

たものと思われるが、現在では、ほとんどの政党が両院にまたがって構成されている。また、衆議院において過半数を占めた政党が政権を獲って与党を構成するが、与党が必ずしも参議院で過半数を占めるということになるわけではなく、参議院議員通常選挙の結果次第では、参議院では野党が過半数を占めるということもあり得、いわゆる“ねじれ国会”が生じ、政府・与党・衆議院、対、野党・参議院という対立構図が現出されることもある。

このような政治的慣行や状況を否定することなく、このような下でいかに両院協議会を活用するかという、現実性、実現可能性を重視した検討を行うこととしたい。

方向性３　成案を得るだけが両院協議会の役割ではない

両院協議会を開く以上、成案を得るべく努力することがその本来の主旨であり、目的である。このことは十二分に認識しつつも、たとえ成案自体は得られなくても、両院協議会を開くことによって、何らかの与野党の政治的妥協が図られ、与野党ともに満足がいくものとなり、その後の国会運営が円滑に進むようになるのであれば、それで、政治的には両院協議会としての成果は挙がったと評価し得るのではなかろうか。

８－３　両院協議会改革の提言―調整型機関に納得醸成型機関の性格を加味へ

以上の方向性、及び両院ともに政党の存在を前提とする現在の政治状況を踏まえれば、両院協議会は、従来の、憲法以下の法規が想定していた両院間の調整を目指す調整型の機関という性格は維持しつつも、両院、というよりは与野党間の互譲・納得を引き出すための納得醸成型の機関という性格も加味するよう運用を転換することが望ましいのではなかろうか。

よって、以下のように両院協議会を改革すべきではないかと考える。

提言１　両院協議会と水面下の与野党実務者協議を使い分け、同時並行的に開催する

政府・与党側としては、できるだけ早期に議案の成立を確実にしたいため、野党側の賛同を得られるよう、修正を持ちかけることもあるが、かような修正協議は、現実には、先議の院である衆議院の段階で行ってしまうのが通例となっている[474]。衆議院段階で修正協

---

[474] 橘［2014］207頁。「憲法が用意した両議院の調整システムが機能するのは、政党政治、とりわけ政党における一院制的な運用・対応ということを念頭に置くならば、限られた場合とならざるを得ず、参議院の審議より前の政党間の調整に頼る方に向かっているのが現実である。

議がまとまらなかった場合には、成立は困難になる場合が多いが、それでもなおかつ成立させたい議案については、参議院に審査が移った段階、さらには両院協議会にもつれ込んでも、引き続き修正協議が続けられることもある。

法案の修正協議など、与野党間で何らかの協議を行う場合には、まず、双方の実務者・政策責任者間で、出席者も限定し、マスコミ等にも非公開としたかたちで実質的な詰めの協議が行われることが多い。いわゆる“水面下”の協議、“裏”の協議と言われるものである。このような水面下の実質的協議のメンバーは、各党の幹事長、政務（政策）調査会長、部会（部門会議）メンバー、当該議案を審議する各院の委員会等の委員など、当該分野に精通し、かつ党内の決定権を持つ者で構成されることが多いようであり、また、衆議院、参議院という垣根を越え、衆議院議員だけでなく、参議院議員も含まれている。

委員会や本会議などの“表”の協議では、どうしても与野党ともに自党の見解を主張し合う表面的な、建前の議論となりがちであるため、合意に至る可能性が低いが、水面下の協議では、各党にとっては公になることが望ましくない本音の部分も交えて協議が行われるため、合意に至る可能性が高くなる。

現実の政治では、このような“水面下”での協議で一定の合意が得られた段階で、オープンなかたちで協議を行い、最終的な結論、決着を得る。このオープンな場では、セレモニー的ではあっても、質疑応答を行う過程の中で、あえて、合意が得られた点だけでなく、修正された点、あるいは合意が得られなかった点についても言及することにより、互いの立場・主張を明確にし、記録に留めようとする。自らの立場・主張（の一部）が受け入れられなかった側も、記録に留めた、主張が報道されたことによって、一応の納得をするのである。

このように、我が国の現在の政治風土を見ると、裏と表を使い分け、裏の部分で実質的にまとめた上で、最後に表の委員会・本会議を行って、自らの立場を世間に明らかにする、という手順で進めたほうが、与野党ともに合意に導きやすい。

しかるに、両院協議会の制度は、法的に認められたものであり、当日は非公開とはいえ、後日会議録が公開されるもので、表の場、公の場である。さらに、衆議院対参議院という二項対立的な組織形態となっている。このような表の場で、しかも限られた時間で実質的

しかし、それは、二院制の機能やプロセスの透明性の面からみるならば、むしろ後退を意味することにつながりかねないというジレンマを抱え込むことになっているのである。」（川崎［2014］221頁）

な協議をしようとするものであるから、使いづらいものとなってしまっている。この制度をそのまま使おうとするのは、日本の政治風土には合ってはいない。よって、両院協議会を活きたものとして使うためには、実質協議は裏で行い、両院協議会は表の場、互いの意見を表明し記録に留める場に特化するというように、一方だけではなく、裏と表の両方を使い分ける方が有効なのではなかろうか。

ただし、水面下の与野党実務者協議を活用する場合には注意しなければならない点がある。すなわち、現在の実務者協議では、合意を得て両院で過半数により可決成立させることを念頭に行われるため、両院で過半数を得られる（連立）与党と一部野党（多くの場合野党第１党）のみで行われることが多く、他の野党（多くは少数野党）が協議に加われないということが多い。この点、表の場である委員会では少数野党も審議、表決に加わることができる点と対照をなしている。したがって、水面下での実務者協議を活用する場合には、可能な限り幅広く少数野党も参加させる、あるいは野党第１党が責任を持って野党各党の意見を集約して協議に臨むなどの配慮が必要となろう。

以上の改革については、何ら、法規・先例の改正を行う必要なく、各党間で合意すれば実施できるものである。

提言２　協議委員に各党の実務担当者や政策責任者を入れる

さらに、与野党間で、裏で実質的協議を先行して行うことを合意するだけでなく、この実質的協議を行う各党の実務担当者や政策責任者を両院協議会の協議委員に加えることが必要である（４－３参照）。すなわち、協議委員に、従来選任されていた各院で当該議案を審議した委員会等の委員（委員長、理事を含む）に加え（あるいは一部その代わりに）、実質協議のメンバーも入れることとするのである。これにより、水面下の協議と表の両院協議会での協議が繋がり連動するようになる。

協議委員の選任は、衆議院と参議院がそれぞれ行うので、それぞれの院が院議を構成した会派から協議委員を選出するという従来の方法を変えないとすれば、例えば、野党の衆議院側の政策責任者が協議委員に選ばれないということになるが、参議院側において、その党の政策責任者が協議委員になれば問題ないと思われる。よって、選任方法を変えて議席配分に応じて割り振ることを検討する必要はなく、従来の方法のままでよい。

また、１回の両院協議会で決着させようとはせず、水面下の実質協議の進捗状況を見ながら、適宜、休憩を挟む、あるいは次会に繰り延べるなどの方法を採ることも考えられよ

う。会議録や新聞記事など当時の記録を見ると、両院協議会が頻繁に行われていた昭和20年代には、途中で休憩を挟み、あるいは後日に繰り延べ、その間に裏で実質的な協議が行われたと思われる記述がある。この手法に学ぶべきところがあるのではなかろうか。

この改革についても、何ら、法規・先例の改正を行う必要なく、各党間の合意によって実施できるものである。

提言3　両院協議会で大臣等に対する質疑を行う

その上で、両院協議会における協議の中身についても、協議委員間の協議だけに止めず、大臣や政府職員に対する質疑、さらには民間人の参考人招致も検討されるべきであろう（4－11－2、4－11－4参照）。

野党にとっては、たとえ最終的には自らの主張が通らなくても、これを記録に留めさせる、足跡を残すということが重要であり、これができるのであれば、多少の妥協をしてもよいと考えていることがある。このような場を提供してくれるのであれば、水面下の協議で合意してもよい、と野党が判断することもあるであろう。

よって、両院協議会に内閣総理大臣やその他の大臣の出席を求め、あるいは、現在はできないとされている（政府職員や民間人の）参考人の出席を求め質疑を行うことによって、質疑の中で、実質、各党の意見を表明させることも有効な手段となり得る。

あるいは、実際に、質疑を行うことによって、野党側も納得して矛を収め、水面下での協議も含めて妥協が図られ、成案が成立する可能性もあろう。

この改革についても、大臣の出席については、法規・先例の改正を行う必要なく、各党間の合意によって実施できる。一方、政府職員、民間人の参考人の出席については、国会法96条を改正しなければならない。

なお、誰を招致するか、質疑割当、質疑順等については、両議院協議委員議長及び副議長打合会の場で協議決定すればよい。これは、同打合会が、委員会における理事会と同様の機能を果たすものだからである（4－8参照）。

ただし、質疑を行うことが常態化すれば、野党側もこれを当然のものと受け止めてしまい、“有難味”が薄れてしまうことも事実であり、また、野党側が、単なる引き延ばし戦術として大臣等に対する質疑等を要求してくるということも、実際上は考えられるところである。よって、常に質疑を行うものとする、とするのではなく、通常は従来通りの協議委員間での協議を行うものであるが、特に、必要性があると与野党間で協議が調った場合に

は、質疑を行うこともできるという運用が求められる。与党側としては、水面下での協議において、大臣等に対する質疑を行うことによって野党側が成案成立に合意するか、あるいは成案不成立で散会させることに合意するかということまで詰めた上で、行うかどうかを決めることとなろう。

提言４　両院協議会を公開することとし、テレビ中継も行う

以上のように、水面下での協議と両院協議会を使い分け、場合によっては、両院協議会で大臣等に対して質疑も行うとすると、両院協議会を起草機関として協議委員間の協議に委ねることを前提として捉えてきた、従来の考え方からは大きな変更となる。さらに、成案を得られなくても、“ガス抜き”とまで言わなくとも、野党を納得させるために両院協議会を開会するというのは、両院協議会制度の本旨に悖るという批判は十分あり得るところである。

しかし、これらの改革により、協議がまとまり成案を得る可能性がある、あるいは、成案が得られなくても野党も納得づくで再議決あるいは衆議院の議決が国会の議決となるのであれば、禍根を残すことはなく、他の議案の審議に影響を及ぼすこともなくなるであろう。よって、制度論ではなく政治論で、有効性があるものと考える。

この野党の納得という点で、もう一歩進め、両院協議会の公開を進めることも必要である（４－12参照）。第171回国会の一連の両院協議会の例を見てもわかるように、懇願部分の議事録の公開という非常に限定されたものであっても、当時の野党は非常に高く評価している。これをさらに推し進め、傍聴も認め、他の委員会のように院内テレビ中継（インターネット中継を含む）も認めるとともに、与野党が合意した場合には、ＮＨＫ等のテレビ中継も認めることとしてもよいのではなかろうか。そのほうが、野党の納得もより一層引き出しやすくなる。

当初の両院協議会が想定していた協議委員間の真摯な協議という部分は、この際、水面下の協議に委ね、両院協議会はオープンな場で各党が意見を表明する場に転化してはどうだろうか。両院協議会を、特別なものではなく、通常の委員会と同じような扱いとするというだけのことである。両院協議会があたかも“ショー”化されてしまうとの批判もあろうが、“ショー”に徹することで実利を得た方がよいのではなかろうか。たとえ成案を得られない両院協議会であっても、野党の納得云々という実利の面を差し置いても、与野党の立場がリアルタイムで国民にも鮮明になるという効果も生じる。

なお、現在両院協議会が開かれている常任委員長室には傍聴のための席の余裕もテレビ中継の設備もないことから、使用する部屋については、例えば、当日、両院協議会の議長となった側の院の委員（会）室（例えば、予算委員会が開かれるそれぞれの院の第１委員（会）室）を使用する、あるいは両院協議会の議長選出のためのくじの什器の使用と同様に（くじの結果如何にかかわらず）両院の委員（会）室を交互に使用するなどの取決めを両議院協議委員議長及び副議長打合会の場で行うこととすればよい（４－７参照）。

この改革については、国会法 97 条を改正しなければならない。なお、両規 3 条については、合意した部屋を両院協議室と定めればよいのであるから、改正する必要はない。

提言５　日程にゆとりを持たせる

現在は、両院協議会を開くべき事態が生じたときには、両院とも同日に、協議委員を選任するための本会議を開き、かつ、これを散会とせず休憩のままとしておき、両院協議会が成案を得ずに散会したら、直ちに本会議を再開し、経過報告を聴取するのが慣例となっている。有り体にいえば、どうせ“儀式”なのだから１日のうちに詰め込んでしまおうという運用となっている（１－４－３参照）。

しかしながら、ある程度の日数がかかるのは民主主義のコストと理解すべきである。それなりの手順を踏んだとしても、たかが数日増えるのみであり、１週間以上も遅れるわけではない。早期成立を目指す与党にも、この程度の配慮があって然るべきと思われる。少なくとも通常の委員会審議と同様の日数をかけるよう、日程にゆとりを持たせるべきであろう。

提言５－１　両院協議会を開くべき事態が生じたら、即日、両院協議会を開くという慣行を改める

水面下での協議を実質先行させ、かつその進捗を見守る必要がある。また、上記のように、対政府等の質疑の可能性を認める以上、どのように協議を行っていくのか予め両議院協議委員議長及び副議長打合会で協議を行う必要もあるし、質疑者に質疑の準備をする時間を与える必要が生じる。よって、両院協議会を開くべき事態が生じたら、すなわち、先議の議院が回付案に不同意、あるいは後議の議院が否決をしたら、直ちに両院協議会を請求し、協議委員を選任して、同日中に初会の両院協議会を開くという慣行は改めるべきであろう（４－６参照）。

少なくとも、両院協議会の開会は、両院の本会議で協議委員が選任された翌日以降とすべきではなかろうか。

衆委先 301 も「当日又は翌日開くのを例とする」としており、両院並びに与野党の合意が得られれば、法規・先例の改正を行うことなく、実施できるものと思われる。

提言５－２　たとえ成案を得られなかった場合でも、報告を受ける本会議は後日に行う

現在の慣行では、両院協議会が成案を得られずに散会した場合には、各院は直ちに本会議を開き（再開し）、経過及び結果を聴取することとしている（６－１参照）。このため、第 171 回国会の平成 20 年度第２次補正予算両院協議会の例を見ても明らかなように、その後に控えている各院の本会議のために両院の全議員を待たせているという、各協議委員が心理的に受けているプレッシャーは相当なものである。このことから、成案を得るにしても得ないにしても、とにかく結論を急ごうとする感は拭えず、腰を据えた協議は望むべくもない。

これは両院協議会が儀式化・様式化された弊害の最たるものではなかろうか。少なくとも、当日中の本会議での結果聴取を前提としないようにすれば、両院協議会でも落ち着いた議論ができるようになるであろう。

この改革についても、両院並びに与野党の合意が得られれば、法規・先例の改正を行うことなく、実施できる。

提言６　議決要件、両院協議会の議長の権限等につき変更を加える

第 171 回国会の平成 20 年度第２次補正予算両院協議会でも提起された「両院協議会の議長は表決に加わらないので、両院の意見が割れた場合には、常に、両院協議会の議長を出した側の院が表決で負けることとなってしまう」という問題、また、成案の議決要件が３分の２以上では成案を得ることは難しいという意見にどう対処するかも検討しなければならない課題である。

提言６－１　両院協議会の議長は各院の協議委員議長の共同議長制とする

両院協議会の議長となった者は表決に加わらないとする以上、両院協議会の議長とならなかった側の院の協議委員 10 名が常に過半数を占めることとなり、議事の主導権を握ってしまっている。このように、片方の協議委員議長のみ表決の際に除くこととなるので、

不均衡を生じるのである（4－9、4－13－7、4－13－8参照）。

そこで、国会法 90 条を改正し、両院協議会の議長は、両院の協議委員議長が共同して務めることとしてはどうだろうか。国会の機関において共同議長制を採ったものは過去に例はないが、国際会議においては共同議長制を採っているものも多く、これにより運営に大きな支障をきたすということは生じてはいないので、一考の余地があろう。

あるいは、両院協議会の議長の選出方法は従来どおりとしつつ、議長とならなかった側の協議委員議長を両院協議会の副議長とするという方法もあるのではなかろうか。

提言6－2　両院協議会の議長（すなわち各院の協議委員議長）は表決には加わらない

提言6－1の改革を行った上で、両院協議会の（共同）議長（あるいは、両院協議会の議長・副議長）となった各院の協議委員議長の2名は、表決に加わらないこととする。そうなると、協議委員のうち2名が実質的に表決権がなくなり、各院の協議委員を9名ずつとしたことと同じとなるが、協議委員の数をこの程度増減しても、実質的に影響はない。両院協議会の議長を協議委員とは別枠で各院が選出する、あるいは協議委員の数を増やすという案もあるが、協議委員の数を増やしてもそれで協議がまとまりやすくなるわけではなく、意味はない。

提言6－3　協議案以外の議事の議決要件は、「各議院の協議委員の各々過半数」とする

さらに、提言6－2を慣例とした上で、協議案以外の議事の議決要件について、単純過半数とする国会法 92 条 2 項の規定を改正し、各院の協議委員の過半数とすることに改める。すなわち、各院の協議委員議長は加わらないので、各院の協議委員 9 名の過半数で 5 名ずつ、両院合わせて 10 名の賛成を得られることを議決要件とするのである。

よって、たとえ一方の院が全員一致（9 名）でも、他方の院で過半数を得られなかった（例えば 4 名）場合は、合計で 13 名の賛成を得られたとしても否と決することとなる。単純に数だけで比較すると、10 名でも成立するのに、13 名でも否決されることもあるということになるが、両院協議会が両院の調整機関であることを考えると、各協議委員個人の意思というよりも、各協議委員が代表している議院（ハウス）の意思を表決に反映させるべきであろう。協議委員は、自由に協議ができると言っても、あくまでハウスの代表であるので、ハウスの意思が反映されるような議決方法とすべきであろう。

なお、「出席協議委員の過半数」ではなく、「各議院の協議委員の各々過半数」とすれば、

協議委員の出欠にかかわらず、必ず議長を除く９名の過半数の５名で過半数となるので、可否同数となることはなくなり、議長の決裁権の問題もなくなる。このように解しても、国会法 91 条の２により、余程のことがなければ、表決時に協議委員が欠席するということはあり得ないと思われるので、問題はないと解する。

提言６－４　協議案の議決要件も、同じく「各議院の協議委員の各々過半数」とする

４－13－７で見たとおり、そもそも、帝国議会時代の両院協議会では、成案の議決要件は過半数とされていた。それを、国会法の原案では全会一致に改め、さらに貴族院が「全員一致を以て成案を得ると云うことはなかなか困難」であることを理由に、出席協議委員の３分の２以上の多数と修正したに過ぎない。過半数ではなく３分の２以上と議決要件が高く設定された根拠としては、両院協議会の成案は両院の本会議で可決されることが必要であり、協議委員の相当数が賛意を示すものでなければそれを見込めないとの意味があるというものである。そういった観点からすると、協議案の議決要件として３分の２という特別多数を課した意義に、成案を両院で審議した際の結果を想定するという以外のことを見出すのは困難である。

というのであれば、むしろ、両院協議会において、各院それぞれの協議委員において過半数を得られていれば、結果的に、その後の各院の本会議での成案の審議でも否決されることはないのではなかろうか。そうであれば、協議案の議決要件についても、前述の提言６－１～３の改革と同じ扱いとすれば、問題ないと思われ、国会法 92 条１項を改正し、協議案の議決要件も、「各議院の協議委員の各々過半数」とすることとする。このようにすれば、各院の協議委員９名の過半数で５名ずつ、両院合わせて 10 名が議決要件ということになり、人数的には、現在（全協議委員出席の場合、議長を除く 19 名の３分の２以上、すなわち 13 名）よりは少ないこととなるが、法の趣旨に叶うものとなろう。

８－４　結語

両院協議会は憲法上定められた機関ではあるが、その開催頻度が低いため、また、限られた期間にしか使われないため、あまり研究が深められることもなかった。しかし、二院制を採る以上、より良い結論を得るために、その両院の調整を図ることは是非とも必要なことである。

両院協議会をめぐる法的諸問題を整理し、かつ、形骸化した両院協議会を改革すること

によって、政治的に有効な、意義のある機関に変貌させていくことが望まれる。拙論がその一助となれば幸いである。

巻末資料

※ 旧漢字は新漢字に改めた。
横書きにするため、漢数字は算用数字に改めた。
帝国議会時代の法規も参考として採録した。
法規先例には参照条文、改正経緯を付した。
法規先例の略称は以下のとおり。

憲	日本国憲法
国	国会法
衆規	衆議院規則
参規	参議院規則
両規	両院協議会規程
衆先	平成 29 年版　衆議院先例集
衆先付録	平成 29 年版　衆議院先例集付録
衆委先	平成 29 年版　衆議院委員会先例集
参先	令和 5 年版　参議院先例録
参先諸表	令和 5 年版　参議院先例諸表
参委先	令和 5 年版　参議院委員会先例録
参委先諸表	令和 5 年版　参議院委員会先例諸表
帝憲	大日本帝国憲法
議院	議院法
旧衆規	旧・衆議院規則
貴規	貴族院規則

1　日本国憲法（昭和21年11月3日公布）

第４章　国会

第５９条①　法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

②　衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の３分の２以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

③　前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④　参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて６０日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

【参照】国83の2・83の3・84・88－98・133、衆規250－254、参規176－179、両規、衆先332・333・472・473、参先424・432・433・434、参委先61・388、参委先諸表8

【経緯】貴族院における修正で第3項を追加。

第６０条①　予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

②　予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて３０日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

【参照】国83の2・83の3・85・88－98・133、衆規250－254、参規176－179、両規、衆先341・474・475、参先424・432・435、参委先72、参委先諸表9

第６１条　条約の締結に必要な国会の承認については、前条第２項の規定を準用する。

【参照】国83の2・83の3・85・88－98・133、衆規250－254、参規176－179、両規、衆先348、参先424・432・436、参委先83、参委先諸表9

第５章　内閣

第６７条①　内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

②　衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて１０日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

【参照】国 86・88－98・133、衆規 250－254、参規 176－179、両規、衆先 478・479、参先 424・437

2　国会法（昭和 22 年 4 月 30 日法律第 79 号）

第１０章　両議院関係

第８３条①　国会の議決を要する議案を甲議院において可決し、又は修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

②　乙議院において甲議院の送付案に同意し、又はこれを否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

③　乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議院に回付する。

④　甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

【参照】憲 41・59・72・86・73・2・8・85・87・88・96①、国 83 の 2－83 の 4・84・85・87・56・58・65・68・47、衆規 248・249・253・29・111、参規 174・175・178・25・26、衆先 157・175－178・180・182・469・471・472・470・210・289・355・358、衆委先 78、参先 197・198・170－174・423・213・329・354・355・423

帝憲 37・38・64、議院 54・55①・31、旧衆規 216・217・219、貴規 194・195・197

第８３条の２①　参議院は、法律案について、衆議院の送付案を否決したときは、その議案を衆議院に返付する。

②　参議院は、法律案について、衆議院の回付案に同意しないで、両院協議会を求めたが

衆議院がこれを拒んだとき、又は両院協議会を求めないときは、その議案を衆議院に返付する。

③　参議院は、予算又は衆議院先議の条約を否決したときは、これを衆議院に返付する。衆議院は、参議院先議の条約を否決したときは、これを参議院に返付する。

【参照】憲59②③・60①、国83－85、衆先332・341・343・473・474、参先433
帝憲65・39

【経緯】・第5次改正で追加（第21回国会　昭和30年1月28日法律第3号）

・なお、審議未了となった「国会法の一部を改正する法律案」（第20回国会衆法第10号）は、次のとおりであった。

第８３条の２①　参議院は、法律案について、衆議院の送付案又は両院協議会の成案を否決したときは、その議案を衆議院に返付する。

②　参議院は、法律案について、衆議院の回付案に同意しないで、両院協議会を求めたが衆議院がこれを拒んだとき、又は両院協議会を求めないときは、その議案を衆議院に返付する。

③　参議院は、予算又は衆議院先議の条約を否決したときは、これを衆議院に返付する。衆議院は、参議院先議の条約を否決したときは、これを参議院に返付する。

第８３条の３①　衆議院は、日本国憲法第５９条第４項の規定により、参議院が法律案を否決したものとみなしたときは、その旨を参議院に通知する。

②　衆議院は、予算及び条約について、日本国憲法第６０条第２項又は第６１条の規定により衆議院の議決が国会の議決となつたときは、その旨を参議院に通知する。

③　前２項の通知があつたときは、参議院は、直ちに衆議院の送付案又は回付案を衆議院に返付する。

【参照】憲59④・60②・61、国84・133・65、衆先332・333・341・348・473、参先432－436、参委先61・72・83、参委先諸表8・9

【経緯】・第5次改正で追加（第21回国会　昭和30年1月28日法律第3号）。

・なお、審議未了となった「国会法の一部を改正する法律案」（第20回国会衆法第10号）は、次のとおりであった。

第８３条の３①　衆議院は、日本国憲法第５９条第４項の規定により、参

議院が法律案を否決したものとみなしたときは、その旨を参議院に通知する。

② 衆議院は、予算及び条約について日本国憲法第６０条第２項又は第６１条の規定により衆議院の議決が国会の議決となつたときは、その旨を参議院に通知する。

③ 前２項の通知があつたときは、参議院は、直ちに衆議院の送付案又は回付案（成案を含む）を衆議院に返付する。

第８３条の４① 憲法改正原案について、甲議院の送付案を乙議院が否決したときは、その議案を甲議院に返付する。

② 憲法改正原案について、甲議院は、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めないときは、その議案を乙議院に返付する。

【参照】憲 96、国 83・83 の 2・84・85・86 の 2・87

【経緯】第 31 次改正で追加（第 166 回国会「日本国憲法の改正手続の関する法律」（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号））

第８３条の５ 甲議院の送付案を、乙議院において継続審査し後の会期で議決したときは、第８３条による。

【参照】国 68・47・83・83 の 2・83 の 3、衆先 200－202、参先 187

議院 25・35

【経緯】・「国会法の一部を改正する法律案」（第 20 回国会衆法第 10 号）審議未了。

・第 83 条の 4 として第５次改正で追加（第 21 回国会 昭和 30 年 1 月 28 日法律第３号）。

・第 31 次改正で条数繰り下げ（第 166 回国会「日本国憲法の改正手続の関する法律」（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号））。

第８４条① 法律案について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決し及び衆議院の回付案に同意しなかつたときは、衆議院は、両院協議会を求めることができる。

② 参議院は、衆議院の回付案に同意しなかつたときに限り前項の規定にかかわらず、そ

の通知と同時に両院協議会を求めることができる。但し、衆議院は、この両院協議会の請求を拒むことができる。

【参照】憲59、国83の2・83の3・88、衆規250、両規8、衆先294・333・471・473、衆委先305・317・318、参先424、参先諸表29、参委先392・395、参委先諸表23
議院55

第８５条① 予算及び衆議院先議の条約について、衆議院において参議院の回付案に同意しなかつたとき、又は参議院において衆議院の送付案を否決したときは、衆議院は、両院協議会を求めなければならない。

② 参議院先議の条約について、参議院において衆議院の回付案に同意しなかつたとき、又は衆議院において参議院の送付案を否決したときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

【参照】憲60・61・41・73・83・86・96②・7、国57・57の2・57の3・83の2③・83の3②③、衆規250・253、参規178、両規8・9、内閣5、財政19・27、衆先 165－167・335－338・341－343・348・471・474、衆委先 137－139・149－151・305、参先159－161・424・432・435・436、参委先72・83・392
帝憲13・64・65、議院55

第８６条① 各議院において、内閣総理大臣の指名を議決したときは、これを他の議院に通知する。

② 内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないときは、参議院は、両院協議会を求めなければならない。

【参照】憲6①・56②・67、国65②、衆規18・8、参規20、両規8、衆先40・46・66－68・478－480、参先87－89・92・94・424・428

第８６条の２① 憲法改正原案について、甲議院において乙議院の回付案に同意しなかつたとき、又は乙議院において甲議院の送付案を否決したときは、甲議院は、両院協議会を求めることができる。

② 憲法改正原案について、甲議院が、乙議院の回付案に同意しなかつた場合において両院協議会を求めなかつたときは、乙議院は、両院協議会を求めることができる。

【参照】国 83 の 4

【経緯】第 31 次改正で追加（第 166 回国会「日本国憲法の改正手続の関する法律」（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号））

第８７条① 法律案、予算、条約及び憲法改正原案を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

② 前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

【参照】国 83・83 の 4・86 の 2・88、衆先 294・471

議院 55

【経緯】・制定当初の条文は以下のとおりであった。

第８７条 前３条に規定したものを除いて、国会の議決を要する事件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

・「国会法の一部を改正する法律案」（第 20 回国会衆法第 10 号）審議未了。

・第 5 次改正で以下のとおり変更（第 21 回国会 昭和 30 年 1 月 28 日法律第 3 号）。

第８７条① 法律案、予算及び条約を除いて、国会の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。

② 前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めることができる。

・第 31 次改正で現在の条文に（第 166 回国会「日本国憲法の改正手続の関する法律」（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号））。

第８８条 第８４条第２項但書の場合を除いては、１の議院から両院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことができない。

【参照】国 84－87、衆先 471

議院 55

【経緯】第 92 回帝国議会で国会法を制定した際、貴族院における修正で「第８４条第２項但書の場合を除いては、」を追加。

第８９条　両院協議会は、各議院において選挙された各々１０人の委員でこれを組織する。

【参照】国 90・91 の 2、衆規 250・251・243、参規 176・243、衆先 481－483、衆委先 304－306・16・313、参先 425－427、参委先 380・381・389、参委先諸表 23

議院 56・61、旧衆規 218・64・65・221、貴規 196・53・54、旧両規 2

第９０条　両院協議会の議長には、各議院の協議委員において夫々互選された議長が、毎会更代してこれに当る。その初会の議長は、くじでこれを定める。

【参照】国 91 の 2・92②・94、衆規 252、参規 177、両規 2－6・10・11・13、衆委先 307－309・319・320、参先 430、参委先 382－385・394・396、参委先諸表 24

議院 60、旧両規 6－8・12・16

第９１条　両院協議会は、各議院の協議委員の各々３分の２以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

【参照】憲 56、国 91 の 2、常任委員会合同審査会規程 8②、参委先 47

帝憲 46・73、旧両規 5

【経緯】「国会法の一部を改正する法律案」（第 20 回国会衆法第 10 号）では、次のような第 2 項の追加が提案されていたが審議未了となった。

② 両院協議会を求められた議院の協議委員が欠席したために、初会の会議を開くに至らなかつたときは、協議会を開いても意見が一致しなかつたものとみなす。

第９１条の２①　協議委員が、正当な理由がなくて欠席し、又は両院協議会の議長から再度の出席要求があつてもなお出席しないときは、その協議委員の属する議院の議長は、当該協議委員は辞任したものとみなす。

② 前項の場合において、その協議委員の属する議院は、直ちにその補欠選挙を行わなければならない。

【参照】国 89・91・124、衆規 250・251、参規 176、衆先 481・482

【経緯】第 5 次改正で追加（第 21 回国会　昭和 30 年 1 月 28 日法律第 3 号）。

第９２条① 両院協議会においては、協議案が出席協議委員の３分の２以上の多数で議決されたとき成案となる。

② 両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【参照】憲 55・56②・57・58②・59②・67、国 86・95－97、両規 8・9・7、衆先 480、衆委先 312・316・317・314、参先 428、参委先 387・388・392・393・391・398

帝憲 47、議院 59・27・96②、旧両規 11・6・8・9・10

【経緯】第 92 回帝国議会で国会法を制定した際、当初案では以下のとおりであったが、貴族院における修正で第１項の「その意見が一致したときに限り成案を議決する。」を「協議案が出席協議委員の３分の２以上の多数で議決されたとき成案となる。」に修正された。

第９２条① 両院協議会においては、その意見が一致したときに限り成案を議決する。

② 両院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第９３条① 両院協議会の成案は、両院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

② 成案については、更に修正することができない。

【参照】憲 59－61・67、国 83・83 の 2・83 の 3・83 の 4・84－86・88・92・94・98、衆規 253、参規 178、両規 8、衆先 471・479・480・484、参先 428

議院 56・53・55

第９４条 両院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員議長は、各々

その旨を議院に報告しなければならない。

【参照】国 53・73、衆規 87・86・89・115、参規 72・72 の 4・104、両規 10、衆先 484、衆委先 319・318・320・321、参先 430・424・428、参委先 394－398・392

議院 24、旧衆規 219・220・56、貴規 197・198・44

第９５条　各議院の議長は、両院協議会に出席して意見を述べることができる。

【参照】国 20、衆先 126、衆委先 51、参先 132、参委先 122

議院 57・12

第９６条　両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる。

【参照】憲 63、国 69・70・71・72、常任委員会合同審査会規程 6、衆先 132・489、衆委先 55・258・328、参先 356、参委先 390・247・316、参委先諸表 23

帝憲 54、議院 57・42・43

【経緯】・制定当初の条文は以下のとおりであった。

第９６条　両院協議会は、国務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

・「国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案」（第 140 回国会衆法第 43 号）では、次のような改正が提案されていたが審議未了となった。

第９６条　両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官等、人事院総裁及び公正取引委員長の出席を要求することができる。

・「国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案」（第 141 回国会衆法第 12 号）では、次のような改正が提案されていたが審議未了となった。

第９６条　両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣及び内閣官房副長官等の出席を要求することができる。

・「国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案」（第 144 回国会衆法第６号）では、次のような改

正が提案されていたが、第145回国会において撤回された。

第９６条　両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣及び内閣官房副長官等の出席を要求することができる。

・「政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案」（第145回国会衆法第19号）では、次のような改正が提案されていたが撤回された。

第９６条　両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官の出席を要求することができる。

（本条の改正規定は第146回国会の召集の日から施行）

第９６条　両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官の出席を要求することができる。

（本条の改正規定は内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行）

・第25次改正（第145回国会「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」（平成11年7月30日法律第116号）で次のとおり改正された。

第９６条　両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる。

（本条の改正規定は第146回国会の召集の日（平成11年10月29日）から施行）

第９６条　両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる。

（本条の改正規定は内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行）

第９７条　両院協議会は、傍聴を許さない。

【参照】憲57、国52、衆規63、参規58、衆委先219・279、参委先377

帝憲48、議院58

第９８条　この法律に定めるものの外、両院協議会に関する規程は、両議院の議決によりこれを定める。

【参照】衆規 254・243・63、参規 179・243・58、両規、衆先 480・505、衆委先 307－310・317－323、参先 428－431、参委先 382－385・391・392・394－401 議院 61、貴規 199、旧衆規 221、旧両規、両院協議会規程取扱方ニ関スル件

（参考）議院法（明治 22 年 2 月 11 日法律第 2 号）

第１２章　両議院関係

第５３条　予算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ両議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第５４条①　甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

②　乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第５５条①　乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ対シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ両院協議会ヲ開クコトヲ求ムヘシ

②　甲議院ヨリ協議会ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第５６条①　両院協議会ハ両議院ヨリ各々十人以下同数ノ委員ヲ選挙シ会同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取リ又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

②　協議会ニ於テ成立シタル成案ニ対シテハ更ニ修正ノ動議ヲ為スコトヲ許サス

第５７条　国務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ両院協議会ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第５８条　両院協議会ハ傍聴ヲ許サス

第５９条　両院協議会ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用ヰ可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第６０条　両院協議会ノ議長ハ両議院協議委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ毎会更代シテ席ニ当ラシムヘシ其ノ初会ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第６１条　本章ニ定ムル所ノ外両議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

3　両院規則

3－1　**衆議院規則**（第1回国会昭和22年6月28日議決）

第１９章　参議院との関係

第２５０条①　協議委員の選挙は、連記無名投票でこれを行う。

②　投票の最多数を得た者を当選人とする。但し、得票数が同じときは、くじで当選人を定める。

③　議院は、選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができる。

【参照】国84・85・89・91の2、参規176、衆先481、衆委先304・305

第２５１条①　協議委員の辞任は、議院がこれを許可する。

②　協議委員の補欠は、その選任した方法による。

【参照】国89・91の2、参規176、衆先481、衆委先304

【経緯】第7次改正（第22回国会昭和30年3月22日議決）で第1項追加。

第２５２条①　協議委員の議長の互選は、委員選挙の当日又は翌日これを行う。

②　協議委員の議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する。

【参照】国90、参規177、両規2・5、衆委先307

第２５３条①　参議院の回付案及び両院協議会の成案は、これを委員会に付託しない。

②　回付案に対する質疑及び討論は、その修正の範囲に限る。成案については、成案の範囲に限る。

【参照】国83、参規178、衆先469・470

第２５４条　両院協議会に関する規程及び常任委員会合同審査会に関する規程は、議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

【参照】参規179

【経緯】制定時は以下のとおりの条文であったが、第7次改正（第22回国会昭和30年3月22日議決）で現在の条文に改正。

第２５４条　両院協議会に関する規程、常任委員会合同審査会に関する規

程及び両院法規委員会に関する規程は、議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

（参考）衆議院規則（第１回帝国議会明治23年12月１日議決）（最終改正後のもの）

第１６章　貴族院ニ対スル関係

第２１８条　協議委員ノ選挙ハ第６４条ノ例ニ依ル

第２１９条　議院法第５５条ニ依リ貴族院ヨリ回付シタル修正案ヲ議シ及協議会ノ報告ヲ議スルニハ三読会ヲ経ルヲ要セス

第２２０条　協議会ニ於ケル衆議院ノ委員ハ其ノ報告委員ヲ互選スルコトヲ得

第２２１条　協議委員ノ数協議会ノ定数及決議ノ方法並協議会議長ノ権限ハ議院法第６１条ニ依リ委員ヲ派シ両院協議シテ之ヲ定ムヘシ

３－２　参議院規則（第１回国会昭和22年６月28日議決）

第１２章　衆議院との関係

第１７６条①　協議委員の選挙は、連記無名投票でこれを行う。

②　投票の最多数を得た者を当選人とする。但し、得票数が同じ者については、くじで当選人を定める。

③　議院は、協議委員の選任を議長に委任することができる。

④　協議委員の辞任は、議院がこれを許可する。

【参照】憲59③・61・67①、国84－89・91の2、参規189、衆規250・251、参先425・426、参委先380－382、参委先諸表23

【経緯】第６次改正（第22回国会昭和30年３月18日議決）で現第４項に修正。それ以前の第４項は次のとおり。

④　協議委員に欠員を生じたときは、その選挙した方法によつて、補欠選挙を行う。

第１７７条　協議委員の議長の互選は、協議委員中の年長者が、これを管理する。

【参照】国90・94、衆規252、両規、参委先382－384、参委先諸表24

第１７８条①　衆議院の回付案及び両院協議会の成案は、これを委員会に付託しない。

②　回付案に対する質疑討論は、その修正の範囲に限る。

③　成案に対する質疑討論は、成案の範囲に限る。

【参照】国 83－85・91－94、衆規 253、両規、参先 423・431

第１７９条　両院協議会に関する規程及び常任委員会合同審査会に関する規程は、議長が衆議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

【参照】国 44・98、衆規 254

【経緯】制定時は以下のとおりの条文であったが、第 6 次改正（第 22 回国会昭和 30 年 3 月 18 日議決）で現在の条文に改正。

第１７９条　両院協議会に関する規程、常任委員会合同審査会に関する規程及び両院法規委員会に関する規程は、議長が衆議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

（参考）貴族院規則（第 1 回帝国議会明治 23 年 12 月 1 日議決）（最終改正後のもの）

第１４章　衆議院トノ関係

第１９６条　協議委員ノ選挙ハ第５３条及第５４条ノ規定ヲ適用ス

第１９７条　議院法第５５条ニ依リ衆議院ヨリ回付シタル修正案ヲ議シ及協議会ノ報告ヲ議スルニハ三読会ヲ経ルヲ要セス

第１９８条　協議会ニ於ケル貴族院ノ委員ハ其ノ報告委員ヲ互選スルコトヲ得

第１９９条　協議委員ノ数協議会ノ定足数及決議ノ方法並協議会議長ノ権限ハ議院法第６１条ニ依リ委員ヲ派シ両院協議シテ之ヲ定ムヘシ

３－３　両院規則対照表

衆議院規則	参議院規則
第２５０条①　協議委員の選挙は、連記無名投票でこれを行う。	第１７６条①　協議委員の選挙は、連記無名投票でこれを行う。
第２５０条②　投票の最多数を得た者を当選人とする。但し、得票数が同じときは、くじで当選人を定める。	第１７６条②　投票の最多数を得た者を当選人とする。但し、得票数が同じ者については、くじで当選人を定める。
第２５０条③　議院は、選挙の手続を省略して、その指名を議長に委任することができる。	第１７６条③　議院は、協議委員の選任を議長に委任することができる。
第２５１条①　協議委員の辞任は、議院がこれを許可する。	第１７６条④　協議委員の辞任は、議院がこれを許可する。
第２５１条②　協議委員の補欠は、その選任した方法による。	
第２５２条①　協議委員の議長の互選は、委員選挙の当日又は翌日これを行う。	
第２５２条②　協議委員の議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する。	第１７７条　協議委員の議長の互選は、協議委員中の年長者が、これを管理する。
第２５３条①　参議院の回付案及び両院協議会の成案は、これを委員会に付託しない。	第１７８条①　衆議院の回付案及び両院協議会の成案は、これを委員会に付託しない。
第２５３条②　回付案に対する質疑及び討論は、その修正の範囲に限る。成案については、成案の範囲に限る。	第１７８条②　回付案に対する質疑討論は、その修正の範囲に限る。 第１７８条③　成案に対する質疑討論は、成案の範囲に限る。
第２５４条　両院協議会に関する規程及び常任委員会合同審査会に関する規程は、議長が参議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。	第１７９条　両院協議会に関する規程及び常任委員会合同審査会に関する規程は、議長が衆議院議長と協議した後、議院がこれを議決する。

4　両院協議会規程（第１回国会昭和22年７月12日衆議院議決・昭和22年７月11日参議院議決）

【参照】衆先505

第１条　甲議院において、両院協議会を求めるときは、その件名及び理由を記し文書を以つてこれを乙議院に通知しなければならない。

第２条　協議会の初会の日時は、両議院の議長が協議してこれを定め、その後の会議の日時は、協議会がこれを定める。

【参照】国90、衆規252、両規５、衆委先307、参委先385

第３条　協議会は、両院協議室においてこれを開く。

第４条　協議会の議長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

【参照】両規５、参委先386

第５条　両議院の協議委員は、各々副議長一人を選定する。議長に事故があるときは、副議長が、議長の職務を行う。

【参照】国90、衆規252、両規２・４、衆委先307、参委先382・383・386、参委先諸表24

第６条　議長及び副議長に共に事故があるときは、その院の委員の中から、仮議長を選定して、議長の職務を行わせる。

【参照】衆規38、参規31、衆委先28、参委先24

第７条　協議会の議長が討論に加わろうとするときは、その院の副議長をして議長席に著かせなければならない。

【参照】衆規49、参規45

第８条　協議会の議事は、両議院の議決が異つた事項及び当然影響をうける事項の範囲を

超えてはならない。

【参照】憲 67、国 86・92、衆先 480、参先 428、参委先 391・392

第９条　協議委員は、協議会において同一の事件について、何回でも発言することができる。

第１０条　協議会において、成案を得たときは、各議院の協議委員議長は、各々文書を以つてこれをその議院に報告しなければならない。

【参照】国 94、参先 429、参委先 396・397

第１１条　協議会は、協議会議録２部を作り、両議院の協議委員議長がこれに署名して、各議院に夫々１部を保存する。

【参照】両規 12、参委先 399・301

第１２条　協議会議録には、出席者の氏名、議事、表決の数、成案その他重要な事項を記載しなければならない。

【参照】両規 11、参委先 399・301

第１３条　協議会において、懲罰事犯があるときは、協議会の議長は、これをその委員の属する議院の議長に報告して、処分を求めなければならない。

第１４条　協議会の事務は、各議院の参事がこれを掌理する。

（参考）両院協議会規程（第１回帝国議会明治 24 年２月 28 日貴族院議決・明治 24 年３月２日衆議院議決）

第１条　甲議院ニ於テ両院協議会ヲ開クコトヲ求ムルトキハ其件名及理由ヲ記シ文書ヲ以テ之ヲ乙議院ニ通知スヘシ

第２条　協議委員ノ数ハ協議会ヲ求ムル議院之ヲ定ム

第３条　協議会初会ノ日時ハ両院議長ノ協議ニ依テ之ヲ定メ爾後会議ノ日時ハ協議会之ヲ定ム

第４条　協議会ハ協議室ニ於テ之ヲ開ク

第５条　協議会ハ両院ノ委員各３分ノ２以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第６条　甲議院ノ出席委員乙議院ノ出席委員ヨリ多キトキハ表決ノ際抽籤ヲ以テ其超過シタル数ノ委員ヲ減除ス但議長ハ其数ニ算入セス

第７条　協議会ノ議長ハ会議ヲ整理シ秩序ヲ保持ス

第８条　協議会ノ議長自ラ討議ニ与ラントスルトキハ其院ノ副議長ヲシテ代テ議長席ニ着カシムヘシ

第９条　協議委員ハ協議会ニ於テ同一ノ事件ニ付幾回タリトモ発言スルコトヲ得

第１０条　協議会ニ於ケル動議ハ１名以上ノ賛成ニ依リ議題トナスヘシ

第１１条　協議会ノ議事ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ決ス

第１２条①　両院ノ協議委員ハ各副議長１名ヲ選ヒ議長故障アルトキハ之ヲ代理セシム

②　議長副議長共ニ故障アルトキハ其院ノ委員中ヨリ仮議長ヲ選定シ議長ノ職務ヲ行ハシム

第１３条　協議会ノ議事録及議事速記録ハ各２部ヲ作リ協議会ノ議長之ニ検印スヘシ

第１４条　協議会ノ議事録及其他ノ文書ハ各院ノ書記官ヲシテ之ヲ掌ラシム

第１５条　協議会ノ議事録又ハ議事速記録ノ記事ニ対シ異議アルトキハ協議会之ヲ決ス

第１６条　協議会ニ於テ懲罰事犯アルトキハ協議会ノ議長ハ之ヲ其委員所属議院ノ議長ニ報告シ処分ヲ求ムヘシ

（参考）両院協議会規程取扱方ニ関スル件（第 18 回帝国議会明治 36 年 5 月 30 日両院議長協定）

一　両院協議会規程第６条ノ取扱ヲ左ノ通リ定ムルコト

一　両院出席委員ノ数ヲ対比スルニ当リテハ当日ノ議長ヲモ委員数中ニ加ヘテ計算スルコト

二　減除スヘキ委員ヲ定ムルニ当リテハ当日ノ議長ヲ除キテ抽籤ヲ行フコト

一　成案ニ関シ新ナル意見ノ提出ナキカ又ハ之ヲ否決シタルトキハ先ツ協議会ヲ求メタル議院ノ議決案ニ付採決シ其ノ結果否決セラレタルトキハ協議会ノ請求ニ応シタル議院ノ議決案ニ付採決スルコト

一　両院協議会ノ議事ハ両院議決ノ一致セサル事項及当然影響ヲ受クヘキ事項ノ外ニ渉ルヲ得サルコト

5　両院先例

5－1　先例

5－1－1　平成２９年版　衆議院先例集

第２編　会議

第２章　議事通則

第１６節　先決問題

２９４　会議事項に先立って表決の必要のある動議を先決問題とする。

先決問題は、議事日程の変更を要せず、直ちに議題とする。

先決問題は、議題に直接の関係を有すると否とにかかわらず、これを議決しなければ議事を進めることができないものであるから、議事日程の変更の手続をしないで直ちにこれを議題とする。

（略）

第二　議題に直接の関係のないもの

（五）両院協議会を開くことを求めるの動議

法律案について、本院において参議院の回付案に同意しなかった場合、又は参議院において本院の送付案を否決し及び本院の回付案に同意しなかった場合、若しくは本院が憲法第５９条第４項の規定により参議院が否決したものとみなす議決をした場合に両院協議会を開くことを求めるの動議が提出されたときは、直ちにこれを採決する。

【参照】国 84・87、衆先 471・473

第３章　議事特則

第１節　法律案の再議決

３３２　法律案について、本院議決案を再議決する。

法律案について、参議院の回付案に不同意の議決をしたとき、本院提出又は送付の法律案を参議院が否決したとき及び法律案を参議院に提出又は送付した後国会の休会中の

期間を除いて６０日以内に参議院が議決しないため本院において参議院が否決したものとみなす議決をしたときに、憲法第５９条第２項の規定により、本院議決案を再議決したことがある。

本院議決案を再議決する場合は、議員の動議により本院議決案を議題とした後、直ちに採決するのが例である。参議院が否決した場合及び本院において参議院が否決したものとみなす議決をした場合に本院議決案を再議決するときは、国会法第８３条の２第１項又は第８３条の３第３項の規定により参議院から法律案の返付を受けた後、これを行う。

（一）参議院回付案に同意しないで本院議決案を再議決した場合

第１回（特別）国会　昭和２２年１０月１４日　刑法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録５２２頁）

同　　昭和２２年１２月９日　民法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録１１１３頁）

第２回国会　昭和２３年４月１５日　検察庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録３５７頁）

同　　昭和２３年６月２９日　中小企業庁設置法案（内閣提出）（会議録８２７頁）

同　　昭和２３年６月３０日　政治資金規正法案（本院提出）（会議録８５８頁）

同　　昭和２３年７月５日　消防法案（本院提出）（会議録１２０７頁）

第５回（特別）国会　昭和２４年５月２４日　統計法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録９５１頁）

同　　昭和２４年５月３０日　地方自治庁設置法案（内閣提出）（会議録９８８頁）、経済安定本部設置法案（内閣提出）（会議録９９０頁）、運輸省設置法案（内閣提出）（会議録９９６頁）、弁護士法案（本院提出）（会議録１０００頁）

第７回国会　昭和２５年５月１日　熱海国際観光温泉文化都市建設法案（本院提出）、伊東国際観光温泉文化都市建設法案（本院提出）（会議録１２９０頁）

同　　昭和２５年５月２日　経済調査庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録１３１０頁）

第１０回国会　昭和２６年３月２８日　国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録４６９頁）

同　　昭和２６年３月３１日　熱管理法案（本院提出）（会議録６２５頁）

同　　昭和２６年６月５日　司法書士法の一部を改正する法律案(本院提出)（会議録１０９１頁）

第１３回国会　昭和２６年１２月１５日　国家公務員法等の一部を改正する法律案（本院提出）（会議録２９頁）

同　　昭和２７年６月１７日　公益事業令の一部を改正する法律案（本院提出）（会議録１１５７頁）

同　　昭和２７年６月２４日　日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録１２５４頁）

第１６回（特別）国会　昭和２８年７月３０日　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録７３４頁）

第１９回国会　昭和２９年６月９日　農業委員会法の一部を改正する法律案（本院提出)、農業協同組合法の一部を改正する法律案（本院提出）（会議録１０９１頁）

第２２回(特別)国会　昭和３０年７月２５日　少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出)（会議録６７８頁）

第２４回国会　昭和３１年６月３日　道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)（会議録９８４頁）

第２６回国会　昭和３２年５月１９日　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案（本院提出）（会議録１０２８頁）

第１７０回（臨時）国会　平成２０年１２月１２日　金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第１５号１４頁）

備考　第７回国会、昭和２５年３月３１日の会議において、政府職員の新給与実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の参議院回付案に不同意の議決をし、本院議決案を再議決のため記名投票をもって採決したが、３分の２以上の賛成がなく不成立となった（会議録７２８頁)。

(二) 参議院において否決した法律案を再議決した場合

第１０回国会　昭和２６年６月５日　モーターボート競走法案(本院提出)(会議録１０９１頁)

第１６８回（臨時）国会　平成２０年１月１１日　テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（内閣提出）（会議録第１９号４頁）

第１６９回国会　平成２０年５月１３日　道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第２８号１４頁）

第１７０回（臨時）国会　平成２０年１２月１２日　テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第１５号４頁）

第１７１回国会　平成２１年３月４日　平成２０年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出）（会議録第１２号６頁）

同　　平成２１年３月２７日　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出）、所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）会議録第１８号５頁）、地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第１８号１０頁）

同　　平成２１年６月１９日　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出）（会議録第４１号４頁）、租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第４１号７頁）、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第４１号１１頁）

（三）参議院に送付後６０日以内に議決しないため否決したものとみなして本院議決案を再議決した場合

第１３回国会　昭和２７年７月３０日　国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（内閣提出）（会議録１３７５頁）

第１６９回国会　平成２０年４月３０日　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）、地方法人特別税等に関する暫定措置法案（内閣提出）、地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第２６号７頁）、平成２０年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）、所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第２６号１０頁）

第１８３回国会　平成２５年６月２４日　衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第３５号７頁）

【参照】憲59、国83の2・83の3、衆先193・333・471・472・773、衆先付録21表、参先433・434、参先諸表22・23

第２節　憲法第５９条第４項の規定による議決

３３３　参議院が本院送付の法律案を６０日以内に議決しないため、否決したものとみなす議決をする。

内閣提出の法律案を参議院に送付の後、送付の日から起算して６０日以内に参議院が議決しないので、議院運営委員会において協議の後、院議をもって参議院が否決したものとみなす議決を行ったことがある。

（一）参議院が否決したものとみなし、両院協議会を開くことを求めた場合

第１３回国会　昭和２７年７月３０日、本院は、参議院が国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）（５月２９日に参議院に送付、当日から起算して６３日目）及び保安庁職員給与法案（内閣提出）（５月３１日参議院に送付、当日から起算して６１日目）を否決したものとみなす議決を行い、次いで両案について両院協議会を開くことを求めるに決した（会議録１３７４、１３７５頁）。なお、両院協議会においては、保安庁職員給与法案については、成案を得たが、国家公務員法の一部を改正する法律案については、成案を得るに至らなかった。

（二）参議院が否決したものとみなし、本院議決案を再議決した場合

第１３回国会　昭和２７年７月３０日、本院は、参議院が国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（内閣提出）（５月３１日参議院に送付、当日から起算して６１日目）を否決したものとみなす議決を行い、次いで同案の本院議決案を再議決した（会議録１３７５頁）。

第１６９回国会　平成２０年４月３０日、本院は、参議院が地方税法等の一部を改正する法律案を改正する法律案（内閣提出）、地方法人特別税等に関する暫定措置法案（内閣提出）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（３案とも２月２９日参議院に送付、当日から起算して６２日目）をいずれも否決したものとみなす議決を行い、次に参議院が平成２０年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）及び所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（両案とも２

月２９日参議院に送付、当日から起算して６２日目）をいずれも否決したものとみなす議決を行い、暫時休憩した。参議院から各案の返付を受け、再開の後、地方税法等の一部を改正する法律案外２案の本院議決案を一括して再議決し、次に平成２０年度における公債の発行の特例に関する法律案外１案の本院議決案を一括して再議決した（会議録第２６号２ないし１０頁）。

第１８３回国会　平成２５年６月２４日、本院は、参議院が衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（４月２３日参議院に送付、当日から起算して６３日目）を否決したものとみなす議決を行い、暫時休憩した。参議院から同案の返付を受け、再開の後、同案の本院議決案を再議決した（会議録第３５号１ないし７頁）。

【参照】憲 59④、国 83 の 3・84・133、衆先 175・332・473、参先 433・434、参先諸表 22・23、参委先 61・参委先諸表 8

第３節　予算

３４１　予算について、憲法第６０条第２項の規定により、本院の議決が国会の議決となる。

予算について、参議院で本院送付案を修正し、本院が回付案に同意しないとき、又は参議院で本院送付案を否決したときは、本院は、両院協議会を求めなければならない。両院協議会を開いても意見が一致しないときは、憲法第６０条第２項の規定により本院の議決が国会の議決となる。

また、本院が議決して参議院に送付後、送付の日から起算して国会休会中の期間を除いて３０日以内に参議院が議決するに至らないときは、憲法第６０条第２項の規定により３０日の期間の経過とともに本院の議決が国会の議決となる。この場合には、本院は、その旨を参議院に通知し、議案の返付を受ける。

本院の議決が国会の議決となった場合には、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知する。

（一）両院協議会を開いても意見が一致しなかった場合

第１１８回（特別）国会　平成２年３月２２日、本院は、平成元年度一般会計補正予算（第２号）外２件を可決し、同月２６日、参議院が３件を否決し本院に返付してきたため、両院協議会を求め協議したが成案を得なかった。よって、同日の会議において議長（櫻内義雄君）は、両議院の意見が一致しないので、憲法第６０条第２項の規定により、本院の議決が国会の議決となった旨を宣告し（会議録第７号１頁）、即日、補正予算３件を内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知した。

同国会（９件）、第１２０回国会（６件）、第１２３回国会（３件）、第１２６回国会（６件）、第１４５回国会（３件）、第１６９回国会（６件）、第１７１回国会（９件）、第１７６回（臨時）国会（３件）、第１７７回国会（３件）、第１８０回国会（３件）及び第１８３回国会（３件）に同様の事例がある。

（二）本院送付の日から起算して３０日以内に参議院が議決しなかった場合

第１９回国会　昭和２９年３月４日、本院は、昭和２９年度一般会計予算外２件を議決し、参議院に送付したが、その当日から起算して３０日目に当たる４月２日中に参議院が議決するに至らず、本院の議決が国会の議決となったので、本院は、翌３日、予算３件を内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知した。

第１１４回国会　平成元年４月２８日、本院は、平成元年度一般会計予算外２件を議決し、参議院に送付したが、その当日から起算して３０日目に当たる５月２７日中に参議院が議決するに至らず、本院の議決が国会の議決となったので、本院は、翌２８日、その旨を参議院に通知し、参議院から議案の返付を受け、予算３件を内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知した。

【参照】憲 60②、国 65・83・83 の 2・83 の 3・85・133、衆先 194・348・471・475・484、参先 435、参先諸表 26、参委先 72、参委先諸表 9

第４節　条約

３４８　条約について、憲法第６１条の規定により、本院の議決が国会の議決となる。

条約について、参議院で本院送付案を承認しないと議決したときは、本院は、両院協議会を求めなければならない。両院協議会を開いても意見が一致しないときは、憲法第６１条の規定により本院の議決が国会の議決となる。

また、本院が議決して参議院に送付後、送付の日から起算して国会休会中の期間を除いて３０日以内に参議院が議決するに至らないときは、憲法第６１条の規定により３０日の期間の経過とともに本院の議決が国会の議決となる。この場合には、本院は、その旨を参議院に通知し、議案の返付を受ける。

本院の議決が国会の議決となった場合には、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知する。

（一）両院協議会を開いても意見が一致しなかった場合

第１６９回国会　平成２０年４月３日、本院は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第２４条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議決し、同月２５日、参議院が同件を承認しないと議決し本院に返付してきたため、両院協議会を求め協議したが成案を得なかった。よって、同日の会議において議長（河野洋平君）は、両議院の意見が一致しないので、憲法第６１条の規定により、本院の議決が国会の議決となった旨を宣告し（会議録第２５号４頁）、即日、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知した。

第１７１回国会（１件）に同様の事例がある。

（二）本院送付の日から起算して３０日以内に参議院が議決しなかった場合

第３０回（臨時）国会　昭和３３年１１月１日、本院は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外２件を議決し、参議院に送付したが、その当日から起算して３０日目に当たる１１月３０日中に参議院が議決するに至らず、本院の議決が国会の議決となったので、本院は、翌１２月１日、その旨を参議院に通知し、参議院から議案の返付を受け、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知した。

第３４回国会（２件）、第４８回国会（１件）、第５１回国会（１件）、第７１回（特別）国会（３件）、第７２回国会（２件）、第８０回国会（１件）、第１６９回国会（９件）及び第１８６回国会（３件）に同様の事例がある。

【参照】憲 61、国 65・83 の 2・83 の 3・85・133、衆先 194・341・477・484、衆先付録 22 表、参先 436、参先諸表 26、参委先 83、参委先諸表 9

第３編　参議院及び内閣との関係

第１章　参議院との関係

４６９　参議院の回付案は、議院運営委員会に諮問した後、議院の会議に付する。

参議院から議案が回付されたときは、議長は、まずその取扱いを議院運営委員会に諮問し、各会派の賛否の態度決定をまって議院に諮り、同意するか否かを決する。

【参照】国 83、衆規 253①、衆先 141、参先 423

４７０　（略）

４７１　回付案について同意するか否かを議決する。

本院から送付又は提出した議案が参議院において修正され、本院に回付された場合は、本院においては、この修正に対して、同意するか否かを決する。

法律案について、参議院の回付案に同意したときは、これを奏上すると同時にその旨を参議院に通知し、同意しないときは、院議により本院から両院協議会を開くことを求めるかあるいは憲法第５９条第２項の規定によって本院の議決案を再議決するが、両院協議会を開くことを求めるの発議又は再議決の発議がなかったためその法律案が不成立となったことがある。なお、予算について、参議院の回付案に同意せず、国会法第８５条第１項の規定によって本院から両院協議会を求めたことがある。

両院協議会を開いて成案を得たときは、本院においてまずその可否を決し、可決したときは、これを参議院に送付し、否決したときは、その旨を参議院に通知する。

参議院から送付又は提出された議案を本院において修正し、参議院に回付した場合、参議院がこの修正に同意したときの取扱いは、本院が同意した場合と同様である。また、参議院が同意しないで両院協議会を開くことを求め本院がこれに応じて両院協議会を開き、その成案を得たときの取扱いは、本院から両院協議会を求め成案を得た場合と同

様である。

回付案については、本院又は参議院においておおむね同意しているが、同意しなかったことがある。

（一）参議院から回付された議案に対し本院が同意しなかった場合

（イ）回付案に同意しないと決した場合

（1）両院協議会を開くことを求めた場合

第２回国会２件、第１０回国会３件、第１３回国会１４件、第１５回（特別）国会１件、第１６回（特別）国会２件、第１７１回国会２件

（2）両院協議会を開くことを求めないで、憲法第５９条第２項の規定により、出席議員の３分の２以上の多数で再び可決した場合

第１回（特別）国会２件、第２回国会４件、第５回（特別）国会５件、第７回国会３件、第１０回国会３件、第１３回国会３件、第１６回（特別）国会１件、第１９回国会２件、第２２回（特別）国会１件、第２４回国会１件、第２６回国会１件、第１７０回（臨時）国会１件

なお、第７回国会において、出席議員の３分の２以上の多数を得ることができず、不成立となったものが１件ある。

（3）両院協議会を開くことを求めるの発議が否決された場合

第７回国会１件

（4）両院協議会を開くことを求めず、かつ憲法第５９条第２項による発議もなく不成立となった場合

第１０回国会１件

（ロ） 回付案が議題とならなかった場合

第２８回国会１件、第３８回国会１件、第８２回（臨時）国会１件

（二）本院から回付した議案に対し参議院が同意しなかった場合

第１０回国会１件（参議院から両院協議会を開くことを求めたもの）

【参照】国 84・85・86 の 2・87・88・93、衆先 294・332・472・474・475・484

４７２　参議院の回付案に不同意の後、両院協議会を開くことを求めるの発議もなく、また憲法第５９条第２項の規定による再議決の発議もないため、法律案が不成立となる。

第１０回国会　昭和２６年５月２５日の会議において、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案（内閣提出）の参議院回付案が不同意に決したとき、副議長（岩本信行君）は、「別に御発議もありませんから、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案は成立するに至りません。」と宣告した（会議録８６７頁）。

【参照】憲 59②、衆先 332・471

４７３　参議院が否決した本院送付の法律案及び本院が憲法第５９条第４項の規定による議決をした法律案について、本院から両院協議会を開くことを求める。

（一）参議院が否決した本院送付の法律案について、本院から両院協議会を開くことを求めた場合

第７回国会　昭和２５年５月１日、参議院は、本院から送付した地方税法案（内閣提出）を否決し、同日、本院は同案について両院協議会を開くことを求めた（会議録１３０４頁）。なお、両院協議会においては、成案を得なかった。

第１０回国会　昭和２６年３月２９日、参議院は、本院から送付した食糧管理法の一部を改正する法律案（内閣提出）を否決し、同月３１日、本院は、同案について両院協議会を開くことを求めた（会議録５９１頁）。なお、両院協議会においては、成案を得なかった。

第１２８回（臨時）国会　平成６年１月２１日、参議院は、本院から送付した公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（内閣提出）、政治資金規正法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び政党助成法案（内閣提出）を否決し、これを返付したため、同月２６日、本院は、４案について両院協議会を開くことを求めた（会議録第１５号１頁）。なお、両院協議会においては、いずれも成案を得た。

（二）本院が憲法第５９条第４項の規定による議決をした法律案について、本院から両院協議会を開くことを求めた場合

第１３回国会　参議院が本院から送付した国家公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）（５月２９日送付）及び保安庁職員給与法案（内閣提出）（５月３１日送付）

を６０日以内に議決しないため、昭和２７年７月３０日（送付の日から６３日目及び６１日目）、本院は、参議院が両案を否決したものとみなす旨の議決をし、直ちに両案について両院協議会を開くことを求めた（会議録１３７４、１３７５頁）。なお、両院協議会においては、保安庁職員給与法案については、成案を得たが、国家公務員法の一部を改正する法律案については、成案を得るに至らなかった。

備考　参議院が否決した本院送付の法律案について、両院協議会を開くことを求めるの動議を否決した後、本院議決案を再議決したことがある。

第１６９回国会　平成２０年５月１３日　道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（会議録第２８号２ないし１４頁）。

第１７１回国会　平成２１年３月４日　平成２０年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出）（会議録第１２号１ないし６頁）。

【参照】憲 59④、国 83 の 2・83 の 3・84、衆先 294・332・333、衆先付録 28、衆委先付録第 25 表、参先 424、参委先諸表 23・24

４７４　予算について、本院から両院協議会を開くことを求める。

予算について、参議院が否決し、これを返付したため、あるいは参議院が修正して回付し、本院がこの回付案に同意しなかったため、本院から国会法第８５条第１項の規定により両院協議会を開くことを求めたことがある。

（一）参議院が否決したため両院協議会を求めた場合

第１１８回（特別）国会　平成２年３月２６日、参議院は、本院から送付した平成元年度一般会計補正予算（第２号）、平成元年度特別会計補正予算（特第２号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第２号）を否決し、その旨を本院に通知するとともにこれを返付したため、同日、本院は、右３案について両院協議会を開くことを求めた。４月４日、５月１８日及び６月７日にも同様の事例がある。

第１２０回国会平成２年１２月１７日、同平成３年４月１１日、第１２３回国会平成４年４月９日、第１２６回国会平成５年３月３１日、同平成５年６月８日、第１４５回国会平成１１年３月１７日、第１６９回国会平成２０年２月６日、同平成２０年３

月２８日、第１７１回国会平成２１年１月２６日、同平成２１年３月２７日、同平成２１年５月２９日、第１７６回（臨時）国会平成２２年１１月２６日、第１７７回国会平成２３年３月２９日、第１８０回国会平成２４年４月５日及び第１８３回国会平成２５年５月１５日にも同様の事例がある。

（二）回付案に同意しなかったため両院協議会を求めた場合

第１７１回国会　平成２１年１月２６日、参議院は本院から送付した平成２０年度一般会計補正予算（第２号）及び平成２０年度特別会計補正予算（特第２号）を修正してこれを回付し、同日、本院は、参議院回付案に同意しないと議決したため、参議院が同日否決し返付した平成２０年度政府関係機関補正予算（機第２号）とともに、右３案について両院協議会を開くことを求めた。

【参照】憲 60②、国 83・83 の 2・85①、衆先 471、衆先付録 28、衆委先付録第 25 表、参先 424、参委先諸表 23・24

４７５　予算について、両院協議会を開いたが両議院の意見が一致しないため、本院の議決が国会の議決となる。

予算について、参議院が否決したため、あるいは本院が参議院の回付案に同意しなかったため、両院協議会を開いて協議したが、両議院の意見が一致しないので、憲法第６０条第２項の規定により本院の議決が国会の議決となったことがある。

（一）参議院が否決した場合

第１１８回（特別）国会　平成２年３月２６日、平成元年度一般会計補正予算（第２号）、平成元年度特別会計補正予算（特第２号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第２号）について、参議院が否決しこれを返付したため、両院協議会を開いて協議したが成案を得なかった。よって、同日の会議において、議長（櫻内義雄君）は、両議院の意見が一致しないので、憲法第６０条第２項の規定により本院の議決が国会の議決となった旨を宣告した（会議録第７号１頁）。４月４日（会議録第１２号２頁）、５月１８日（会議録第１７号１頁）及び６月７日（会議録第２３号２頁）にも同様の事例がある。

第１２０回国会平成２年１２月１７日（会議録第３号１頁）、同平成３年４月１１日（会

議録第２３号２頁)、第１２３回国会平成４年４月９日（会議録第１７号１０頁)、第１２６回国会平成５年３月３１日（会議録第１４号１頁)、同平成５年６月８日（会議録第３２号２頁)、第１４５回国会平成１１年３月１７日（会議録第１６号１頁)、第１６９回国会平成２０年２月６日（会議録第５号１頁)、同平成２０年３月２８日（会議録第１４号第２頁)、第１７１回国会平成２１年１月２７日（会議録第５号１頁)、同平成２１年３月２７日（会議録第１８号１、２頁)、同平成２１年５月２９日（会議録第３４号１頁)、第１７６回（臨時）国会平成２２年１１月２６日（会議録第１２号３、４頁)、第１７７回国会平成２３年３月２９日（会議録第１２号３頁)、第１８０回国会平成２４年４月５日（会議録第１３号１、２頁）及び第１８３回国会平成２５年５月１５日（会議録第２３号２、３頁）にも同様の事例がある。

（二）参議院の回付案に同意しなかった場合

第１７１回国会　平成２１年１月２６日、平成２０年度一般会計補正予算（第２号）及び平成２０年度特別会計補正予算（特第２号）について、参議院が修正してこれを回付し、本院がこの回付案に同意しなかったため、同日及び翌２７日に両院協議会を開いて協議し、また、参議院が２６日否決し返付した平成２０年度政府関係機関補正予算（機第２号）について、翌２７日に両院協議会を開いて協議したが、いずれも成案を得なかった。よって、２７日の会議において、議長（河野洋平君）は、両議院の意見が一致しないので、憲法第６０条第２項の規定により本院の議決が国会の議決となった旨を宣告した（会議録第５号１頁)。

【参照】憲 60②、衆先 341・471・484、衆先付録 28、衆委先付録第 25 表、参先 424、参委先諸表 23・24

４７６　本院送付の条約について、参議院が承認しないと議決したため、本院から両院協議会を開くことを求める。

本院送付の条約について、参議院が承認しないと議決し、これを返付したため、本院から国会法第８５条第１項の規定により両院協議会を開くことを求めたことがある。

第１６９回国会　平成２０年４月２５日、参議院は、本院から送付した日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並び

に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第２４条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について承認しないと議決し、その旨を本院に通知するとともにこれを返付したため、同日、本院は、右件について両院協議会を開くことを求めた。

第１７１回国会平成２１年５月１３日に同様の事例がある。

【参照】憲 61、国 83 の 2・85①

４７７　本院送付の条約について、両院協議会を開いたが両議院の意見が一致しないため、本院の議決が国会の議決となる。

本院送付の条約について、参議院が承認しないと議決したため、両院協議会を開いて協議したが、両議院の意見が一致しないので、憲法第６１条の規定により本院の議決が国会の議決となったことがある。

第１６９回国会　平成２０年４月２５日、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第２４条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、参議院が承認しないと議決しこれを返付したため、両院協議会を開いて協議したが成案を得なかった。よって、同日の会議において、議長（河野洋平君）は、両議院の意見が一致しないので、憲法第６１条の規定により本院の議決が国会の議決となった旨を宣告した（会議録第２５号４頁）。

第１７１回国会平成２１年５月１３日（会議録第３１号２頁）に同様の事例がある。

【参照】憲 61、衆先 348・484

４７８　内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないため、参議院から両院協議会を開くことを求める。

内閣総理大臣の指名について、両議院が異なった指名の議決をし、両議院の議決が一致

しないため、参議院から、国会法第８６条の規定により両院協議会を開くことを求めたことがある。

第２回国会　昭和２３年２月２１日の会議において、本院は、芦田均君を内閣総理大臣に指名したが、参議院は、同日の会議において吉田茂君を指名し、両議院の議決が一致しないため、参議院から両院協議会を開くことを求めた。

第１１５回（臨時）国会　平成元年８月９日の会議において、本院は、海部俊樹君を内閣総理大臣に指名したが、参議院は、同日の会議において土井たか子君を指名し、両議院の議決が一致しないため、参議院から両院協議会を開くことを求めた。

第１４３回（臨時）国会　平成１０年７月３０日の会議において、本院は、小渕恵三君を内閣総理大臣に指名したが、参議院は、同日の会議において菅直人君を指名し、両議院の議決が一致しないため、参議院から両院協議会を開くことを求めた。

第１６８回（臨時）国会　平成１９年９月２５日の会議において、本院は、福田康夫君を内閣総理大臣に指名したが、参議院は、同日の会議において小沢一郎君を指名し、両議院の議決が一致しないため、参議院から両院協議会を開くことを求めた。

第１７０回（臨時）国会　平成２０年９月２４日の会議において、本院は、麻生太郎君を内閣総理大臣に指名したが、参議院は、同日の会議において小沢一郎君を指名し、両議院の議決が一致しないため、参議院から両院協議会を開くことを求めた。

【参照】憲 67②、国 86、衆先 484、衆先付録 28、衆委先付録第 25 表、参先 424、参委先諸表 23・24

４７９　内閣総理大臣の指名について、両院協議会を開いたが両議院の意見が一致しないため、本院の指名の議決が国会の議決となる。

内閣総理大臣の指名について、両議院の意見が一致しないため、両院協議会を開いて協議したが、両議院の意見が一致しないので、憲法第６７条第２項の規定により本院の指名の議決が国会の議決となったことがある。

第２回国会　昭和２３年２月２１日、内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、同月２３日、両院協議会を開いて協議したが成案を得なかった。よって、同日の会議において、議長（松岡駒吉君）は、両議院の意見が一致しない

ので、憲法第６７条第２項の規定により本院の指名の議決が国会の議決となった旨を宣告した（会議録１５１頁）。

第１１５回（臨時）国会　平成元年８月９日、内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、両院協議会を開いて協議したが成案を得なかった。よって、同日の会議において、議長（田村元君）は、両議院の意見が一致しないので、憲法第６７条第２項の規定により本院の指名の議決が国会の議決となった旨を宣告した（会議録１８頁）。

第１４３回（臨時）国会　平成１０年７月３０日、内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、両院協議会を開いて協議したが成案を得なかった。よって、同日の会議において、議長（伊藤宗一郎君）は、両議院の意見が一致しないので、憲法第６７条第２項の規定により本院の指名の議決が国会の議決となった旨を宣告した（会議録第１号４頁）。

第１６８回（臨時）国会　平成１９年９月２５日、内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、両院協議会を開いて協議したが成案を得なかった。よって、同日の会議において、議長（河野洋平君）は、両議院の意見が一致しないので、憲法第６７条第２項の規定により本院の指名の議決が国会の議決となった旨を宣告した（会議録第２号４頁）。

第１７０回（臨時）国会　平成２０年９月２４日、内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、両院協議会を開いて協議したが成案を得なかった。よって、同日の会議において、議長（河野洋平君）は、両議院の意見が一致しないので、憲法第６７条第２項の規定により本院の指名の議決が国会の議決となった旨を宣告した（会議録第１号４頁）。

【参照】憲 67②、衆先 484、衆先付録 28、衆委先付録第 25 表、参先 424、参委先諸表 23・24

４８０　内閣総理大臣の指名についての両院協議会においては、各議院で指名した以外の者を議題とすることができない。

内閣総理大臣の指名についての両院協議会においては、両院協議会規程第８条の規定に

よって、各議院で指名した以外の第三者を議題とすることができない。

【参照】国 86、両規 8、衆先 479、参先 428、参先諸表 11、参委先 391

４８１　両院協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長の指名によるのを例とする。補欠選挙についても議長の指名による。

両院協議委員の選挙は、連記無名投票で行うこととなっているが、第２回国会以来（第１回（特別）国会には両院協議委員の選挙はなかった。）、すべて（４０回）選挙の手続を省略して議長の指名によっている。この場合、本院議決案に賛成した会派に属する議員の中から指名するのが例である。

両院協議委員の補欠選挙を行った例は、第１３回国会に１回あるだけであり、国家公務員法の一部を改正する法律案外１件両院協議委員の選挙が議長の指名によったので、その補欠選挙も議長の指名によった。

なお、第２１回国会における国会法の改正において、第９１条の２を設け、以後、協議委員が正当な理由なしに欠席し又は両院協議会の議長から再度の出席要求があってもなお出席しないときは、その協議委員は辞任したものとみなされ、直ちにその補欠選挙を行わなければならないこととなった。

【参照】国 89・91 の 2、衆規 250・251、衆先 294・482・483、衆委先 304、参先 425、参委先 380

４８２　両院協議委員が選挙されたときは、事務総長は、その旨を参議院の事務総長に通知する。

本院から両院協議会を開くことを求め又は参議院の要求に応じて、協議委員が選挙されたときは、事務総長からその旨を参議院の事務総長に通知する。

【参照】衆先 481、参先 425

４８３　協議委員の選挙に当たり、既に選任された協議委員と同一の議員をその協議委員

とする。

両院協議会を開くことを求めるに決した案件についての協議委員を選挙するに当たり、既に選任された他の案件についての協議委員と同一の議員をその協議委員としたことがある。

第２回国会　昭和２３年７月５日の会議において、刑事訴訟法を改正する法律案（内閣提出）の参議院の修正に同意せず同案について両院協議会を求めるに決した際、笹口晃君から、本案はさきに選任された国家行政組織法案両院協議委員に併せ付託すべしとの動議が提出され、院議によりそのとおり決した（会議録１２２６頁）。

第１０回国会　昭和２６年３月３１日の会議において、関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）の参議院の修正に同意せず同案について両院協議会を求めるに決した際、福永健司君から、本案はさきに選任した日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議委員に併せ付託すべしとの動議が提出され、院議によりそのとおり決した（会議録５９１頁）。また、同日の会議において、議長（林譲治君）が参議院から本院送付の食糧管理法の一部を改正する法律案は同院において否決したとの通知があった旨を報告し、同案について両院協議会を求めるに決した際、福永健司君から、本案はさきに選任した日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議委員に併せ付託すべしとの動議が提出され、院議によりそのとおり決した（会議録５９１頁）。

【参照】衆先 481、衆委先 305・306、参先 427、参委先 381

４８４　両院協議会における成績

（一）法律案について両院協議会の成案を得た場合（両院で可決したもの）

第２回国会２件（本院要求）、第１０回国会４件（内３件本院要求、内１件参議院要求）、第１３回国会１５件（本院要求）、第１５回（特別）国会１件（本院要求）、第１６回（特別）国会２件（本院要求）、第１２８回（臨時）国会４件（本院要求）

（二）法律案について両院協議会の成案を得なかった場合

第７回国会１件（本院要求）、第１０回国会１件（本院要求）、第１３回国会１件（本

院要求）

（三）予算について両院協議会の成案が得られず、憲法第６０条第２項の規定により、本院の議決が国会の議決となった場合

第１１８回（特別）国会１２件、第１２０回国会６件、第１２３回国会３件、第１２６回国会６件、第１４５回国会３件、第１６９回国会６件、第１７１回国会９件、第１７６回（臨時）国会３件、第１７７回国会３件、第１８０回国会３件、第１８３回国会３件

（四）条約について両院協議会の成案が得られず、憲法第６１条の規定により、本院の議決が国会の議決となった場合

第１６９回国会１件（本院要求）、第１７１回国会１件（本院要求）

（五）内閣総理大臣の指名について両院協議会の成案が得られず、憲法第６７条第２項の規定により、本院の指名の議決が国会の議決となった場合

第２回国会昭和２３年２月２３日、第１１５回（臨時）国会平成元年８月９日、第１４３回（臨時）国会平成１０年７月３０日、第１６８回（臨時）国会平成１９年９月２５日、第１７０回（臨時）国会平成２０年９月２４日

【参照】衆先 341・348・471・475・477・479、衆先付録 28、衆委先付録第 27 表、参先 424、参先諸表 29、参委先諸表 23・24

第４編　議院の法規及び典礼、国際関係等

第１章　議院の法規

５０５　両院協議会規程、常任委員会合同審査会規程、人事官弾劾訴追手続規程を定める。

両院協議会規程案及び常任委員会合同審査会規程案は、両議院の議長が協議の上決定し、参議院は、これを第１回（特別）国会、昭和２２年７月１１日に議決し、本院は、翌１２日に議決した。

（以下略）

【参照】国 98、衆規 254

５１１　帝国議会における先例で、憲法、国会法に反しないものは、なお効力を有する。

第１回（特別）国会召集日前の昭和２２年５月１６日の各派交渉会において、帝国議会当時における先例の効力に関して協議した結果、新しい国会においても憲法、国会法の精神に違反しないものについては、なお効力を有することに決定し、第１回国会以来、この決定に準拠している。

【参照】衆先 37

（参考）平成２９年版　衆議院先例集付録（表題のみ）

２８　両院協議委員選挙及び両院協議会成績一覧表

５－１－２　令和５年版　参議院先例録

第１８章　衆議院との関係

４２３　回付案は、その取扱いについて議院運営委員会に諮った後、議院の会議に付する

衆議院から議案が回付されたときは、議長は、議院運営委員会に回付案の内容を報告しその取扱いについて諮った後、議院の会議に付する。

【参照】国 83、参規 178、衆先 469、参先 213

４２４　両院協議会を開き協議した例

（一）本院において不同意と決した衆議院回付の法律案について、協議した例

本院において衆議院回付の法律案に不同意と決したときは、本院は、衆議院に対しその通知と同時に両院協議会を求めることができる。ただし、衆議院は、この請求を拒むことができる。

本院において不同意と決した衆議院回付の法律案につき、本院の求めに衆議院が応じて、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第１０回国会　昭和２６年５月２６日の会議において、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の衆議院回付案に不同意と決した後、本法律案につき両院協議会を求めるの動議（小笠原二三男君提出）を可決し、直ちに衆議院に対し両院協議会を求めた。同日衆議院は、これに応ずることに決した。両院協議会は、同月３１日成案を得、本院は同年６月２日成案を可決し、衆議院に送付した。同日衆議院はこれを可決した。

（二）衆議院において不同意と決した本院回付の法律案について、協議した例

本院回付の法律案に衆議院が不同意と決したときは、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることができる。

衆議院において不同意と決した本院回付の法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第２回国会　昭和２３年７月４日本院において修正議決し衆議院に回付した国家行政組織法案は、同月５日衆議院において不同意と決し、衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は、同日成案を得、両院においてこれを可決した。

以後同例がある。

（三）本院において否決した衆議院送付の法律案について、協議した例

本院において衆議院送付の法律案を否決したときは、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることができる。

本院において否決した衆議院送付の法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第７回国会　昭和２５年５月１日本院において否決した衆議院送付の地方税法案について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長三木治朗君は、同月２日の会議において、その旨を報告した。

第１０回国会　昭和２６年３月２９日本院において否決した衆議院送付の食糧管理法の一部を改正する法律案について、同月３１日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長野溝勝君は、同年５月１１日の会議において、その旨を報告した。

第１２８回国会　平成６年１月２１日本院において否決した衆議院送付の公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案について、同月２６日衆議院から両院協

議会を求められた。両院協議会は同月２９日それぞれ成案を得、両院においてこれらを可決した。

（四）衆議院において憲法第５９条第４項の規定により本院が否決したものとみなす議決をした法律案について、協議した例

本院が衆議院の議決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて６０日以内に議決しないときは、衆議院は、憲法第５９条第４項の規定により、本院がその法律案を否決したものとみなす議決を行うことができるが、この場合、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることができる。

衆議院において本院が否決したものとみなす議決をした法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第１３回国会　昭和２７年５月２９日衆議院から送付された国家公務員法の一部を改正する法律案及び同月３１日衆議院から送付された保安庁職員給与法案は、いずれも本院において受領後６０日以内に議決しなかったため、同年７月３０日衆議院において憲法第５９条第４項の規定により本院が否決したものとみなす議決を行い、衆議院から両案の両院協議会を求められた。保安庁職員給与法案は同月３１日成案を得、同日両院においてこれを可決し、国家公務員法の一部を改正する法律案は両院協議会において協議したが、会期終了により協議未了となった。

（五）衆議院において不同意と決した本院回付の予算について、協議した例

本院回付の予算に衆議院が不同意と決したときは、国会法第８５条第１項の規定により、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めなければならない。

衆議院において不同意と決した本院回付の予算につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第１７１回国会　平成２１年１月２６日本院において修正議決し衆議院に回付した平成２０年度一般会計補正予算（第２号）及び平成２０年度特別会計補正予算（特第２号）は、同日衆議院において不同意と決し、衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は、同月２７日成案を得ず、憲法第６０条第２項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。協議委員議長北澤俊美君は、同月２８日の会議において、成案を得なかった旨を報告した。

（六）本院において否決した予算について、協議した例

本院において予算を否決したときは、国会法第８５条第１項の規定により、衆議院は、

本院に対し両院協議会を求めなければならない。

本院において否決した予算につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第１１８回国会　平成２年３月２６日本院において否決した平成元年度一般会計補正予算（第２号）、平成元年度特別会計補正予算（特第２号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第２号）について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長矢田部理君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第６０条第２項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

以後同例がある。

（七）本院において承認しないと議決した衆議院送付の条約について、協議した例

本院において衆議院送付の条約を承認しないと議決したときは、国会法第８５条第１項の規定により、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めなければならない。

本院において承認しないと議決した衆議院送付の条約につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第１６９回国会　平成２０年４月２５日本院において承認しないと議決した衆議院送付の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第２４条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長浅尾慶一郎君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第６１条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

第１７１回国会　平成２１年５月１３日本院において承認しないと議決した衆議院送付の第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件について、同日衆議院から両院協議会を求められた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長浅尾慶一郎君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第６１条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

（八）内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、協議した例

内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しないときは、国会法第８６条第２項の規定により、本院は、衆議院に対し両院協議会を求めなければならない。

内閣総理大臣の指名につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。

第２回国会　昭和２３年２月２１日の会議において、吉田茂君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において芦田均君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長下條康麿君は、同月２３日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第６７条第２項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第１１５回国会　平成元年８月９日の会議において、土井たか子君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において海部俊樹君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長鈴木和美君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第６７条第２項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第１４３回国会　平成１０年７月３０日（召集日）の会議において、菅直人君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において小渕恵三君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長本岡昭次君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第６７条第２項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第１６８回国会　平成１９年９月２５日の会議において、小沢一郎君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において福田康夫君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長輿石東君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第６７条第２項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

第１７０回国会　平成２０年９月２４日（召集日）の会議において、小沢一郎君を内閣総理大臣に指名したが、衆議院は同日の会議において麻生太郎君を指名したので、本院は、衆議院に両院協議会を求めた。両院協議会は成案を得ず、協議委員議長輿石東君は、同日の会議において、その旨を報告した。よって、憲法第６７条第２項の規定により、衆議院の指名の議決が国会の議決となった。

【参照】憲 59・60・61・67、国 84－86・94、衆先 471・473・474・475・478・479・484、衆先付録 28、衆委先付録第 25 表、参先諸表 29、参委先諸表 23・24

４２５　両院協議会協議委員の選挙手続に関する例

両院協議会は、各議院において選挙された各々１０人の委員でこれを組織する定めである。

協議委員の選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする。この場合、議長は両院協議会に付される案件の院議を構成した会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当て、会派から推薦された議員を指名する。ただし、本院において審議中の法律案について衆議院が憲法第５９条第４項の規定により本院が否決したものとみなし、衆議院から両院協議会を求められたときは、各会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当てこれを指名する。

なお、協議委員が選挙されたときは、即日その旨を衆議院に通知する。

（注）第１２６回国会平成５年３月２２日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があった。

【参照】国 89、参規 176、衆先 481・482、衆委先 304、参先 114・255、参委先 380

４２６　両院協議会協議委員の辞任及び補欠に関する例

協議委員が辞任しようとするときは、その所属会派を通じてその旨を議長に申し出て、議長は、これを議院に諮り、議院が許可する。

協議委員が辞任等により欠員となったときは、直ちにその補欠選挙を行うが、協議委員の補欠選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする。この場合、議長は前協議委員の属する会派から推薦された議員を指名する。

なお、協議委員が辞任しその補欠が選挙されたときは、即日その旨を衆議院に通知する。

【参照】国91の2、参規176、参先255

４２７　数個の議案について衆議院から両院協議会を求められた場合の協議委員の選挙に関する例

衆議院から両院協議会を求められた議案が数案ある場合に、衆議院が１の議案につき協議委員を選挙し他の議案の協議委員をこれと同一としたとき、又は数案について１の協議委員を選挙したときの本院の協議委員の選挙の主な例は、次のとおりである。

第２回国会　昭和２３年７月５日衆議院から国家行政組織法案及び刑事訴訟法を改正する法律案についてそれぞれ両院協議会を求められ、第２の議案の協議委員は第１の議案の協議委員と同一とした旨の通知があり、本院は同日の会議において、国家行政組織法案外１件協議委員を選挙した（第１の議案は多数をもって、第２の議案は全会一致をもって修正議決されたものであるが、協議委員は院議構成会派に関係なく各会派にその所属議員数に応じて割り当てた）。

第１０回国会　昭和２６年３月３１日衆議院から日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案についてそれぞれ両院協議会を求められ、第２及び第３の議案の協議委員は第１の議案の協議委員と同一とした旨の通知があり、本院は同日の会議において、３案それぞれについて別個の協議委員を選挙した（第１及び第２の議案はそれぞれ全会一致をもって修正議決され、第３の議案は賛成少数により否決されたものである）。

第１３回国会　昭和２７年７月２８日衆議院から労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について両院協議会を求められ、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外１件協議委員の通知があり、本院は翌２９日の会議において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案外１件協議委員を選挙した（両案は一括して多数をもって修正議決されたものである）。

同　　昭和２７年７月２９日衆議院から通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、保安庁法案、海上公安局法案、

運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の１０案について両院協議会を求められ、通商産業省設置法案外９件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、まず通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の５案協議委員を選挙し、次いで保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の５案協議委員を選挙した（１０案は、いずれも多数をもって修正議決されたものであるが、院議構成会派が第１乃至第５の議案と第６乃至第１０の議案とで異なったものである）。

同　　昭和２７年７月３０日衆議院から国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案について両院協議会を求められ、国家公務員法の一部を改正する法律案外１件協議委員の通知があり、本院は翌３１日の会議において、国家公務員法の一部を改正する法律案外１件協議委員を選挙した（両案は衆議院から受領後６０日以内に議決しなかったものである）。

第１１８回国会　平成２年３月２６日衆議院から平成元年度一般会計補正予算（第２号）、平成元年度特別会計補正予算（特第２号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第２号）について両院協議会を求められ、平成元年度一般会計補正予算（第２号）外２件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、平成元年度一般会計補正予算（第２号）外２件協議委員を選挙した（３案は一括して賛成少数により否決されたものである）。

第１２８回国会　平成６年１月２６日衆議院から公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案について両院協議会を求められ、公職選挙法の一部を改正する法律案外３件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案外３件協議委員を選挙した（４案は一括して賛成少数により否決されたものである）。

第１７１回国会　平成２１年１月２６日衆議院から平成２０年度一般会計補正予算（第２号）、平成２０年度特別会計補正予算（特第２号）及び平成２０年度政府関係

機関補正予算（機第２号）について両院協議会を求められ、平成２０年度一般会計補正予算（第２号）外２件協議委員の通知があり、本院は同日の会議において、まず平成２０年度一般会計補正予算（第２号）及び平成２０年度特別会計補正予算（特第２号）の２案協議委員を選挙し、次いで平成２０年度政府関係機関補正予算（機第２号）の協議委員を選挙した（第１及び第２の議案は多数をもって修正議決され、第３の議案は賛成少数により否決され、院議構成会派が異なったものである）。

【参照】衆先 483、衆委先 296、参委先 381

４２８　内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とする

内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とし、他の者を議題とすることができない。

内閣総理大臣の指名両院協議会の例は、次のとおりである。

第２回国会　昭和２３年２月２１日内閣総理大臣の指名について、本院は吉田茂君を、衆議院は芦田均君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同月２３日両院協議会を開いて各議院が指名した吉田茂君及び芦田均君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第１１５回国会　平成元年８月９日内閣総理大臣の指名について、本院は土井たか子君を、衆議院は海部俊樹君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した土井たか子君及び海部俊樹君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第１４３回国会　平成１０年７月３０日（召集日）内閣総理大臣の指名について、本院は菅直人君を、衆議院は小渕恵三君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した菅直人君及び小渕恵三君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第１６８回国会　平成１９年９月２５日内閣総理大臣の指名について、本院は小沢一郎君を、衆議院は福田康夫君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した小沢一郎君及び福田康夫君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

第１７０回国会　平成２０年９月２４日（召集日）内閣総理大臣の指名について、本院は小沢一郎君を、衆議院は麻生太郎君をそれぞれ指名し、両議院の議決が一致しなかったため、同日両院協議会を開いて各議院が指名した小沢一郎君及び麻生太郎君について協議したが、成案を得るに至らなかった。

【参照】両規 8、衆先 480、参先 424、参先諸表 11、参委先 391

４２９　協議委員議長から提出される報告書は、印刷に付し、各議員に配付する

両院協議会において成案を得て、協議委員議長から議長に報告書が提出されたときは、これを印刷に付し、各議員に配付する。

なお、両院協議会において成案を得ず、その旨の報告書が提出されたときも、同様とする。

【参照】両規 10、衆委先 323、参先 170・175、参委先 396

４３０　両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する

両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する。

なお、両院協議会において成案を得なかったときも、議院の会議においてその旨を報告するのを例とする。

【参照】国 94、衆委先 320、参先 295、参委先 397

４３１　両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る

両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る。両院協議会の成案について質疑及び討論を行った例は次のとおりである。

第１３回国会　昭和２７年６月６日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両院協議会の成案について、相馬助治君は質疑し、協議委員議長草葉隆圓君が答弁した。次いで、千葉信君は反対の討論を行った。

第１２８回国会　平成６年１月２９日の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案の両院協議会の成案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案の両院協議会の成案、政治資金規正法の一部を改正する法律案の両院協議会の成案及び政党助成法案の両院協議会の成案について、有働正治君は反対の討論を行った。

【参照】衆規 253、参規 178

４３２　憲法第５９条第４項及び第６０条第２項に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する

憲法第５９条第４項及び第６０条第２項（第６１条において準用する場合を含む）に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する。

【参照】憲 59・60・61、国 133、参先 424

４３３　法律案について、憲法第５９条第２項の規定により、衆議院が再議決した例

衆議院が議決し、本院でこれと異なった議決をした法律案につき、憲法第５９条第２項の規定により、衆議院が出席議員の３分の２以上の多数で再び議決したときは、法律となる。その例は次のとおりである。

（一）本院において修正した法律案に不同意と決し、再議決した例

第１回国会　昭和２２年１０月１１日本院において修正議決し衆議院に回付した刑法の一部を改正する法律案は、同月１４日衆議院において不同意と決した後、憲法第５９条第２項の規定により、再議決した。

以後同例がある。

（二）本院において否決した法律案を再議決した例

第１０回国会　昭和２６年６月２日本院において否決した衆議院提出のモーターボー

ト競走法案は、同月５日衆議院において憲法第５９条第２項の規定により、再議決した。

以後同例がある。

（三）本院において審議中の法律案につき、衆議院において本院が否決したものとみなし、再議決した例

第１３回国会　昭和２７年５月３１日衆議院から送付された国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案は、本院において受領後６０日以内に議決しなかったため、同年７月３０日衆議院において憲法第５９条第４項の規定により本院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第５９条第２項の規定により同法案を再議決した。

以後同例がある。

【参照】憲 59、国 65・83 の 2・83 の 3、衆先 332、参先 424・434、参先諸表 22・23

４３４　法律案について、本院が受領後６０日以内に議決しなかったため、衆議院において本院が否決したものとみなす議決を行った例

本院が衆議院の議決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて６０日以内に議決しないときは、衆議院は、憲法第５９条第４項の規定により、本院がその法律案を否決したものとみなすことができる。その例は次のとおりである。

第１３回国会　昭和２７年５月２９日衆議院から送付された国家公務員法の一部を改正する法律案、同月３１日衆議院から送付された国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案及び保安庁職員給与法案の３案について、本院が受領後６０日以内に議決しなかったため、同年７月３０日衆議院において、憲法第５９条第４項の規定により、本院が否決したものとみなす議決を行った。

第１６９回国会　平成２０年２月２９日衆議院から送付された平成２０年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の５案について、本院が受領後６０日以内に議決し

なかったため、同年４月３０日衆議院において、憲法第５９条第４項の規定により、本院が否決したものとみなす議決を行った。

第１８３回国会　平成２５年４月２３日衆議院から送付された衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、本院が受領後６０日以内に議決しなかったため、同年６月２４日衆議院において、憲法第５９条第４項の規定により、本院が否決したものとみなす議決を行った。

【参照】憲 59、衆先 333、参先 424・433、参先諸表 22・23、参委先 61、参委先諸表８

４３５　予算について、本院が受領後３０日以内に議決しなかったため、衆議院の議決が国会の議決となった例

本院が衆議院の議決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて３０日以内に議決しないときは、憲法第６０条第２項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。その例は次のとおりである。

第１９回国会　昭和２９年３月４日衆議院から送付された昭和２９年度一般会計予算、昭和２９年度特別会計予算及び昭和２９年度政府関係機関予算は、本院において受領後３０日以内に議決しなかったため、憲法第６０条第２項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

第１１４回国会　平成元年４月２８日衆議院から送付された平成元年度一般会計予算、平成元年度特別会計予算及び平成元年度政府関係機関予算は、本院において受領後３０日以内に議決しなかったため、憲法第６０条第２項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

【参照】憲 60、国 65・83 の 3、衆先 341、参先諸表 26、参委先 72、参委先諸表９

４３６　条約について、本院が受領後３０日以内に議決しなかったため、衆議院の議決が国会の議決となった例

本院が衆議院の議決した条約を受け取った後、国会休会中の期間を除いて３０日以内に議決しないときは、憲法第６１条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。その例は次のとおりである。

第３０回国会 昭和３３年１１月１日衆議院から送付された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外２件は、本院において受領後３０日以内に議決しなかったため、憲法第６１条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

以後同例がある。

【参照】憲 61、国 65・83 の 3、衆先 348、参先諸表 26、参委先 83、参委先諸表 9

４３７　憲法第６７条第２項に規定する期間の計算は、衆議院が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日から起算する

憲法第６７条第２項に規定する期間の計算は、衆議院が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日から起算する。なお、従来の例によれば、内閣総理大臣の指名の議決は全て両院で同日に行われている。

【参照】憲 67、国 133

第２１章　懲罰

４７７　議長が懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例

議院において懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託することができる。

議長が懲罰委員会に付託した例は、次のとおりである。

（略）

第１３回国会 昭和２７年７月３１日（会期終了日）国家公務員法の一部を改正する法

律案外１件両院協議会議長衆議院議員小澤佐重喜君から、本院議長佐藤尚武君に対し、協議会において、国家公務員法の一部を改正する法律案を協議中、本院の協議委員である千葉信君、森崎隆君、村尾重雄君及び紅露みつ君が急に退席したため、定足数を欠くに至り、自後の会議を続行できなくなったので、早急に再開できるよう特別の配慮を願いたい旨及び同君等は再三の招集に応じないので両院協議会規程第１３条により懲罰事犯としての処分を併せ求める旨の申入れがあった。よって、即日議長は、議員千葉信君、森崎隆君、村尾重雄君、紅露みつ君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

（略）

【参照】国 121、参規 234、衆先 400、参先 109・132、参先諸表 34

（参考）令和５年版　参議院先例諸表（表題のみ）

１１　内閣総理大臣の指名一覧表

２２　衆議院から受領後６０日を経過し、衆議院において憲法第５９条第４項の規定により参議院が否決したものとみなす議決を行った法律案一覧表

２３　憲法第５９条第２項の規定により、衆議院が再議決した法律案一覧表

２６　衆議院から受領後３０日を経過し、衆議院の議決が国会の議決となった予算及び条約一覧表

２９　両院協議会一覧表

３４　懲罰に関する一覧表

５－１－３　両院先例対照表

平成２９年版　衆議院先例集	令和５年版　参議院先例録
２９４　会議事項に先立って表決の必要のある動議を先決問題とする。 **先決問題は、議事日程の変更を要せず、直ちに議題とする。**	

先決問題は、議題に直接の関係を有すると否とにかかわらず、これを議決しなければ議事を進めることができないものであるから、議事日程の変更の手続をしないで直ちにこれを議題とする。 （略） 第二　議題に直接の関係のないもの （五）両院協議会を開くことを求めるの動議 法律案について、本院において参議院の回付案に同意しなかった場合、又は参議院において本院の送付案を否決し及び本院の回付案に同意しなかった場合、若しくは本院が憲法第５９条第４項の規定により参議院が否決したものとみなす議決をした場合に両院協議会を開くことを求めるの動議が提出されたときは、直ちにこれを採決する。	
	４３２　憲法第５９条第４項及び第６０条第２項に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する 憲法第５９条第４項及び第６０条第２項（第６１条において準用する場合を含む）に規定する期間の計算は、本院が議案を受領した当日から起算する。

３３２　法律案について、本院議決案を再議決する。

法律案について、参議院の回付案に不同意の議決をしたとき、本院提出又は送付の法律案を参議院が否決したとき及び法律案を参議院に提出又は送付した後国会の休会中の期間を除いて６０日以内に参議院が議決しないため本院において参議院が否決したものとみなす議決をしたときに、憲法第５９条第２項の規定により、本院議決案を再議決したことがある。

本院議決案を再議決する場合は、議員の動議により本院議決案を議題とした後、直ちに採決するのが例である。参議院が否決した場合及び本院において参議院が否決したものとみなす議決をした場合に本院議決案を再議決するときは、国会法第８３条の２第１項又は第８３条の３第３項の規定により参議院から法律案の返付を受けた後、これを行う。

（一）参議院回付案に同意しないで本院議決案を再議決した場合

（例　略）

（二）参議院において否決した法律案を再議決した場合

（例　略）

（三）参議院に送付後６０日以内に議決しないため否決したものとみなして本院議決案を再議決した場合

（例　略）

４３３　法律案について、憲法第５９条第２項の規定により、衆議院が再議決した例

衆議院が議決し、本院でこれと異なった議決をした法律案につき、憲法第５９条第２項の規定により、衆議院が出席議員の３分の２以上の多数で再び議決したときは、法律となる。その例は次のとおりである。

（一）本院において修正した法律案に不同意と決し、再議決した例

（例　略）

（二）本院において否決した法律案を再議決した例

（例　略）

（三）本院において審議中の法律案につき、衆議院において本院が否決したものとみなし、再議決した例

（例　略）

３３３　参議院が本院送付の法律案を６０日以内に議決しないため、否決したものとみなす議決をする。	４３４　法律案について、本院が受領後６０日以内に議決しなかったため、衆議院において本院が否決したものとみなす議決を行った例
内閣提出の法律案を参議院に送付の後、送付の日から起算して６０日以内に参議院が議決しないので、議院運営委員会において協議の後、院議をもって参議院が否決したものとみなす議決を行ったことがある。 （一）参議院が否決したものとみなし、両院協議会を開くことを求めた場合 （例　略） （二）参議院が否決したものとみなし、本院議決案を再議決した場合 （例　略）	本院が衆議院の議決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて６０日以内に議決しないときは、衆議院は、憲法第５９条第４項の規定により、本院がその法律案を否決したものとみなすことができる。その例は次のとおりである。 （例　略）

３４１　予算について、憲法第６０条第２項の規定により、本院の議決が国会の議決となる。	４３５　予算について、本院が受領後３０日以内に議決しなかったため、衆議院の議決が国会の議決となった例
予算について、参議院で本院送付案を修正し、本院が回付案に同意しないとき、又は、参議院で本院送付案を否決したときは、本院は、両院協議会を求めなければならない。両院協議会を開いても意見が一致しないときは、憲法第６０条第２項の規定により本院の議決が国会の議決となる。 また、本院が議決して参議院に送付後、送付の日から起算して国会休会中の期間を除いて３０日以内に参議院が議決するに至らないときは、憲法第６０条第２項の規定により３０日の期間の経過とともに本院の議決が国会の議決となる。この場合には、本院は、その旨を参議院に通知し、議案の返付を受ける。 本院の議決が国会の議決となった場合には、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知する。 （一）両院協議会を開いても意見が一致しなかった場合 （例　略） （二）本院送付の日から起算して３０日以内に参議院が議決しなかった場合	本院が衆議院の議決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて３０日以内に議決しないときは、憲法第６０条第２項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。その例は次のとおりである。 （例　略）

３４８　条約について、憲法第６１条の規定により、本院の議決が国会の議決となる。 条約について、参議院で本院送付案を承認しないと議決したときは、本院は、両院協議会を求めなければならない。両院協議会を開いても意見が一致しないときは、憲法第６１条の規定により本院の議決が国会の議決となる。 また、本院が議決して参議院に送付後、送付の日から起算して国会休会中の期間を除いて３０日以内に参議院が議決するに至らないときは、憲法第６１条の規定により３０日の期間の経過とともに本院の議決が国会の議決となる。この場合には、本院は、その旨を参議院に通知し、議案の返付を受ける。 本院の議決が国会の議決となった場合には、これを内閣に送付するとともにその旨を参議院に通知する。 （一）両院協議会を開いても意見が一致しなかった場合 （例　略） （二）本院送付の日から起算して３０日以内に参議院が議決しなかった場合 （例　略）	**４３６　条約について、本院が受領後３０日以内に議決しなかったため、衆議院の議決が国会の議決となった例** 本院が衆議院の議決した条約を受け取った後、国会休会中の期間を除いて３０日以内に議決しないときは、憲法第６１条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。その例は次のとおりである。 （例　略）

	４３７　憲法第６７条第２項に規定する期間の計算は、衆議院が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日から起算する 憲法第６７条第２項に規定する期間の計算は、衆議院が内閣総理大臣の指名の議決を行った当日から起算する。なお、従来の例によれば、内閣総理大臣の指名の議決は全て両院で同日に行われている。
４６９　参議院の回付案は、議院運営委員会に諮問した後、議院の会議に付する。 参議院から議案が回付されたときは、議長は、まずその取扱いを議院運営委員会に諮問し、各会派の賛否の態度決定をまって議院に諮り、同意するか否かを決する。	**４２３　回付案は、その取扱いについて議院運営委員会に諮った後、議院の会議に付する** 衆議院から議案が回付されたときは、議長は、議院運営委員会に回付案の内容を報告しその取扱いについて諮った後、議院の会議に付する。
４７１　回付案について同意するか否かを議決する。 本院から送付又は提出した議案が参議院において修正され、本院に回付された場合は、本院においては、この修正に対して、同意するか否かを決する。 法律案について、参議院の回付案に同意したときは、これを奏上すると同時にその旨を参議院に通知し、同意しないときは、院議により本院から両院協議会を開くことを求めるかあるいは憲法第５９条第２項の規定によって本院の議決案を再議決するが、両院協議会を開くことを求めるの発議又は再議決の発議がなかった	

ためその法律案が不成立となったことがある。なお、予算について、参議院の回付案に同意せず、国会法第８５条第１項の規定によって本院から両院協議会を求めたことがある。 両院協議会を開いて成案を得たときは、本院においてまずその可否を決し、可決したときは、これを参議院に送付し、否決したときは、その旨を参議院に通知する。 参議院から送付又は提出された議案を本院において修正し、参議院に回付した場合、参議院がこの修正に同意したときの取扱いは、本院が同意した場合と同様である。また、参議院が同意しないで両院協議会を開くことを求め本院がこれに応じて両院協議会を開き、その成案を得たときの取扱いは、本院から両院協議会を求め成案を得た場合と同様である。 回付案については、本院又は参議院においておおむね同意しているが、同意しなかったことがある。 （一）参議院から回付された議案に対し本院が同意しなかった場合 （イ）回付案に同意しないと決した場合 （１）両院協議会を開くことを求めた場合 （例　略） （２）両院協議会を開くこと	

を求めないで、憲法第５９条第２項の規定により、出席議員の３分の２以上の多数で再び可決した場合 （例　略） （３）両院協議会を開くことを求めるの発議が否決された場合 （例　略） （４）両院協議会を開くことを求めず、かつ憲法第５９条第２項による発議もなく不成立となった場合 （例　略） （ロ）回付案が議題とならなかった場合 （例　略） （二）本院から回付した議案に対し参議院が同意しなかった場合 （例　略）	
４７２　参議院の回付案に不同意の後、両院協議会を開くことを求めるの発議もなく、また憲法第５９条第２項の規定による再議決の発議もないため、法律案が不成立となる。 （例　略）	

４７３　参議院が否決した本院送付の法律案及び本院が憲法第５９条第４項の規定による議決をした法律案について、本院から両院協議会を開くことを求める。 （一）参議院が否決した本院送付の法律案について、本院から両院協議会を開くことを求めた場合 （例　略） （二）本院が憲法第５９条第４項の規定による議決をした法律案について、本院から両院協議会を開くことを求めた場合 （例　略）	**４２４　両院協議会を開き協議した例** （一）本院において不同意と決した衆議院回付の法律案について、協議した例 本院において衆議院回付の法律案に不同意と決したときは、本院は、衆議院に対しその通知と同時に両院協議会を求めることができる。ただし、衆議院は、この請求を拒むことができる。 本院において不同意と決した衆議院回付の法律案につき、本院の求めに衆議院が応じて、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。 （例　略） （二）衆議院において不同意と決した本院回付の法律案について、協議した例 本院回付の法律案に衆議院が不同意と決したときは、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることができる。 衆議院において不同意と決した本院回付の法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。 （例　略） （三）本院において否決した衆議院送付の法律案について、協議した例 本院において衆議院送付の法律案を否決したときは、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることができる。 本院において否決した衆議院送付の法律

	案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。 （例　略） （四）衆議院において憲法第５９条第４項の規定により本院が否決したものとみなす議決をした法律案について、協議した例 本院が衆議院の議決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて６０日以内に議決しないときは、衆議院は、憲法第５９条第４項の規定により、本院がその法律案を否決したものとみなす議決を行うことができるが、この場合、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めることができる。 衆議院において本院が否決したものとみなす議決をした法律案につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。 （例　略）

４７４　予算について、本院から両院協議会を開くことを求める。	４２４　両院協議会を開き協議した例
予算について、参議院が否決し、これを返付したため、あるいは参議院が修正して回付し、本院がこの回付案に同意しなかったため、本院から国会法第８５条第１項の規定により両院協議会を開くことを求めたことがある。 （一）参議院が否決したため両院協議会を求めた場合 （例　略） （二）回付案に同意しなかったため両院協議会を求めた場合 （例　略）	（五）衆議院において不同意と決した本院回付の予算について、協議した例 本院回付の予算に衆議院が不同意と決したときは、国会法第８５条第１項の規定により、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めなければならない。 衆議院において不同意と決した本院回付の予算につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。 （例　略） （六）本院において否決した予算について、協議した例 本院において予算を否決したときは、国会法第８５条第１項の規定により、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めなければならない。 本院において否決した予算につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。 （例　略）

４７５　予算について、両院協議会を開いたが両議院の意見が一致しないため、本院の議決が国会の議決となる。 予算について、参議院が否決したため、あるいは本院が参議院の回付案に同意しなかったため、両院協議会を開いて協議したが、両議院の意見が一致しないので、憲法第６０条第２項の規定により本院の議決が国会の議決となったことがある。 （一）参議院が否決した場合 （例　略） （二）参議院の回付案に同意しなかった場合 （例　略）	
４７６　本院送付の条約について、参議院が承認しないと議決したため、本院から両院協議会を開くことを求める。 本院送付の条約について、参議院が承認しないと議決し、これを返付したため、本院から国会法第８５条第１項の規定により両院協議会を開くことを求めたことがある。 （例　略）	**４２４　両院協議会を開き協議した例** （七）本院において承認しないと議決した衆議院送付の条約について、協議した例 本院において衆議院送付の条約を承認しないと議決したときは、国会法第８５条第１項の規定により、衆議院は、本院に対し両院協議会を求めなければならない。 本院において承認しないと議決した衆議院送付の条約につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。 （例　略）

４７７　本院送付の条約について、両院協議会を開いたが両議院の意見が一致しないため、本院の議決が国会の議決となる。 本院送付の条約について、参議院が承認しないと議決したため、両院協議会を開いて協議したが、両議院の意見が一致しないので、憲法第６１条の規定により本院の議決が国会の議決となったことがある。 （例　略）	
４７８　内閣総理大臣の指名について、両議院の議決が一致しないため、参議院から両院協議会を開くことを求める。 内閣総理大臣の指名について、両議院が異なった指名の議決をし、両議院の議決が一致しないため、参議院から、国会法第８６条の規定により両院協議会を開くことを求めたことがある。 （例　略）	**４２４　両院協議会を開き協議した例** （八）内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しなかったため、協議した例 内閣総理大臣の指名について両議院の議決が一致しないときは、国会法第８６条第２項の規定により、本院は、衆議院に対し両院協議会を求めなければならない。 内閣総理大臣の指名につき、両院協議会を開き協議した例は、次のとおりである。 （例　略）
４７９　内閣総理大臣の指名について、両院協議会を開いたが両議院の意見が一致しないため、本院の指名の議決が国会の議決となる。 内閣総理大臣の指名について、両議院の意見が一致しないため、両院協議会を開	

いて協議したが、両議院の意見が一致しないので、憲法第６７条第２項の規定により本院の指名の議決が国会の議決となったことがある。 （例　略）	
４８０　内閣総理大臣の指名についての両院協議会においては、各議院で指名した以外の者を議題とすることができない。 内閣総理大臣の指名についての両院協議会においては、両院協議会規程第８条の規定によって、各議院で指名した以外の第三者を議題とすることができない。	**４２８　内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とする** 内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とし、他の者を議題とすることができない。 内閣総理大臣の指名両院協議会の例は、次のとおりである。 （例　略）
４８１　両院協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長の指名によるのを例とする。 **補欠選挙についても議長の指名による。** 両院協議委員の選挙は、連記無名投票で行うこととなっているが、第２回国会以来（第１回（特別）国会には両院協議委員の選挙はなかった。）、すべて（４０回）選挙手続を省略して議長の指名によっている。この場合、本院議決案に賛成した会派に属する議員の中から指名するのが例である。 両院協議委員の補欠選挙を行った例は、第１３回国会に１回あるだけであり、国家公務員法の一部を改正する法律案外１	**４２５　両院協議会協議委員の選挙手続に関する例** 両院協議会は、各議院において選挙された各々１０人の委員でこれを組織する定めである。 協議委員の選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする。この場合、議長は両院協議会に付される案件の院議を構成した会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当て、会派から推薦された議員を指名する。ただし、本院において審議中の法律案について衆議院が憲法第５９条第４項の規定により本院が否決したものとみなし、衆議院から

件両院協議委員の選挙が議長の指名によったので、その補欠選挙も議長の指名によった。 なお、第２１回国会における国会法の改正において、第９１条の２を設け、以後、協議委員が正当な理由なしに欠席し又は両院協議会の議長から再度の出席要求があってもなお出席しないときは、その協議委員は辞任したものとみなされ、直ちにその補欠選挙を行わなければならないこととなった。	両院協議会を求められたときは、各会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当てこれを指名する。 なお、協議委員が選挙されたときは、即日その旨を衆議院に通知する。 （注）第１２６回国会平成５年３月２２日の議院運営委員会理事会において、仮議長、常任委員長、事務総長、両院協議会協議委員、同協議委員の補欠、裁判官弾劾裁判所の裁判員その他の各種の委員等、中央選挙管理会委員及び同予備委員の選任又は指名を議長に委任するに当たっては、その都度、議院運営委員会の決定に基づき、議長からこれを発議することができる旨の決定があった。
	４２６　両院協議会協議委員の辞任及び補欠に関する例 協議委員が辞任しようとするときは、その所属会派を通じてその旨を議長に申し出て、議長は、これを議院に諮り、議院が許可する。 協議委員が辞任等により欠員となったときは、直ちにその補欠選挙を行うが、協議委員の補欠選挙は、議長の発議又は議員の動議により、その手続を省略してその選任を議長に委任するのを例とする。 この場合、議長は前協議委員の属する会

	派から推薦された議員を指名する。 なお、協議委員が辞任しその補欠が選挙されたときは、即日その旨を衆議院に通知する。
４８２　両院協議委員が選挙されたときは、事務総長は、その旨を参議院の事務総長に通知する。 本院から両院協議会を開くことを求め又は参議院の要求に応じて、協議委員が選挙されたときは、事務総長からその旨を参議院の事務総長に通知する。	
４８３　協議委員の選挙に当たり、既に選任された協議委員と同一の議員をその協議委員とする。 両院協議会を開くことを求めるに決した案件についての協議委員を選挙するに当たり、既に選任された他の案件についての協議委員と同一の議員をその協議委員としたことがある。 （例　略）	**４２７　数個の議案について衆議院から両院協議会を求められた場合の協議委員の選挙に関する例** 衆議院から両院協議会を求められた議案が数案ある場合に、衆議院が１の議案につき協議委員を選挙し他の議案の協議委員をこれと同一としたとき、又は数案について１の協議委員を選挙したときの本院の協議委員の選挙の主な例は、次のとおりである。 （例　略）

	４２９　協議委員議長から提出される報告書は、印刷に付し、各議員に配付する 両院協議会において成案を得て、協議委員議長から議長に報告書が提出されたときは、これを印刷に付し、各議員に配付する。 なお、両院協議会において成案を得ず、その旨の報告書が提出されたときも、同様とする。
	４３０　両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する 両院協議会の成案が議院の会議において議題となったときは、まず協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する。 なお、両院協議会において成案を得なかったときも、議院の会議においてその旨を報告するのを例とする。
	４３１　両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る 両院協議会の成案に対する質疑及び討論は、成案の範囲に限る。両院協議会の成案について質疑及び討論を行った例は次のとおりである。 （例　略）

４８４　**両院協議会における成績** （一）法律案について両院協議会の成案を得た場合（両院で可決したもの） （例　略） （二）法律案について両院協議会の成案を得なかった場合 （例　略） （三）予算について両院協議会の成案が得られず、憲法第６０条第２項の規定により、本院の議決が国会の議決となった場合 （例　略） （四）条約について両院協議会の成案が得られず、憲法第６１条の規定により、本院の議決が国会の議決となった場合 （例　略） （五）内閣総理大臣の指名について両院協議会の成案が得られず、憲法第６７条第２項の規定により、本院の指名の議決が国会の議決となった場合 （例　略）	

５０５　両院協議会規程、常任委員会合同審査会規程、人事官弾劾訴追手続規程を定める。 両院協議会規程案及び常任委員会合同審査会規程案は、両議院の議長が協議の上決定し、参議院は、これを第１回（特別）国会、昭和２２年７月１１日に議決し、本院は、翌１２日に議決した。 （以下略）	
５１１　帝国議会における先例で、憲法、国会法に反しないものは、なお効力を有する。 第１回（特別）国会召集日前の昭和２２年５月１６日の各派交渉会において、帝国議会当時における先例の効力に関して協議した結果、新しい国会においても憲法、国会法の精神に違反しないものについては、なお効力を有することに決定し、第１回国会以来、この決定に準拠している。	
４００　議長は、職権をもって懲罰委員会に付する。 （略）	**４７７　議長が懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例** 議院において懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託することができる。 議長が懲罰委員会に付託した例は、次のとおりである。 （例　略）

５－２　委員会先例

５－２－１　平成２９年版　衆議院委員会先例集

第１２章　両院協議会

３０４　協議委員の選挙は、議長の指名によるのを例とする。

協議委員は、国会法第８９条及び衆議院規則第２５０条第１項の規定により連記無名投票で選挙することになっているが、衆議院規則第２５０条第３項の規定により、議院の議決でその指名を議長に委任し、議長において指名するのが例である。

補欠選挙についてもまた同様である。

なお、議長が協議委員を指名するに当たっては、本院議決案に賛成した会派に属する議員の中からその所属議員数の比率を考慮して指名するのが例である。

【参照】国 89、衆規 250・251、衆先 481、衆委先 305・306、参先 425、参委先 380

３０５　数個の案件について両院協議会を開くことを求めた場合において、１の協議委員を選任する。

議院において数個の案件について両院協議会を開くことを求めた場合において、全部の案件について１の協議委員を選任したことがある。

第１３回国会　昭和２７年７月２８日の本会議において、労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について両院協議会を開くことを求めるに決し、両法案について１の協議委員を選任した。

同　　同月２９日の本会議において、通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について両院協議会を開くことを求めるに決し、１０法案について１の協議委員を選任した。

〔備考〕参議院においては、通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う

関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案及び大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の５法案について１の協議委員を選任し、保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の５法案について１の協議委員を選任した。

第１１８回国会　平成２年３月２６日の本会議において、平成元年度一般会計補正予算（第２号）、平成元年度特別会計補正予算（特第２号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第２号）について両院協議会を開くことを求めるに当たり、３案について１の協議委員を選任した。

第１２８回国会　平成６年１月２６日の本会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案について両院協議会を開くことを求めるに決し、４法案について１の協議委員を選任した。

第１４５回国会　平成１１年３月１７日の本会議において、平成１１年度一般会計予算、平成１１年度特別会計予算及び平成１１年度政府関係機関予算について両院協議会を開くことを求めるに当たり、３案について１の協議委員を選任した。

第１７１回国会　平成２１年１月２６日の本会議において、平成２０年度一般会計補正予算（第２号）、平成２０年度特別会計補正予算（特第２号）及び平成２０年度政府関係機関補正予算（機第２号）について両院協議会を開くことを求めるに当たり、３案について１の協議委員を選任した。

〔備考〕参議院においては、平成２０年度一般会計補正予算（第２号）及び平成２０年度特別会計補正予算（特第２号）の両案について１の協議委員を選任し、平成２０年度政府関係機関補正予算（機第２号）について１の協議委員を選任した。

【参照】国 84・85・89、衆規 250、衆先 483、衆委先 304・306、参先 427、参委先 381

３０６　協議委員の選挙に当たり、既に選任された協議委員と同一の議員をその協議委員とする。

１の案件について両院協議会を開くことを求め、その協議委員を選挙するに当たり、既に選任された他の案件についての協議委員と同一の議員をその協議委員としたことがある。

第２回国会　昭和２３年７月５日の本会議において、刑事訴訟法を改正する法律案について両院協議会を開くことを求めるに決し、その協議委員を選挙するに当たり、同法律案を既に選任された国家行政組織法案についての協議委員に併せ付託するに決した。

第１０回国会　昭和２６年３月３１日の本会議において、関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案について両院協議会を開くことを求めるに決し、その協議委員を選挙するに当たり、両法律案をいずれも既に選任された日本国有鉄道法の一部を改正する法律案についての協議委員に併せ付託するに決した。

〔備考〕参議院においては、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案の３法律案について、それぞれ別個に協議委員を選任した。

【参照】衆先 483、衆委先 304・305

３０７　協議委員議長及び副議長互選の日時は、議長において、協議委員選挙の当日と指定するのを例とする。

衆議院規則第２５２条第１項には「協議委員の議長の互選は、委員選挙の当日又は翌日これを行う。」と定められているが、協議委員の議長及び副議長互選の日時は、議長において、協議委員選挙の当日と指定するのが例である。

【参照】国 90、衆規 252、両規 2・5、衆委先 304・308、参委先 382

３０８　協議委員議長の互選は、出席協議委員中の年長者がこれを管理する。

衆議院規則第２５２条第２項には「協議委員の議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する。」と規定され、出席協議委員中の年長者が、互選を管理するのが例である。

【参照】衆規 252、衆委先 307・309、参委先 383

３０９　協議委員議長及び副議長の互選は、推薦によるのを例とする。

協議委員議長及び副議長互選の方法は、推薦によるのが例である。

【参照】国 90、衆規 252、両規 5、衆委先 21・308、参委先 384

３１０　両院協議会の初会は、協議委員選任の当日又は翌日開くのを例とする。

両院協議会規程第２条には「協議会の初会の日時は、両議院の議長が協議してこれを定め、その後の会議の日時は、協議会がこれを定める。」と規定されており、両院協議会の初会は、両議院の議長の決定により協議委員選任の当日又は翌日開くのが例である。

【参照】両規 2、衆委先 304、参委先 385

３１１　両院協議会の運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長が協議するのを例とする。

両院協議会の開会に当たっては、その運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長打合会を開き協議するのが例である。

【参照】衆委先 27、参委先 386

３１２　両院協議会においては、まず各議院の議決の趣旨の説明を聞いた後、協議に入るのを例とする。

両院協議会においては、まず各議院の議決の趣旨の説明を聞いた後、協議に入るのが例である。ただし、憲法第５９条第４項の規定に基づき本院において参議院が否決したものとみなした法律案について両院協議会を開いたときは、参議院の議決の趣旨の説明はないので、第１３回国会昭和２７年７月３１日の国家公務員法の一部を改正する法律案外１件両院協議会においては、まず衆議院の議決の趣旨の説明を聞き、次いで参議院の審議の経過について説明を聞いた後、協議に入った。

なお、両院協議会を求めた議院の協議委員が、議決の趣旨に併せて両院協議会を求めた趣旨を説明した事例は少なくない。

【参照】参委先 387・388

３１３　両院協議会において、小委員を選任する。

両院協議会において、協議上必要と認め、各議院の協議委員の中から小委員を選任したことがある。

第１０回国会　昭和２６年５月７日の日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会において、協議上必要と認め、衆議院協議委員の中から３名、参議院協議委員の中から４名の小委員を選任した。

【参照】衆委先 314、参委先 389

３１４　小委員が協議案を起草して報告する。

両院協議会において選任した小委員が、協議案を起草して、これを両院協議会に報告したことがある。

第１０回国会　昭和２６年５月２５日の日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会において、小委員が起草した協議案を、小委員高田寛君から報告した。

【参照】衆委先 313、参委先 389

３１５　両院協議会において、国務大臣等の出席説明を求める。

両院協議会において、国務大臣等の出席説明を求めたことがある。

第１０回国会　昭和２６年５月８日の食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会において、農林大臣廣川弘禪君及び政府委員の出席説明を求めた。

同　　同月２８日の教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会において、文部大臣天野貞祐君及び政府委員の出席説明を求めた。

第１３回国会　昭和２７年５月２９日の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会において、政府委員内閣官房長官保利茂君の出席説明を求めた。

【参照】国 96、衆委先 55・56・258・328、参委先 390

３１６　採決の方法は、起立により又は異議の有無を諮るのを例とする。

両院協議会における採決の方法は、起立により又は異議の有無を諮るのが例である。ただし、協議案の採決については、すべて起立によっている。

【参照】衆委先 109、参委先 393

３１７　両議院の議決が異なっていない法律案の施行期日を変更する。

両院協議会規程第８条には「協議会の議事は、両議院の議決が異つた事項及び当然影響をうける事項の範囲を超えてはならない。」と規定されているが、施行期日については両議院の議決が異なっていない法律案について協議中、その施行期日を経過したため、これを変更するのは当然影響をうける事項の範囲内として取り扱い、施行期日の変更を含む協議案を議決して成案を得たことがある。

第１６回国会　公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会において、施行期日については両議院の議決が異なっていない公職選挙法の一部を改正する法律案につい

て、昭和２８年７月３１日初回の会議を開き協議に入ったが、協議が同年８月４日に及び、同法律案の施行期日たる８月１日を経過したので、施行期日を変更するのは当然影響を受ける事項の範囲内として取り扱い、同法律案の施行期日「昭和２８年８月１日」を「公布の日」とする変更を含む協議案を議決して成案を得た。

【参照】両規 8、参委先 392

３１８　成案の案文整理等を両院協議会の議長に一任する。

成案の案文整理等を必要とするときは、これを当日の両院協議会の議長に一任するのが例である。

第１０回国会　昭和２６年１月３０日の地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案両院協議会において、成案を決定し、その案文整理等を両院協議会議長中島守利君に一任した。

第１３回国会　昭和２７年６月４日の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会において、成案を決定し、その案文整理等を両院協議会議長倉石忠雄君に一任した。

第１５回国会　昭和２７年１２月２４日の町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案両院協議会において、成案を決定し、その案文整理等を両院協議会議長草葉隆圓君に一任した。

第１６回国会　昭和２８年８月４日の公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会において、成案を決定し、その案文整理等を両院協議会議長田嶋好文君に一任した。

第１２８回国会　平成６年１月２９日の公職選挙法の一部を改正する法律案外３件両院協議会において、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の４法案について、それぞれ成案を決定し、その案文整理等を両院協議会議長平井卓志君に一任した。

【参照】衆委先 125、参委先 371

３１９　両院協議会において成案を得たときは、協議委員議長から成案についての報告書を議長に提出する。

成案を得なかったときは、協議委員議長からその旨の報告書を議長に提出する。

両院協議会において成案を得たときは、協議委員議長から成案についての報告書を議長に提出する。

成案を得なかったときは、協議委員議長からその旨の報告書を議長に提出するのが例である。

【参照】国 94、両規 10、衆委先 318・320、参先 429、参委先 396

３２０　両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において、協議委員議長が報告する。

両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において、協議委員議長がこれを報告するのが例である。

ただし、報告するに至らなかったことがある。

第７回国会　昭和２５年５月２日（会期終了日）の本会議において、議長幣原喜重郎君は、地方税法案両院協議会衆議院協議委員議長星島二郎君から成案が得られなかったとの報告に接した旨を報告し、次いで会期終了のあいさつをした。

【参照】国 94、両規 10、衆委先 319、参先 430、参委先 397

３２１　両院協議会において、成案決定に附帯して申合せを行い、これを議院の会議において報告する。

両院協議会において、成案決定に附帯して申合せを行い、これを各議院にそれぞれ報告するに決し、協議委員議長が議院の会議において、成案の報告に併せて報告したことがある。

第１３回国会　昭和２７年７月２９日の通商産業省設置法案外４件両院協議会において、成案決定に附帯して次の申合せを行い、これを各議院に報告するに決し、協議

委員議長倉石忠雄君が、同月３１日の本会議において成案の報告に併せてこれを報告した。

申合せ

中央及び地方を通ずる行政機構につき徹底的な調査研究を行い、理想的な機構を確立するため、強力な調査機構を設くべきである。

第１６回国会　昭和２８年７月２４日の農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会において、成案決定に附帯して次の申合せを行い、これを各議院に報告するに決し、協議委員議長坪川信三君が、翌２５日の本会議において、成案の報告に併せてこれを報告した。

申合せ

農業災害補償法は実施以来５カ年を経過したが、その制度の根本的欠陥と運営も又宜しきを得ず、農民の要望に応え難き実情に鑑み、両院協議会は左記により、農業災害補償制度の行詰りに対し、抜本的検討をなすことを申合せる。

記

一、農業災害補償制度に就ては、その抜本的改正の必要であることを確認する。

二、政府は、昭和２９年度産水稲を目途として制度の根本的改正を行い、農業災害補償に対し完全なる施策を講ずること。

三、衆参両院は、農業災害補償制度の完ぺきを期するため、閉会中も尚その調査を継続し検討すること。

【参照】衆委先 122・128、参委先 398

３２２　協議会議録の記載事項中議事に関する部分は、速記による。

協議会議録の記載事項中議事に関する部分については、速記法によって速記した議事を記載するのが例である。

【参照】両規 12、衆委先 277、参委先 399

３２３　協議会議録は、これを印刷して両議院の議員に配付する。

協議会議録は、これを印刷して両議院の議員に配付する。

【参照】両規 11・12、参委先 400

（参考）衆議院委員会先例集付録（表題のみ）

第２５表　両院協議会経過一覧表

５－２－２　令和５年版　参議院委員会先例録

第２章　会議

第２節　案件の審査及び調査

第１款　法律案

６１　法律案の審査中憲法第５９条第４項の期間が経過しても、委員会は引き続き審査を行う

委員会において審査中の法律案について、本院に受領後国会休会中の期間を除き６０日を経過しても、衆議院において本院がその法律案を否決したものとみなす旨の議決をしない限り、委員会は引き続き審査を行う。

なお、衆議院がその議決をした例を挙げれば次のとおりである。

第１３回国会人事委員会において審査中の国家公務員法の一部を改正する法律案（昭和２７年５月２９日受領）及び保安庁職員給与法案（５月３１日受領）について、７月３０日衆議院から本院に対し、両案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第１３回国会厚生委員会（昭和２７年７月３０日）において、国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案（５月３１日受領）の討論中、衆議院から本院に対し、同案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第１６９回国会総務委員会において審査中の地方税法等の一部を改正する法律案外２件（平成２０年２月２９日受領）について、４月３０日衆議院から本院に対し、３

案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第１６９回国会財政金融委員会において審査中の平成２０年度における公債の発行の特例に関する法律案外１件（平成２０年２月２９日受領）について、４月３０日衆議院から本院に対し、両案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

第１８３回国会政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において審査中の衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（平成２５年４月２３日受領）について、６月２４日衆議院から本院に対し、両案につき参議院が否決したものとみなす議決を行った旨の通知があった。

【参照】憲 59、国 83 の 3・133、衆先 333、参先 434、参委先諸表 8

第２款　予算

７２　予算の審査中憲法第６０条第２項の期間が経過した例

第１９回国会予算委員会において、昭和２９年度一般会計予算外２件（昭和２９年３月４日受領）を審査中、右３件につき、憲法第６０条第２項に規定する３０日の期間が経過した。

第１１４回国会予算委員会において、平成元年度一般会計予算外２件（平成元年４月２８日受領）を審査中、右３件につき、憲法第６０条第２項に規定する３０日の期間が経過した。

【参照】憲 60、国 83 の 3・133、衆先 341、参先 435、参先諸表 26、参委先諸表 9

第４款　条約

８３　条約の審査中憲法第６１条の期間が経過した例

第３０回国会外務委員会において、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件外２件（昭和３３年１１月１日受領）を審査中、右３件につき、憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

第３４回国会日米安全保障条約等特別委員会において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件外１件（昭和３５年５月２０日受領）を審査中、右２件につき、憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

第５１回国会外務委員会において、関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び１９５０年１２月１５日にブラッセルで署名された関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件（昭和４１年４月２６日受領）を審査中、憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

第７２回国会外務委員会において、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外１件（昭和４９年３月１９日受領）を審査中、右２件につき、憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

第８０回国会外務委員会において、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件（昭和５２年５月１０日受領）を審査中、憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

第１６９回国会外交防衛委員会において、１９９４年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第３８表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する２００８年１月２２日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件外２件（平成２０年５月１３日受領）を審査中、右３件につき、憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

なお、委員会の審査終了後において、議院の会議の議題となる前に憲法第６１条の期間が経過した例がある。その例を挙げれば次のとおりである。

第４８回国会において、１９６３年１２月１７日に国際連合総会決議第１９９１号（ＸＶⅢ）によって採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件（昭和４０年４月３０日受領）は、５月２５日に外務委員会の審査を終わったが、議院の会議の議題となる前に憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

第７１回国会において、１９７１年１２月２０日に国際連合総会決議第２８４７号（Ｘ

XVI）によって採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めるの件外１件（昭和４８年５月１０日受領）は、６月７日に、また、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（昭和４８年７月１０日受領）は、７月１７日に、それぞれ外務委員会の審査を終わったが、いずれも議院の会議の議題となる前に憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

第１８６回国会において、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件外２件（平成２６年４月２２日受領）は、５月２０日に外交防衛委員会の審査を終わったが、議院の会議の議題となる前に憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

（注）第１６９回国会において、国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件外３件（平成２０年５月２０日受領）及び東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件外１件（平成２０年５月２２日受領）は、いずれも委員会に付託される前に憲法第６１条に規定する３０日の期間が経過した。

【参照】憲 61、国 83 の 3・133、衆先 348、参先 436、参先諸表 26、参委先諸表 9

第１７章　両院協議会

３８０　協議委員は、議院の会議において選任する

協議委員は、両院協議会に付される案件につき院議を構成した会派に対し、割り当てるのを例とする

協議委員は、１０人と定められており、議院の会議において選任する。

協議委員は、議院運営委員会において、両院協議会に付される案件につき院議を構成した会派に対し、その所属議員数の比率によりこれを割り当て、議院の会議においては、当該会派の推薦に基づき選任するのを例とする。

なお、本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第５９条第４項の規定により本院が否決したものとみなし、衆議院から両院協議会を求められたときは、各会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当てる。

【参照】国 89、参規 176、衆先 481、衆委先 304、参先 425、参委先 381

３８１　数個の案件について衆議院から両院協議会を求められた場合の協議委員の選任に関する例

（一）　数件につき１の協議委員を選任した例

第２回国会昭和２３年７月５日、衆議院から国家行政組織法案（参議院は多数（緑風会の一部が反対）をもって修正議決）及び刑事訴訟法を改正する法律案（参議院は全会一致をもって修正議決）について、それぞれ両院協議会を求められ、同日の議院の会議において右２件について１の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては、刑事訴訟法を改正する法律案の協議委員を、既に選任されていた国家行政組織法案の協議委員と同一の協議委員とした。

第１３回国会昭和２７年７月２８日、衆議院から労働関係調整法等の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案（参議院は両件を一括して多数をもって修正議決）について両院協議会を求められ、同月２９日の議院の会議において右２件について１の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても２件について１の協議委員を選任した。

第１３回国会昭和２７年７月２９日、衆議院から通商産業省設置法案、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、農林省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（参議院は以上５件をそれぞれ５会派の賛成により多数をもって修正議決）、保安庁法案、海上公安局法案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（参議院は以上５件をそれぞれ３会派の賛成により多数をもって修正議決）の１０件について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において、通商産業省設置法案外４件及び保安庁法案外４件についてそれぞれ１の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては、通商産業省設置法案外９件について１の協議委員を選任した。

第１３回国会昭和２７年７月３０日、衆議院から国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案（両件は衆議院が憲法第５９条第４項の規定により参議院が否決したものとみなした。）について両院協議会を求められ、翌３１日の議院の会議において右２件について１の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても２件について１の協議委員を選任した。

第１１８回国会平成２年３月２６日、衆議院から平成元年度一般会計補正予算（第２号）、平成元年度特別会計補正予算（特第２号）及び平成元年度政府関係機関補正予算（機第２号）（参議院は以上３件を一括して賛成少数により否決）について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において右３件について１の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても３件について１の協議委員を選任した。

以後同例がある。

第１２８回国会平成６年１月２６日、衆議院から公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案（参議院は以上４件を一括して賛成少数により否決）について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において右４件について１の協議委員を選任した。

（注）衆議院においても４件について１の協議委員を選任した。

第１７１回国会平成２１年１月２６日、衆議院から平成２０年度一般会計補正予算（第２号）、平成２０年度特別会計補正予算（特第２号）（参議院は両件を一括して多数をもって修正議決）及び平成２０年度政府関係機関補正予算（機第２号）（参議院は賛成少数により否決）について両院協議会を求められ、同日の議院の会議において平成２０年度一般会計補正予算（第２号）外１件及び平成２０年度政府関係機関補正予算（機第２号）についてそれぞれ１の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては３件について１の協議委員を選任した。

（二）　各件別個の協議委員を選任した例

第１０回国会昭和２６年３月３１日、衆議院から日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案（参議院は両件をそれぞれ全会一致をもって修正議決）及び食糧管理法の一部を改正する法律案（参議院は賛成少数により否決）についてそれぞれ両院協議会を求められ、本院は３件それぞれについて別個の協議委員を選任した。

（注）衆議院においては、関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部

を改正する法律案の協議委員を、既に選任されていた日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の協議委員と同一の協議委員とした。

【参照】国 89、参規 176、衆先 483、衆委先 305、参先 427、参委先 380、参委先諸表 23

３８２　協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする

協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする。

なお、互選会には速記を付し、会議録を作成するのを例とする。

【参照】国 90、両規 5、衆委先 307、参委先 301・383、参委先諸表 24

３８３　協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する

協議委員議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する定めであるが、協議委員副議長の互選についても、協議委員議長の互選と併せて協議委員中の年長者がこれを管理するのを例とする。

協議委員議長及び副議長を選任したときは、選挙管理者から、選任の当日その結果を文書をもって議長に報告する。

【参照】参規 177、衆委先 308、参委先 382

３８４　協議委員議長及び副議長は、選挙管理者の指名により選任するのを例とする

協議委員議長及び副議長は、投票によらないで協議委員の動議により、選挙管理者の指名により選任するのを例とするが、次のような例もある。

第２回国会国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会参議院協議委

員正副議長互選会（昭和２３年７月５日）において、選挙管理者鈴木安孝君の発議により、伊藤修君及び下條康麿君の両君を協議委員議長及び副議長の候補者として推薦し、抽選によって協議委員議長に伊藤修君、副議長に下條康麿君が当選した。

第７回国会地方税法案両院協議会参議院協議委員正副議長互選会（昭和２５年５月２日）において、協議委員中村正雄君は、協議委員議長に三木治朗君を、副議長に中井光次君を推薦することの動議を提出したところ、互選会はこれを可決した。

以後同例がある。

【参照】参規 177、衆委先 309、参委先諸表 24

３８５　両院協議会の開会日時の決定方法に関する例

両院協議会の初会の日時は、両議院の議長が協議して決定し、その後の会議の日時は、両院協議会が決定する定めであるが、両院協議会が決定する場合の方法については次のような例がある。

（一）　両院協議会の議長の発議により決定した例

第１３回国会一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２７年５月３１日）において、両院協議会議長倉石忠雄君は、次回は６月２日午後１時から開くことを発議したところ、両院協議会はこれを可決した。

以後同例がある。

（二）　協議委員の動議により決定した例

第１０回国会食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２６年３月３１日）において、協議委員倉石忠雄君は、次回を５月７日午後１時から開くことの動議を提出したところ、両院協議会はこれを可決した。

以後同例がある。

（三）　両院協議会の議長に一任した例

第１０回国会日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２６年５月７日）において、両院協議会議長石田博英君は「次回は小委員の御協議の結果を待ちまして開会をいたしたいと思います。開会の日時は公報をもって御通知を申し上げることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、両

院協議会はこれを可決した。

（四）　両議院の協議委員議長に一任した例

第１０回国会教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２６年５月２８日）において、両院協議会議長石田博英君は「次回は堀越議長と御相談申し上げまして公報をもって御案内をいたすということにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。

【参照】両規 2、衆委先 310

３８６　両院協議会の運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長が協議するのを例とする

両院協議会の開会に当たっては、その運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長打合会を開き協議するのを例とする。

【参照】両規 4・5、衆委先 311

３８７　両院協議会においては、まず、各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とする

両院協議会においては、まず、両院協議会を求めた議院の協議委員から、次いで他の議院の協議委員から各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とするが、併せて両院協議会を求めた理由の説明を聴いた例も少なくない。

なお、各議院の議決の趣旨の説明を聴かなかった次のような例もある。

（一）　請求の理由の説明のみを聴いた例

第２回国会国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会（昭和２３年７月５日）において、両院協議会議長米窪滿亮君は「先ず各院の議決の御趣旨を御説明願うのでありまするが、時間もありませんので、衆議院側から両院協議会を求めた趣旨について御説明を願いまして直ちに御協議に入って頂きたいと存じます。」と告げ、衆議院協議委員小澤佐重喜君からその説明を聴いた。

（二）　説明を聴かないで直ちに協議に入った例

第１３回国会保安庁法案外４件両院協議会（昭和２７年７月２９日）において、両院協議会議長倉石忠雄君は「先ず本案に関する各院の議決の趣旨を御説明願ってから協議に入る次第でありますが、他の協議会を開く関係もございますし、又各院の議決の相違点も簡単でありますから、直ちに御協議に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、異議がなかったので、直ちに協議に入った。

【参照】衆委先 312、参委先 388

３８８　本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第５９条第４項の規定により、本院が否決したものとみなした場合の両院協議会における本院側の説明に関する例

第１３回国会国家公務員法の一部を改正する法律案外１件両院協議会（昭和２７年７月３１日）において、参議院協議委員千葉信君は、国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案の本院における審議の経過について説明を行った。

（注）国家公務員法の一部を改正する法律案は、昭和２７年５月２９日衆議院から本院に送付され、７月３０日衆議院は憲法第５９条第４項の規定により、本院がこれを否決したものとみなし、また、保安庁職員給与法案は、５月３１日衆議院から本院に送付され、７月３０日衆議院は憲法第５９条第４項の規定により、本院がこれを否決したものとみなしたものである。

【参照】憲 59、衆委先 312、参委先 387、参委先諸表 8

３８９　両院協議会において小委員を選任した例

第１０回国会日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２６年５月７日）において、協議の進捗を図るため、衆議院側から３名、参議院側から４名の小委員をそれぞれ推薦し、小委員を選任した。

なお、小委員長はこれを置かず、小委員打合会を開き協議の結果起草した協議案を、同月２５日の両院協議会において小委員高田寛君から報告した。

【参照】衆委先313・314

３９０　両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例

両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる定めである。両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例を挙げれば、次のとおりである。

第１０回国会食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２６年５月８日）において、農林大臣廣川弘禪君及び政府委員の出席説明を求めた。

第１０回国会教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２６年５月２８日）において、文部大臣天野貞祐君及び政府委員の出席説明を求めた。

第１３回国会一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２７年５月２９日）において、政府委員（内閣官房長官）保利茂君の出席説明を求めた。

なお、国務大臣等の出席要求は、両院協議会の議長においてこれを行うのを例とする。

（注）国会法第９６条は、第１４５回国会における国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成１１年法律第１１６号）による改正前は、「両院協議会は、国務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。」と規定していた。

【参照】国96、衆委先315、参委先247、参委先諸表23

３９１　内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とし、これを協議案として表決に付する

内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者のみを議題として協議を行い、これを協議案として表決に付する。その例を挙げれば次のとおりである。

第２回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（昭和２３年２月２３日）において、本院が指名した吉田茂君及び衆議院が指名した芦田均君について協議を行った後、両院

協議会議長淺沼稻次郎君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の３分の２に達しなかったので、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が３分の２に達せず、成案を得るに至らなかった。

第１１５回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成元年８月９日）において、本院が指名した土井たか子君及び衆議院が指名した海部俊樹君について各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、両院協議会議長小此木彦三郎君は、「これより協議に入るのでありますが、両院の打合会の協議の結果、直ちに採決をいたすことになりました。」と告げ、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の３分の２に達しなかったので、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が３分の２に達せず、成案を得るに至らなかった。

第１４３回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成１０年７月３０日）において、本院が指名した菅直人君及び衆議院が指名した小渕恵三君について協議を行った後、両院協議会議長本岡昭次君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の３分の２に達しなかったので、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が３分の２に達せず、成案を得るに至らなかった。

第１６８回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成１９年９月２５日）において、本院が指名した小沢一郎君及び衆議院が指名した福田康夫君について協議を行った後、両院協議会議長笹川堯君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の３分の２に達しなかったので、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が３分の２に達せず、成案を得るに至らなかった。

第１７０回国会内閣総理大臣の指名両院協議会（平成２０年９月２４日）において、本院が指名した小沢一郎君及び衆議院が指名した麻生太郎君について協議を行った後、両院協議会議長小坂憲次君は、両院協議会に諮り、議決の趣旨について説明を行った順序により、まず、参議院の指名どおり決することの採決を行ったが、賛成者が出席協議委員の３分の２に達しなかったので、次に衆議院の指名どおり決することの採決を行い、これも賛成者が３分の２に達せず、成案を得るに至らなかった。

【参照】憲67、国86・92、両規8、衆先480、参先428、参先諸表11

３９２　両院協議会規程第８条に規定する当然影響をうける事項の範囲に関する例

第１０回国会関税定率法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２６年３月３１日）において、同案中の施行期日４月１日については両議院の議決が一致していたが、当然影響をうける事項として、施行期日を５月１日とすることを加えて成案を得た。

なお、施行期日については、成案決定に先立ち行われた懇談において、両院協議会議長石田博英君は、本法のような重要な法律は公布の日から施行の日まで通常１か月の期間を置くのが常識であるから、施行期日の４月１日を５月１日にすることを成案中に付け加えたい旨を述べたところ、異議がなかったものである。

第１０回国会日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２６年５月２５日）において、両議院の議決が異なった事項は、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案中第２６条に関する部分のみであったが、当然影響をうける事項として、附則に第２項ないし第４項にわたる次の３項を加えて成案を得た。

２　この法律施行の際日本国有鉄道の職員であって、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和２５年法律第１５９号）の施行の日（昭和２５年５月１０日）以後に行われた選挙によって市（特別区を含む。）の議会の議員となり、現にその議員である者は、第２６条第２項の改正規定にかかわらず、その任期中は、引き続きその議員であることができる。

３　前項の日以後に行われた地方公共団体の議会の議員の選挙の際日本国有鉄道の職員であって、当該選挙において当選人となった者については、改正前の第２６条第２項の規定は、その者が当選人であること、議員であること及び日本国有鉄道の職員であることに何らの影響を及ぼすものでない。

４　第２６条第２項の改正規定は、この法律施行の際日本国有鉄道の職員であって、現に都道府県の議会の議員である者については、附則第１項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して１０日間は、適用しない。

この法律施行の際日本国有鉄道の職員であって、現に都道府県の議会の議員である者は、この法律施行の日から起算して１０日以内に議会の議員の職を辞しない

ときは、この期間を経過した日に日本国有鉄道の職員の職を辞したものとみなす。

第１３回国会一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２７年６月４日）において、当然影響をうける事項として、別表第６の備考に次の１項を加えて成案を得た。

本表は、暫定的なものであって、なるべく速やかに昭和２７年５月６日行った参議院の修正議決の趣旨を斟酌して改訂するものとする。

第１６回国会公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２８年８月４日）において、同案中の施行期日同月１日を経過したので、当然影響をうける事項として、両議院の議決が一致している施行期日についても、これを公布の日とすることを加えて成案を得た。

【参照】両規 8、衆委先 317

３９３　協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする

協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする。

【参照】衆委先 316、参委先 155

３９４　協議案を得る見込みがない場合に両院協議会を終了した例

第７回国会地方税法案両院協議会（昭和２５年５月２日）において、両院協議会議長星島二郎君は「このままでは、到底協議案を得る見通しがないものと認めます。つきましては、協議会といたしましては何らの成案を得るに至らなかったものといたしまして、これを各議院にそれぞれ報告するよりほかないと存じます。さよう御了承を願います。」と告げ、散会を宣告した。

以後同例がある。

なお、両院協議会議長が、協議案を得る見込みがないとして散会を宣告したが、後日、両院協議会を改めて開会した次のような例もある。

第１２８回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外３件両院協議会（平成６年１月

２７日）において、両院協議会議長市川雄一君は、「このままでは、この両院協議会における成案は得られないものと思います。したがって、その旨、両院議長に御報告をいたしたいと思います。」と告げ、散会を宣告したが、翌２８日、両議院の議長から、両議院の協議委員正副議長に対し、両院協議会において更に協議を行い、成案を得るよう要請があり、翌２９日両院協議会を改めて開会した。

３９５　成案の案文整理は、両院協議会の議長に一任するのを例とする

成案を得た場合において、案文の整理を要するものがあるときは、これを当日の会議を整理した両院協議会の議長に一任するのを例とする。

【参照】衆委先 318

３９６　両院協議会が終了したときは、協議委員議長から報告書を議長に提出する

両院協議会において成案を得たときは、両議院の協議委員議長の協議により報告書を作成し、これを協議委員議長から議長に提出する。

成案を得なかったときも、協議委員議長から成案を得なかった旨の報告書を議長に提出する。

報告書は、これを印刷して各議員に配付する。

【参照】国 94、両規 10、衆委先 319、参先 429、参委先 397

３９７　両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において協議委員議長が報告する

両院協議会において成案を得たときは、これが議院の会議において議題となったときに、協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する。

成案を得なかったときも、議院の会議においてその旨を報告するのを例とする。

【参照】国 94、衆委先 320、参先 430、参委先 396

３９８　両院協議会において申合せを行い、これを議院の会議において報告した例

第１３回国会通商産業省設置法案外４件両院協議会（昭和２７年７月２９日）において、両院協議会議長倉石忠雄君は、次の申合せを行い各議院にそれぞれ報告することを諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。参議院協議委員議長河井彌八君は、同月３１日の議院の会議において、成案の報告に併せてこれを報告した。

申合せ

中央及び地方を通ずる行政機構につき、徹底的な調査研究を行い、理想的な機構を確立するため、強力な調査機構を設くべきである。

第１６回国会農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２８年７月２４日）において、両院協議会議長坪川信三君は、次の申合せを行い各議院にそれぞれ報告することを諮ったところ、両院協議会はこれを可決した。この申合せに対し、農林大臣保利茂君は所信を述べた。

参議院協議委員議長片柳眞吉君は、同月２７日の議院の会議において、成案の報告に併せてこれを報告した。

申合せ

農業災害補償法は、実施以来５カ年を経過したが、その制度の根本的欠陥と運営又宜敷きを得ず、農民の要望に応え難き実情に鑑み、両院協議会は、左記により農業災害補償制度の行詰りに対し抜本的検討をなすことを申合せる。

記

一　農業災害補償制度については、その抜本的改正の必要であることを確認する。

二　政府は、昭和２９年産水稲を目途として制度の根本的改正を行い、農業災害補償に対し完全なる施策を講ずること。

三　衆参両院は、農業災害補償制度の完璧を期するため閉会中もなおその調査を継続し検討すること。

なお、両院協議会において、協議案の前提となる合意事項について紹介し、これを議院の会議において報告した次のような例がある。

第１２８回国会公職選挙法の一部を改正する法律案外３件両院協議会（平成６年１月

２９日）において、衆議院協議委員議長市川雄一君は、協議案の提案に際し、協議案の前提となる次の合意事項を紹介し、「これらの合意事項は、第１２９回国会において、連立与党と自由民主党とが共同して、平成６年度当初予算審議に先立って実現させることを前提として、今国会では施行日を改めた上で衆議院議決案を成立させることといたしたいと存じます。」と述べ、協議の結果、公職選挙法の一部を改正する法律案外２件については、衆議院議決のとおりとし、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案については、衆議院議決案のうち施行期日の「公布の日」を「別に法律で定める日」と改め、その他は衆議院議決のとおりとする成案を得た。参議院協議委員議長平井卓志君は、同日の議院の会議において、成案の報告に先立ちこれを報告した。

一、比例代表選挙は、ブロック名簿、ブロック集計とする。ブロックは、第８次選挙制度審議会の答申の１１ブロックを基本とする。

二、企業等の団体の寄附は、地方議員及び首長を含めて政治家の資金管理団体（１に限る。）に対して、５年に限り、年間５０万円を限度に認める。

三、戸別訪問は、現行どおり禁止とする。

四、小選挙区選出議員の数は３００人、比例代表選出議員の数は２００人とする。

五、小選挙区の候補者届出政党、比例代表選挙の名簿届出政党並びに政治資金規正法及び政党助成法の政党要件の「３％」は、「２％」とする。

六、各政党に対する政党助成の上限枠は、前年収支実績の４０％とする。ただし、合理的な仕組みが可能な場合に限る。

七、投票方法は、記号式の２票制とする。

八、寄附禁止のための慶弔電報等の扱いは、現行どおりとする。

九、衆議院選挙区画定のための第三者機関は、総理府に設置する。

十、以上の合意の法制化のため、衆参両院からなる連立与党及び自由民主党各６名（計１２名）の委員により、協議を行うものとする。

【参照】衆委先 321

３９９　両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する

両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する。

【参照】両規 11・12、衆委先 322、参委先 301

４００　協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供する

協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供するのを例とする。

（注）協議会議録の両議院の議員への提供方法については、第２０９回国会召集日（令和４年８月３日）から、印刷して配付する方法から、電磁的記録の提供その他の適当な方法により提供する方法に改められた。

【参照】衆委先 323

４０１　両院協議会における発言の一部を配付する協議会議録に掲載しなかった例

第１０回国会食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会（昭和２６年５月８日）において、両院協議会議長野溝勝君は「先ほどの安孫子長官の説明中、昭和２６年４月以降の輸入見込に関する点は、会議録から削除いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。」と諮ったところ、異議がなかったので「つきましてはその取扱いは議長にお任せ願います。」と告げ、両院協議会議長において政府委員（食糧庁長官）安孫子藤吉君の発言の一部を配付する協議会議録に掲載しなかった。

（参考）令和５年版　参議院委員会先例諸表（表題のみ）

8　委員会において審査中の法律案につき、憲法第５９条第４項の期間が経過した事例一覧表

9　予算又は条約につき、憲法第６０条又は第６１条の期間が経過した事例一覧表

２３　両院協議会一覧表

２４　両院協議会参議院協議委員議長、副議長一覧表

５－２－３　両院委員会先例対照表

平成２９年版　衆議院委員会先例集	令和５年版　参議院委員会先例録
	６１　法律案の審査中憲法第５９条第４項の期間が経過しても、委員会は引き続き審査を行う 委員会において審査中の法律案について、本院に受領後国会休会中の期間を除き６０日を経過しても、衆議院において本院がその法律案を否決したものとみなす旨の議決をしない限り、委員会は引き続き審査を行う。 なお、衆議院がその議決をした例を挙げれば次のとおりである。 （例　略）
	７２　予算の審査中憲法第６０条第２項の期間が経過した例 （例　略）
	８３　条約の審査中憲法第６１条の期間が経過した例 （例　略）

３０４　協議委員の選挙は、議長の指名によるのを例とする。 協議委員は、国会法第８９条及び衆議院規則第２５０条第１項の規定により連記無名投票で選挙することになっているが、衆議院規則第２５０条第３項の規定により、議院の議決でその指名を議長に委任し、議長において指名するのが例である。 補欠選挙についてもまた同様である。 なお、議長が協議委員を指名するに当たっては、本院議決案に賛成した会派に属する議員の中からその所属議員数の比率を考慮して指名するのが例である。	**３８０　協議委員は、議院の会議において選任する** **協議委員は、両院協議会に付される案件につき院議を構成した会派に対し、割り当てるのを例とする** 協議委員は、１０人と定められており、議院の会議において選任する。 協議委員は、議院運営委員会において、両院協議会に付される案件につき院議を構成した会派に対し、その所属議員数の比率によりこれを割り当て、議院の会議においては、当該会派の推薦に基づき選任するのを例とする。 なお、本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第５９条第４項の規定により本院が否決したものとみなし、衆議院から両院協議会を求められたときは、各会派にその所属議員数に応じ協議委員を割り当てる。
３０５　数個の案件について両院協議会を開くことを求めた場合において、１の協議委員を選任する。 議院において数個の案件について両院協議会を開くことを求めた場合において、全部の案件について一の協議委員を選任したことがある。 （例　略）	**３８１　数個の案件について衆議院から両院協議会を求められた場合の協議委員の選任に関する例** （一）数件につき一の協議委員を選任した例 （例　略） （二）各件別個の協議委員を選任した例 （例　略）

３０６３０６　協議委員の選挙に当たり、既に選任された協議委員と同一の議員をその協議委員とする。 １の案件について両院協議会を開くことを求め、その協議委員を選挙するに当たり、既に選任された他の案件についての協議委員と同一の議員をその協議委員としたことがある。 （例　略）	
３０７　協議委員議長及び副議長互選の日時は、議長において、協議委員選挙の当日と指定するのを例とする。 衆議院規則第２５２条第１項には「協議委員の議長の互選は、委員選挙の当日又は翌日これを行う。」と定められているが、協議委員の議長及び副議長互選の日時は、議長において、協議委員選挙の当日と指定するのが例である。	**３８２　協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする** 協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員選任の当日互選会を開いてこれを行うのを例とする。 なお、互選会には速記を付し、会議録を作成するのを例とする。
３０８　協議委員議長の互選は、出席協議委員中の年長者がこれを管理する。 衆議院規則第２５２条第２項には「協議委員の議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する。」と規定され、出席協議委員中の年長者が、互選を管理するのが例である。	**３８３　協議委員議長及び副議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する** 協議委員議長の互選は、協議委員中の年長者がこれを管理する定めであるが、協議委員副議長の互選についても、協議委員議長の互選と併せて協議委員中の年長者がこれを管理するのを例とする。 協議委員議長及び副議長を選任したときは、選挙管理者から、選任の当日その結果を文書をもって議長に報告する。

３０９　協議委員議長及び副議長の互選は、推薦によるのを例とする。 協議委員議長及び副議長互選の方法は、推薦によるのが例である。	**３８４　協議委員議長及び副議長は、選挙管理者の指名により選任するのを例とする** 協議委員議長及び副議長は、投票によらないで協議委員の動議により、選挙管理者の指名により選任するのを例とするが、次のような例もある。 （例　略）
３１０　両院協議会の初会は、協議委員選任の当日又は翌日開くのを例とする。 両院協議会規程第２条には「協議会の初会の日時は、両議院の議長が協議してこれを定め、その後の会議の日時は、協議会がこれを定める。」と規定されており、両院協議会の初会は、両議院の議長の決定により協議委員選任の当日又は翌日開くのが例である。	**３８５　両院協議会の開会日時の決定方法に関する例** 両院協議会の初会の日時は、両議院の議長が協議して決定し、その後の会議の日時は、両院協議会が決定する定めであるが、両院協議会が決定する場合の方法については次のような例がある。 （一）両院協議会の議長の発議により決定した例 （例　略） （二）協議委員の動議により決定した例 （例　略） （三）両院協議会の議長に一任した例 （例　略） （四）両議院の協議委員議長に一任した例 （例　略）

３１１　両院協議会の運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長が協議するのを例とする。 両院協議会の開会に当たっては、その運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長打合会を開き協議するのが例である。	**３８６　両院協議会の運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長が協議するのを例とする** 両院協議会の開会に当たっては、その運営に関し、両議院の協議委員議長及び副議長打合会を開き協議するのを例とする。
３１２　両院協議会においては、まず各議院の議決の趣旨の説明を聞いた後、協議に入るのを例とする。 両院協議会においては、まず各議院の議決の趣旨の説明を聞いた後、協議に入るのが例である。ただし、憲法第５９条第４項の規定に基づき本院において参議院が否決したものとみなした法律案について両院協議会を開いたときは、参議院の議決の趣旨の説明はないので、第１３回国会昭和２７年７月３１日の国家公務員法の一部を改正する法律案外１件両院協議会においては、まず衆議院の議決の趣旨の説明を聞き、次いで参議院の審議の経過について説明を聞いた後、協議に入った。 なお、両院協議会を求めた議院の協議委員が、議決の趣旨に併せて両院協議会を求めた趣旨を説明した事例は少なくない。	**３８７　両院協議会においては、まず、各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とする** 両院協議会においては、まず、両院協議会を求めた議院の協議委員から、次いで他の議院の協議委員から各議院の議決の趣旨の説明を聴いた後、協議に入るのを例とするが、併せて両院協議会を求めた理由の説明を聴いた例も少なくない。 なお、各議院の議決の趣旨の説明を聴かなかった次のような例もある。 （一）請求の理由の説明のみを聴いた例 （例　略） （二）説明を聴かないで直ちに協議に入った例 （例　略） **３８８　本院において審議中の法律案について、衆議院が憲法第５９条第４項の規定により、本院が否決したものとみなした場合の両院協議会における本院側の説明に関する例**（例　略）

３１３　両院協議会において、小委員を選任する。 両院協議会において、協議上必要と認め、各議院の協議委員の中から小委員を選任したことがある。 （例　略）	**３８９　両院協議会において小委員を選任した例** （例　略）
３１４　小委員が協議案を起草して報告する。 両院協議会において選任した小委員が、協議案を起草して、これを両院協議会に報告したことがある。 （例　略）	
３１５　両院協議会において、国務大臣等の出席説明を求める。 両院協議会において、国務大臣等の出席説明を求めたことがある。 （例　略）	**３９０　両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例** 両院協議会は、内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を要求することができる定めである。 両院協議会において国務大臣等の出席を求めた例を挙げれば、次のとおりである。 （例　略） なお、国務大臣等の出席要求は、両院協議会の議長においてこれを行うのを例とする。
	３９１　内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者を議題とし、これを協議案として表決に付する 内閣総理大臣の指名両院協議会においては、各議院が指名した者のみを議題とし

	て協議を行い、これを協議案として表決に付する。その例を挙げれば次のとおりである。 （例　略）
３１６　採決の方法は、起立により又は異議の有無を諮るのを例とする。 両院協議会における採決の方法は、起立により又は異議の有無を諮るのが例である。ただし、協議案の採決については、すべて起立によっている。	**３９３　協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする** 協議案の採決は、起立の方法によるのを例とする。
３１７　両議院の議決が異なっていない法律案の施行期日を変更する。 両院協議会規程第８条には「協議会の議事は、両議院の議決が異つた事項及び当然影響をうける事項の範囲を超えてはならない。」と規定されているが、施行期日については両議院の議決が異なっていない法律案について協議中、その施行期日を経過したため、これを変更するのは当然影響をうける事項の範囲内として取り扱い、施行期日の変更を含む協議案を議決して成案を得たことがある。 （例　略）	**３９２　両院協議会規程第８条に規定する当然影響をうける事項の範囲に関する例** （例　略）
	３９４　協議案を得る見込みがない場合に両院協議会を終了した例 （例　略） なお、両院協議会議長が、協議案を得る見込みがないとして散会を宣告したが、後日、両院協議会を改めて開会した次の

	ような例もある。 （例　略）
３１８　成案の案文整理等を両院協議会の議長に一任する。 成案の案文整理等を必要とするときは、これを当日の両院協議会の議長に一任するのが例である。 （例　略）	**３９５　成案の案文整理は、両院協議会の議長に一任するのを例とする** 成案を得た場合において、案文の整理を要するものがあるときは、これを当日の会議を整理した両院協議会の議長に一任するのを例とする。
３１９　両院協議会において成案を得たときは、協議委員議長から成案についての報告書を議長に提出する。 **成案を得なかったときは、協議委員議長からその旨の報告書を議長に提出する。** 両院協議会において成案を得たときは、協議委員議長から成案についての報告書を議長に提出する。 成案を得なかったときは、協議委員議長からその旨の報告書を議長に提出するのが例である。	**３９６　両院協議会が終了したときは、協議委員議長から報告書を議長に提出する** 両院協議会において成案を得たときは、両議院の協議委員議長の協議により報告書を作成し、これを協議委員議長から議長に提出する。 成案を得なかったときも、協議委員議長から成案を得なかった旨の報告書を議長に提出する。 報告書は、これを印刷して各議員に配付する。
３２０　両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において、協議委員議長が報告する。 両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において、協議委員議長がこれを報告するのが例である。 ただし、報告するに至らなかったことがある。 （例　略）	**３９７　両院協議会の経過及び結果は、議院の会議において協議委員議長が報告する** 両院協議会において成案を得たときは、これが議院の会議において議題となったときに、協議委員議長が両院協議会の経過及び結果を報告する。 成案を得なかったときも、議院の会議においてその旨を報告するのを例とする。

３２１　両院協議会において、成案決定に附帯して申合せを行い、これを議院の会議において報告する。 両院協議会において、成案決定に附帯して申合せを行い、これを各議院にそれぞれ報告するに決し、協議委員議長が議院の会議において、成案の報告に併せて報告したことがある。 （例　略）	**３９８　両院協議会において申合せを行い、これを議院の会議において報告した例** （例　略） なお、両院協議会において、協議案の前提となる合意事項について紹介し、これを議院の会議において報告した次のような例がある。 （例　略）
３２２　協議会議録の記載事項中議事に関する部分は、速記による。 協議会議録の記載事項中議事に関する部分については、速記法によって速記した議事を記載するのが例である。	**３９９　両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する** 両院協議会には速記を付し、その議事を協議会議録に記載する。
３２３　協議会議録は、これを印刷して両議院の議員に配付する。 協議会議録は、これを印刷して両議院の議員に配付する。	**４００　協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供する** 協議会議録は、電磁的記録の提供その他の適当な方法により両議院の議員に提供するのを例とする。
	４０１　両院協議会における発言の一部を配付する協議会議録に掲載しなかった例 （例　略）

図１　両院協議会の種類（その１）

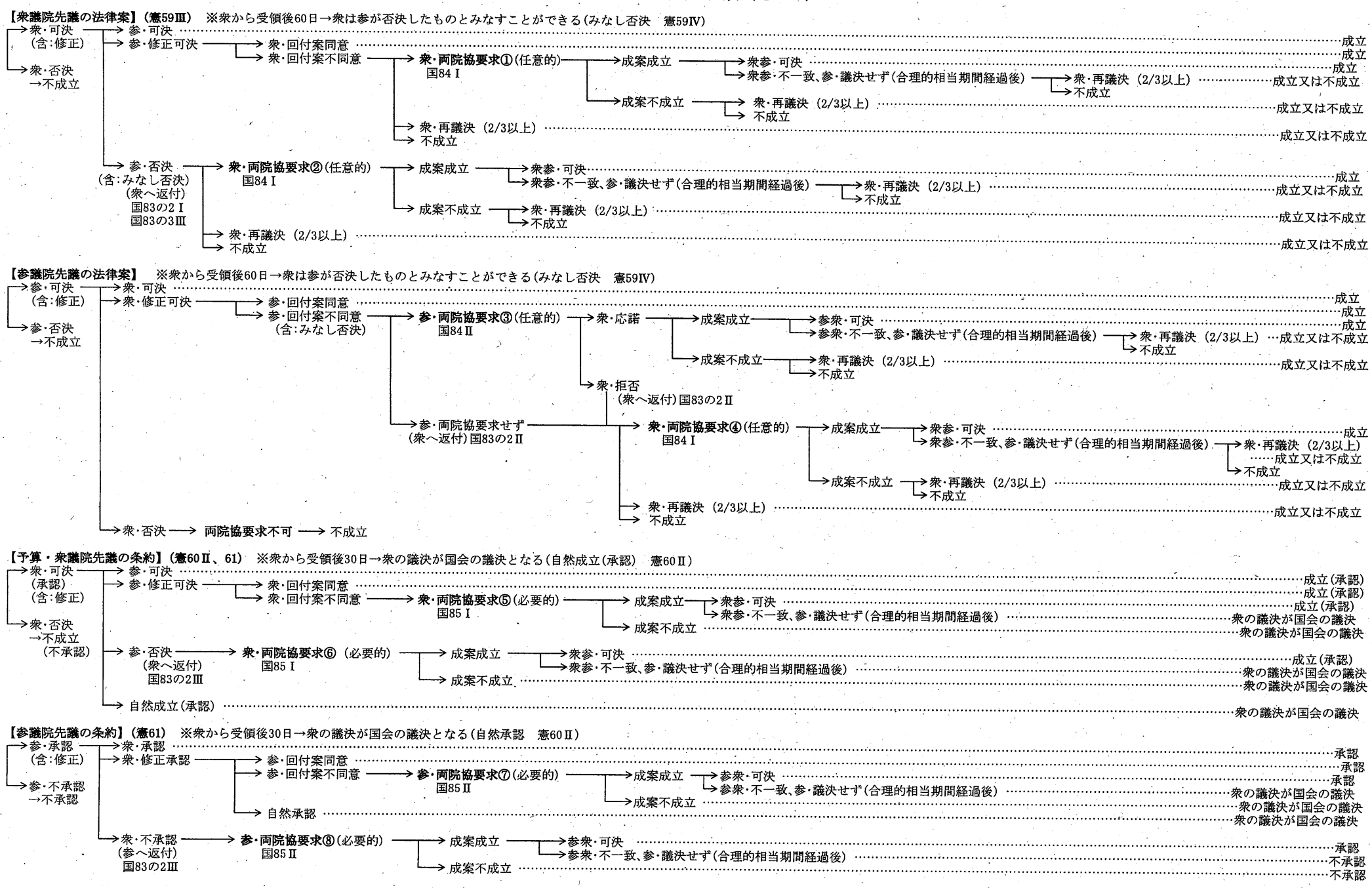


図１　両院協議会の種類（その２）

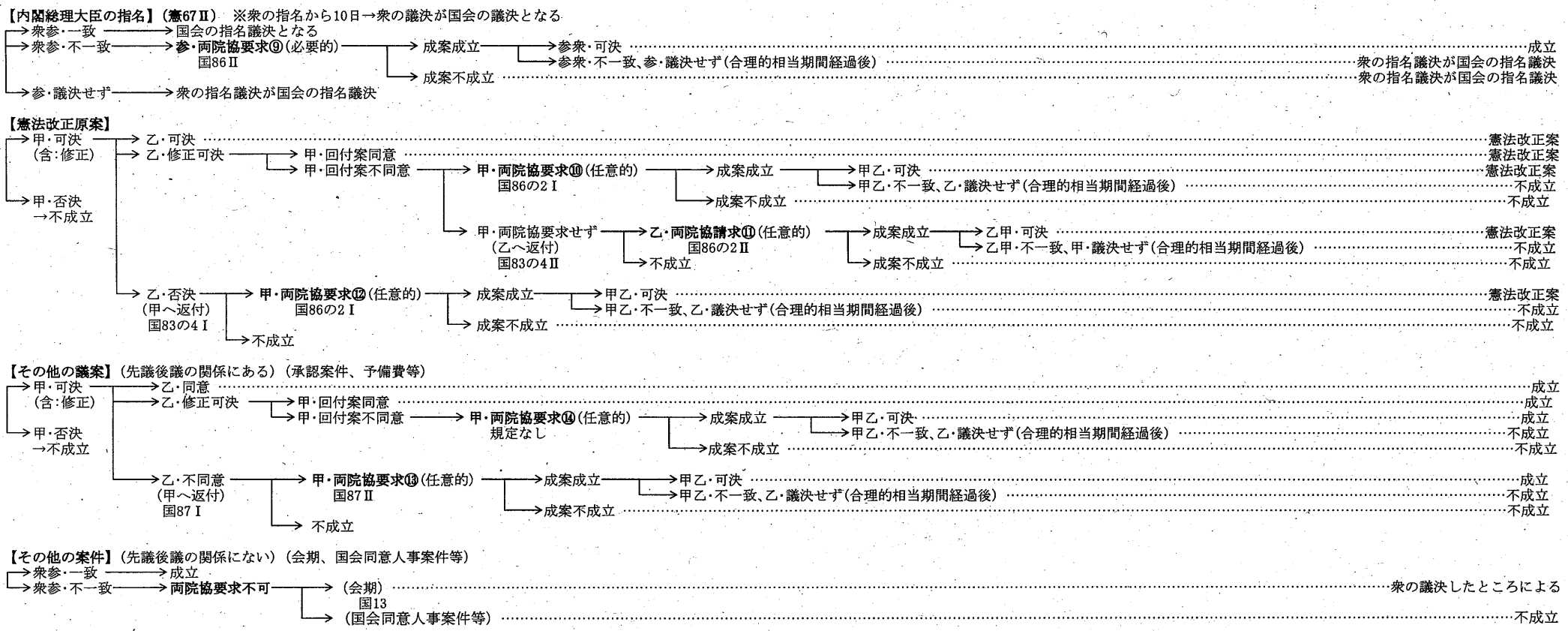


表1 両院協議会一覧表

回次	名称	案件	両院協議会の請求				両院協議会			成案の議決				備考
				議院	理由	年月日	開会年月日	開会時間	成案の成否	衆議院		参議院		
第2回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	S23.2.21	S23.2.23	22m	×	—		—		参議院副議長出席 憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった
	国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会	国家行政組織法案(閣法第60号)	⑪	衆	参議院回付案に不同意	S23.7.5	S23.7.5	32m	○ 協議案(総員)	可決	S23.7.5	可決	S23.7.5	衆議院においては、刑事訴訟法を改正する法律案の協議委員の選挙に当たり、既に選任されていた国家行政組織法案協議委員と同一の協議委員としたが、参議院においては協議委員の選挙を各別に行わないで両案協議委員を選挙した。 「本日の両院協議会の議長」を務めることとなった者が議事進行しているが、それぞれの法案ごとに両院協議会の開会を宣告している
		刑事訴訟法を改正する法律案(閣法第73号)		衆	同	同			○ 協議案(多数)	同	同	同	同	
第7回	地方税法案両院協議会	地方税法案(閣法第123号)	②	衆	参議院が衆議院送付案を否決	S25.5.1	S25.5.2	2h34m	×	—		—		衆議院副議長出席
第10回	地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案両院協議会	地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第5号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S26.1.27	S26.1.30	1h53m	○ 協議案(多数)	可決	S26.1.30	可決	S26.1.31	
	日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会	日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(閣法第110号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S26.3.31	S26.3.31、5.7、5.25 小委員打合会5.7、5.9、5.24	51m 12m 10m 計1h13m	○ 協議案(総員)	可決	S26.5.25	可決	S26.5.26	衆議院副議長出席(S26.3.31、5.7) 衆議院においては関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案の協議委員を選挙するに当たり、既に選任されていた日本国有鉄道法の一部を改正する法律案協議委員と同一の協議委員としたが、参議院においては3案それぞれについて別個の協議委員を選挙した。 5.7小委員選任(衆3、参4の計7名)、小委員打合会で協議案を起草し、5.25報告
	関税定率法の一部を改正する法律案両院協議会	関税定率法の一部を改正する法律案(閣法第66号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S26.3.31	S26.3.31	21m	○ 協議案(総員)	可決	S26.3.31	可決	S26.3.31	衆議院副議長出席
	食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会	食糧管理法の一部を改正する法律案(閣法第79号)	②	衆	参議院が衆議院送付案を否決	S26.3.31	S26.3.31、5.7、5.8、5.10	25m 26m 1h30m 1m 計2h22m	×	—		—		衆議院副議長出席(S26.3.31、5.7) 農林大臣、農林政務次官、食糧庁長官出席(S26.5.8)
	教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会	教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第21号)	③	参	衆議院回付案に不同意	S26.5.26	S26.5.26、5.28、5.31	43m 54m 8m 計1h45m	○ 協議案(総員)	可決	S26.6.2	可決	S26.6.2	文部大臣、地方自治政務次官、文部政務次官、文部省大学学術局長、文部省調査普及局長、文部省会計課長事務代理、地方自治庁公務員課長出席(S26.5.28)
第13回	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.5.27	S27.5.29、5.31、6.2、6.4	2h31m 58m 1h33m 1h41m 計6h43m	○ 協議案(総員)	可決	S27.6.5	可決	S27.6.6	内閣官房長官出席(S27.5.29)
	日本電信電話公社法案両院協議会	日本電信電話公社法案(閣法第212号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.7.28	S27.7.29	1h23m	○ 参議決(総員)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	
	労働関係調整法等の一部を改正する法律案外1件両院協議会	労働関係調整法等の一部を改正する法律案(閣法第220号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.7.28	S27.7.29、7.30	3h40m 6m 計3h46m	○ 協議案(多数)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	両議院とも協議委員の選挙を各別に行わないで両案協議委員を選挙した
		地方公営企業労働関係法案(閣法第222号)							○ 協議案(多数)	同	同	同	同	
	通商産業省設置法案外4件両院協議会	通商産業省設置法案(閣法第206号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.7.29	S27.7.29	1h18m	○ 参議決(総員)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	衆議院においては通商産業省設置法案外9案協議委員を選挙したが、参議院においては通商産業省設置法案外4案協議委員及び保安庁法案外4案協議委員を選挙した
		通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(閣法第208号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		農林省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第238号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		大蔵省設置法の一部を改正する法律案(閣法第229号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関す法律案(閣法第230号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
	保安庁法案外4件両院協議会	保安庁法案(閣法第202号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.7.29	S27.7.29	3m	○ 参議決(総員)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	
		海上公安局法案(閣法第237号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		運輸省設置法の一部を改正する法律案(閣法第233号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法第200号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第201号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
	国家公務員法の一部を改正する法律案外1件両院協議会	国家公務員法の一部を改正する法律案(閣法第199号)	②	衆	憲法第59条第4項により参議院において否決したものとみなす	S27.7.30	S27.7.31	2h24m	—	—		—		両議院とも協議委員の選挙を各別に行わないで両案協議委員を選挙した。 保安庁職員給与法案について成案を得た後、国家公務員法の一部を改正する法律案について懇談中、参議院の協議委員4名が退席したため定足数を欠き、以後会議を開くに至らなかった
		保安庁職員給与法案(閣法第228号)							○ 協議案(多数)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	

表1　両院協議会一覧表

第15回	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案両院協議会	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(衆第7号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.12.23	S27.12.24	45m	○ 協議案(総員)	可決 S27.12.24	可決 S27.12.24	
第16回	農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会	農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第9号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S28.7.21	S28.7.23、7.24	1h29m 27m 計1h56m	○ 参議決(総員)	可決 S28.7.25	可決 S28.7.27	農林大臣出席(S28.7.24)
	公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第47号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S28.7.30	S28.7.31、8.1、8.4	2h15m 1h43m 22m 計4h11m	○ 協議案(総員)	可決 S28.8.4	可決 S28.8.6	自治庁選挙部長出席(S28.7.31、8.1)
第115回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	H1.8.9	H1.8.9	7m	×	―	―	憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった
第118回	平成元年度一般会計補正予算(第2号)外2件両院協議会	平成元年度一般会計補正予算(第2号)(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.3.26	H2.3.26	42m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成元年度特別会計補正予算(特第2号)(閣予第2号)							×	―	―	
		平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)(閣予第3号)							×	―	―	
	平成2年度一般会計暫定予算外2件両院協議会	平成2年度一般会計暫定予算(閣予第7号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.4.4	H2.4.4	10m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成2年度特別会計暫定予算(閣予第8号)							×	―	―	
		平成2年度政府関係機関暫定予算(閣予第9号)							×	―	―	
	平成2年度一般会計暫定補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成2年度一般会計暫定補正予算(第1号)(閣予第10号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.5.18	H2.5.18	16m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成2年度特別会計暫定補正予算(特第1号)(閣予第11号)							×	―	―	
		平成2年度政府関係機関暫定補正予算(機第1号)(閣予第12号)							×	―	―	
	平成2年度一般会計予算外2件両院協議会	平成2年度一般会計予算(閣予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.6.7	H2.6.7	56m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成2年度特別会計予算(閣予第5号)							×	―	―	
		平成2年度政府関係機関(閣予第6号)							×	―	―	
第120回	平成2年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成2年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.12.17	H2.12.17	26m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成2年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第2号)							×	―	―	
		平成2年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第3号)							×	―	―	
	平成3年度一般会計予算外2件両院協議会	平成3年度一般会計予算(閣予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H3.4.11	H3.4.11	47m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成3年度特別会計予算(閣予第5号)							×	―	―	
		平成3年度政府関係機関予算((閣予第6号)							×	―	―	
第123回	平成4年度一般会計予算外2件両院協議会	平成4年度一般会計予算(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H4.4.9	H4.4.9	47m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成4年度特別会計予算(閣予第2号)							×	―	―	
		平成4年度政府関係機関予算((閣予第3号)							×	―	―	
第126回	平成5年度一般会計予算外2件両院協議会	平成5年度一般会計予算(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H5.3.31	H5.3.31	36m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成5年度特別会計予算(閣予第2号)							×	―	―	
		平成5年度政府関係機関予算((閣予第3号)							×	―	―	
	平成5年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成5年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H5.6.8	H5.6.8	25m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成5年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第5号)							×	―	―	
		平成5年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第6号)							×	―	―	
第128回	公職選挙法の一部を改正する法律案外3件両院協議会	公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	②	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H6.1.26	H6.1.26、1.27、1.29	2m 5h58m 58m 計6h58m	○ 衆議決(多数)	可決 H6.1.29	可決 H6.1.29	自治大臣官房審議官、自治省行政局選挙部長出席(H6.1.27) 衆議院法制局第1部長答弁(H6.1.27)
		衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第2号)							○ 協議案(多数)	同 同	同 同	
		政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第3号)							○ 衆議決(多数)	同 同	同 同	
		政党助成法案(閣法第4号)							○ 衆議決(多数)	同 同	同 同	
第143回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	H10.7.30	H10.7.30	14m	×	―	―	憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった
第145回	平成11年度一般会計予算外2件両院協議会	平成11年度一般会計予算(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H11.3.17	H11.3.17	35m	×	―	―	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成11年度特別会計予算(閣予第2号)							×	―	―	
		平成11年度政府関係機関予算((閣予第3号)							×	―	―	

表1　両院協議会一覧表

第168回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	H19.9.25	H19.9.25	12m	×	—	—	憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった
第169回	平成19年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成19年度一般会計補正予算(第1号)(闇予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H20.2.6	H20.2.6	39m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成19年度特別会計補正予算(特第1号)(闇予第2号)							×	—	—	
		平成19年度政府関係機関補正予算(機第1号)(闇予第3号)							×	—	—	
	平成20年度一般会計予算外2件両院協議会	平成20年度一般会計予算(闇予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H20.3.28	H20.3.28	31m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成20年度特別会計予算(闇予第5号)							×	—	—	
		平成20年度政府関係機関予算((闇予第6号)							×	—	—	
	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(闇条第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を不承認	H20.4.25	H20.4.25	31m	×	—	—	憲法第61条により衆議院の議決が国会の議決となった
第170回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	H20.9.24	H20.9.24	11m	×	—	—	憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった
第171回	平成20年度一般会計補正予算(第2号)外1件両院協議会	平成20年度一般会計補正予算(第2号)(闇予第1号)	⑤	衆	参議院回付案に不同意	H21.1.26	H21.1.26、1.27	1h32m 1h13m 計2h45m	×	—	—	衆議院においては3件一括で協議委員を選挙したが、参議院においては一般会計補正予算外1件と政府関係機関補正予算と別個の協議委員を選挙した。 憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成20年度特別会計補正予算(特第2号)(闇予第2号)							×	—	—	
	平成20年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会	平成20年度政府関係機関補正予算(機第2号)(闇予第3号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H21.1.26	H21.1.27	45m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
	平成21年度一般会計予算外2件両院協議会	平成21年度一般会計予算(闇予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H21.3.27	H21.3.27	38m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成21年度特別会計予算(闇予第5号)							×	—	—	
		平成21年度政府関係機関予算((闇予第6号)							×	—	—	
	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(闇条第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を不承認	H21.5.13	H21.5.13	45m	×	—	—	憲法第61条により衆議院の議決が国会の議決となった
	平成21年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成21年度一般会計補正予算(第1号)(闇予第7号)	⑤	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H21.5.29	H21.5.29	43m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成21年度特別会計補正予算(特第1号)(闇予第8号)							×	—	—	
		平成21年度政府関係機関補正予算(機第1号)(闇予第9号)							×	—	—	
第176回	平成22年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成22年度一般会計補正予算(第1号)(闇予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H22.11.26	H22.11.26	25m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成22年度特別会計補正予算(特第1号)(闇予第2号)							×	—	—	
		平成22年度政府関係機関補正予算(機第1号)(闇予第3号)							×	—	—	
第177回	平成23年度一般会計予算外2件両院協議会	平成23年度一般会計予算(闇予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H23.3.29	H23.3.29	33m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成23年度特別会計予算(闇予第2号)							×	—	—	
		平成23年度政府関係機関予算((闇予第3号)							×	—	—	
第180回	平成24年度一般会計予算外2件両院協議会	平成24年度一般会計予算(闇予第3号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H24.4.5	H24.4.5	23m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成24年度特別会計予算(闇予第4号)							×	—	—	
		平成24年度政府関係機関予算((闇予第5号)							×	—	—	
第183回	平成25年度一般会計予算外2件両院協議会	平成25年度一般会計予算(闇予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H25.5.15	H25.5.15	24m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成25年度特別会計予算(闇予第5号)							×	—	—	
		平成25年度政府関係機関予算((闇予第6号)							×	—	—	

表1-2 法律案についての両院協議会一覧表

回次	名称	案件	両院協議会の請求				両院協議会			成案の議決				備考
				議院	理由	年月日	開会年月日	開会時間	成案の成否	衆議院		参議院		
第2回	国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会	国家行政組織法案(閣法第60号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S23.7.5	S23.7.5	32m	○ 協議案(総員)	可決	S23.7.5	可決	S23.7.5	衆議院においては、刑事訴訟法を改正する法律案の協議委員の選挙に当たり、既に選任されていた国家行政組織法案協議委員と同一の協議委員としたが、参議院においては協議委員の選挙を各別に行わないで両案協議委員を選挙した。 「本日の両院協議会の議長」を務めることとなった者が議事進行しているが、それぞれの法案ごとに両院協議会の開会を宣告している
		刑事訴訟法を改正する法律案(閣法第73号)		衆	同	同			○ 協議案(多数)	同	同	同	同	
第7回	地方税法案両院協議会	地方税法案(閣法第123号)	②	衆	参議院が衆議院送付案を否決	S25.5.1	S25.5.2	2h34m	×	—		—		衆議院副議長出席
第10回	地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案両院協議会	地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第5号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S26.1.27	S26.1.30	1h53m	○ 協議案(多数)	可決	S26.1.30	可決	S26.1.31	
	日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会	日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(閣法第110号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S26.3.31	S26.3.31、5.7、5.25 小委員打合会5.7、5.9、5.24	51m 12m 10m 計1h13m	○ 協議案(総員)	可決	S26.5.25	可決	S26.5.26	衆議院副議長出席(S26.3.31、5.7) 衆議院においては関税定率法の一部を改正する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案の協議委員を選挙するに当たり、既に選任されていた日本国有鉄道法の一部を改正する法律案協議委員と同一の協議委員としたが、参議院においては3案それぞれについて別個の協議委員を選挙した。 5.7小委員選任(衆3、参4の計7名)、小委員打合会で協議案を起草し、5.25報告
	関税定率法の一部を改正する法律案両院協議会	関税定率法の一部を改正する法律案(閣法第66号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S26.3.31	S26.3.31	21m	○ 協議案(総員)	可決	S26.3.31	可決	S26.3.31	衆議院副議長出席
	食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会	食糧管理法の一部を改正する法律案(閣法第79号)	②	衆	参議院が衆議院送付案を否決	S26.3.31	S26.3.31、5.7、5.8、5.10	25m 26m 1h30m 1m 計2h22m	×	—		—		衆議院副議長出席(S26.3.31、5.7) 農林大臣、農林政務次官、食糧庁長官出席(S26.5.8)
	教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会	教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第21号)	③	参	衆議院回付案に不同意	S26.5.26	S26.5.26、5.28、5.31	43m 54m 8m 計1h45m	○ 協議案(総員)	可決	S26.6.2	可決	S26.6.2	文部大臣、地方自治政務次官、文部政務次官、文部省大学学術局長、文部省調査普及局長、文部省会計課長事務代理、地方自治庁公務員課長出席(S26.5.28)
第13回	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.5.27	S27.5.29、5.31、6.2、6.4	2h31m 58m 1h33m 1h41m 計6h43m	○ 協議案(総員)	可決	S27.6.5	可決	S27.6.6	内閣官房長官出席(S27.5.29)
	日本電信電話公社法案両院協議会	日本電信電話公社法案(閣法第212号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.7.28	S27.7.29	1h23m	○ 参議決(総員)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	
	労働関係調整法等の一部を改正する法律案外1件両院協議会	労働関係調整法等の一部を改正する法律案(閣法第220号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.7.28	S27.7.29、7.30	3h40m 6m 計3h46m	○ 協議案(多数)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	両議院とも協議委員の選挙を各別に行わないで両案協議委員を選挙した
		地方公営企業労働関係法案(閣法第222号)							○ 協議案(多数)	同	同	同	同	
	通商産業省設置法案外4件両院協議会	通商産業省設置法案(閣法第206号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.7.29	S27.7.29	1h18m	○ 参議決(総員)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	衆議院においては通商産業省設置法案外9案協議委員を選挙したが、参議院においては通商産業省設置法案外4案協議委員及び保安庁法案外4案協議委員を選挙した
		通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(閣法第208号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		農林省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第238号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		大蔵省設置法の一部を改正する法律案(閣法第229号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関す法律案(閣法第230号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
	保安庁法案外4件両院協議会	保安庁法案(閣法第202号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.7.29	S27.7.29	3m	○ 参議決(総員)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	
		海上公安局法案(閣法第237号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		運輸省設置法の一部を改正する法律案(閣法第233号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法第200号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
		行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第201号)							○ 参議決(総員)	同	同	同	同	
	国家公務員法の一部を改正する法律案外1件両院協議会	国家公務員法の一部を改正する法律案(閣法第199号)	②	衆	憲法第59条第4項により参議院において否決したものとみなす	S27.7.30	S27.7.31	2h24m	—	—		—		両議院とも協議委員の選挙を各別に行わないで両案協議委員を選挙した。 保安庁職員給与法案について成案を得た後、国家公務員法の一部を改正する法律案について懇談中、参議院の協議委員4名が退席したため定足数を欠き、以後会議を開くに至らなかった
		保安庁職員給与法案(閣法第228号)							○ 協議案(多数)	可決	S27.7.31	可決	S27.7.31	

表1-2 法律案についての両院協議会一覧表

第15回	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案両院協議会	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(衆第7号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S27.12.23	S27.12.24	45m	○	協議案(総員)	可決	S27.12.24	可決	S27.12.24	
第16回	農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会	農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第9号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S28.7.21	S28.7.23、7.24	1h29m 27m 計1h56m	○	参議決(総員)	可決	S28.7.25	可決	S28.7.27	農林大臣出席(S28.7.24)
	公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第47号)	①	衆	参議院回付案に不同意	S28.7.30	S28.7.31、8.1、8.4	2h15m 1h34m 22m 計4h11m	○	協議案(総員)	可決	S28.8.4	可決	S28.8.6	自治庁選挙部長出席(S28.7.31、8.1)
第128回	公職選挙法の一部を改正する法律案外3件両院協議会	公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	②	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H6.1.26	H6.1.26、1.27、1.29	2m 5h58m 58m 計6h58m	○	衆議決(多数)	可決	H6.1.29	可決	H6.1.29	自治大臣官房審議官、自治省行政局選挙部長出席(H6.1.27) 衆議院法制局第1部長答弁(H6.1.27)
		衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第2号)							○	協議案(多数)	同	同	同	同	
		政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第3号)							○	衆議決(多数)	同	同	同	同	
		政党助成法案(閣法第4号)							○	衆議決(多数)	同	同	同	同	

表1-3 予算についての両院協議会一覧表

回次	名称	案件	両院協議会の請求				両院協議会			成案の議決		備考
				議院	理由	年月日	開会年月日	開会時間	成案の成否	衆議院	参議院	
第118回	平成元年度一般会計補正予算(第2号)外2件両院協議会	平成元年度一般会計補正予算(第2号)(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.3.26	H2.3.26	42m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成元年度特別会計補正予算(特第2号)(閣予第2号)							×	—	—	
		平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)(閣予第3号)							×	—	—	
	平成2年度一般会計暫定予算外2件両院協議会	平成2年度一般会計暫定予算(閣予第7号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.4.4	H2.4.4	10m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成2年度特別会計暫定予算(閣予第8号)							×	—	—	
		平成2年度政府関係機関暫定予算(閣予第9号)							×	—	—	
	平成2年度一般会計暫定補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成2年度一般会計暫定補正予算(第1号)(閣予第10号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.5.18	H2.5.18	16m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成2年度特別会計暫定補正予算(特第1号)(閣予第11号)							×	—	—	
		平成2年度政府関係機関暫定補正予算(機第1号)(閣予第12号)							×	—	—	
	平成2年度一般会計予算外2件両院協議会	平成2年度一般会計予算(閣予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.6.7	H2.6.7	56m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成2年度特別会計予算(閣予第5号)							×	—	—	
		平成2年度政府関係機関(閣予第6号)							×	—	—	
第120回	平成2年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成2年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H2.12.17	H2.12.17	26m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成2年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第2号)							×	—	—	
		平成2年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第3号)							×	—	—	
	平成3年度一般会計予算外2件両院協議会	平成3年度一般会計予算(閣予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H3.4.11	H3.4.11	47m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成3年度特別会計予算(閣予第5号)							×	—	—	
		平成3年度政府関係機関予算((閣予第6号)							×	—	—	
第123回	平成4年度一般会計予算外2件両院協議会	平成4年度一般会計予算(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H4.4.9	H4.4.9	47m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成4年度特別会計予算(閣予第2号)							×	—	—	
		平成4年度政府関係機関予算((閣予第3号)							×	—	—	
第126回	平成5年度一般会計予算外2件両院協議会	平成5年度一般会計予算(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H5.3.31	H5.3.31	36m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成5年度特別会計予算(閣予第2号)							×	—	—	
		平成5年度政府関係機関予算((閣予第3号)							×	—	—	
	平成5年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成5年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H5.6.8	H5.6.8	25m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成5年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第5号)							×	—	—	
		平成5年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第6号)							×	—	—	
第145回	平成11年度一般会計予算外2件両院協議会	平成11年度一般会計予算(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H11.3.17	H11.3.17	35m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成11年度特別会計予算(閣予第2号)							×	—	—	
		平成11年度政府関係機関予算((閣予第3号)							×	—	—	
第169回	平成19年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成19年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H20.2.6	H20.2.6	39m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成19年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第2号)							×	—	—	
		平成19年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第3号)							×	—	—	
	平成20年度一般会計予算外2件両院協議会	平成20年度一般会計予算(閣予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H20.3.28	H20.3.28	31m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成20年度特別会計予算(閣予第5号)							×	—	—	
		平成20年度政府関係機関予算((閣予第6号)							×	—	—	
第171回	平成20年度一般会計補正予算(第2号)外1件両院協議会	平成20年度一般会計補正予算(第2号)(閣予第1号)	⑤	衆	参議院回付案に不同意	H21.1.26	H21.1.26、1.27	1h32m 1h13m 計2h45m	×	—	—	衆議院においては3件一括で協議委員を選挙したが、参議院においては一般会計補正予算外1件と政府関係機関補正予算と別個の協議委員を選挙した。 憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成20年度特別会計補正予算(特第2号)(閣予第2号)							×	—	—	
	平成20年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会	平成20年度政府関係機関補正予算(機第2号)(閣予第3号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H21.1.26	H21.1.27	45m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
	平成21年度一般会計予算外2件両院協議会	平成21年度一般会計予算(閣予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H21.3.27	H21.3.27	38m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成21年度特別会計予算(閣予第5号)							×	—	—	
		平成21年度政府関係機関予算((閣予第6号)							×	—	—	
	平成21年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成21年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第7号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H21.5.29	H21.5.29	43m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成21年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第8号)							×	—	—	
		平成21年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第9号)							×	—	—	

表1-3 予算についての両院協議会一覧表

第176回	平成22年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	平成22年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H22.11.26	H22.11.26	25m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成22年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第2号)							×	—	—	
		平成22年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第3号)							×	—	—	
第177回	平成23年度一般会計予算外2件両院協議会	平成23年度一般会計予算(閣予第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H23.3.29	H23.3.29	33m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成23年度特別会計予算(閣予第2号)							×	—	—	
		平成23年度政府関係機関予算((閣予第3号)							×	—	—	
第180回	平成24年度一般会計予算外2件両院協議会	平成24年度一般会計予算(閣予第3号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H24.4.5	H24.4.5	23m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成24年度特別会計予算(閣予第4号)							×	—	—	
		平成24年度政府関係機関予算((閣予第5号)							×	—	—	
第183回	平成25年度一般会計予算外2件両院協議会	平成25年度一般会計予算(閣予第4号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を否決	H25.5.15	H25.5.15	24m	×	—	—	憲法第60条第2項により衆議院の議決が国会の議決となった
		平成25年度特別会計予算(閣予第5号)							×	—	—	
		平成25年度政府関係機関予算((閣予第6号)							×	—	—	

表1-4 条約についての両院協議会一覧表

回次	名称	案件	両院協議会の請求				両院協議会			成案の議決		備考
				議院	理由	年月日	開会年月日	開会時間	成案の成否	衆議院	参議院	
第169回	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を不承認	H20.4.25	H20.4.25	31m	×	—	—	憲法第61条により衆議院の議決が国会の議決となった
第171回	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	⑥	衆	参議院が衆議院送付案を不承認	H21.5.13	H21.5.13	45m	×	—	—	憲法第61条により衆議院の議決が国会の議決となった

表1-5 内閣総理大臣の指名についての両院協議会一覧表

回次	名称	案件	両院協議会の請求			両院協議会			成案の議決		備考
				議院	理由	年月日	開会年月日	開会時間	成案の成否	衆議院	参議院	
第2回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	S23.2.21	S23.2.23	22m	×	—	—	参議院副議長出席 憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった
第115回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	H1.8.9	H1.8.9	7m	×	—	—	憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった
第143回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	H10.7.30	H10.7.30	14m	×	—	—	憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった
第168回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	H19.9.25	H19.9.25	12m	×	—	—	憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった
第170回	内閣総理大臣の指名両院協議会	内閣総理大臣の指名	⑨	参	両議院議決不一致	H20.9.24	H20.9.24	11m	×	—	—	憲法第67条第2項により衆議院の指名が国会の指名となった

表2　両院協議会の開催実績

両院協議会の種類		年代別件数（国会回次、年代）										総件数	成案成立
		ねじれⅠ期		ねじれⅡ期		ねじれⅢ期		ねじれⅣ期		ねじれⅤ期			
		1～25	26～114	115～126	127～142	143～145	146～166	167～171	172～174	175～183	184～		
		S22.5～S31.12	S31.12～H1.6	H1.8～H5.6	H5.8～H10.6	H10.7～H11.8	H11.10～H19.7	H19.8～H21.7	H21.9～H22.6	H22.7～H25.6	H25.8～		
衆先議の法律案	①衆が回付案不同意	12										12	12
	②参が否決	3			1							4	2
参先議の法律案	③参が回付案不同意、参要求	1										1	1
	④　③を衆拒否、衆要求											0	0
	④　参要求せず、衆要求											0	0
予算	⑤衆が回付案不同意							1				1	0
	⑥参が否決			9		1		5		4		19	0
衆先議の条約	⑤衆が回付案不同意											0	0
	⑥参が不承認							2				2	0
参先議の条約	⑦参が回付案不同意											0	0
	⑧衆が不承認											0	0
内閣総理大臣の指名	⑨	1		1		1		2				5	0
憲法改正原案	⑩甲が回付案不同意、甲要求	―	―	―	―	―	―					0	0
	⑪甲が回付案不同意、乙要求	―	―	―	―	―	―					0	0
	⑫乙が否決	―	―	―	―	―	―					0	0
その他の議案	⑬甲が回付案不同意											0	0
	⑭乙が不同意											0	0
		17	0	10	1	2	0	10	0	4	0	44	15
（参考）													
法律案の再議決	参議院の回付案に対するもの	26	1					1				28	27
	参議院否決に対するもの	1						11				12	12
	みなし否決によるもの	1						5		1		7	7
予算	自然成立	3	3										6
条約	自然成立		13					9			3		25

※注1　両院協議会の開催実績は、議案件数ではなく、会議体としての両院協議会の件数。一方、（参考）については議案件数。
　注2　ねじれⅠ期の「法律案の再議決（参議院の回付案に対するもの）」のうち1件は、再議決に当たり3分の2以上の賛成を得られず不成立となったもの。

表3 両院協議会の開会状況・開会時間

回次	名称	開会状況	総時間	休憩	懇談
第2回	内閣総理大臣の指名両院協議会	16:43→(22m)→17:05	22m	0	0
	国家行政組織法案、刑事訴訟法を改正する法律案両院協議会	23:09→(10m)→23:19懇談(10m速記有)23:29→(2m)→23:31懇談(2m速記無)23:33→(8m)→23:41	32m	0	2
第7回	地方税法案両院協議会	14:19→(38m)→14:57休憩16:19→(14m)→16:33休憩17:16→(47m)→18:03休憩18:51→(8m)→18:59休憩20:31→(17m)→20:48休憩21:24→(13m)→21:37休憩23:07→(17m)→23:24	2h34m	6	0
第10回	地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案両院協議会	11:48→(1h18m)→13:06休憩15:00→(1m)→15:01懇談(19m速記無)15:20→(1m)→15:21休憩16:51→(14m)→17:05	1h53m	2	1
	日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会	①3.31 21:33→(9m)→21:42懇談(37m速記無)22:19→(1m)→22:20休憩22:38→(4m)→22:42(小計51m) ②5.7 14:11→(4m)→14:15懇談(3m速記無)14:18→(1m)→14:19休憩14:28→(2m)→14:30懇談(1m速記無)→(1m)→14:32(小計12m) ③5.25 13:35→(10m)→13:45	1h13m	2	3
	関税定率法の一部を改正する法律案両院協議会	20:32→(14m)→20:46懇談(5m速記無)20:51→(2m)→20:53	21m	0	1
	食糧管理法の一部を改正する法律案両院協議会	①3.31 21:03→(12m)→21:15懇談(10m速記無)21:25→(1m)→21:26懇談(1m速記無)21:27→(1m)→21:28(小計25m) ②5.7 13:34→(2m)→13:36懇談(23m速記無)13:59→(1m)→14:00(小計26m) ③5.8 14:23→(42m)→15:05懇談(46m速記無)15:51→(2m)→15:53(小計1h30) ④5.10 15:11→(1m(速記無の懇談含む))→15:12	2h22m	0	5
	教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会	①5.26 17:19→(8m)→17:27懇談(34m速記無)18:01→(1m)→18:02(小計43m) ②5.28 11:09→(24m)→11:33懇談(1m速記無)11:34→(1m)→11:35休憩16:32→(1m)→16:33懇談(26m速記無)16:59→(1m)→17:00休憩のまま散会(小計54m) ③5.31 15:26→(8m)→15:34	1h45m	1	3
第13回	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会	①5.29 15:12→(16m)→15:28懇談(2h11m速記無)17:39→(4m)→17:43(小計2h31m) ②5.31 16:01→(1m)→16:02懇談(56m速記無)16:58→(1m)→16:59(小計58m) ③6.2 14:21→(1m)→14:22懇談(1h30m速記無)15:52→(1m)→15:53休憩17:37→(1m)→17:38(小計1h33m) ④6.4 14:40→(1m)→14:41懇談(1h30m速記無)16:11→(1m)→16:12休憩17:33→(9m)→17:42(小計1h41m)	6h43m	2	4
	日本電信電話公社法案両院協議会	16:42→(26m)→17:08懇談(59m速記無)18:03→(1m)→18:04休憩22:43→(1m)→22:44	1h23m	1	1
	労働関係調整法等の一部を改正する法律案外1件両院協議会	①7.29 14:24→(1h05m)→15:29懇談(30m速記無)15:59→(1m)→16:00休憩20:12→(1m)→20:13懇談(1h54m速記無)22:07→(8m)→22:15休憩23:47→(1m)→23:48(小計3h40m) ②7.30 10:48→(6m)→10:54	3h46m	2	2
	通商産業省設置法案外4件両院協議会	18:15→(20m)→18:35懇談(56m速記無)19:31→(2m)→19:33	1h18m	0	1
	保安庁法案外4件両院協議会	19:44→(3m)→19:47	3m	0	0
	国家公務員法の一部を改正する法律案外1件両院協議会	13:55→(17m)→14:12懇談(49m速記無)15:01→(4m)→15:05懇談(1h13m速記無)16:18→(1m)→16:19休憩のまま散会	2h24m	0	2
第15回	町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案両院協議会	11:24→(19m)→11:43懇談(20m速記無)12:03→(6m)→12:09	45m	0	1
第16回	農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会	①7.23 10:44→(1h09m)→11:45懇談(27m速記無)12:12→(1m)→12:13(小計1h29m) ②7.24 10:52→(1m)→10:53懇談(18m速記無)11:11→(8m)→11:19(小計27m)	1h56m	0	2
	公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会	①7.31 11:56→(19m)→12:15懇談(1h55m速記無)14:10→(1m)→14:11(小計2h15m) ②8.1 14:06→(1m)→14:07懇談(22m速記無)14:29→(1m)→14:30懇談(1h09m速記無)15:39→(1m)→15:40(小計1h34m) ③8.4 14:13→(1m)→14:14懇談(16m速記無)14:30→(5m)→14:35(小計22m)	4h11m	0	4
第115回	内閣総理大臣の指名両院協議会	16:14→(7m)→16:21	7m	0	0
第118回	平成元年度一般会計補正予算(第2号)外2件両院協議会	20:10→(42m(速記無の懇談含む))→20:52	42m	0	1
	平成2年度一般会計暫定予算外2件両院協議会	18:00→(10m(速記無の懇談含む))→18:10	10m	0	1
	平成2年度一般会計暫定補正予算(第1号)外2件両院協議会	17:32→(16m(速記無の懇談含む))→17:48	16m	0	1
	平成2年度一般会計予算外2件両院協議会	16:04→(56m(速記無の懇談含む))→17:00	56m	0	1
第120回	平成2年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	18:11→(26m(速記無の懇談含む))→18:37	26m	0	1
	平成3年度一般会計予算外2件両院協議会	13:00→(47m(速記無の懇談含む))→13:47	47m	0	1
第123回	平成4年度一般会計予算外2件両院協議会	20:17→(47m(速記無の懇談含む))→21:04	47m	0	1
第126回	平成5年度一般会計予算外2件両院協議会	19:01→(36m(速記無の懇談含む))→19:37	36m	0	1
	平成5年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	16:30→(25m(速記無の懇談含む))→16:55	25m	0	1
第128回	公職選挙法の一部を改正する法律案外3件両院協議会	①1.26 17:15→(2m(速記無の懇談含む))→17:17 ②1.27 13:09→(2h51m(速記無の懇談含む))→16:00休憩19:06→(2h24)→21:30休憩22:22→(4m)→22:26休憩22:49→(39m)→23:28(小計5h58m) ③1.29 14:39→(58m)→15:37	6h58m	3	2
第143回	内閣総理大臣の指名両院協議会	16:13→(14m)→16:27	14m	0	0
第145回	平成11年度一般会計予算外2件両院協議会	16:24→(35m(速記無の懇談含む))→16:59	35m	0	1
第168回	内閣総理大臣の指名両院協議会	16:04→(12m)→16:16	12m	0	1
第169回	平成19年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	14:08→(39m(速記無の懇談含む))→14:47	39m	0	1
	平成20年度一般会計予算外2件両院協議会	19:44→(31m(速記無の懇談含む))→20:15	31m	0	1
	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会	13:53→(31m(速記無の懇談含む))→14:24	31m	0	1
第170回	内閣総理大臣の指名両院協議会	15:49→(11m)→16:00	11m	0	0
第171回	平成20年度一般会計補正予算(第2号)外1件両院協議会	①1.26 21:11→(1h32m(速記有の懇談含む))→22:43 ②1.27 13:05→(1h13m(速記有の懇談含む))→14:18	2h45m	0	2
	平成20年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会	15:05→(45m(速記有の懇談含む))→15:50	45m	0	1
	平成21年度一般会計予算外2件両院協議会	16:15→(38m(速記有の懇談含むが発言無))→16:53	38m	0	1
	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会	14:20→(45m(速記有の懇談含む))→15:05	45m	0	1
	平成21年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	15:55→(43m(速記有の懇談含む))→16:38	43m	0	1
第176回	平成22年度一般会計補正予算(第1号)外2件両院協議会	20:43→(25m(速記有の懇談含む))→21:08	25m	0	1
第177回	平成23年度一般会計予算外2件両院協議会	15:34→(33m(速記有の懇談含む))→16:07	33m	0	1
第180回	平成24年度一般会計予算外2件両院協議会	16:02→(23m(速記有の懇談含むが発言無))→16:25	23m	0	1
第183回	平成25年度一般会計予算外2件両院協議会	21:19→(24m(速記有の懇談含むが発言無))→21:43	24m	0	1

表4　両院協議会の開会回数・開会時間の比較

	法律案	予算	条約	総理指名	憲法改正	その他	合計
件数（件）	17	20	2	5	0	0	44
1件当たりの平均開会回数	1.94回	1.05回	1回	1回	—	—	1.39回
1件当たりの最大開会回数	4回	2回	1回	1回	—	—	4回
1件当たりの平均開会時間	2h21.6m	40.3m	38m	13.2m	—	—	1h16.3m
1件当たりの最長開会時間	6h58m	2h45m	45m	22m	—	—	6h58m
1件当たりの最短開会時間	3m	10m	31m	7m	—	—	3m

表5　明治憲法と現憲法における両院協議会制度の比較

	明治憲法	現憲法
法的根拠	議院法上の機関	憲法上の機関
対象となる案件		
法律案	回付案に不同意の場合のみ	否決（又は法定期間内に議決しない場合）も含む
予算	回付案に不同意の場合のみ	否決（又は法定期間内に議決しない場合）も含む
条約	×	○
内閣総理大臣の指名	×	○
憲法改正原案	×	○
その他の議案	×	○
請求	必要的	法律案、憲法改正原案、その他の議案は任意的
請求できる議院	先議院のみ	後議院も可能（法律案、憲法改正原
請求に対して拒否できるか	できない	衆議院が拒否できる場合もある
両院協議会を開いても意見が一致しないとき	不成立（規定なし）	衆議院の議決が国会の議決となる（予算、条約、総理の指名）

表6　審査機関説と起草機関説の対照表

	審査機関説	起草機関説
両院協議会の性格	各院の委員会、本会議に引き続く一種の「審査機関」	両院の議決の異なった部分について調整し妥協案を作成するための「起草機関」
この考え方を支持する院	衆議院	参議院
帝国議会時代の慣行との関連性	踏襲	とらわれない
両院の関係についての考え方	衆議院の優越を重視	両院対等の建前、互譲の精神
元の議案審議との連続性	あり	なし
原案	回付案（両院協議会を求められた院の議決案） ←→両院協議会を求めた院の議決案は修正案となる ※衆議院に優越権が認められている案件については衆議院の議決案を原案とする（修正審査機関説）	ない→強いて言えば、両院の議決双方につき「両議院の議決が異なった事項及び当然影響をうける事項の範囲」（両規8）内で協議を行う
原案所持主義との関係	重視（両院協議会を求める院が原案を所持していなければならない）	考慮の必要性なし
両院協議会への議案の付託	ある（原案が付託される）	ない
議題宣告	行う	行わない
趣旨の説明の対象	各院の議決案（すなわち原案及び修正案）	各院の議決
趣旨の説明の聴取の順序	原案を所持している院から	両議院の協議委員議長及び副議長打合会での協議による （両院協議会を求めた院から）
協議案（議決の対象）	各院の議決案（すなわち原案及び修正案）	協議の過程で提案された、両院の議決の異なった部分について作成された妥協案の原案
協議案の採決の順序	協議委員の提出した修正案、両院協議会を求めた院の議決案、求められた院の議決案 ※衆議院に優越が認められている案件については、協議委員の提出した修正案、参議院の議決案、衆議院の議決案（修正審査機関説）	両院協議会の議長が決定した順
成案	調整部分を含めた原案の全体	両院の議決の異なった部分について作成された妥協案 ※両院の議決の異なった部分に限らない（修正起草機関説）
成案先議の院が送付する案件	（調整部分を含めた原案の全体である）成案	成案のみ
奏上又は内閣へ送付する案件	（調整部分を含めた原案の全体である）成案	成案と先に両議院の議決の一致した部分とが一体となった最終的な国会の議決
法律案について、両院協議会の成案を衆議院が可決した後に参議院が否決した場合の衆議院の再議決の対象（7－1－2－2参照）	成案	当初議決
予算、条約について、両院協議会の成案を衆議院が可決した後に参議院が議決しない場合の自然成立（承認）となる内容（7－2－1参照）	成案	当初議決

図2-1　両院協議会の進行（実績）【法律案の例】

公職選挙法の一部を改正する法律案外3件両院協議会（第128回国会　H6.1.26（水）～1.29（土））

	衆議院		参議院
1/21（金）			
			【議運理事会】〔公報14:30〕
		14:40～14:42	【議運委員会】〔公報14:40〕 ・本日の本会議の議事に関する件等
		15:01～16:19	【本会議】〔公報15:00〕 ・政治改革4法案否決（討論あり、記名投票）等 ←返付
1/24（月）			
	【議運理事会】〔公報13:00〕		【議運理事会】〔公報12:00〕 （開会せず、懇談を行った）
1/25（火）			
	【議運理事会】〔公報11:00〕		【議運理事会】〔公報13:00〕
	【議運委員会】〔公報12:00〕 （会議を開くに至らず） 【本会議】〔公報13:00〕 （会議を開くに至らず）		
1/26（水）			
	【議運理事会】〔公報11:00〕		
12:01～12:09	【議運委員会】〔公報12:00〕 ・議案通知書及び返付議案受領の件 ・両院協議会を求めるの件 ・協議委員の選挙の件 ・本日の本会議の議事等に関する件等		
13:02～13:09	【本会議】〔公報13:00〕 ・否決返付報告 ・両院協議会を求めるの動議可決（起立採決） ・協議委員の選挙等 →両院協議会請求		
			【議運理事会】〔公報13:10〕
13:12～13:15	【協議委員議長及び副議長互選会】		
		13:25～13:28	【議運委員会】〔公報13:20〕 ・両院協議会開会の請求についての報告 ・協議委員の選任に関する件 ・本日の本会議の議事に関する件等
		13:41～14:40	【本会議】〔公報13:40〕 ・両院協議会請求報告 ・協議委員の選挙等
		14:50～14:51	【協議委員議長及び副議長互選会】〔公報14:30〕
	【両議院協議委員議長及び副議長打合会】① 【両議院協議委員議長及び副議長打合会】② 《両院協議会の議長の抽選》 《両院協議委員打合》		
17:15～17:17	【両院協議会】〔参・公報17:00〕 （議長選出報告、次会決定）		

図2-1　両院協議会の進行（実績）【法律案の例】

1/27（木）			
			【議運理事会】〔公報9:30〕 【議運委員会】〔公報9:40〕 （会議を開くに至らず） 【本会議】〔公報10:00〕 （会議を開くに至らず）
	【両議院協議委員議長及び副議長打合会】		
13:09～16:00	【両院協議会】①〔公報13:00〕 （両院議決趣旨説明、衆院側が協議案提示）		
	【議運理事会】〔公報11:00〕 【議運委員会】〔公報12:00〕 （会議を開くに至らず） 【本会議】〔公報13:00〕 （会議を開くに至らず）		
19:06～21:30	【両院協議会】② （参院側が衆院側提案を拒否）		
22:22～22:26	【両院協議会】③ （参院自民が協議案提示）		
22:49～23:28	【両院協議会】④ （衆院側が参院自民提案を拒否、市川議長協議打切り宣告）		
	○土井衆院議長が、原参院議長に、両院協議会は終了していない旨の認識を伝え、原参院議長がこれに同意		
1/28（金）			
	【議運理事会】〔公報11:00〕 【議運委員会】〔公報12:00〕 （会議を開くに至らず） 【本会議】〔公報13:00〕 （会議を開くに至らず）	12:41～12:43 13:01～13:03	【議運理事会】①〔公報12:30〕 【議運委員会】〔公報12:40〕 ・本日の本会議の議事に関する件等 【本会議】〔公報13:00〕 ・常任委員長の辞任・選挙 ・請願
	○土井衆議院議長が、細川総理と河野自民党総裁に斡旋案提示		
	○細川総理・河野自民党総裁会談 →政治改革法案修正合意		【議運理事会】②
	○土井衆院議長より、両院協議委員正副議長に対し、両院協議会において更に協議を行い成案を得るべく努力を続けられたい旨要請 （衆院議長応接室　両院の正副議長、議運委員長、協議委員正副議長、事務総長が出席）		
	【両議院協議委員議長及び副議長打合会】		
1/29（土）（会期末日）			
	【議運理事会】①〔公報9:30〕		
	【両議院協議委員議長及び副議長打合会】		
14:39～15:37	【両院協議会】〔公報13:00〕 （衆院側が協議案提示、採決→成案決定）		
	【議運理事会】②		【議運理事会】①〔公報9:30〕
16:08～16:21	【議運委員会】〔公報9:50〕 ・両院協議会報告書受領の件 ・両院協議会成案の取扱いに関する件 ・本日の本会議の議事に関する件等		
16:43～17:08	【本会議】〔公報10:00〕 ・成案可決（協議員議長報告、討論あり、起立採決）等 →成案送付		
			【議運理事会】②
		17:10～17:14	【議運委員会】〔公報9:40〕 ・両院協議会について ・本日の本会議の議事に関する件
		17:31～17:53	【本会議】〔公報10:00〕 ・成案可決（協議員議長報告、討論あり、起立採決） ←成案議決通知 ←奏上通知

図2-2　両院協議会の進行（実績）【予算の例】

平成二十五年度一般会計予算外二件両院協議会（第183回国会　H25.5.15（水））

	衆議院		参議院
		9:02～18:08	【予算委員会】〔公報9:00〕 集中審議、締めくくり質疑、修正案趣旨説明、討論、採決
	【議運理事会】①〔公報11:00〕		【議運理事会】①〔公報17:30〕
		18:17～18:20	【議運委員会】①〔公報17:40〕 ・本日の本会議の議事に関する件等
		18:41～19:29	【本会議】①〔公報18:00〕 ・予算否決（討論あり、記名投票）等 ←返付
	【議運理事会】②		
19:51～19:53	【議運委員会】①〔公報12:00〕 ・議案通知書及び返付議案受領の件 ・協議委員の選挙の件 ・本日の本会議の議事等に関する件		
20:12～20:20	【本会議】①〔公報13:00〕 ・否決返付報告 ・両院協議会請求宣告 ・協議委員の選挙等 →両院協議会請求		
			【議運理事会】②
20:22～20:24	【協議委員議長及び副議長互選会】		
		20:26～20:28	【議運委員会】② ・両院協議会開会の請求についての報告 ・協議委員の選任に関する件 ・本日の再開後の本会議の議事に関する件
		20:46～20:48	【本会議】② ・両院協議会請求報告 ・協議委員の選挙
		20:50～20:51	【協議委員議長及び副議長互選会】〔公報20:50〕
			《協議委員打合会》
	【両議院協議委員議長及び副議長打合会】 《両院協議会の議長の抽選》 《両院協議委員打合》		
21:19～21:43	【両院協議会】〔参・公報21:20〕		
	【議運理事会】③		【議運理事会】③
22:17～22:18	【議運委員会】② ・協議委員議長の本会議における報告に関する件 ・本日の本会議の議事等に関する件	22:17～22:19	【議運委員会】③ ・両院協議会について ・本日の再開後の本会議の議事に関する件
22:40～22:44	【本会議】② ・協議委員議長の報告 ・議決確定宣告 →議決確定通知 →内閣送付通知	22:36～22:39	【本会議】③ ・協議委員議長報告

図2-3　両院協議会の進行（実績）【条約の例】

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会（第171回国会　H21.5.13（水））

	衆議院		参議院
			【議運理事会】①〔公報9:30〕
		9:40～9:42	【議運委員会】①〔公報9:40〕 ・本日の本会議の議事に関する件等
		10:01～10:42	【本会議】①〔公報10:00〕 ・趣旨説明質疑等 ・条約不承認（討論なし、押しボタン） ←返付
	【議運理事会】①〔公報11:00〕		
12:01～12:04	【議運委員会】①〔公報12:00〕 ・議案通知書及び返付議案受領の件 ・協議委員の選挙の件 ・本日の本会議の議事等に関する件等		
13:03～13:06	【本会議】①〔公報13:00〕 ・不承認返付報告 ・両院協議会請求宣告 ・協議委員の選挙 →両院協議会請求		
			【議運理事会】②
13:09～13:11	【協議委員議長及び副議長互選会】		
		13:20～13:22	【議運委員会】② ・両院協議会開会の請求についての報告 ・協議委員の選任に関する件 ・本日の再開後の本会議の議事に関する件
		13:36～13:38	【本会議】② ・両院協議会請求報告 ・協議委員の選挙
		13:41～13:42	【協議委員議長及び副議長互選会】〔公報13:40〕
			《協議委員打合会》
	【両議院協議委員議長及び副議長打合会】 《両院協議会の議長の抽選》 《両院協議委員打合》		
14:20～15:05	【両院協議会】〔参・公報14:10〕		
	【議運理事会】②		【議運理事会】③
15:15～15:16	【議運委員会】② ・協議委員議長の本会議における報告に関する件 ・本日の本会議の議事等に関する件	15:25～15:27	【議運委員会】③ ・両院協議会について ・本日の再開後の本会議の議事に関する件
15:33～15:36	【本会議】② ・協議委員議長の報告 ・議決確定宣告 →議決確定通知 →内閣送付通知	15:41～15:46	【本会議】③ ・協議委員議長報告
15:42～17:58	【予算委員会】〔公報15:00〕 ・補正予算　締めくくり質疑、討論、採決（一部野党欠席）		
18:04～18:11	【財務金融委員会】〔公報17:00〕 ・補正予算関連法案　採決（一部野党棄権・欠席） ※文部科学委員会等の補正予算関連法案は採決見送り		
	【議運理事会】③		
18:34～18:36	【議運委員会】③ ・本日の本会議の議事等に関する件		
18:52～19:15	【本会議】③ ・補正予算・関連法案議了（一部野党欠席）		

図2-4 両院協議会の進行(実績)【内閣総理大臣の指名の例】

内閣総理大臣の指名両院協議会(第170回国会 H20.9.24(水)(召集日))

	衆議院		参議院
	内閣総辞職		
			【議運理事会】①〔公報9:30〕
		9:40～9:44	【議運委員会】①〔公報9:40〕 ・内閣総辞職に関する報告 ・本日の本会議の議事に関する件等
		10:01～10:05	【本会議】①〔公報10:00〕 ・議席の指定等
	【議運理事会】①〔公報9:30〕		
	【常任委員長会議】〔公報9:40〕		
12:00～12:07	【議運委員会】①〔公報9:50〕 ・内閣総辞職決定通知書受領の件 ・会期の件 ・本日の本会議の議事等に関する件等 →会期協議		
			【議運理事会】②
			【常任委員長懇談会】〔公報12:10〕
			【議運理事会】③ ←会期回答(協議調わず、委員会・本会議に付議しない旨)
		12:21～12:22	【議運委員会】② ・本日の再開後の本会議の議事に関する件
13:02～13:36	【本会議】①〔公報10:00〕 ・議席の指定等 ・会期の件 ・内閣総理大臣の指名 →会期議決通知 →指名通知		
		13:31～14:08	【本会議】② ・内閣総理大臣の指名(含:決選投票) ・両院協議会請求宣告 ←指名通知 ←両院協議会請求
13:43～13:48	【議運委員会】② ・新旧委員長挨拶		
	【議運理事会】②		
			【議運理事会】④
		14:50～14:52	【議運委員会】③ ・協議委員の選任に関する件 ・本日の再開後の本会議の議事に関する件
15:00～15:01	【議運委員会】③ ・内閣総理大臣指名通知書及び 両院協議会請求書受領の件 ・協議委員の選挙の件 ・本日の本会議の議事等に関する件		
		15:06～15:07	【本会議】③ ・協議委員の選挙
		15:11～15:12	【協議委員議長及び副議長互選会】〔公報15:10〕
15:22～15:24	【本会議】② ・両院協議会請求報告 ・協議委員の選挙		
			《協議委員打合会》
15:27～15:29	【協議委員議長及び副議長互選会】		
	【両議院協議委員議長及び副議長打合会】 《両院協議会の議長の抽選》 《両院協議委員打合》		
15:49～16:00	【両院協議会】〔参・公報15:45〕		
	【議運理事会】③		【議運理事会】⑤
16:30～16:31	【議運委員会】④ ・協議委員議長の本会議における報告に関する件 ・本日の本会議の議事等に関する件	16:24～16:26	【議運委員会】④ ・両院協議会について ・本日の再開後の本会議の議事に関する件
16:52～16:56	【本会議】③ ・協議委員議長の報告 ・議決確定宣告 →議決確定通知 →奏上通知	16:41～16:45	【本会議】④ ・協議委員議長報告
			【議運理事会】⑥

図3　憲法改正原案と議案の存続要件・先例との関係

	衆議院議員提出の憲法改正原案		参議院議員提出の憲法改正原案	
	衆議院が保持	参議院が保持	衆議院が保持	参議院が保持
通常の会期終了の場合	継続（国102の9②）	継続（国102の9②）	継続（国102の9②）	継続（国102の9②）
特に注意すべき会期終了の場合				
衆議院の解散	消滅（発議者不在）	消滅（発議者不在）	審議未了・廃案	審議未了・廃案（参先138）
衆議院議員の任期満了	消滅（発議者不在）	消滅（発議者不在）	審議未了・廃案	審議未了・廃案（参先138）
参議院議員の半数の任期満了		審議未了・廃案（参先137）	（発議者全員任期満了）消滅（発議者不在）	（発議者全員任期満了）消滅（発議者不在）
			（任期満了が発議者の一部）存続	（任期満了が発議者の一部）存続→審議未了・廃案（参先137）